

## 第4次小田原市一般廃棄物処理基本計画の改定について

### 1 概 要

第4次小田原市一般廃棄物処理基本計画（計画期間：令和2年度（2020年度）～令和11年度（2029年度））の着実な推進を図るため、令和6年度（2024年度）に実施した数値目標の達成状況等の評価を行う中間評価の結果及び社会情勢の変化等を踏まえ、本計画の見直しを行う。

### 2 見直しの要点

#### (1) 新たな視点の追加

ア ゼロエミッションの実現（第2章1（1）基本方針 5頁、第2章10ごみ処理の基本方針に基づく施策 26頁）

イ 食品ロス削減推進計画の策定（第3章 食品ロス削減推進計画 35頁～39頁）

#### (2) 新たな取組の追加

ア リユースの推進（第2章10（1）イ 家庭ごみの発生抑制・減量化 28頁）

イ デジタル技術導入の検討（第2章10（3）ア デジタル技術の導入検討 31頁）

ウ リチウム蓄電池等の適正処理（第2章10（3）エ 一般廃棄物等の適正処理の推進 32頁）

#### (3) 取組内容の見直し

ア 生ごみ減量化の推進（第2章10（1）イ 家庭ごみの発生抑制・減量化 27頁）

イ プラスチックごみの削減（第2章10（1）イ 家庭ごみの発生抑制・減量化 28頁、第2章10（2）イ 資源化品目等の拡大の検討 30頁）

ウ 剪定枝類の資源化（第2章10（2）イ 資源化品目等の拡大の検討 30頁）

#### (4) 進捗状況や新たな取組を踏まえた指標等の見直し

ア 計画期間の見直し（令和12年度（2030年度）まで延長）（第1章3 計画の期間 4頁、第2章9 ごみの減量化・資源化の数値目標 25頁）

イ ごみ排出量や社会状況の変化を踏まえた令和12年度数値目標の設定（第2章9

ごみの減量化・資源化の数値目標 25頁）

### 3 今後のスケジュール

令和7年8月6日	第1回環境審議会（諮問）
令和7年11月4日	第2回環境審議会
令和7年12月15日 ～令和8年1月13日	パブリックコメント実施
令和8年1月～2月	庁内会議
令和8年2月～3月	第3回環境審議会（答申）
令和8年3月	改定計画の策定

参考資料 6－1

## 第4次小田原市一般廃棄物処理基本計画 改定案

見直し箇所は、**赤字**で記載

小田原市

# 小田原市一般廃棄物処理基本計画 目次

## 第1章 一般廃棄物処理基本計画とは

1 計画の目的	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	4

## 第2章 ごみ処理計画

1 ごみ処理の基本方針	5
2 市民、事業者、行政の協働と役割	7
3 ごみの排出状況	8
4 資源化の状況	12
5 ごみ処理システムのフロー	15
6 ごみ処理の状況	16
7 ごみ処理に関する課題	21
8 ごみ排出量の予測	24
9 ごみの減量化・資源化の数値目標	25
10 ごみ処理の基本方針に基づく施策	26
11 ごみ処理広域化との関係	34

## 第3章 食品ロス削減推進計画

1 食品ロス削減の基本方針	35
2 食品ロスに関する現状	35
3 食品ロス削減の数値目標	38
4 食品ロス削減の基本方針に基づく施策	38

## 第4章 生活排水処理計画

1 生活排水処理の基本方針	40
2 市民、事業者、行政の協働と役割	41
3 水環境・生活排水処理等の現状	42
4 生活排水処理に関する課題	46
5 生活排水処理別人口の将来予測・生活排水処理率の数値目標	47
6 生活排水処理の基本方針に基づく施策	48
7 生活排水処理システムのフロー	49

## 第5章 一般廃棄物処理基本計画の推進体制と進行管理

1 計画の推進体制	44
2 計画の進行管理	44

参考資料及び用語解説	46
------------	----

# 第1章 一般廃棄物処理基本計画とは

## 1 計画の目的

大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会のしくみは、私たちに物質的な豊かさをもたらしてきた一方で、大量の廃棄物を生み出し、街の美化や生態系といった環境に大きな負荷を与えるとともに、石油等の天然資源の枯渇の懸念、オゾン層の破壊、さらには地球温暖化など地球規模の諸問題を引き起こしています。それを受け、平成27年（2015年）には持続可能な開発目標（SDGs）を含む「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、食品ロスやマイクロプラスチックによる海洋汚染などの問題解決に向けた目標が設定されました。

また、同年、地球温暖化対策の新たな国際的枠組みとしてパリ協定が合意され、全ての国々が削減目標を掲げ、長期的な温室効果ガス排出削減に乗り出すこととなりました。

このような状況を踏まえ、廃棄物の発生抑制とその循環的利用を図るシステム、すなわち、環境と共生した「持続可能な循環型社会」の構築が喫緊の課題となっています。

国では、\*循環型社会の構築に向けて容器包装、家電、食品、建設、自動車、小型家電、プラスチックなどに関するリサイクル法により資源循環への取組を進めています。また、廃棄物を処理する過程で生まれるエネルギーを発電に利用するなど、エネルギーの自給自足に向けた取組も進められています。さらに、温室効果ガス排出削減目標の実現に向けて、地球温暖化対策計画等に基づき、廃棄物処理業を含む全業種において取組が加速化しています。最近では、「循環経済ビジョン2020」（令和2年（2020年）5月公表）、「循環経済工程表」（令和4年（2022年）9月公表）、「第五次循環型社会形成推進基本計画」（令和6年（2024年）8月閣議決定）及び「循環経済への移行加速化パッケージ」（令和6年12月循環経済に関する関係閣僚会議とりまとめ）に基づき、地方創生を含めた国家の成長戦略として、循環経済への移行に向けた取組が加速しています。また、食品ロス削減推進法、プラスチック資源循環法、再資源化事業等高度化法等が施行されるなど、食品ロス、プラスチックごみ削減等の資源化の取組が具体的に強化されています。また、「サーキュラーパートナーズ」（令和5年（2023年）12月設立）に代表されるように、官民連携の取組が加速しています。

一方、本市では、地球全体の環境や自然を守るために足元から着実な努力をしようと、平成7年（1995年）を「環境元年」と定め、種々の施策を推進してきました。中でも、廃棄物問題については、増え続けるごみに対処するため、平成9年度（1997年度）に、ごみの分別区分を3分別から9分別15品目（現在は18品目）に変更するとともに、指定ごみ袋制度を導入するなど、ごみの分別改革を実施し、全国でも高い水準の資源化率を達成し、「燃せるごみ」の大幅な削減を図ることができました。

その後、「燃せるごみ」の排出量は、平成13年度（2001年度）をピークに減少しており、前計画で目標としていた「燃せるごみ」の年間排出量50,167トンの達成に向か、基準年度である平成24年度（2012年度）以降も順調に減少していましたが、平成30年度（2018年度）は減少量が鈍化した状況であります。また、燃せるごみの組成内容においては、いまだ減量化、資源化が可能な状況であります。

ごみの減量は、発生抑制、排出抑制への意識と実践が重要であり、また、「燃せるごみ」の中に含まれる資源物の分別を徹底して進め、焼却や埋立処理量を減らす\*循環型社会を構築するための取組が求められています。しかし、\*循環型社会は、排出者である市民、事業者、行

政の協働なくしては達成できません。

今後なお一層の市民・事業者・行政のパートナーシップのもとに<sup>\*</sup>循環型社会の構築を目指して、人口減少、少子・高齢化やライフスタイル（生活の様式）の多様化などの社会経済情勢の変化を踏まえた新しい「一般廃棄物処理基本計画」を、更なるごみの減量化、資源化を目的に策定します。

\*印の用語は巻末の用語解説で説明しています。

## 2 計画の位置づけ

### （1）関連計画との位置づけ

本計画は、一般廃棄物処理に係る最上位計画であり、ごみの発生・排出抑制、資源化などを定めるごみ処理計画と、**食品ロスを削減するための取組を推進するための食品ロス削減推進計画**、各家庭から排出される生活雑排水や、し尿などの処理、処分などを定める生活排水処理計画で構成されます。

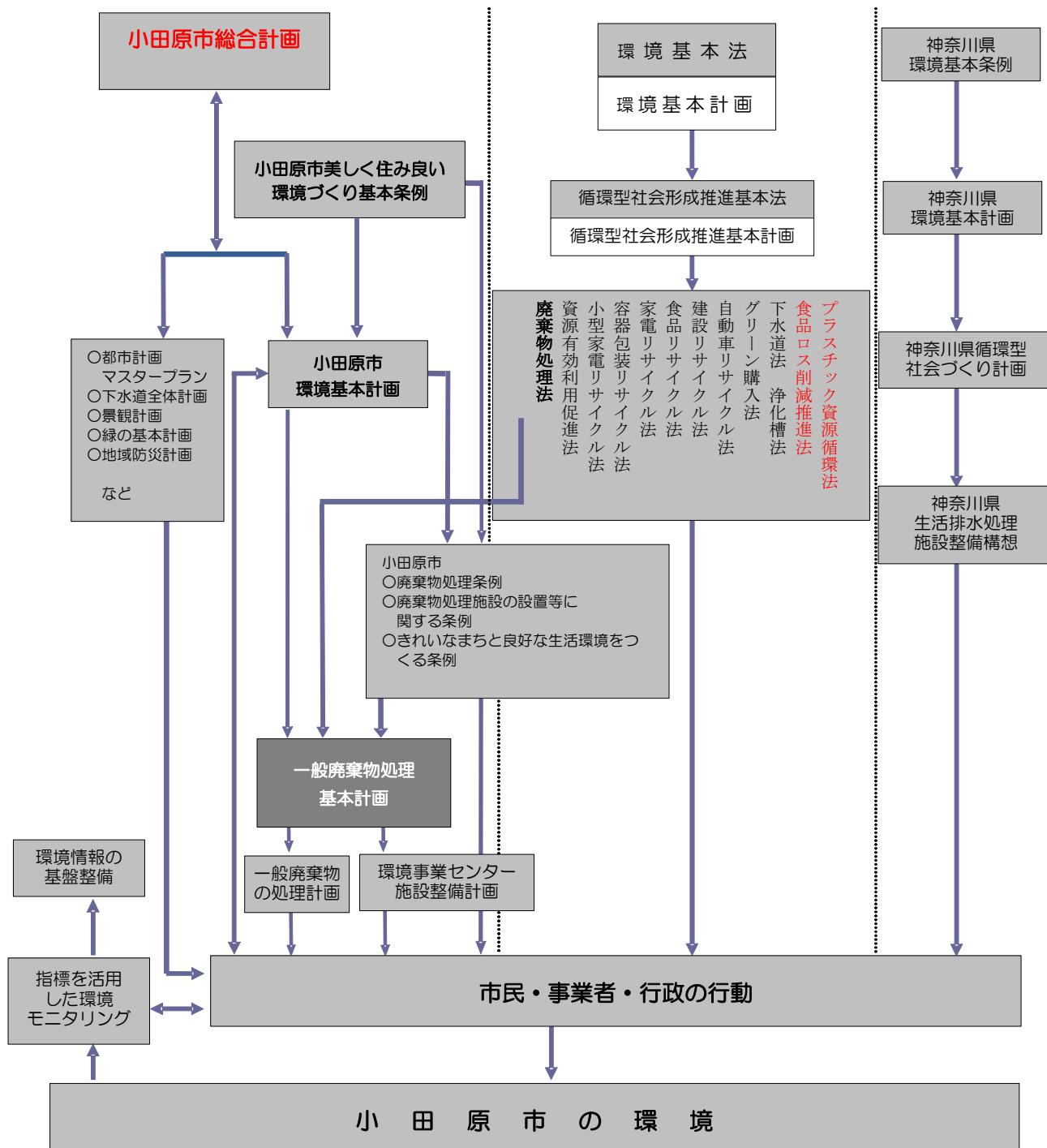
また、本計画は、市総合計画及び環境基本計画で示す「望ましい環境像」を目指すための一般廃棄物分野における計画とし、「小田原市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」（以下「廃棄物処理条例」という。）の趣旨に則った計画とします。

### （2）法的な位置づけ

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定に基づき、長期的視点に立った市町村の一般廃棄物処理の基本方針となる計画に位置づけられ、一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み、一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項、分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分、一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項、一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項などを定めています。

また、**食品ロス削減推進計画**については、「**食品ロスの削減に関する法律**」（以下「**食品ロス削減推進法**」という。）第13条第1項の規定に基づき、ごみ処理計画の重点項目である**食品ロス削減**に向けた目標と施策を定めています。

## 小田原市一般廃棄物処理基本計画の位置づけ



### ※各法律名称

- 「資源の有効な利用の促進に関する法律」（「資源有効利用促進法」という。）
- 「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」（「小型家電リサイクル法」という。）
- 「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（「容器包装リサイクル法」という。）
- 「特定家庭用機器再商品化法」（「家電リサイクル法」という。）
- 「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」（「食品リサイクル法」という。）
- 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（「建設リサイクル法」という。）
- 「使用済自動車の再資源化等に関する法律」（「自動車リサイクル法」という。）
- 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（「グリーン購入法」という。）
- 「食品ロスの削減の推進に関する法律」（「食品ロス削減推進法」という。）
- 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（「プラスチック資源循環法」という。）

### 3 計画の期間

本計画は、地域の一般廃棄物処理施策の大枠を定める長期的な計画ですが、着実な計画の進展を図るために、具体的な計画期間については、令和 2 年度（2020 年度）から令和 11 年度（2029 年度）までの 10 年間としていました。

しかし、中間目標年度である令和 6 年度（2024 年度）に、計画の進捗状況の評価を行い、他の計画との整合性を取るために、計画期間を令和 2 年度（2020 年度）から令和 12 年度（2030 年度）までの 11 年間としました。

## 第2章 ごみ処理計画

### 1 ごみ処理の基本方針

#### (1) 基本方針

基本方針はゼロエミッションの実現を目指した「省資源・循環型社会の構築」とします。

この計画では、ごみとして出されたものを処理するという考え方ではなく、「そもそもごみとなるようなものの利用を抑制し、なお排出されるものについては分別を徹底して、できるだけ再使用・再生利用を図り、残るものについては適正に処理する」という考え方を基本としています。

地球規模の環境問題は、日々の私たちの暮らしから起きていることから、市民一人ひとりが自分自身の問題としてとらえ、意識を変えてライフスタイルを見直すとともに、市民、事業者、行政が連携・協働して5つのR (Refuse・Reduce・Reuse・Repair・Recycle) の取組を推進し、省資源・循環型社会を目指したまちづくり、「持続可能な循環型社会」の構築を推進するため、ごみ処理の現状と課題を踏まえ、次の項目をごみ処理の基本方針の実現に向けた具体的な事項とします。

#### \*5つのR

- Refuse (必要のないものは受け取らない)
- Reduce (ごみを減らす)
- Reuse (ものを繰り返し使用する)
- Repair (ものを修理して使用する)
- Recycle (再生品を積極的に利用する)

※国は、3Rを推進していますが、小田原市では「Refuse」と「Repair」の2つのRを加えた5Rとします。

#### (2) 基本方針の実現に向けた具体的な事項

##### ア 発生抑制・再使用に重点を置いたごみの減量化の推進

\*循環型社会を構築するためには、ごみを発生させない対策が重要です。そのためには、市民・事業者・行政の協働のもとにそれぞれの主体的な取組が不可欠です。各主体の自主的な取組を促すための意識啓発、情報コミュニケーション、支援策を検討し、発生抑制に重点を置いたごみの減量化を推進します。

##### イ ごみの分別と資源化の更なる推進

ごみの分別をより一層進めることで、燃せるごみの減量化を図り、資源化を推進します。さらに、近年増加傾向にある事業ごみの減量に力を入れて取り組みます。

分別をしっかりしていただいている方の努力が報われるような仕組みを検討し、更なる分別を進めます。

今後の資源化技術の動向などを踏まえ、分別品目の拡大を検討するとともに、事業者や地域と連携を図り、店頭回収などにより分別、資源化の機会を広げていきます。

また、焼却灰の資源化率の向上も図ります。

#### ウ 安定的・継続的なごみの適正処理の推進

ごみの収集運搬から\*中間処理、最終処分に至るまで、安全に適正に処理するとともに、効率的な事業運営を推進します。

また、現在、ごみの処理・処分、リサイクル、環境保全技術など、新たな技術開発が進められていますので、将来的なごみの処理・処分のあり方を検討するため、リサイクル技術や処理技術などに関する調査・情報収集を継続的に行います。

なお、今後のごみ処理体制として、将来の広域化に向けた環境整備等についても検討を進めています。

#### エ きれいなまちづくりの推進

市民・事業者・行政の協働のもとに環境美化活動、不法投棄防止対策などを進め、きれいなまちづくりを推進します。

また、広報紙やポイ捨て防止キャンペーンをはじめとした環境啓発イベントなど、あらゆる機会を通じて市民等の環境美化に関する意識啓発を図ります。

## 2 市民、事業者、行政の協働と役割

本計画の基本方針である「省資源・循環型社会を目指したまちづくり」の実現のため、市民、事業者、行政が本計画の趣旨を十分理解し、一体となって取り組むことが必要です。意識を切り替え、便利さに慣れ親しんだライフスタイルを見直し、主体的な取組と協働のもとで、次に示すそれぞれの役割を果たしていくことが重要です。

### 市民の役割（消費者・排出者責任）

- 5つの「R」で、資源の有効利用に資するライフスタイルを実践する。
- ごみの分別を徹底する。
- ごみの減量化、資源化などの環境問題に関心を持つ。
- 地域の環境美化活動を推進する。
- ごみの持ち帰りを徹底する。
- 事業者、行政が行う取組に協力する。

### 事業者の役割（排出者・拡大生産者責任）

- 5Rの取組を促進し、ごみの排出抑制、資源の有効利用に資する事業活動を推進する。
- 自己処理の原則に基づき事業活動で生じた廃棄物を適正に処理する。
- \*拡大生産者責任（EPR=Extended Producer Responsibility）を踏まえた、ごみ等の適正なりサイクルや処理の取組を推進する。
- \*容器包装リサイクル法、\*家電リサイクル法、\*食品リサイクル法、\*建設リサイクル法、\*小型家電リサイクル法など各種リサイクル法に基づいた取組を推進する。
- リサイクル技術などを開発する。
- 再生品や再使用品を積極的に利用する。
- 自らの取組を積極的に公表し、環境情報を提供する。
- 地域の環境美化活動に積極的に参加する。
- 市民（地域）、行政の省資源・循環型社会を目指したまちづくりに積極的に協力する。

### 行政の役割

- ごみ処理の基本方針に沿った減量化、資源化施策の推進を図る。
  - 発生抑制・再使用に重点を置いたごみの減量化を推進する。
  - ごみの分別の徹底と資源化を推進する。
  - 市民の生活環境を守り、安定的かつ継続的なごみの適正処理を推進する。
  - きれいなまちづくりを推進する。
- \*拡大生産者責任の働きかけを行う。
  - 国、県等を通じて、製造・販売元である事業者の物理的、経済的責任が製品ライフサイクルの使用後の段階まで拡大されるよう求めていく。
  - \*家電リサイクル法における対象品目の拡大や、各種リサイクル法の見直しについて、国、県等に働きかけを行う。
- 排出事業者として、ごみの適正処理を推進する。
  - ごみの分別排出を徹底する。
  - 再生品や再使用品を積極的に利用する。

### 3 ごみの排出状況

#### (1) ごみ（資源物を含む）の分別区分

市内から発生するごみは、一般家庭から排出されるごみ（家庭ごみ）と、事業所等から排出されるごみ（事業ごみ）に分けられ、9種類に分類しています。

① かん類（資源物）	ジュース缶など飲料用の缶、缶詰の缶
② びん類（資源物）	飲物、食物などの各種びん
③ ペットボトル（資源物）	飲料用、しょう油、酒、みりんなど
④ トレー類・  表示のあるもの（資源物）	トレー、袋類、プラスチック容器
⑤ 紙・布類（資源物）	新聞紙、雑紙、段ボール、紙パック、*その他紙、布類
⑥ 燃せるごみ	生ごみ、木くず、革製品、ゴム類、繊維類、汚れた紙類
⑦ 燃せないごみ	金属複合物等、容器以外のプラスチック、陶磁器類、ガラスくず類など
⑧ スプレー缶など	蛍光灯、スプレー缶、カセットボンベ、乾電池、ライター、ビデオテープ、カセットテープ、廃食用油など
⑨ 大型ごみ	家具類、家電製品（家電リサイクル法対象品目を除く）、寝具類、自転車など

#### (2) ごみの排出量

ごみの排出量の過去6年間の推移を見ると順調に減少しており、小田原市民の1人1日当たりの排出量は平成30年度（2018年度）に微増しましたが、おおむね減少傾向にあります。

しかし、神奈川県及び全国平均と比較すると多くなっています。本市独自の古紙回収システムは、地域、事業者、市の協力のもと、市内で発生する古紙類のほとんどを回収できるシステムとなっています。そのため県内各市と比較してもその回収量が多く、排出量を引き上げる要因のひとつと考えられます。

小田原市のごみ排出量の推移 (人口は各年10月1日現在)

年 度	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)
人 口 (人)	196,073	195,125	194,086	193,313	192,407	191,181
排出量 (t／年)	73,820	72,283	71,278	70,716	69,579	69,219
1人1日当たり排出量 (g／人・日)	1,031	1,015	1,003	1,002	991	992

●令和元年度（2019年度）～令和6年度（2024年度）のデータは卷末をご参照ください

### ごみの排出量の推移（小田原市はトン、全国と県は万トン）

年 度	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)
小田原市	73,820	72,283	71,278	70,716	69,579	69,219
全国	4,487	4,432	4,398	4,317	4,289	4,272
神奈川県	301	297	295	291	287	286

●令和元年度（2019年度）～令和6年度（2024年度）のデータは卷末をご参照ください

### 1人1日当たりのごみ排出量の推移（g／人・日）

年 度	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)
小田原市	1,031	1,015	1,003	1,002	991	992
全国	958	947	939	925	920	918
神奈川県	907	894	884	872	859	846

●令和元年度（2019年度）～令和6年度（2024年度）のデータは卷末をご参照ください

### （3）家庭ごみの排出量

家庭ごみの排出量の過去6年間の推移を見ると減少傾向が続いている。種類別排出量を見ると、燃せるごみが全体の64%ほどを占めており、おおむね順調に減少しています。

資源物の排出量は、トレー類・表示のあるものが年々増加しており、ペットボトルは横ばい傾向、他はおおむね減少傾向にあります。特に紙・布類は大きく減少しています。

また、燃せないごみ、スプレー缶などは減少傾向であり、大型ごみ、直接搬入ごみは増加傾向にあります。

### 家庭ごみ種類別排出量の推移（t／年）

年 度	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)
燃せるごみ	37,901	36,975	36,086	35,705	34,718	34,203
紙・布類（資源物）	11,730	11,306	10,953	10,470	9,949	9,536
ペットボトル（資源物）	733	699	691	663	681	718
トレー類・表示のあるもの（資源物）	1,783	1,792	1,875	1,936	1,998	2,058
かん類（資源物）	623	581	572	527	540	529
びん類（資源物）	1,435	1,387	1,361	1,328	1,298	1,265
燃せないごみ	2,828	2,643	2,573	2,471	2,452	2,514
スプレー缶など	295	280	287	265	261	251
大型ごみ	334	309	314	352	331	347
直接搬入ごみ	1,522	1,385	1,500	1,575	1,734	2,036
合計	59,184	57,357	56,212	55,292	53,962	53,457
1人1日当たり排出量 (g／人・日)	827	805	791	784	768	766
1人1日当たりの燃せるごみ排出量 (g／人・日)	543	531	521	520	509	509

※家庭ごみ種類別排出量…家庭から排出された種類ごとにおけるそれぞれの数量

※1人1日当たりの燃せるごみ排出量は、表の「燃せるごみ」と「直接搬入ごみ」のうちの燃せるごみの合計から算出

### 1人1日当たりの家庭ごみ排出量の推移 (g／人・日)

年 度	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)
小田原市	827	805	791	784	768	766
全国	678	668	660	646	641	638
神奈川県	695	681	672	660	648	637

●令和元年度（2019年度）～令和6年度（2024年度）のデータは巻末をご参照ください

#### （4）事業ごみの排出量

事業ごみの排出量の過去6年間の推移を見ると年々増加しており、1ヶ月の排出量が300kg以下の中小事業者の事業活動から発生する\*「特定ごみ」の排出量は、400t前後で推移しています。

### 事業ごみの排出量の推移 (t／年)

年 度	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)
直接搬入ごみ	14,257	14,563	14,714	15,082	15,171	15,338
特定ごみ	379	363	352	342	446	424
事業ごみの排出量	14,636	14,926	15,066	15,424	15,617	15,762

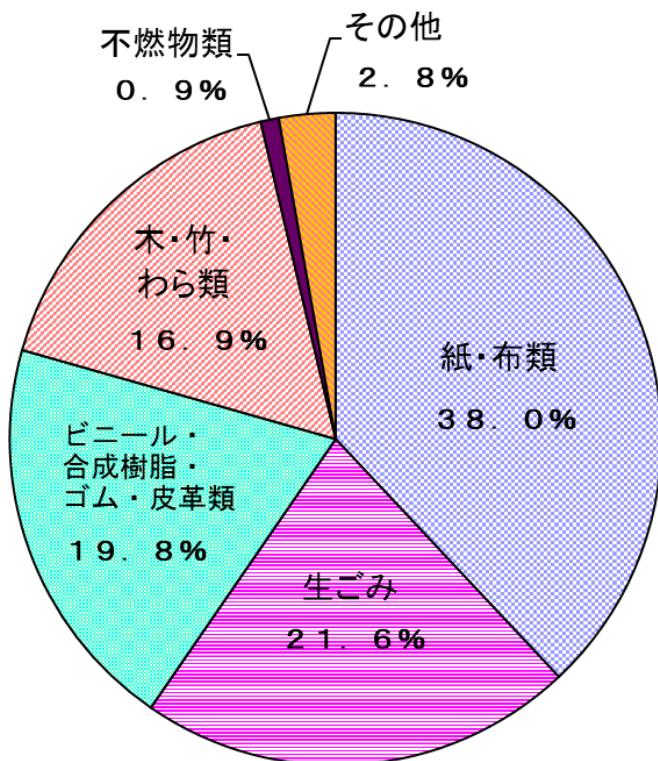
●令和元年度（2019年度）～令和6年度（2024年度）のデータは巻末をご参照ください

## (5) 燃せるごみの性状

平成 30 年度（2018 年度）に実施した、家庭ごみと事業ごみを合わせた燃せるごみの分析調査（湿重量）によると、紙・布類が全体の 38.0%、\*ちゅう芥類（生ごみ）が 21.6%、ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類が 19.8%、木・竹・わら類が 16.9% となっています。

燃せるごみの中に混入している紙・布類などのすべてを資源化できるわけではありませんが、紙・布類と\*ちゅう芥類をあわせると全体の 60%ほどを占めます。さらに、ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類には、分別可能なトレー類・表示のあるものやペットボトルなどが多く含まれています。

平成 30 年度（2018 年度） 燃せるごみ分析調査結果（湿重量）



●令和 6 年度（2024 年度）のデータは巻末をご参照ください

## 4 資源化の状況

### (1) 資源化量等

現在、資源化しているものとして、かん類、びん類、ペットボトル、トレー類・表示のあるもの、紙（新聞紙、雑紙、段ボール、紙パック、\*その他紙）・布類、廃食用油、蛍光灯、スプレー缶・カセットボンベ、乾電池、ビデオテープ・カセットテープ、燃せないごみや大型ごみとして回収される金属類などが該当します。

かん類は、民間事業者に売却し、資源化しています。びん類のうち、ビールびんなどの生きびんは、民間事業者に売却し、再利用するなど資源化しています。その他のびんは、色別に分けて（公財）日本容器包装リサイクル協会に引き渡し、資源化しています。

ペットボトルは、（公財）日本容器包装リサイクル協会に引き渡し、資源化しています。その資源化量は、平成25年度（2013年度）以降、年間600tほどで推移しています。

トレー類・表示のあるものは、（公財）日本容器包装リサイクル協会に引き渡し、資源化しています。資源化量は、平成25年度（2013年度）以降、1,870tほどで推移しています。

紙・布類については、古紙問屋に引き渡し、新聞紙、雑紙、段ボールなどの品目ごとに資源化しています。\*「その他紙」の回収量は増加していますが、インターネットやスマートフォン等の普及により、新聞や雑誌などが紙媒体から電子媒体へと移行している影響で、その他の品目の回収量は減少傾向にあります。このため、紙・布類の資源化量は、平成25年度（2013年度）以降、年平均で約4%ずつ減少し、平成30年度（2018年度）は9,495tとなっています。

燃せないごみや大型ごみは破碎し、鉄やアルミなどを選別し、資源化しています。破碎後の可燃残さと不燃残さについては、\*溶融処理・\*焙焼処理により資源化を図るとともに一部を埋立処理しています。

また、スプレー缶などのうち蛍光灯や乾電池からは鉄、亜鉛、水銀などの金属類を回収するなど資源化し、ビデオテープ・カセットテープは固体燃料等に資源化しています。

廃食用油は、バイオディーゼル燃料（BDF）に精製し、資源化しています。

なお、ごみの焼却により発生する焼却灰は、民間事業者に委託し、主に埋立処理しており、一部を\*溶融処理、\*焙成処理などにより資源化しています。平成23年（2011年）3月の東日本大震災以降、処理施設のある自治体からの受入拒否や処分費用の高騰などが続いたことから、資源化に捉われず、「まず処分すること」を考え取り組んできました。



溶融工程

### 資源化量の推移 (t／年)

年 度	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)
紙・布類	11,731	11,307	10,961	10,460	9,918	9,495
ペットボトル	618	610	602	626	578	596
トレー類・  表示のあるもの	1,857	1,781	1,823	1,939	1,988	1,842
かん類	517	494	484	463	457	444
びん類	961	1,068	1,085	977	913	839
スプレー缶など	295	280	287	265	261	251
破碎後金属	681	679	701	687	688	690
その他	2,603	2,499	2,592	2,683	2,747	2,874
合 計	19,263	18,718	18,535	18,100	17,550	17,031

※資源化量…家庭ごみと事業ごみの排出量から、\*中間処理により異物等を除き資源化した量

※その他には、可燃残さ、不燃残さ、ガラス残さ等が含まれる

●令和元年度（2019 年度）～令和 6 年度（2024 年度）のデータは巻末をご参照ください

### （2）資源化率

本市では、資源ごみとして収集し資源化した量と、ごみの排出量の割合を\*資源化率として表しています。また、焼却後に発生する焼却灰に対する資源化の割合を焼却灰資源化率として表しています。

平成 25 年度（2013 年度）以降、本市の資源化率は、26%前後で推移していましたが、平成 28 年度（2016 年度）以降、特に資源ごみの多くを占める紙・布類の回収量の減少が進んだことなどから平成 30 年度（2018 年度）は 24.6%でした。

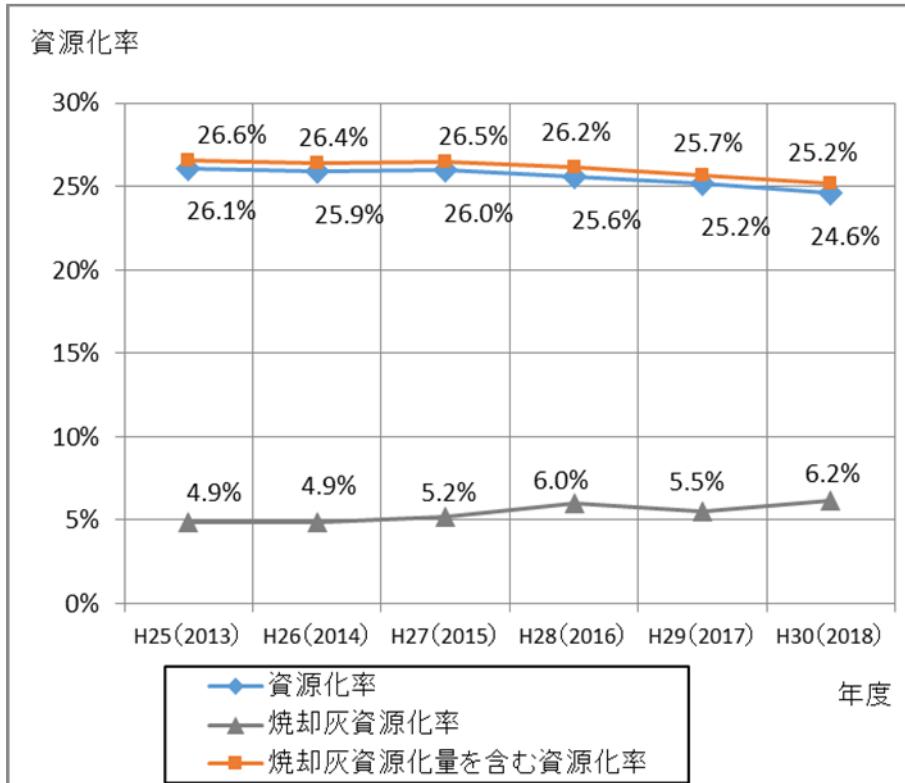
焼却灰の資源化率は、東日本大震災以降の焼却灰の処分状況から、資源化に捉われず処分することに重点を置いて取り組んだ結果、平成 25 年度（2013 年度）以降、5%から 6%で推移しています。焼却灰処理の状況が改善されつつあることから、今後は、資源化率の向上も視野に入れて取り組んでいきます。

### 小田原市の資源化率の推移

年 度	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)
資源化率	26.1%	25.9%	26.0%	25.6%	25.2%	24.6%
焼却灰資源化率	4.9%	4.9%	5.2%	6.0%	5.5%	6.2%
焼却灰資源化量を含む資源化率	26.6%	26.4%	26.5%	26.2%	25.7%	25.2%

●令和元年度（2019 年度）～令和 6 年度（2024 年度）のデータは巻末をご参照ください

## 小田原市の資源化率の推移



●令和元年度（2019年度）～令和6年度（2024年度）のデータは巻末をご参照ください

\*資源化率

〈資源化率〉

$$\text{資源化率} (\%) = (\text{資源化量}) \div (\text{ごみの排出量}) \times 100$$

〈焼却灰資源化率〉

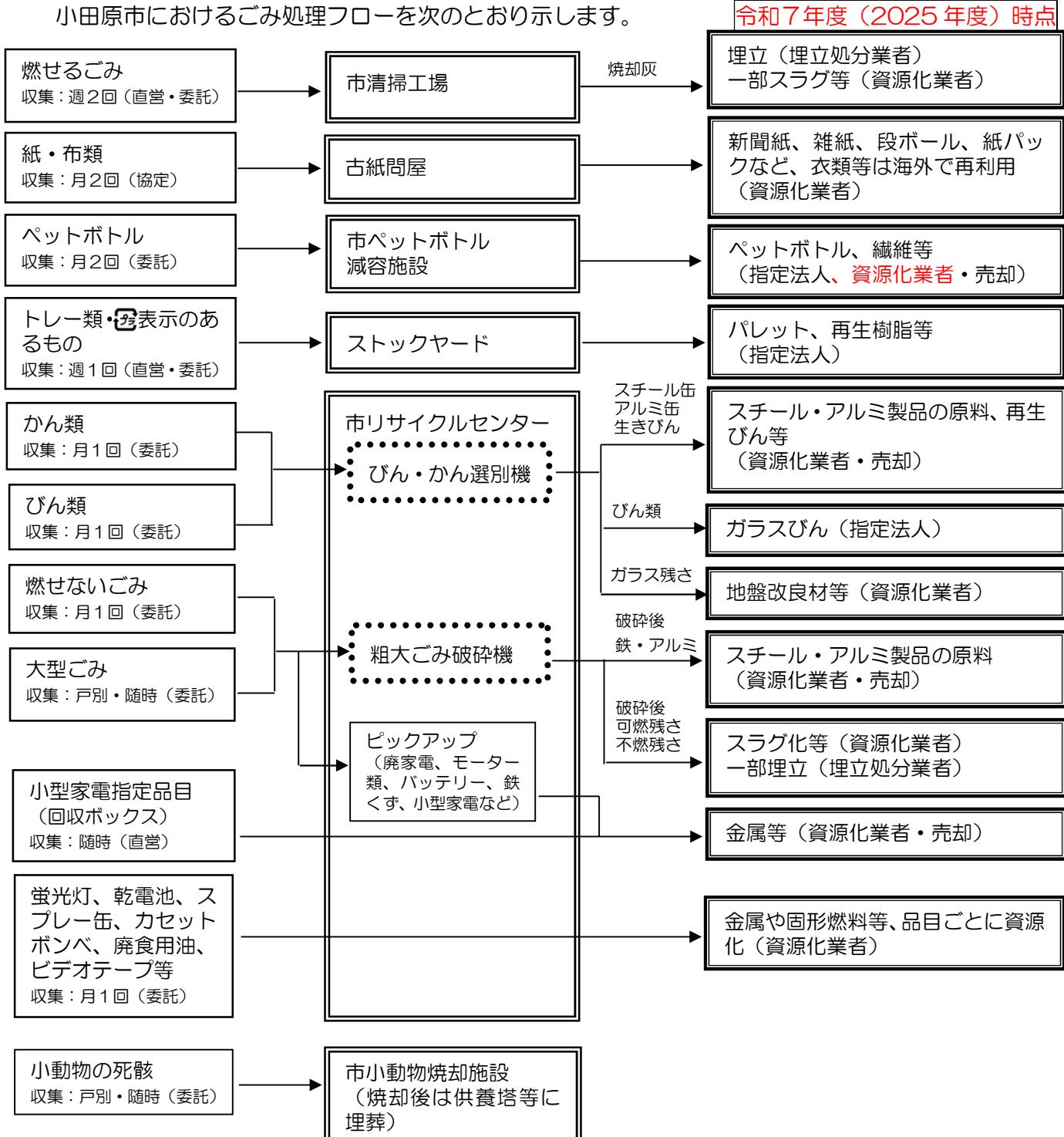
$$\text{焼却灰資源化率} (\%) = (\text{焼却灰の資源化量}) \div (\text{焼却灰の総量}) \times 100$$

〈焼却灰資源化量を含む資源化率〉

$$\text{焼却灰資源化量を含む資源化率} (\%) = (\text{資源化量 (焼却灰の資源化量を含む)}) \div (\text{ごみの排出量}) \times 100$$

## 5 ごみ処理システムのフロー

小田原市におけるごみ処理フローを次のとおり示します。



※直接搬入ごみについては、搬入物によってそれぞれの品目ごとに処理されます。

市で収集・処理できないもの



## 6 ごみ処理の状況

### (1) 収集・運搬の概要

家庭ごみは、ごみ集積場所（市内約 6,600箇所）から収集する方式を基本とし、家具などの大型ごみについては申し込みによる戸別収集方式としています。

収集形態としては、燃せるごみ、トレー類・表示のあるものは直営及び委託で収集を行い、紙・布類は古紙回収業者に協力をお願いしています。ペットボトル、かん類、びん類、燃せないごみ、スプレー缶などについては委託で収集を行っています。

収集回数については、燃せるごみは週2回、トレー類・表示のあるものは週1回、紙・布類、ペットボトル、**かん類、びん類**は月2回、燃せないごみ、スプレー缶などについては月1回としています。

小型家電製品は、市内 5 箇所に設置された回収ボックスにより回収する方法と、燃せないごみとして収集された物品の中から該当する小型家電製品を\*ピックアップする方法で回収しています。（ボックス回収指定品は、携帯電話、デジタルカメラ、ビデオカメラ、電子辞書、携帯型音楽プレーヤー、携帯型ゲーム機、ハードディスク、ゲームソフト）

なお、犬、猫などの小動物の死骸は、小動物焼却施設に持ち込む方法と申し込みによる戸別収集としています。

在宅医療用器具等の廃棄物は、市が燃せるごみやトレー類・表示のあるものとして収集していますが、使用済みの注射針等の廃棄物は、ごみ収集時や作業時の事故防止のために医療機関への持参をお願いしています。

また、事業者が排出する廃棄物は、自らが処理を行うことが原則ですが、事業系一般廃棄物については市清掃工場で受け入れを行っています。

特に、廃棄物処理条例には、\*「特定ごみ」や\*「多量排出事業者」の制度が規定されています。

## (2) 中間処理・最終処分の概要

### ア 焼却処理施設の概要

小田原市清掃工場では、燃せるごみの焼却処理を行っています。焼却施設の燃焼ガスは低公害な状態で排出し、また、焼却施設で発生する汚水は外部に一切出ないクローズドシステムです。

ごみの臭気も焼却用の空気として焼却炉に送られて高温で分解されるため無臭となります。

また、小動物焼却施設も清掃工場の敷地内に有しています。平成3年度（1991年度）に建設し、500kg／5hの処理能力を有しています。



清掃工場

#### ごみ焼却施設の概要

施設名	小田原市清掃工場		
竣工年月	昭和 54 年（1979 年）4 月	平成 3 年（1991 年）3 月	
焼却能力	1 号炉 90 t 2 号炉 90 t 計 180 t / 日	3 号炉 75 t 4 号炉 75 t 計 150 t / 日	
焼却炉	全連続燃焼式焼却炉		
備 考	平成 28 年度（2016 年度）から令和元年度（2019 年度）にかけて、2・3・4 号炉の 3 炉について基幹的設備改良工事を実施し、二酸化炭素排出量の削減に努めたほか、15 年間の延命化を図った。（1 号炉については休炉とした。）		

#### 焼却処理量等

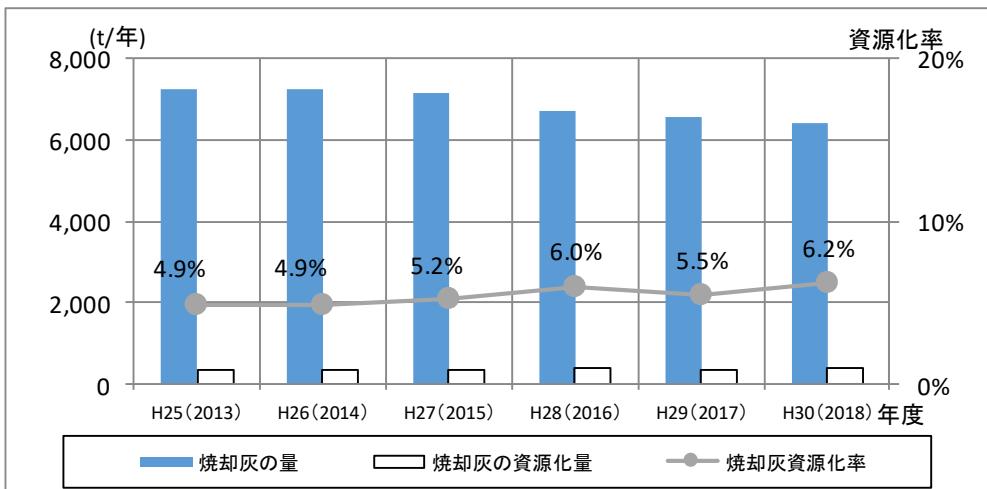
本市の焼却処理量は減少傾向にあり、焼却灰は埋立のほか、県外の民間施設において\*溶融処理や\*焼成処理により、路盤材等に資源化しています。

#### 焼却量と焼却灰の量等の推移（t／年）

年 度	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)
焼却量	53,994	52,965	52,190	52,015	51,412	51,884
焼却灰の量	7,250	7,275	7,170	6,710	6,568	6,404
焼却灰の埋立量	6,897	6,915	6,794	6,308	6,205	6,004
焼却灰の資源化量	353	360	376	402	363	400
焼却灰資源化率	4.9%	4.9%	5.2%	6.0%	5.5%	6.2%
焼却灰発生率	13.4%	13.7%	13.7%	12.9%	12.8%	12.3%

●令和元年度（2019年度）～令和6年度（2024年度）のデータは巻末をご参照ください

## 焼却灰の資源化量等の推移



●令和元年度（2019年度）～令和6年度（2024年度）のデータは巻末をご参照ください

### イ 破碎・選別施設の概要

#### (ア) リサイクルセンター

粗大ごみ処理施設（処理能力 30 t／5 h）

この施設では、燃せないごみ及び大型ごみを受け入れて破碎し、磁選別・ふるい選別を行い、鉄、アルミ、可燃残さ、不燃残さに分けています。その後、鉄、アルミ、モーター類などは資源として売却するとともに、可燃残さと不燃残さについては埋立と資源化処理（\*溶融処理、\*焙焼処理）をしています。

びん・缶選別施設（かん類処理能力 5.4 t／5 h びん類処理能力 10.4 t／5 h）

この施設では、かん類及びびん類を受け入れ、かん類はアルミ缶とスチール缶に分別して資源として売却しています。びん類は手選別により、生きびん、白色びん・茶色びん・その他色びん、ガラス残さに分けています。

生きびんは資源として売却し、色選別したびんは色ごとにカレットにして、（公財）日本容器包装リサイクル協会に引き渡しています。

また、ガラス残さも資源化しています。

#### (イ) ペットボトル減容施設（処理能力 4.9 t／日）

この施設では、ペットボトルを受け入れ、手選別により、異物、キャップ、ラベル、汚れがひどいものなどを除いて圧縮梱包し、（公財）日本容器包装リサイクル協会、資源化業者に引き渡しています。

### ウ 最終処分施設の概要

#### (ア) 堀ヶ窪埋立処分場

この処分場には、清掃工場から排出される焼却灰を運び込みます。処分場の埋立地全面に遮水シートを張り、汚水などの地下浸透による地下水汚染を防止し、処分場内の汚水を処理するための浸出水処理施設を備えています。なお、運び込まれた焼却灰は県外の民間施設で処分しています。

### 堀ヶ窪埋立処分場

施設名	小田原市堀ヶ窪埋立処分場
竣工年月	昭和 61 年（1986 年）3 月
埋立処分地	埋立面積 9,712 m <sup>2</sup> 埋立容量 87,838m <sup>3</sup> 埋立工法 サンドイッチ+セル方式 埋立残余容量 <b>22,111m<sup>3</sup></b> （令和 7 年 3 月末時点） <b>※令和 6 年度（2024 年度）の焼却灰発生量を全量埋め立てた場合</b> <b>の推定残余年数は、約 4 年 10 か月</b>
埋立対象物	一般廃棄物の焼却灰
浸出水処理施設	処理能力 50m <sup>3</sup> / 日 処理方式 接触酸化+凝集沈殿+砂ろ過+活性炭吸着+滅菌処理



堀ヶ窪埋立処分場

### （イ）中村原埋立処分場

この処分場は、不燃性一般廃棄物を埋め立てる施設でしたが、平成 10 年（1998 年）2 月に埋立を終了し、廃止に向けて安定化を図っています。

### 中村原埋立処分場

施設名	小田原市中村原埋立処分場
竣工年月	昭和 47 年（1972 年）7 月
埋立処分地	敷地面積 23,323 m <sup>2</sup> 埋立容量 181,000m <sup>3</sup>
埋立対象物	不燃性一般廃棄物
備 考	平成 10 年（1998 年）2 月埋立終了

### （3）市で収集・処理できないもの

#### ○使用済みの廃家電製品

テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の家電 4 品目については、\*家電リサイクル法により、小売業者による収集・運搬及び製造業者等による再商品化などが義務付けられ、排出者はリサイクル料金を支払うことなどがそれぞれの役割分担として定めら

れています。また、小売業者の引取義務の対象とならない廃家電については、指定引取場所へ持ち込むか、持ち込みが困難な場合は廃家電取扱一般廃棄物収集運搬業許可業者に指定引取場所への運搬を依頼することとしています。

#### ○廃棄二輪車（オートバイ）

廃棄二輪車については、製造業者などが適正処理、再資源化に自主的に取り組んでいます。排出者は、廃棄二輪車を廃棄二輪車取扱店または指定取引場所などに持ち込むこととしています。

#### ○適正処理困難物

廃棄物処理法では、適正処理困難物として、自動車用タイヤ、スプリングマットレスを指定していますが、本市では、廃棄物処理条例に基づき、次の38品目を適正処理困難物に指定し、市清掃工場等の施設では引き取っていません。このため、販売店または廃棄物処理業者などに適正に処理してもらうこととしています。

バッテリー、ゴムタイヤ（自動車用のものに限る）、消火器、ピアノ、オルガン、電子オルガン、排気量50ccを超えるオートバイ、ガスボンベ（充填式のものに限る）、農業用機械、うす、エレクトーン、汚泥、瓦、耐火式金庫、建設廃材、コピー機、コンクリート、サーフボート、自動車部品、シンナー、スロットマシン、石膏ボード、ソーラー温水器、断熱材、電気温水器、土管、トナー、パチンコ台、便器、ブロック、ボウリングの玉、レンガ、パソコン、溶剤・塗料、農薬・化学薬品、廃油（食用油を除く）、アスベストを含むもの、感染の恐れのある在宅医療廃棄物

## 7 ごみ処理に関する課題

### (1) ごみの減量化・資源化への積極的な取組

#### ア 市民の意識

市では、ごみと資源の収集日カレンダーと分け方出し方ガイドにより分別の徹底を図るとともに、広報紙・環境情報誌\*「ゴミダス」、自治会回覧、自治会等への講習会、ホームページ、ケーブルテレビ、市役所内及び市立病院のモニター広告などを通じて、市民の皆さんにごみの減量、資源化の推進に向けた取組をお願いしています。

しかし、燃せるごみの排出量は減少しているものの、近年では減少傾向が鈍化していること、また、組成分析の結果からも、まだまだ分別可能な状況であることから、市民の皆さんにごみの減量や分別について、今まで以上に理解を深めていただく必要があります。特に、リデュース、リユースによるごみの発生抑制に取り組むことがごみ排出量を減少させることに効果があります。

#### イ 情報の周知方法

市では、様々な方法を用いて、啓発活動を行っています。しかし、インターネットなどの普及により、生活の様々な場面で情報化が進展しており、新たな情報発信ツールの活用など、更なる周知啓発を行う必要があります。

#### ウ ごみの分別の徹底と資源化及び新たな環境問題への取組

##### (ア) 分別の徹底の推進

燃せるごみの中には、紙・布類やトレー類・表示のあるものなどの資源物がいまだに多く混入しています。特に、紙・布類については、すべてが資源化できるわけではありませんが、燃せるごみに多く含まれており、更なる分別の徹底が必要となります。

##### (イ) 生ごみの減量

本市では、生ごみの減量の取組として、平成22年度（2010年度）より、段ボールコンポストを使った堆肥化を推進していますが、参加世帯数の増加や継続率の向上のため、さらに市民が取り組みやすい仕組みを検討する必要があります。

また、近年、持続可能な開発目標（SDGs）にも掲げられ、全国的にも重要性の認識が高まっている食品ロスの削減についても取り組む必要があります。

##### (ウ) 剪定枝類の資源化

燃せるごみに含まれる剪定枝類を資源化することで、減量の効果は高いものの、資源化品目を拡大することによる費用面の課題も生じます。このため、費用対効果を含め、さらに検討していく必要があります。

##### (エ) プラスチックごみの削減

プラスチックごみによる海洋汚染については、世界的な環境問題となっており、近年では微細なプラスチック類であるマイクロプラスチックが、生態系に与える影響等について関心が高まっています。この対策に当たっては、国、県、市、市民や事業者などが一体となって取り組むことが重要です。本市も、プラスチックごみ削減に向け、レジ袋や使い捨てプラス

チック製品などの使用削減、ポイ捨て・不法投棄撲滅の徹底及び清掃活動の推進に係る市民への周知啓発を進める必要があります。

また、プラスチック資源循環促進法に対応していくために、製品プラスチックを資源化していく必要があります。

#### (2) 事業ごみの排出基準や制度の見直し

近年、事業ごみが増加傾向にあることから、排出事業者や一般廃棄物収集運搬業許可業者に對し、ごみの排出抑制や分別の徹底について意識啓発をより一層行い、指導を強化していく必要があります。

事業者は、自己処理の原則に基づき、廃棄物を自ら処理、処分することが原則ですが、条例に基づいて一部の事業ごみ（\*特定ごみ）を集積場所に排出することや、清掃工場への運搬ができるようになっています。しかし、排出者責任など時代の要請に基づき、事業ごみの排出基準や制度を見直す必要があります。

また、一般廃棄物収集運搬業許可業者が清掃工場に搬入する事業ごみには、紙・布類やトレー類・表示のあるものなどの資源物の混入が見られますので、ごみの分別や適正処分の徹底を図る必要があります。

#### (3) ごみ処理に伴う財政負担の軽減

##### ア 適正なごみ処理体制の整備

収集対象となるごみの量を正確に把握し、適正で安全な収集運搬、\*中間処理、最終処分を行えるごみ処理体制の整備に取り組む必要があります。

##### イ ごみ処理手数料の適正化

ごみの収集運搬、\*中間処理には多くの費用がかかっています。

また、国の「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（平成28年（2016年）1月 環境省告示第7号）や\*3つのガイドライン（平成19年（2007年）6月公表、平成25年（2013年）3月改訂）に基づき、排出量に応じた負担の公平化や排出抑制・再生利用等を進めるために燃せるごみの有料化などを検討する必要があります。

#### (4) ごみのポイ捨てや不法投棄の防止

「小田原市きれいなまちと良好な生活環境をつくる条例」に基づき、ごみの持ち帰り等の適正処分を求めるほか、小田原駅周辺を\*環境美化促進重点地区に指定して、ごみ等のポイ捨てに対する規制を強化するなど環境美化の推進に努めていますが、完全になくならないのが現状です。

また、不法投棄防止パトロールの強化などにより、近年、山間部や河川などへの不法投棄は減少傾向にあるものの、まちなかへの不法投棄が目立ちます。

豊かな環境を将来の世代に引き継いでいくため、市民・事業者などと連携を図りながら環境美化活動、不法投棄防止対策などに取り組み、きれいなまちづくりを推進する必要があります。

## (5) 最終処分施設の容量確保

本市の最終処分施設・堀ヶ窪埋立処分場の残余容量は、平成 31 年（2019 年）3 月 31 日時点で 21,989 m<sup>3</sup> となっており、年間で発生する焼却灰から推計すると、残余年数は 4 年程度となります。そのため、\*最終処分場の容量確保が喫緊の課題となっていることを踏まえ、焼却灰の資源化率の更なる向上を図るとともに、国が推進しているごみ処理の広域化に向けた検討が必要です。

また、東日本大震災後の放射能問題では、処理施設のある自治体からの受入拒否や処分費用の高騰などが続き、多くの自治体が排出先の確保に苦慮してきました。現在では、こうした状況が改善されつつあることから、今後は、焼却灰の資源化に対応した排出先を確保していく必要があります。

## 8 ごみ排出量の予測

ごみ排出量の将来予測は、トレンド法により家庭ごみと事業ごみに分けて行いました。なお、トレンド法は、環境省のごみ処理基本計画策定指針で推奨している推計法です。

家庭ごみの排出量の将来予測は、現状の施策で推移させることとして平成30年度（2018年度）の原単位を使用し、その原単位に国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口（平成30年（2018年）3月）を基に算出した、小田原市の将来人口の推計値を乗じて求めました。

また、事業ごみの排出量の将来予測は、過去5年間における事業ごみの総量の増加傾向から予測を行いました。

ごみ排出量の実績及び将来予測（t/年）

年度	人口 (人)	家庭ごみ		事業ごみ		合計	
		総量	燃せるごみ	総量	燃せるごみ	総量	燃せるごみ
H26(2014)	195,125	57,357	37,791	14,926	14,704	72,283	52,495
H27(2015)	194,086	56,212	36,990	15,066	14,854	71,278	51,844
H28(2016)	193,313	55,292	36,686	15,424	15,224	70,716	51,910
H29(2017)	192,407	53,962	35,777	15,617	15,427	69,579	51,204
H30(2018)	191,181	53,457	35,517	15,762	15,513	69,219	51,030
R1(2019)	190,109	53,309	35,501	15,503	15,293	68,812	50,794
R2(2020)	188,856	53,428	35,538	13,433	13,268	66,861	48,806
R3(2021)	188,243	51,094	34,105	13,835	13,690	64,929	47,795
R4(2022)	187,347	50,001	33,697	14,272	14,109	64,273	47,806
R5(2023)	186,338	47,908	32,311	14,228	14,079	62,136	46,390
R6(2024)	185,926	46,759	31,613	14,172	14,044	60,931	45,657
R12(2030)	172,784	48,309	32,101	16,342	16,123	64,651	48,224

※R6(2024)までは実績値、R12(2030)は計画最終年度

※人口は、H27(2015)が国勢調査の確定人口、H26(2014)、H28(2016)～H30(2018)が10月1日現在の推計人口、R12(2030)が国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口（平成30年（2018年）3月）を基に算出した人口

## 9 ごみの減量化・資源化の数値目標

平成 30 年度（2018 年度）の燃せるごみの量は 51,030 トンであり、前計画の基準年である平成 24 年度（2012 年度）から 2,771 トン減少しましたが、前計画の目標年度である、令和元年度（2019 年度）の 50,167 トンまで、あと 863 トンと更なる減量が必要な状況です。

また、資源化率については、資源ごみの多くを占める紙・布類の回収量の減少などから、平成 30 年度（2018 年度）は 24.6% であり、目標の令和元年度（2019 年度）30.5% の達成は厳しい状況となっています。

今後も、更なるごみの減量化・資源化を目指すため、\*循環型社会を構築するため R の取組を積極的に推進する中で、その成果や進捗状況を確認し、さらに効果的な事業の推進を図るため、指標を定め目標値を設定しました。

そして、令和 6 年度（2024 年度）に作成した、「最終目標に対する中間目標等の実績報告書」を踏まえ、本計画の見直しを行い、ごみの減量化・資源化の数値目標の再設定と、それに伴うごみ処理基本方針に基づく施策の見直しを行いました。また、数値目標については、本市のごみ排出量などの推移と、国が示す削減目標などを参考に再設定しました。

資源化率における資源化量については、これまでの算定方法（市からの搬出量ベース・焼却灰除く）から、新しい算定方法（再生利用量ベース・焼却灰含む）に変更しました。

- これまでの算定方法：資源化施設への搬出量<sup>\*1</sup> ÷ ごみの総処理量
- 新しい算定方法：（直接資源化量 + 中間処理後再生利用量<sup>\*2</sup>）÷ ごみの総処理量

### ごみの減量化・資源化の数値目標

指 標	基 準 値 <sup>*3</sup>	【参考】 当 初 目 標	目 標 (R 6(2024) は 実 績)
①家庭ごみにおける 1人1日当たりの 燃せるごみ排出量	509 g	R 6 (2024) 484 g	R 6 (2024) 466 g
		R 11(2029) 459 g	R 12(2030) 433 g
②事業ごみ排出量	15,762 t / 年	R 6 (2024) 15,907 t / 年	R 6 (2024) 14,172 t / 年
		R 11(2029) 15,762 t / 年	R 12(2030) 14,172 t / 年
③資源化率 (これまでの算定方法) (ごみ総処理量に占める 資源化量の割合)	24.6%	R 6 (2024) 24.9%	R 6 (2024) 23.2%
		R 11(2029) 25.3%	—
③資源化率 (新しい算定方法) (ごみ総処理量に占める 再生利用量 <sup>*2</sup> の割合)	21.5%	—	R 6 (2024) 22.0%
		—	R 12(2030) 25.1%
④焼却灰の資源化率 (焼却灰の量に占める 焼却灰資源化量の割合)	6.2%	R 6 (2024) 16.1%	R 6 (2024) 16.6%
		R 11(2029) 26.4%	R 12(2030) 30.0%

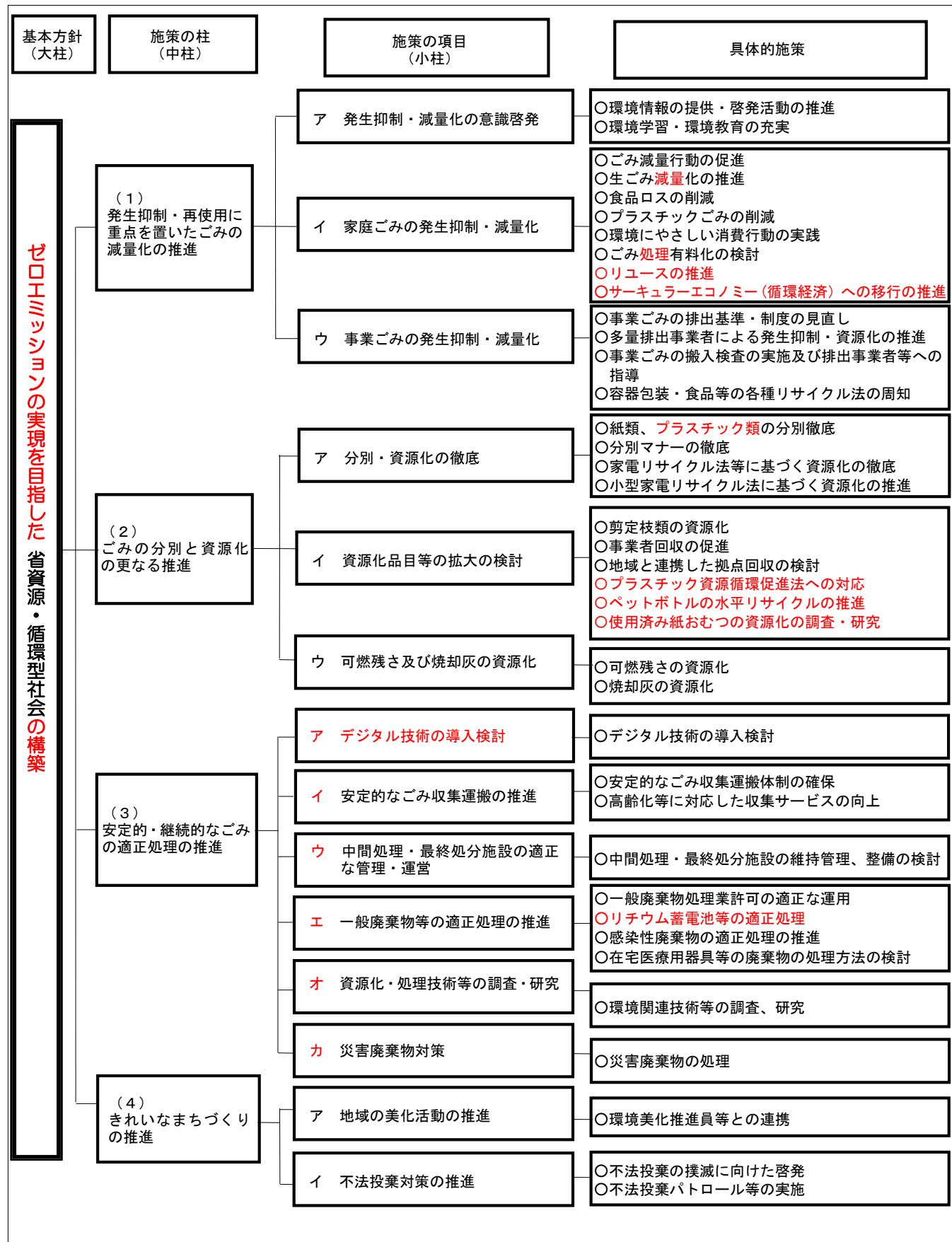
※1 焼却灰の資源化施設への搬出量は含まない

※2 焚却灰の再生利用量を含む

※3 基準値は H30 (2018) 実績

## 10 ごみ処理の基本方針に基づく施策

ゼロエミッションの実現を目指した「省資源・循環型社会の構築」を基本方針とし、本市のごみの減量化、資源化の目標を達成するため、次の施策などに取り組みます。



## (1) 発生抑制・再使用に重点を置いたごみの減量化の推進

### ア 発生抑制・減量化の意識啓発

#### ○環境情報の提供・啓発活動の推進

ごみと資源の収集日カレンダーや分け方出し方ガイドにより情報提供を行うとともに、スマートフォンやパソコンで利用できる、ごみ分別辞典「ごみサク」**やスマートフォン向けアプリ防災 Navi**の更なる周知を行い、ごみを出しやすい環境づくりを推進します。

啓発活動として、環境情報誌\*「ゴミダス」や広報紙、自治会回覧、\*おだわら環境メールニュース、ホームページ、ケーブルテレビ、市役所や市立病院のモニター広告、FMおだわらなどの媒体を活用し、種々の環境情報を提供します。さらに、インターネットが普及している中、SNS 等の情報ツールも活用します。

また、環境イベントなどを通じて、5Rに関する意識啓発を図るとともに、地域や企業に出向いての啓発活動、事業所向けの排出抑制の周知徹底等、ごみの減量化・資源化に向けた取組にも力を入れます。

#### ○環境学習・環境教育の充実

「きらめき出前講座」の開催、清掃工場の見学、学校との連携によるごみに関する授業の実施、インターネットなどを通じて環境教育・環境学習を推進するとともに、環境ボランティアなどの市民団体が実施する環境教育などの活動を支援します。

### イ 家庭ごみの発生抑制・減量化

#### ○ごみ減量行動の促進

自治会等の住民組織と連携を図りながら、種々の啓発活動などを実施します。また、自治会未加入者にも、ごみの分別の徹底を働きかけます。**また、分け方出し方ガイドの多言語化を進め、外国籍のかたが分別を分かりやすく、ごみを出しやすい環境を目指します。**

#### ○生ごみ減量化の推進

\*ちゅう芥類の排出抑制策として、\*段ボールコンポストを使った生ごみの堆肥化を推進しており、本市の代表的な市民協働事業として、他の自治体や団体からも注目を集めています。今後は、当初の目標である8,000世帯の登録を目指し、新規世帯増に向け、多方面での店頭説明会等を推し進めるとともに、継続して取り組んでいただけるよう、生ごみを処理するための材料（基材）の購入ルートの拡充を図ります。**段ボール以外の形態のコンポストやキエ一口、電動生ごみ処理機などニーズに応じた生ごみ減量を促進する多様な支援を検討します。**

#### ○食品ロスの削減

食品ロスの削減については、令和元年10月に「食品ロス削減推進法」が施行され、全国的にも重要性の認識が高まっています。

本市においても、削減に向けた取組をより一層強化するため、同法第13条第1項及び「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」に基づき、食品ロス削減推進計画を策定し、本計画内に定めます。本市における食品ロス削減に向け、「第3章 食品ロス削減推進計画」内において、個別に目標を定め、目標達成に向けた詳細な施策を示します。

## ○プラスチックごみの削減

本市では、環境省のプラスチック・スマートキャンペーンに参加するとともに、県のかながわプラごみゼロ宣言に賛同しています。レジ袋や使い捨てプラスチック製品などの使用削減について市民に啓発するとともに、ポイ捨てや不法投棄の撲滅を徹底し、清掃活動を推進するなど、国、県、事業者と協力しながらプラスチックごみの削減に向けた取組を進めます。

県西地域2市8町プラごみゼロ共同宣言に基づき、深刻化する海洋プラスチック問題に取り組み、プラごみ削減に向けた啓発の実施や共同でのクリーン活動の周知を行います。

マイボトルの普及促進のために、市内公共施設にウォーターサーバーを設置し、ペットボトルの使用抑制に取り組みます。

## ○環境にやさしい消費行動の実践

買い物の際は、「マイバッグを使用する」、「繰り返し使えるものを選ぶ」、「必要なものを必要な分だけ買う」、「環境にやさしい商品を選択して買う」などの行動意識を持つよう呼びかけ、環境に配慮した消費行動の促進を図ります。

## ○ごみ処理有料化の検討

ごみの分別マナーの徹底や十分なごみ減量施策を実施したうえで、なお、ごみの減量効果が見られない場合は、国の方針に基づき排出量に応じた負担の公平化や排出抑制・再生利用等の市民の意識改革を進めるため、燃せるごみの有料化などを検討します。

## ○リユースの推進

民間事業者と連携し、不用品を捨てずに再利用できる仕組みを周知し、リユース行動を促進します。また、民間事業者との連携によりリユース拠点の設置を検討します。

## ○サーキュラーエコノミー（循環経済）への移行の推進

ごみの発生抑制、減量化は、出されたごみを適正に処理するだけでなく、環境に配慮した製品の開発、梱包、販売方法といった視点における取組も必要です。

こうした取組は、社会経済全体の対応が必要であることから、関係自治体などと協力し、国や関係業界などに対し働きかけるとともに、事業者等との連携を推進し、協働して取り組みます。

## ウ 事業ごみの発生抑制・減量化

### ○事業ごみの排出基準・制度の見直し

事業者に対しては、事業活動に伴い生じた廃棄物は自らの責任において適正に処理しなければならないとの法の規定に基づき、より一層の適正処理を目指し、事業ごみの排出基準や制度を見直します。また、排出基準や制度の周知徹底を図り、事業者の意識向上へつなげ、事業ごみの減量化や分別の徹底による資源化を進めます。

「特定ごみ」については、より公平なものとなるように制度のあり方を検討します。

## ○多量排出事業者による発生抑制・資源化の推進

\*多量排出事業者に対して「減量化及び資源化計画書」の確実な提出を求め、必要に応じて立入調査等を実施するなど、事業者の取組状況を把握するとともに、**一般廃棄物と産業廃棄物の処分方法の違いやごみの減量化、資源化について指導します。**また、発生抑制・資源化に顕著な実績を上げた多量排出事業者を公表するなど、事業者の協力を得られるような取組も検討します。

## ○事業ごみの搬入検査の実施及び排出事業者等への指導

事業ごみについては、排出事業者及び一般廃棄物収集運搬業許可業者に対し、適正な排出方法について周知します。また、搬入時に展開検査を実施し、資源化可能な廃棄物や産業廃棄物の混入等について指導するとともに、必要に応じて排出事業者を訪問するなどし、分別の徹底を図ります。

## ○容器包装・食品等の各種リサイクル法の周知

\*容器包装リサイクル法では、レジ袋などの容器包装を多く用いる事業者に対し、排出の抑制の促進等の取組を求めていることから、国や県と連携を図りながら、市内事業者に対して\*容器包装リサイクル法の周知を図ります。

また、\*食品リサイクル法や\*建設リサイクル法では、食品廃棄物や建設廃棄物のリサイクルの推進が義務付けられていますので、法律の周知を図ります。

### (2) ごみの分別と資源化の更なる推進

#### ア 分別・資源化の徹底

##### ○紙類、**プラスチック類**の分別徹底

燃せるごみの中には、紙類や**プラスチック類**などの資源物がまだ多く混入しています。

紙類については、古紙リサイクル事業組合と連携し、燃せるごみに含まれる紙類の分別しやすい仕組みを検討し分別の徹底による資源化を図ります。

また、**プラスチック類**については、廃棄物起源の二酸化炭素が、燃せるごみにおけるプラスチック類の含有量から算定されることから、分別の徹底により容器包装プラスチックや製品プラスチックの資源化に努めます。

なお、更なる分別の徹底を図るため、自治会や\*環境美化推進員などと連携を図ります。

##### ○分別マナーの徹底

燃せるごみに**リチウム蓄電池等**やスプレー缶、在宅医療で使用した注射針等の、危険物が混入しているケースが見受けられます。**リチウム蓄電池等**やスプレー缶等は収集車の火災などを引き起こす原因となっていることから、市民や事業者に対して周知し、分別マナーの徹底を図ります。

##### ○家電リサイクル法等に基づく資源化の徹底

家電 4 品目（テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）については、\*家電リサイクル法により小売業者による収集・運搬及び製造業者などによる再商品化が義務付けられ、排出者は、家電 4 品目を廃棄する際には、リサイクル料金を支払うことなど

が、それぞれの役割分担として定められていますので、\*家電リサイクル法に基づく取組の徹底を図ります。

また、パソコンについても、\*資源有効利用促進法により、製造業者などによる引き取り及び再資源化が義務付けられていますので、パソコンリサイクル制度に基づく取組を徹底します。さらに、事業者と連携した排出方法を周知することで、適正排出を促進します。

#### ○小型家電リサイクル法に基づく資源化の推進

市施設に設置した回収ボックスに排出されたものに加え、燃せないごみから\*ピックアップした小型家電類を資源化します。集められたもののうち、ビデオデッキ等から電子基板を取り外す作業を、福祉施設と連携して行います。

回収ボックスの設置場所と回収品目を増やすとともに、福祉施設での作業内容の拡大について検討します。

#### イ 資源化品目等の拡大の検討

##### ○剪定枝類の資源化

これまで、剪定枝類の資源化に向けた調査や費用の検証を行ってきましたが、その結果、相当な費用がかかることが課題となっています。しかし、燃せるごみの多くを占める剪定枝類の資源化は、ごみの減量と資源化の推進に効果があることから、費用の低減策など、実現に向け更に検討します。まずは環境事業センターに直接持ち込まれる剪定枝類の資源化を進め、その後家庭からごみ集積場所に排出される剪定枝について、収集運搬方法や資源化方法を検討します。

##### ○事業者回収の促進

スーパーなどの小売業者と連携を図りながら、店頭回収を実施する店舗や店頭回収の品目の拡大を図ります。

##### ○地域と連携した拠点回収の検討

市民の利便性の確保の観点からも、**地域**と協力した有効な拠点回収の充実を検討します。

##### ○プラスチック資源循環促進法への対応

プラスチック資源循環促進法に対応していくために、製品プラスチックを再商品化する体制の構築を検討します。広域ごみ処理施設の整備に活用する循環型社会形成推進交付金の交付要件にもなっているため、速やかな検討が必要です。

##### ○ペットボトルの水平リサイクルの推進

使用済みペットボトルを使い捨て容器などのワンウェイプラスチックや再生 PET 繊維にリサイクルする方法もありますが、より持続可能な社会を目指し、資源の有効活用と環境負荷の軽減のために、使用済みペットボトルを原料として新たなペットボトルを製造する「ボトル to ボトル」の水平リサイクルを推進します。

## ○使用済み紙おむつの資源化の調査・研究

使用済み紙おむつは現在焼却処理されていますが、リサイクルによりパルプ等の有効利用が可能となっています。使用済み紙おむつの収集方法やリサイクル技術等の情報収集を行い、効果的な資源化に向けた調査・研究を進めます。

## ウ 可燃残さ及び焼却灰の資源化

### ○可燃残さの資源化

可燃残さは、回収された不燃物を破碎処理したプラスチックを主とする残さで、\*溶融処理や\*焙焼処理により資源化します。

### ○焼却灰の資源化

焼却灰については、一部を\*溶融処理や\*焼成処理により資源化していますが、ほとんどを県外の民間施設で埋立処分している状況です。

東日本大震災以前においては、焼却灰の資源化率は50%以上を確保していましたから、その水準を超えるよう段階的に資源化率の向上を目指します。また、焼却灰の資源化に対応した排出先の確保のため、情報収集等も継続して行っています。

## (3) 安定的・継続的なごみの適正処理の推進

### ア デジタル技術導入の検討

#### ○デジタル技術導入の検討

現在、様々な分野でAIをはじめとするデジタル技術が研究され、導入が進んできています。ごみの適正処理の分野においても、安定的・継続的な履行を図るため、ごみ収集運搬をはじめ各取組においてこうしたデジタル技術の導入を検討します。

### イ 安定的なごみ収集運搬の推進

#### ○安定的なごみ収集運搬体制の確保

ごみの収集・運搬については、生活環境の保全と公衆衛生の向上という廃棄物処理法の趣旨に基づき、確実で安定的かつ継続的に処理する運搬体制を確保します。

#### ○高齢化等に対応した収集サービスの向上

ごみの運び出しが困難な世帯（高齢者や障がいのある方の世帯など）を対象に、紙・布類の戸別収集を行っていますが、今後は、対象とする品目の拡大など、高齢化等に対応した収集サービスの向上についても検討します。また、戸別収集にあわせて、訪問時に安否確認を行うなど、安心して暮らせる環境づくりを支援できるような取組も検討します。

### ウ 中間処理・最終処分施設の適正な管理・運営

#### ○中間処理・最終処分施設の維持管理・整備の検討

ごみ焼却施設、リサイクル施設及び\*最終処分場については、安全に機能するよう、定期的な修繕や整備を行います。

堀ヶ窪埋立処分場については、ごみの減量化による施設の延命化を図るとともに、中村原埋立処分場については適正閉鎖に向けて管理を行います。

## **工 一般廃棄物等の適正処理の推進**

### ○一般廃棄物処理業許可の適正な運用

一般廃棄物処理業の許可業者に対しては、廃棄物処理法の規定に基づく適正な許可のもと、搬入検査や立入調査を実施し、処理業務の指導を行います。

### ○リチウム蓄電池等の適正処理

国のリチウム蓄電池等の適正処理に関する方針に基づき、家庭から排出されるリチウム蓄電池等の安全な回収体制を構築します。

### ○感染性廃棄物の適正処理の推進

感染性廃棄物については、小田原医師会、廃棄物収集運搬業許可業者、本市の3者により医療系廃棄物の処理に関する基本的事項について協定を締結しています。今後も、小田原医師会などを通じて、医療機関に感染性廃棄物の適正処理を働きかけていきます。

### ○在宅医療用器具等の廃棄物の処理方法の検討

増加傾向にある在宅医療用器具等の廃棄物に関しては、注射針等の鋭利なものは医療機関での回収協力を求めていくほか、その他のものについては、市民の利便性等を考慮しつつ、小田原医師会などにも協力を求めながら処理方法を検討していきます。

## **オ 資源化・処理技術等の調査・研究**

### ○環境関連技術等の調査・研究

現在、ごみの処理・処分、リサイクル、環境保全技術など、新たな技術開発が進められています。また、製品メーカーなどでは、リユースやリサイクルしやすい製品の開発なども進められています。

将来的なごみの処理・処分のあり方を検討するため、リサイクル技術や処理技術などに関する調査・情報収集を継続的に行います。

## **カ 災害廃棄物対策**

### ○災害廃棄物の処理

地震のみならず、近年、大規模風水害により発生する災害廃棄物の処理が大きな課題となっていることから、仮置場の確保や初動体制など平時から検討していく必要があります。

また、発災時には「小田原市災害廃棄物等処理計画」に基づき災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を推進し、必要に応じて国、県、県内自治体及び協定を締結している民間事業者等に協力を求め、円滑な処理体制を構築します。

## **(4) きれいなまちづくりの推進**

### **ア 地域の美化活動の推進**

#### ○環境美化推進員等との連携

市民のうちから市長が選任した\*環境美化推進員をはじめ、市民、事業者、ボランティア団体などと連携して主体的な美化活動を推進し、きれいなまちづくりを推進します。

活動への理解を深めるため、\*環境美化推進員を対象に研修会を開催し、地域と連携して

環境美化活動の指導、ごみの集積場所の管理に係る活動等を行います。

また、地域の環境美化の推進に貢献のあった個人、団体等を対象に表彰を行います。

#### イ 不法投棄対策の推進

##### ○不法投棄の撲滅に向けた啓発

不法投棄は、環境へ悪影響を及ぼすことは言うまでもなく、法令においても、その行為は重大な犯罪として厳しく罰せられることから、警察、県等とともに不法投棄の撲滅に向けて啓発に取り組みます。**また、市民通報アプリ「おだわら忍報」の活用を市民に周知し、不法投棄に関する情報を収集します。**

##### ○不法投棄パトロール等の実施

住民組織や警察、県との連携を強化し、パトロールを実施する**ことで**、早期発見に努めます。

さらに、新たな不法投棄を招かないため、看板の貸出しなど、土地所有者等に対し、日頃からの管理の徹底について働きかけ、不法投棄の防止に努めます。

## 1.1 ごみ処理広域化との関係

神奈川県では、ごみの減量化・資源化の推進による\*循環型社会の構築及びごみの適正処理による環境負荷の軽減を目的として、平成10年（1998年）3月に「神奈川県ごみ処理広域化計画」（以下、「県広域化計画」という。）を策定しました。

小田原市は、県広域化計画の中で県西ブロックに位置づけられています。小田原市・足柄下地区（箱根町・真鶴町・湯河原町）では、ごみ処理広域化実施計画を策定するため、平成15年度（2003年度）、平成16年度（2004年度）の2か年を要し、ごみ処理の現状と課題、広域化の基本方針等、ごみ処理広域化に向けての基礎調査を実施しました。

その結果、小田原市・足柄下地区として、ごみ処理広域化の実現に向けて計画を進めることができ望ましいと判断し、平成18年度（2006年度）に小田原市・足柄下地区ごみ処理広域化協議会を設置して、ごみ処理広域化の実現に向けたさまざまな面からの検討をしています。平成21年（2009年）6月には、それまでの検討報告として、ごみ処理広域化を進めていくうえでの考え方や1施設集約に向けた取組などを示した「ごみ処理広域化の考え方」が公表されました。

しかし、時間を必要とする課題が多くあることから、同協議会では、平成25年（2013年）11月に「ごみ処理広域化の検討状況」を公表し、当面は、広域化（施設の集約化）を見据えながら、老朽化している現在の施設の基幹的設備の改良も含め、小田原市と足柄下郡の2つの系統でごみ処理体制を組み立てていくこととしました。

「ごみ処理広域化の検討状況」の公表後、引き続き、ごみ処理広域化に対しさまざまな面から検討を重ねており、小田原市では、焼却施設の基幹的設備改良工事を平成28年度（2016年度）から進め、令和元年度（2019年度）に完了し、焼却施設の延命化を図っています。一方、足柄下地区では、平成26年度（2014年度）から進めていた湯河原町真鶴町衛生組合の最終処分場再生工事が平成30年度（2018年度）に完了し、地域内の埋立容量の確保を図りました。

足柄下郡系統では、足柄下郡3町による共同処理を令和7年（2025年）10月から開始しました。設備としては、箱根町環境センターの焼却施設を廃止し、箱根町内の可燃ごみを湯河原町真鶴町衛生組合に持ち込むための中継施設への改修や剪定枝等ストックヤードの整備をしました。また、湯河原町真鶴町衛生組合の焼却施設は、箱根町内からの可燃ごみも処理するため、基幹的設備改良工事や24時間運転への変更にかかる整備をしました。

令和8年度（2026年度）にはごみ処理の1系統化への集約化に向け、人口やごみ排出量などに関する将来予測等の最新のデータを踏まえてごみ処理広域化における必要な処理施設の種類や規模等の検討及び広域化の効果等の検証等により、ごみ処理広域化のための基本的事項に関する構想を取りまとめることとしています。

その後、この構想に基づき建設候補地選定や施設整備基本計画の策定、施設整備基本設計などに取り組み、小田原市の基幹的設備改良工事終了後、15年後から20年後程度を目標にブロック内施設の集約化を検討していきます。

## 第3章 食品ロス削減推進計画

### 1 食品ロス削減の基本方針

#### (1) 基本方針

本市は、持続可能な社会の実現に向けて、まだ食べられるにもかかわらず廃棄される“食品ロス”の削減に取り組みます。家庭、事業者、団体、行政がそれぞれの役割を果たしながら、協働による取組を進め、地域全体で食品ロス削減を推進します。

#### (2) 基本方針の実現に向けた具体的な事項

##### ア 食品ロスの発生抑制

食品ロスの削減には、その発生を抑制することが最も重要な対策です。そのために、実態を正確に把握し、食品ロスの発生要因に対して有効な情報提供や意識啓発、支援などの対策を検討し、廃棄される食品量の削減を推進します。

##### イ 食品廃棄物の資源循環

食品廃棄物の堆肥化の推進や食品廃棄物になる前の食品の有効活用などを進め、廃棄ではなく、資源としての有効活用を推進します。

### 2 食品ロスに関する現状

#### (1) 国内における食品ロスの現状

食品ロスとは、本来食べられるにもかかわらず、廃棄されてしまう食品を指します。日本国内においては、令和5年度における食品ロスの発生量は約464万トンと推計されています。このうち、家庭から発生する「家庭系食品ロス」は約233万トン、事業者（製造業・小売業・外食産業など）から発生する「事業系食品ロス」も同じく約231万トンと、家庭と事業の両部門で均等に発生しています。

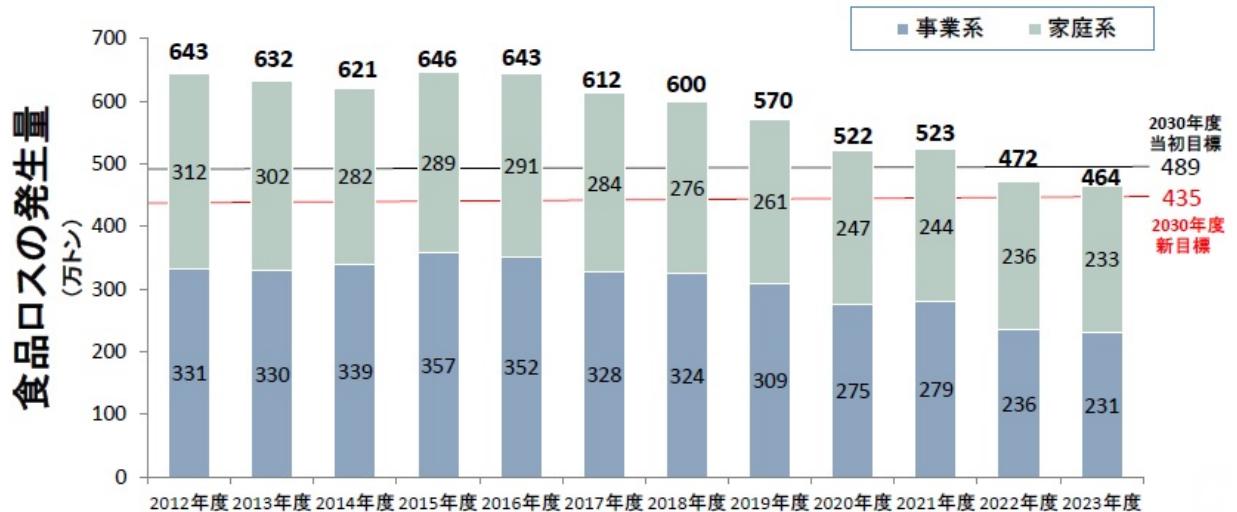
1人あたりに換算すると、国民1人あたり年間約37キログラムの食品が、まだ食べられるにもかかわらず捨てられている計算になります。これらの食品ロスの量は、国際的な食料支援（令和5年度は世界全体で年間約370万トン）を上回る規模であり、食料資源の有効活用や環境負荷の低減の観点からも、深刻な課題となっています。

食品ロスの主な発生要因としては、家庭では食べ残しや過剰除去、消費期限や賞味期限の誤認による廃棄などが挙げられます。一方、事業系では過剰な製造・仕入れ、規格外品の廃棄、販売期限切れによるロスなどが原因となっています。

食品ロスは経済的な損失だけでなく、ごみ処理にかかるコストや温室効果ガスの排出といった環境負荷も生じさせています。例えば、食品ロス100トンを削減することで、二酸化炭素換算で約46トンの温室効果ガス排出を抑制する効果があるとされています。

このような状況を踏まえ、国は「食品ロスの削減の推進に関する法律」に基づき、2030

年度までに食品ロスを 2000 年度比で半減させるという目標を掲げ、官民一体となった取組を進めています。小田原市においても、持続可能な社会の実現に向けて、地域特性に即した食品ロス削減の取組を推進することが求められています。



出典：環境省「我が国の食品ロス発生量の推移」

## (2) 本市における食品ロスの現状

### ア 家庭系食品ロス発生量

令和元年度に本市で排出された燃せるごみの総量は 50,794 トンで、そのうち 35,501 トンが家庭から排出されたものでした。また、同年に実施した食品ロス実態調査の結果から示された割合から、本市の食品ロスの発生量は 5,467 トンと推計されます。

令和 6 年度に行った同様の調査では食品ロスの発生量は 3,794 トンと推計されますので、令和 6 年度は令和元年度に対して、1,673 トン減少しています。

### <食品ロス実態調査結果>

項目	R元年度 (kg)	全体に対する割合 (%)	厨芥類に対する割合 (%)	R6年度 (kg)	全体に対する割合 (%)	厨芥類に対する割合 (%)
調査対象資料の重量	406.22	100.0		639.94	100.0	
食品廃棄物	144.75	35.6	100.0	191.52	29.9	100.0
可食部（食品ロス）	62.66	15.4	43.2	76.33	12.0	39.8
直接廃棄（手付かず食品）	22.85	5.6	15.8	28.62	4.5	14.9
食べ残し	32.51	8.0	22.4	38.9	6.1	20.3
過剰除去（推計）	7.30	1.8	5.0	8.81	1.4	4.6
不可食部	82.10	20.2	56.8	115.19	18.0	60.2
調理くず	82.10	20.2	56.8	115.19	18.0	60.2

## ＜家庭系燃せるごみに含まれる食品ロス推計量＞

項目	R元年度 (t)	全体に対する割合 (%)	厨芥類に対する割合 (%)	R6年度 (t)	全体に対する割合 (%)	厨芥類に対する割合 (%)
家庭系燃せるごみ排出量	35,501	100.0		31,613	100.0	
食品廃棄物（推計）	12,650	35.6	100.0	9,516	30.1	100.0
可食部（食品ロス）	5,467	15.4	43.2	3,794	12.0	39.8
直接廃棄（手付かず食品）	1,988	5.6	15.8	1,423	4.5	14.9
食べ残し	2,840	8.0	22.4	1,928	6.1	20.3
過剰除去	639	1.8	5.0	443	1.4	4.6
不可食部	7,183	20.2	56.8	5,722	18.0	60.2
調理くず	7,183	20.2	56.8	5,722	18.0	60.2



令和 6 年度食品ロス実態調査作業風景

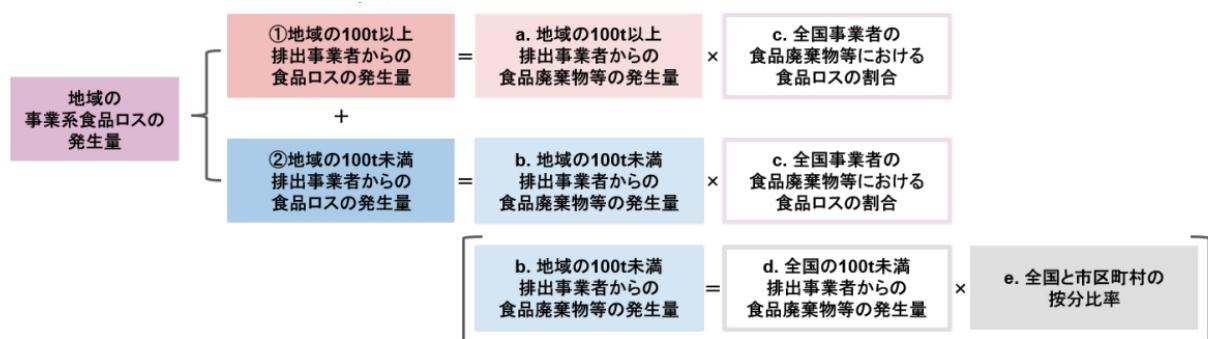


分類された直接廃棄（手つかず食品）

### イ 事業系食品ロス発生量

本市における事業系食品ロス量を推計するに当たっては、複数の方法が考えられますが、代表的な推計手法の一つとして環境省が令和 7 年 3 月に公表した「地方公共団体向け食品ロス削減推進計画策定マニュアル」に示している推計方法を参考に算定した結果、本市の令和元年度の事業系食品ロス発生量は 1,206 トンと推計されます。

### 国に類似した事業系食品ロスの推計



出典：地方公共団体向け食品ロス削減推進計画策定マニュアル（環境省令和 7 年 3 月）

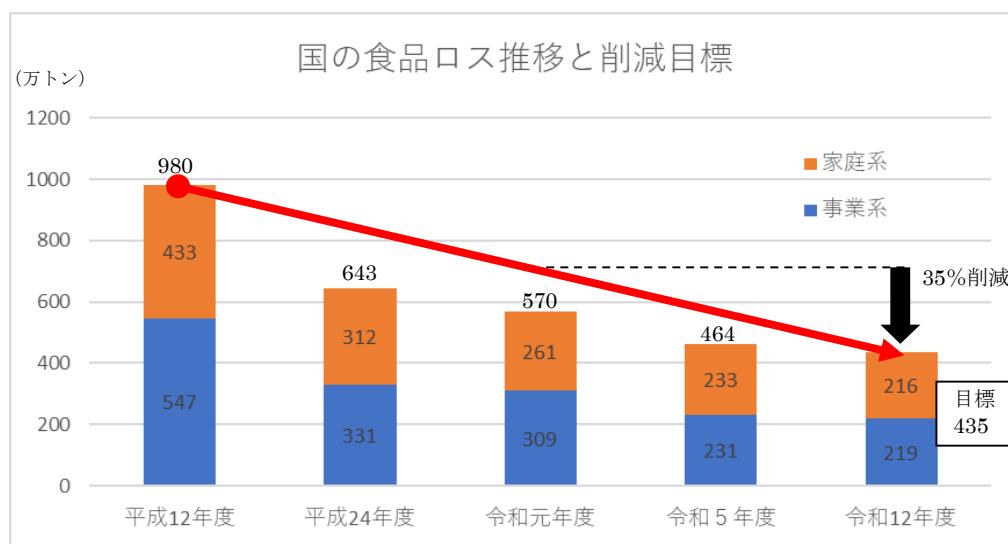
## ウ 本市の食品ロス発生量推計

「ア 家庭系食品ロス発生量」および「イ 事業系食品ロス発生量」により、推計された令和元年度の発生量は、家庭系 5,467 トン、事業系 1,206 トンとなり、合計すると 6,673 トンと推計されます。本市では、この値を基準として数値目標を設定します。

## 3 食品ロス削減の数値目標

国においては食品ロス量の削減について、令和 12 年度（2030 年度）までの 30 年間で半減させることを目標としていましたが、令和 7 年 3 月に公表された「第 2 次食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」により、事業系食品ロスについては 60% 削減の目標に上方修正されました。

本市では、国の削減率にあわせ、令和 12 年度に令和元年に対して、35% 削減することを目標とします。



### 食品ロス削減目標

食品ロス排出量を令和 12 年度までに 4,337 トン／年まで削減します。

【令和元年度の推計値 6,673 トン／年に対し、35%削減】

## 4 食品ロス削減の基本方針に基づく施策

### (1) 食品ロスの発生抑制

#### ○食品ロスの実態調査の実施

市内で発生する食品ロスの量について、引き続き定期的に調査を実施し、実態の把握に努め、発生抑制を促す施策を検討していきます。

#### ○国、県、他自治体との連携

自治体間の全体的なネットワークである「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」に引き続き参加し、情報共有を図ります。

## ○様々な媒体を利用した情報発信

広報紙、環境情報誌「ゴミダス」、ホームページなどの媒体を利用し、情報発信に努めます。また、動画サイトやSNSなど、より周知を図ることができる方法にも力を入れていきます。

## ○意識啓発・教育の推進

職員が自治会や学校などに出向き授業を実施する「きらめき出前講座」で、食品ロスの削減に特化した講座を実施し、普及啓発を図ります。また、食品ロスを出さないレシピの考案や料理教室などを通じて、食材等の計画的な買い物や使いきり・食べきりの意識向上、消費期限・賞味期限に留意した食品の管理、食品ロスダイアリーの普及など実践的な取組の啓発を図ります。

## ○3010（さんまるいちまる）運動の推進

3010運動とは、乾杯してからの30分間とお開き前の10分前は料理を楽しむ時間として、宴会時の食べ残しを減らすためのキャンペーンのことで、「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」の取組の一つである外食時の食べ残し削減を呼び掛ける啓発ポスターを市内飲食店に掲示するなどの啓発を行います。

## ○食べきり協力店の推進

食べ残した食品の持ち帰りや食べきりの推奨、小盛の対応、食材の使い切りなど食品ロス削減に向けた取組を行う市内の飲食店等を「食べきり協力店」として登録し、その取組を周知・啓発を行います。

## ○食料品販売店などの協力

飲食店における啓発だけでなく、スーパーマーケットなどの食料品を販売する店舗とも連携を進め、様々な場面で食品ロス削減の周知・啓発に努めます。

## (2) 食品廃棄物の資源循環

### ○生ごみの堆肥化

燃せるごみに含まれる生ごみを減らしていくため、これまで本市が市民団体とともに取り組んできた段ボールコンポストを使った生ごみの堆肥化を引き続き推進します。

また、その他の手法による生ごみ減量策についても、周知・啓発を実施し、必要な支援についても検討していきます。

### ○フードドライブの推進

家庭や企業などから、安全に食べられるのに廃棄されてしまう食品を福祉施設などに提供するフードドライブの取組を関係部局と連携し、推進していきます。

### ○フードシェアリングの検討

メーカー・小売店などがやむを得ず食品を廃棄する前に、必要とする消費者等とマッチングさせるフードシェアリングサービスが広がっています。他自治体の先行事例などを参考に、フードシェアリングの検討を行います。

## 第4章 生活排水処理計画

### 1 生活排水処理の基本方針

#### (1) 基本方針

健康で快適な生活環境の確保と公共用水域の水質保全を図るため、生活排水を適正に処理することは、本市にとって重要な課題です。本計画における生活排水処理は、地域住民の理解と協力のもとに、公共下水道による処理を基本とし、より快適で豊かな水環境を創出するよう努めることとします。

生活排水処理については、神奈川県生活排水処理施設整備構想に基づき、下水道事業計画区域内は公共下水道による処理を目指すとともに、事業計画区域外の地域については、個別処理として\*合併処理浄化槽の普及を進めます。

#### (2) 基本方針の実現に向けた具体的な事項

##### ア 生活排水の適正処理

公共下水道の事業計画区域内の整備完了に向けて事業を推進します。また、事業計画区域外の生活排水については、効率的な処理方法の検討や\*合併処理浄化槽の普及促進に努めます。さらに、水質保全の向上及び処理施設の負荷軽減に向けた生活雑排水の排出抑制などの意識啓発を図ります。

##### イ 公共下水道接続率の向上

公共下水道による処理の普及促進を図るため、助成制度や積極的な啓発活動などに取り組みます。

##### ウ 合併処理浄化槽の普及促進

下水道事業計画区域外では、単独処理浄化槽やくみ取り便槽から\*合併処理浄化槽への転換を図るため、助成制度や積極的な啓発活動などに取り組みます。

##### エ 処理施設の適正な維持管理

処理施設の維持管理の不徹底による水質汚濁を防止するため、関係機関と協議しながら、処理施設の適正な維持管理の啓発、指導に努めます。

##### オ し尿・処理施設汚泥の収集及び適切な処理

し尿・処理施設汚泥については、収集の安定化を図るとともに、扇町クリーンセンターに搬入し、希釀して公共下水道に排出しますが、公共下水道の普及によるし尿及び処理施設汚泥の推計量を踏まえ、適切な処理を行います。

##### カ 効率的な処理体制の確立

限られた財源の効果的な活用を図る観点から、公共下水道施設の維持管理を含め、生活排水処理に伴う処理コストをさまざまな角度から分析するとともに、費用対効果を踏まえた効率的な処理体制の確立に努めます。

## 2 市民、事業者、行政の協動と役割

健康で快適な生活環境の確保と公共用水域の水質保全を図ることを実現させるためには、市民、事業者、行政が本計画の趣旨を十分理解し、一体となって取り組むことが必要です。主体的な取組と協働のもとで、次に示すそれぞれの役割を果たしていくことが重要です。

### 市民及び事業者の役割

- 公共下水道へ積極的に接続する。
- くみ取り便槽や単独処理浄化槽から<sup>\*</sup>合併処理浄化槽への転換に努める。
- 浄化槽の適正な維持管理を徹底する。
- 生活雑排水の排出を抑制するとともに適正な排出に努める。

### 行政の役割

- 公共下水道整備事業を推進し、維持管理を図る。
  - ・公共下水道の事業区域内の整備完了に向けて事業を推進し、維持管理を図る。
- くみ取り便槽や単独処理浄化槽から<sup>\*</sup>合併処理浄化槽への転換を促進する。
  - ・助成制度や積極的な啓発活動などに取り組むことにより、<sup>\*</sup>合併処理浄化槽への転換を推進する。
- 安定的かつ継続的な収集運搬体制を確保する。
  - ・市民の生活環境を守るため、安定的かつ継続的な収集運搬体制を確保する。
- 適正な中間処理施設の維持管理を図る。
  - ・市民の生活環境を守るため、施設の長寿命化を踏まえた維持管理を推進する。
- 生活排水処理に係る普及啓発活動を実施する。
  - ・身近な生活排水対策について広報媒体を通じ紹介することにより普及啓発活動を行う。

### 3 水環境・生活排水処理等の現状

#### (1) 水環境の現状

公共用水域の汚濁の原因としては、工場などから出る工場排水と一般家庭から出る生活排水があげられます。現在、その70%が生活排水に起因すると言われています。

また、本市では水環境の現状を把握するため、毎年度、定期的に河川の水質検査等を実施していますが、公共下水道等の整備に伴い、市内主要河川の\*BOD（生物化学的酸素要求量）は\*環境基準を達成しています。

市内の主な河川のBODと\*公共下水道接続率の推移 (BODの単位=mg/l)

河川名	測定地点	基準値	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)
森戸川	親木橋	5以下	1.8	1.9	1.5	1.5	1.5	1.6
酒匂川(甲)	飯泉取水堰(上)	2以下	1.2	1.1	0.8	1.0	0.9	0.9
酒匂川(乙)	酒匂橋	3以下	1.2	1.2	1.1	1.2	1.0	1.0
山王川	山王橋	3以下	1.2	1.0	1.1	1.4	1.1	1.0
早川	早川橋	2以下	0.9	1.0	1.0	1.1	0.8	1.1
公共下水道接続率 (%)			92.5	92.9	93.1	93.3	93.3	93.6

\*公共下水道接続率=下水道接続戸数÷下水道処理区域内戸数

●令和元年度（2019年度）～令和6年度（2024年度）のデータは巻末をご参照ください

#### (2) 生活排水処理の現状

本市の生活排水処理は、\*農業集落排水処理施設による処理は存在せず、公共下水道と\*合併処理浄化槽による処理を中心に実施していますが、一部の地区では単独処理浄化槽やくみ取り便槽による処理も残っています。

なお、\*合併処理浄化槽は、トイレからの汚水をはじめ、台所や風呂からの排水などを処理して河川に放流していますが、単独処理浄化槽やくみ取り便槽の場合は、台所や風呂からの雑排水は未処理のまま河川に放流されるため、公共用水域の水質汚濁の一因となっています。

令和6年度（2024年度）末の生活排水処理の現状

処理方法	世帯数	処理方法	世帯数
公共下水道	約 73,400 世帯	合併処理浄化槽	約 6,400 世帯
単独処理浄化槽	約 12,000 世帯	くみ取り便槽	約 700 世帯

### (3) し尿及び浄化槽汚泥の現状

#### ア 収集運搬の概要

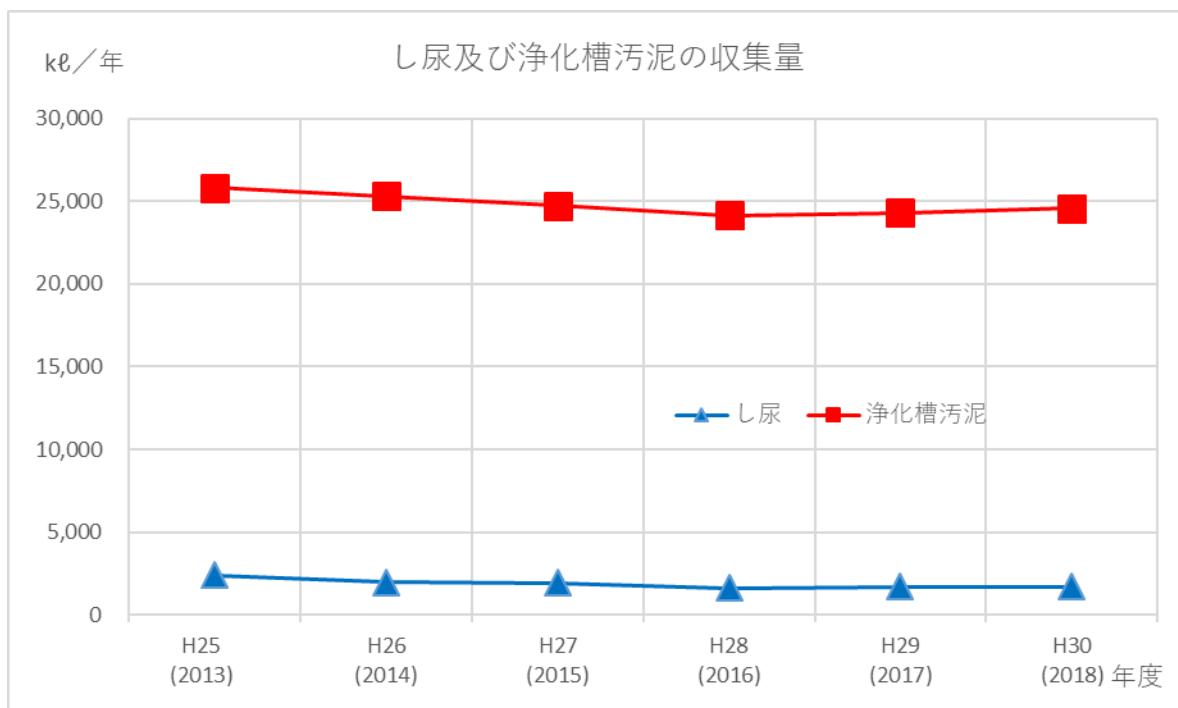
し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬は業者に委託しています。

し尿及び浄化槽汚泥の収集量の推移（単位：kL／年）

年 度	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)
し 尿	2,420	1,999	1,945	1,632	1,725	1,714
浄化槽汚泥	25,802	25,303	24,729	24,146	24,315	24,583
合 計	28,222	27,302	26,674	25,778	26,040	26,297

●令和元年度（2019 年度）～令和6 年度（2024 年度）のデータは巻末をご参照ください

し尿及び浄化槽汚泥の収集量



#### イ 処理の概要

し尿希釈処理施設である扇町クリーンセンターに搬入されたし尿等は、中に含まれているごみ等（きょう雜物）を除去した後、地下水で20倍に希釈し、公共下水道に排出しています。

なお、扇町クリーンセンターで処理した後に残ったきょう雜物は、清掃工場で焼却し、焼却残さの一部は資源化しています。

し尿希釈処理施設の概要

施設名	小田原市扇町クリーンセンター
竣工年月	平成2年（1990年）3月
処理方式	前処理+希釈方式（し尿希釈放流方式）
希釈倍率	20倍
処理能力	収集し尿：200kL／日

### きょう雑物の推移

年 度	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)
きょう雑物( t /年)	42	50	37	35	32	26

●令和元年度（2019 年度）～令和 6 年度（2024 年度）のデータは巻末をご参照ください

### （4）下水道処理施設の現状

小田原市の下水道は神奈川県が管理する酒匂川左岸処理区の酒匂水再生センターと右岸処理区の扇町水再生センターの2か所で処理を行っています。

### 処理区の面積と処理場の処理能力（令和 6 年度（2024 年度）末）

処理区名	全体計画面積 (ha)	事業計画面積 (ha)	処理能力 (m³／日)
左岸処理区	2,325	2,310	144,000
右岸処理区	564	564	84,700
合計	2,889	2,874	228,700

### 公共下水道人口普及率の推移

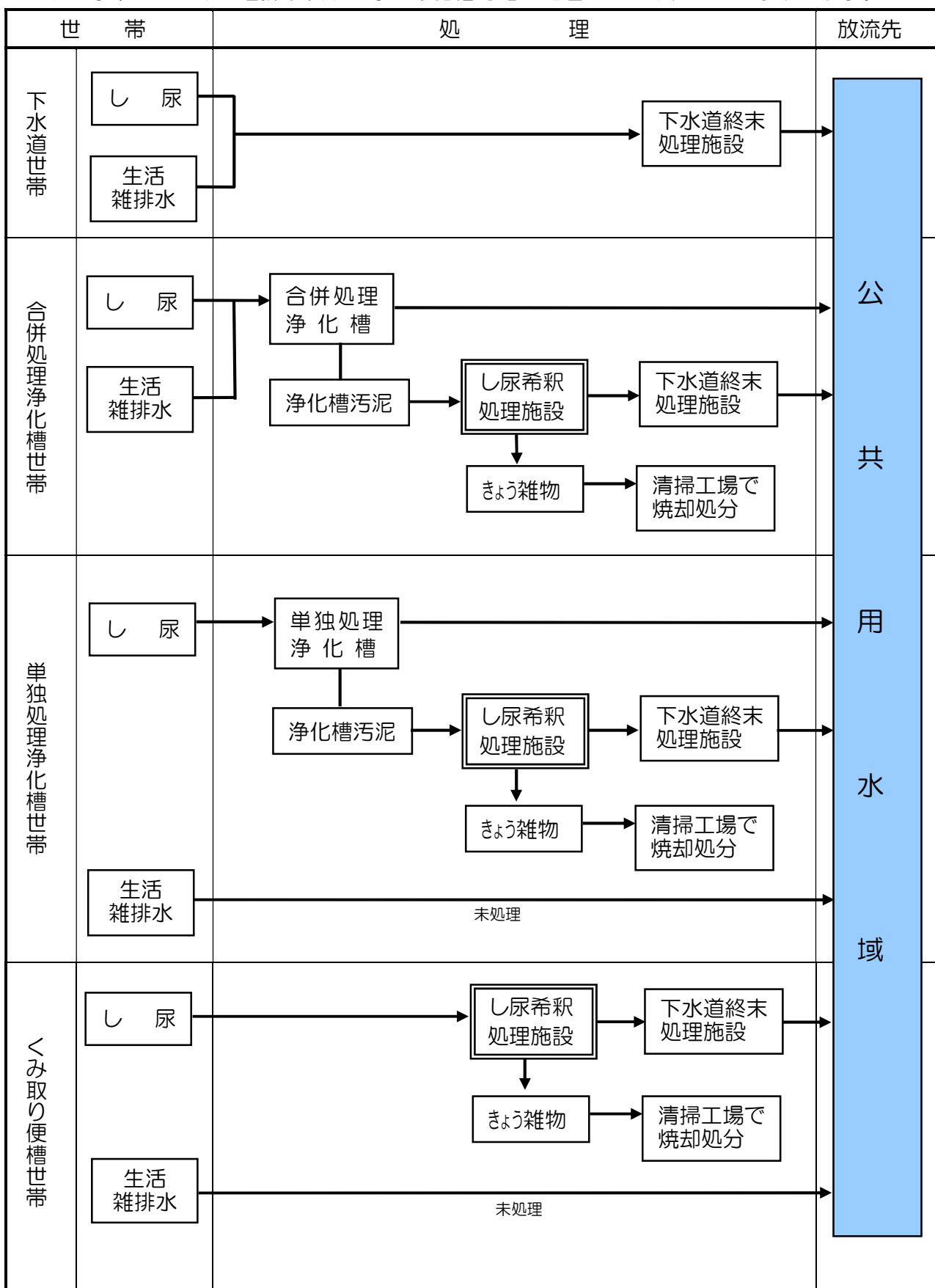
年 度	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)
公共下水道人口普及率	82.0%	82.3%	82.5%	82.6%	82.7%	82.8%

※公共下水道人口普及率（%）＝処理区域内人口÷行政人口

●令和元年度（2019 年度）～令和 6 年度（2024 年度）のデータは巻末をご参照ください

## 生活排水及びし尿・浄化槽汚泥の処理フロー

小田原市における生活排水及びし尿・浄化槽汚泥の処理フローを次のとおり示します。



## 4 生活排水処理に関する課題

### (1) 公共下水道整備の推進

生活排水処理は、これまで公共下水道の汚水管整備により行われ、公衆衛生の向上や公共用水域の水質保全に大きく貢献してきており、今後も、整備完了に向けて公共下水道の普及を推進することが必要です。

### (2) 公共下水道接続率の向上

下水道処理区域内戸数の接続率は、**令和6年度（2024年度）末で、94.6%**となっていますが、更なる接続率の向上を図るため、助成制度や積極的な普及啓発などを行うことが必要です。

### (3) 未処理の生活排水

生活排水の未処理放流により生活環境への水質悪化が懸念されるため、くみ取り便槽や単独処理浄化槽を設置している世帯については、\*合併処理浄化槽への転換などが必要です。

しかし、単独処理浄化槽の設置者にとっては、トイレの水洗化という利便性は達せられていくため、経費面、設備設置等の負担などから、\*合併処理浄化槽への転換が進まない原因となっています。

### (4) 浄化槽の維持管理

\*合併処理浄化槽の処理機能を最大限に発揮させるため、浄化槽法に基づく法定検査のほか、浄化槽内部及び附属機器類の作動状況、放流水の水質等を調べる定期的な保守点検や汚泥等のくみ取りなど清掃を行うことが必要です。

### (5) し尿・浄化槽汚泥の安定的な処理体制の検討、整備

市民から排出されるし尿・浄化槽汚泥は、し尿希釈放流施設である扇町クリーンセンターから公共下水道に排出していますが、今後、し尿及び浄化槽汚泥の量は年々減少することが見込まれるため、収集運搬も含めた総合的な処理体制の検討、整備を進めていく必要があります。

### (6) 処理に伴う財政負担の軽減

生活排水処理に伴う財政負担を軽減するため、相関する部分の無駄をなくすなど、それぞれの担当部署間で今まで以上に検討、協議が必要です。

## 5 生活排水処理別人口の将来予測・生活排水処理率の数値目標

将来予測については、平成8年度（1996年度）に策定し、平成30年度（2018年度）に改訂を行った「神奈川県生活排水処理施設整備構想」に基づき、\*生活排水処理率 100%を目指します。数値目標等については、平成30年度（2018年度）の改訂時に算定した数値を用います。

生活排水処理別人口の実績及び将来予測（人）

年 度	H28 (2016)	R7 (2025)	R12 (2030)
下 水 道	159,817	157,800	156,600
合併処理浄化槽	9,667	15,500	21,000
未 整 備	23,930	10,400	0
合 計	193,414	183,700	177,600

\*H28（2016）の人口は、平成29年（2017年）3月31日現在の住民基本台帳人口、R7（2025）、R12（2030）の人口は、第5次小田原市総合計画後期基本計画における将来推計人口

\*生活排水処理率の数値目標

年 度	H28 (2016)	R7 (2025)	R12 (2030)
生活排水処理率	87.6%	94.3%	100.0%

\*生活排水処理率（%）＝（合併処理浄化槽人口＋下水道処理区域内人口）÷行政人口

\*将来予測及び数値目標は、「神奈川県生活排水処理施設整備構想」に基づいていることから、年次の設定は本計画の計画期間と一致していません。

## 6 生活排水処理の基本方針に基づく施策

### (1) 生活排水処理施設整備の推進

現在、生活雑排水の未処理放流を行っているくみ取り便槽世帯及び単独処理浄化槽世帯については、河川環境の保全のため、下水道整備済区域では公共下水道への切り替えを推進し、未整備区域、下水道事業計画区域外では\*合併処理浄化槽への転換を推進します。

### (2) し尿・浄化槽汚泥の安定的な収集・運搬

し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬については、生活環境の保全と公衆衛生の向上という廃棄物処理法の趣旨に基づき、確実で安定的かつ継続的な収集運搬体制を確保するとともに、今後の公共下水道への移行に伴い、収集量の減少が見込まれる中で、収集量の変動に応じた安定的な運用を図るものとします。

### (3) し尿・浄化槽汚泥の効率的な中間処理方法の検討

し尿希釈放流施設である扇町クリーンセンターにおいて、市民の生活環境を守るため、施設の長寿命化を図りながら、し尿及び浄化槽汚泥の公共下水道への排出を継続していくとともに、将来的には公共下水道の普及によるし尿及び浄化槽汚泥の処理量の減少を踏まえ、より効率的に処理をしていきます。

### (4) 広報、啓発活動の推進

環境情報誌\*「ゴミダス」や広報紙をはじめ、\*おだわら環境メールニュース、ケーブルテレビ、FMおだわらなどの媒体を活用し、公共下水道への接続、\*合併処理浄化槽の設置、適切な維持管理に関する意識啓発を図り、公共用水域の水質の向上を図ります。

また、生活雑排水の排出抑制として、台所では、流しに水切り袋をかぶせた三角コーナーなどを設け、調理くずや食べ残しを流さないようにすることや、油類を流さないなど廃食用油の分別の徹底を啓発します。

さらに、風呂の残り湯の再利用や洗濯洗剤の適量使用について啓発を図ります。

### (5) 水質汚濁状況の把握

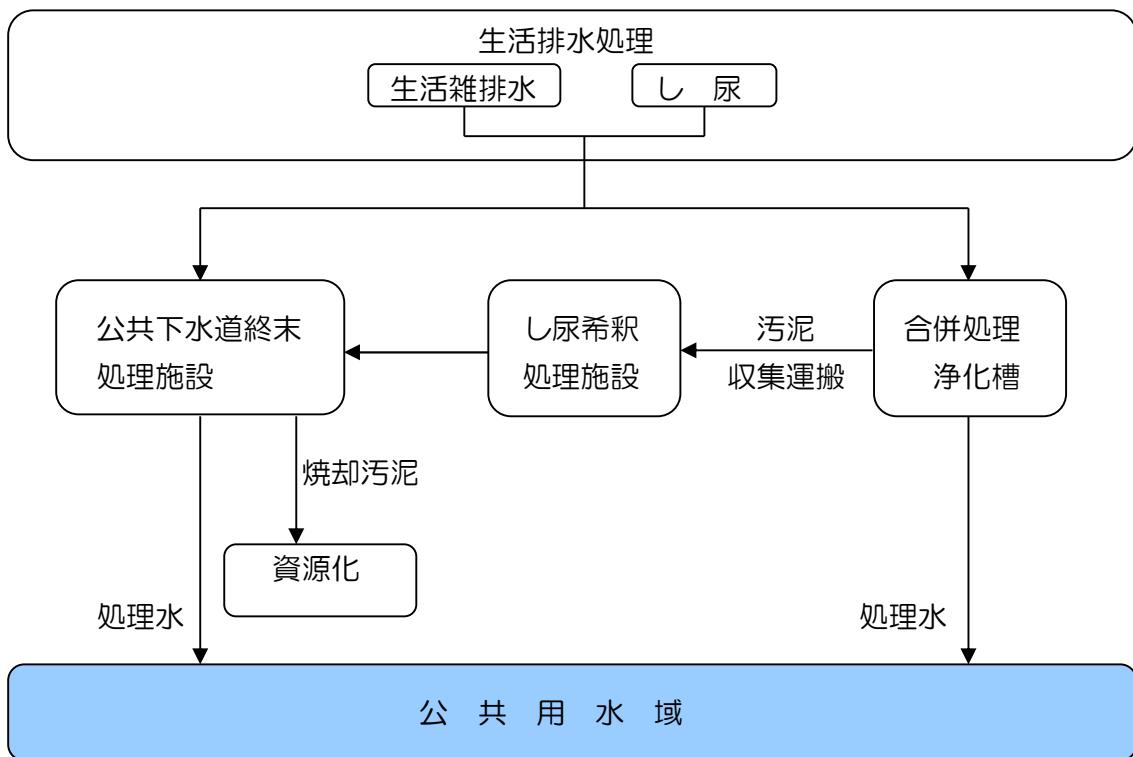
水環境の現状を把握するため、引き続き河川の水質調査及びパトロールを実施し、水質汚濁状況の監視を行います。

### (6) 市民への情報提供

本計画で予測している生活排水処理率を、年度ごとにホームページ等を通じて市民に公表するとともに、その結果の示す方向性を分析し、次年度以降の施策に反映させます。

## 7 生活排水処理システムのフロー

すべての生活排水を公共下水道と\*合併処理浄化槽により処理することを目指します。



## 第5章 一般廃棄物処理基本計画の推進体制と進行管理

### 1 計画の推進体制

省資源・循環型社会を目指したまちづくりを推進するためには、市民、事業者、団体、市、国、県などが、ごみの減量化・資源化に関する役割を認識し、相互のパートナーシップを強める体制を確立する必要があります。

#### (1) 市民、事業者、市などの連携

市民、事業者、市などは、廃棄物問題を自らの問題として認識し、相互に協力してごみの減量化、資源化に積極的に取り組む必要があります。

そのため、市民、事業者、市が積極的に意見交換を行い、連携体制を確立するとともに、  
\*清掃指導員を中心に市民などと連携を図りながらごみの減量化、資源化を推進します。

#### (2) 行政における推進体制の整備

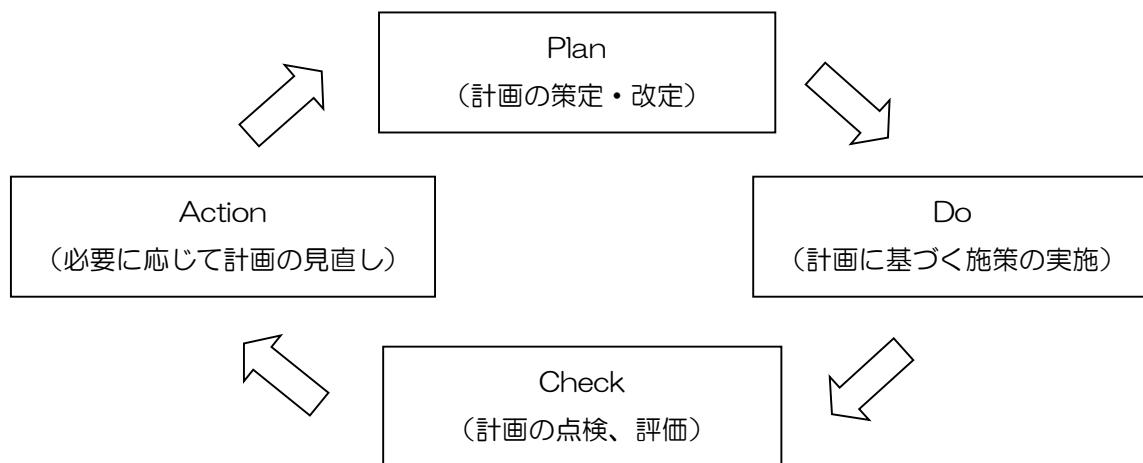
小田原市環境基本計画推進本部（本部会議及び推進部会会議）を中心に府内の合意形成、連携を図りながらごみの減量化、資源化を推進します。

また、県西地域廃棄物対策推進協議会と連携を図りながら、環境美化、不法投棄対策を推進します。

### 2 計画の進行管理

環境基本計画推進本部会議事務局（環境政策課）を中心に、環境基本計画の進行管理を行いますが、あわせて一般廃棄物処理基本計画に掲げた取組について、PDCAサイクルにより、継続的に点検、評価、見直しを行います。

また、環境基本計画の年次報告書に一般廃棄物処理基本計画の実施状況なども盛り込み、市民意見の募集を行い、進行管理に市民、事業者の視点を取り入れます。



#### (1) 一般廃棄物処理実施計画の策定

廃棄物処理法施行規則第1条の3に基づき、毎年度、本計画を実施するために必要な事業について「一般廃棄物処理実施計画」を策定します。

また、実施計画の策定にあたっては、前年度の実績の把握と評価を行います。

## (2) 年次報告による公表

小田原市では、ホームページ等を通じて小田原の情報を発信していますが、環境基本計画の実施状況をまとめた年次報告書に、ごみの排出量、資源化率、生活排水処理率、ごみの減量施策なども盛り込み、公表していきます。

## (3) 計画の点検・評価と見直し

ごみの排出量や資源化率をはじめ、ごみの減量施策の取組などを環境審議会に報告し、一般廃棄物処理基本計画の点検・評価を行い、令和6年度（2024年度）を中間目標年度とし、見直しを行います。また、社会経済状況や市民意識の変化により、必要に応じて計画の点検・評価と見直しも検討します。

また、環境審議会からの提案や市民意見などを計画の見直しに反映させていきます。

## 参考資料及び用語解説

### 1 一般廃棄物処理基本計画策定の主な経過

(1) 本市のごみ処理の現状と課題について報告	平成 30 年 11 月
-------------------------	--------------

○環境審議会（H30.11.14）でごみ処理の現状と課題について報告。

(2) 環境審議会に諮問	平成 31 年 3 月
--------------	-------------

○環境審議会（H31.3.20）に一般廃棄物処理基本計画の策定について諮問。

(3) 一般廃棄物処理基本計画検討部会の設置	平成 31 年 3 月
------------------------	-------------

○環境審議会（H31.3.20）で一般廃棄物処理基本計画検討部会の設置について審議。

(4) 第 1 回一般廃棄物処理基本計画検討部会	令和元年 5 月
--------------------------	----------

○第 1 回検討部会（R1.5.31）で、一般廃棄物処理基本計画（目的、位置づけ、期間）及びごみ処理計画（ごみの排出状況、資源化状況、処理状況等）について検討。

(5) 第 2 回一般廃棄物処理基本計画検討部会	令和元年 7 月
--------------------------	----------

○第 2 回検討部会（R1.7.19）で、ごみ処理計画（ごみ処理に関する課題及び基本方針、市民・事業者・行政の協働と役割等）について検討。

(6) 環境審議会 検討部会の検討状況確認	令和元年 8 月
-----------------------	----------

○環境審議会（R1.8.27）で一般廃棄物処理基本計画検討部会より検討状況を報告。

(7) 第 3 回一般廃棄物処理基本計画検討部会	令和元年 8 月
--------------------------	----------

○第 3 回検討部会（R1.8.28）で、「ごみ処理計画」（ごみ排出量の予測、減量化・資源化の数値目標、基本方針に基づく施策、ごみ処理広域化との関係等）について検討。

(8) 第 4 回一般廃棄物処理基本計画検討部会	令和元年 10 月
--------------------------	-----------

○第 4 回検討部会（R1.10.23）で、「生活排水処理計画」等について検討。

一般廃棄物処理基本計画（部会素案）のとりまとめ。

(9) 環境審議会 検討部会から検討結果の報告及び審議	令和元年 11 月
-----------------------------	-----------

○環境審議会（R1.11.21）で一般廃棄物処理基本計画検討部会より検討結果を報告及び内容について審議。

(10) 一般廃棄物処理基本計画（案）を議会総務常任委員会へ報告	令和元年 12 月
----------------------------------	-----------

○計画（素案）を総務常任委員会で報告。

(11) パブリックコメントの実施	令和元年 12 月～令和 2 年 1 月
-------------------	----------------------

○パブリックコメント実施。（R1.12.13～R2.1.14）

(12) 環境審議会 答申案の審議

令和2年 3月

○環境審議会（R2.3.24）で一般廃棄物処理基本計画の策定に係る答申案の審議。

(13) 環境審議会からの答申

令和2年 3月

○環境審議会長から小田原市長に答申を提出。（R2.3.27）

(14) 一般廃棄物処理基本計画の策定

令和2年 3月

○一般廃棄物処理基本計画を策定。

(15) 環境審議会に実績報告書を提出

令和6年 6月

○環境審議会に一般廃棄物処理基本計画の最終目標に対する中間目標等の実績報告書を提出。

(16) 環境審議会に諮問

令和7年 8月

○環境審議会（R7.8.6）に一般廃棄物処理基本計画の改定について諮問。

(17) 環境審議会 答申案の審議

令和〇年 〇月

○環境審議会（R〇.〇.〇）で一般廃棄物処理基本計画の改定に係る答申案の審議。

(18) 環境審議会からの答申

令和〇年 〇月

○環境審議会長から小田原市長に答申を提出。（R〇.〇.〇）

(19) 一般廃棄物処理基本計画の改定

令和8年 3月

○一般廃棄物処理基本計画を改定。

## 2 環境審議会における審議経過と委員名簿

### (1) 環境審議会における審議経過

開催日	審議内容等
平成30年11月14日	・本市のごみ処理の現状と課題を報告
平成31年 3月20日	・一般廃棄物処理環境基本計画の策定について諮問 ・一般廃棄物処理基本計画検討部会の設置について審議
令和元年 8月27日	・一般廃棄物処理基本計画検討部会より検討状況報告
令和元年 11月21日	・一般廃棄物処理基本計画の策定に係る部会案について審議
令和2年 3月24日	・一般廃棄物処理基本計画の策定に係る答申案について審議
令和2年 3月27日	・一般廃棄物処理基本計画の策定について小田原市長に答申
令和6年 6月 3日	・一般廃棄物処理基本計画の最終目標に対する中間目標等の実績報告書を提出。
令和7年 8月 6日	・一般廃棄物処理基本計画の改定について諮問。
令和〇年 ○月 ○日	・一般廃棄物処理基本計画の改定見直しに係る答申案について審議
令和〇年 ○月 ○日	・一般廃棄物処理基本計画の改定について小田原市長に答申
令和〇年 ○月 ○日	・一般廃棄物処理基本計画を改定。

### (2) 環境審議会一般廃棄物処理基本計画検討部会検討経過

開催日	検討内容等
令和元年 5月31日	・検討スケジュール、一般廃棄物処理基本計画の概要、ごみ処理計画のごみの排出状況、資源化状況などについて検討
令和元年 7月19日	・ごみ処理計画のごみ処理の課題、基本方針などについて検討
令和元年 8月28日	・ごみ処理計画の排出量の予測、数値目標などについて検討

令和元年 10月 23 日

・生活排水処理計画、推進体制などについて検討

(3) 小田原市環境審議会委員名簿

(敬称略)

氏名	役	職
田中 充	会長（法政大学 社会学部教授）	
駿河 寛	副会長（小田原市自治会総連合 環境福祉部会長）	
奥真美	首都大学東京 都市環境学部教授	
杉山涼子	岐阜女子大学 特任教授	
増原直樹	総合地球環境学研究所 研究部 上級研究員	
下田成一	市民公募	
田中宏明	市民公募	
畠山義彦	市民公募	
小川勝久	小田原箱根商工会議所 議員	
篠本幸彦	酒匂川漁業協同組合 代表理事組合長	
鈴木一成	関東地方環境事務所 環境対策課長	
人見孝	神奈川県県西地域県政総合センター 環境部長	

注) 委員の役職は令和2年3月現在のものです。

(4) 環境審議会一般廃棄物処理基本計画検討部会員名簿

氏名	役	職
杉山涼子	部会長（岐阜女子大学 特任教授）	
駿河 寛	部会委員（小田原市自治会総連合 環境福祉部会長）	
小川勝久	部会委員（小田原箱根商工会議所 議員）	

## (5) 小田原市環境審議会への諮問

環政第145号  
平成31年3月20日

小田原市環境審議会  
会長 田中 充 様

小田原市長 加藤 憲一

小田原市一般廃棄物処理基本計画の策定について（諮問）  
小田原市美しく住み良い環境づくり基本条例（平成6年9月30日小田原市条例第17号）第9条第2項第2号の規定に基づき次のとおり諮問いたします。

（諮問事項）

（第4次）小田原市一般廃棄物処理基本計画は、いかにるべきか。

（諮問理由）

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項の規定に基づく長期的視点に立った一般廃棄物処理の基本方針となる計画です。

平成25年度に策定した、（第3次）小田原市一般廃棄物処理基本計画では、「省資源・循環型社会を目指したまちづくりの推進」と「市民・来訪者、事業者、行政の協働と役割分担」という基本方針が示され、その目標達成に向け取り組んでいます。

平成31年度をもって6年間の計画期間が終了することから、この間の社会経済情勢の変化に対応した（第4次）小田原市一般廃棄物処理基本計画を策定し、更なるごみの減量化と資源化の推進を図るため、諮問するものです。

## (6) 小田原市環境審議会からの答申

環審第4号  
令和2年3月27日

小田原市長 加藤 憲一 様

小田原市環境審議会  
会長 田中 充

小田原市一般廃棄物処理基本計画の策定について（答申）  
平成31年3月20日付け環政第145号により当審議会に諮問された標記事項について、慎重に審議した結果、別添のとおり結論を得たので、答申する。

## 1 計画策定に当たっての基本的な考え方

計画の策定に当たっては、次の事項を基本的な考え方とすること。

- (1) 循環型社会を構築するためには、ごみを発生させない対策が重要であることから、廃棄物の発生抑制に重点を置いたごみ減量化の推進を図ること。
- (2) 紙類等の分別を一層徹底するとともに、剪定枝類等の資源化品目の拡大や焼却灰の資源化率の向上を図るなど、資源化の徹底に努めること。
- (3) ごみ処理施策の実施状況や人口減少、少子・高齢化、ライフスタイルの多様化などの社会経済情勢の変化等を踏まえながら、食品ロスやプラスチックごみの削減などの新たな課題に対応した計画とすること。
- (4) ごみの収集運搬、中間処理、最終処分に至るまで、全ての段階で廃棄物処理に伴う環境負荷の低減を図るとともに、安定的かつ継続的な廃棄物の適正処理を推進すること。
- (5) 生活排水処理については、神奈川県生活排水処理施設整備構想に基づき、下水道事業計画区域内では、公共下水道処理の普及拡大を目指すとともに、事業計画区域外の地域では、合併処理浄化槽の普及を推進すること。

## 2 計画推進に当たっての留意事項

一般廃棄物処理基本計画に位置付けられた各施策は、市・市民・事業者の連携と協働のもと、それぞれが役割を果たしていくことにより着実に推進されるよう努めること。

以上を踏まえ、小田原市一般廃棄物処理基本計画の策定を行うとともに、計画を実効あるものとするため、施策の実施に際して市の積極的かつ真摯な取組を期待する。

### 3 ごみ処理データ等

#### (1) 年度別ごみ排出量

(単位 トン)

年 度		H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)
可燃	燃せるごみ	53,260 (△1.0%)	52,495 (△1.4%)	51,844 (△1.2%)	51,910 (0.1%)	51,204 (△1.4%)	51,030 (△0.3%)
不燃	燃せないごみ	3,885 (△2.2%)	3,673 (△5.5%)	3,631 (△1.1%)	3,496 (△3.7%)	3,546 (1.4%)	3,712 (4.7%)
	大型ごみ	334 (△2.9%)	309 (△7.5%)	314 (1.6%)	352 (12.1%)	331 (△6.0%)	347 (4.8%)
資源	ペットボトル	741 (1.0%)	707 (△4.6%)	698 (△1.3%)	670 (△4.0%)	687 (2.5%)	724 (5.4%)
	トレー類・表 示のあるもの	1,799 (1.0%)	1,805 (0.3%)	1,884 (4.4%)	1,943 (3.1%)	2,004 (3.1%)	2,063 (2.9%)
	紙・布類	11,730 (△3.9%)	11,306 (△3.6%)	10,953 (△3.1%)	10,470 (△4.4%)	9,949 (△5.0%)	9,536 (△4.2%)
	缶類	626 (△4.9%)	587 (△6.2%)	580 (△1.2%)	533 (△8.1%)	547 (2.6%)	532 (△2.7%)
	びん類	1,445 (△0.7%)	1,401 (△3.0%)	1,374 (△1.9%)	1,342 (△2.3%)	1,311 (△2.3%)	1,275 (△2.7%)
	排出量	73,820 (△1.5%)	72,283 (△2.1%)	71,278 (△1.4%)	70,716 (△0.8%)	69,579 (△1.6%)	69,219 (△0.5%)

年 度		R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
可燃	燃せるごみ	50,794 (△0.5%)	48,806 (△3.9%)	47,795 (△2.1%)	47,806 (0.0%)	46,390 (△3.0%)	45,657 (△1.6%)
不燃	燃せないごみ	3,888 (4.7%)	4,176 (7.4%)	3,621 (△13.3%)	3,413 (△5.7%)	3,198 (△6.3%)	3,129 (△2.2%)
	大型ごみ	378 (8.9%)	386 (2.1%)	342 (△11.4%)	282 (△17.5%)	303 (7.4%)	280 (△7.6%)
資源	ペットボトル	734 (1.4%)	762 (3.8%)	761 (△0.1%)	811 (6.6%)	892 (10.0%)	879 (△1.5%)
	トレー類・表 示のあるもの	2,102 (1.9%)	2,276 (8.3%)	2,266 (△0.5%)	2,243 (△1.1%)	2,208 (△1.7%)	2,201 (△0.3%)
	紙・布類	9,137 (△4.2%)	8,617 (△5.7%)	8,290 (△3.8%)	7,997 (△3.5%)	7,454 (△6.8%)	7,037 (△5.6%)
	缶類	541 (1.7%)	566 (4.6%)	543 (△4.1%)	533 (△1.8%)	547 (2.6%)	570 (4.2%)
	びん類	1,238 (△2.9%)	1,272 (2.7%)	1,311 (3.1%)	1,188 (△9.4%)	1,144 (△3.7%)	1,178 (3.0%)
	排出量	68,812 (△0.6%)	66,861 (△2.8%)	64,929 (△2.9%)	64,273 (△1.0%)	62,136 (△3.3%)	60,931 (△1.9%)

\* ( ) 内は前年比

## (2) ごみの処理量

(単位 トン)

年 度	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)
総処理量	73,820	72,283	71,278	70,716	69,579	69,219
焼却量	53,994	52,965	52,190	52,015	51,412	51,884
埋立量	563	600	553	601	617	304
資源化量	19,263	18,718	18,535	18,100	17,550	17,031

焼却灰の量	7,250	7,275	7,170	6,710	6,568	6,404
埋立量	6,897	6,915	6,794	6,308	6,205	6,004
資源化量	353	360	376	402	363	400
灰資源化率	4.9%	4.9%	5.2%	6.0%	5.5%	6.2%
灰発生率	13.4%	13.7%	13.7%	12.9%	12.8%	12.3%

年 度	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
総処理量	68,812	66,861	64,929	64,273	62,136	60,931
焼却量	49,891	48,210	48,327	47,108	46,329	51,884
埋立量	707	573	379	426	467	304
資源化量	16,263	16,146	15,567	14,602	14,135	17,031

焼却灰の量	6,544	6,220	6,029	5,742	5,746	5,748
埋立量	5,642	5,377	4,990	4,879	4,796	6,004
資源化量	578	652	752	867	952	400
灰資源化率	6.8%	9.3%	10.8%	13.1%	15.1%	16.6%
灰発生率	12.7%	12.5%	12.5%	11.9%	12.2%	12.4%

\*灰発生率＝焼却灰の量÷焼却量×100

## (3) 資源化の内訳

(単位 トン)

年 度	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)
紙・布類	11,731	11,307	10,961	10,460	9,918	9,495
ペットボトル	618	610	602	626	578	596
トレー類・  表示のあるもの	1,857	1,781	1,823	1,939	1,988	1,842
缶 類	517	494	484	463	457	444
びん類	961	1,068	1,085	977	913	839
蛍光灯ほか	295	280	287	265	261	251
破碎後金属	681	679	701	687	688	690
その他	2,603	2,499	2,592	2,683	2,747	2,874
資源化量合計	19,263	18,718	18,535	18,100	17,550	17,031
ごみ総排出量	73,820	72,283	71,278	70,716	69,579	69,219
資源化率	26.1%	25.9%	26.0%	25.6%	25.2%	24.6%

年 度	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
紙・布類	9,093	8,503	8,205	7,938	7,395	6,991
ペットボトル	564	562	539	580	549	587
トレー類・  表示のあるもの	1,987	1,704	2,257	2,170	2,151	2,169
缶 類	432	439	442	421	400	404
びん類	852	811	833	771	743	593
蛍光灯ほか	261	280	242	235	216	201
破碎後金属	768	844	732	639	587	559
その他	3,091	3,120	2,896	2,813	2,561	2,631
資源化量合計	17,048	16,263	16,146	15,567	14,602	14,135
ごみ総排出量	68,812	66,861	64,929	64,273	62,136	60,931
資源化率	24.8%	24.3%	24.9%	24.2%	23.5%	23.2%

\*資源化率=資源化量合計÷ごみ総処理量×100

(単位 トン)

年 度	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)
焼却灰の資源化量	353	360	376	402	363	400
焼却灰を含む資源化量合計	19,616	19,078	18,911	18,502	17,913	17,431
焼却灰を含む資源化率	26.6%	26.4%	26.5%	26.2%	25.7%	25.2%

年 度	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
焼却灰の資源化量	445	578	652	752	867	952
焼却灰を含む資源化量合計	17,493	16,841	16,798	16,319	15,469	15,087
焼却灰を含む資源化率	25.4%	25.2%	25.9%	25.4%	24.9%	24.8%

#### (4) 人口の推移

各年とも 10月 1日現在のもの (単位 人)

年 度	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)
人 口	196,073	195,125	194,086	193,313	192,407	191,181

年 度	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
人 口	190,109	188,856	188,243	187,347	186,338	185,926

#### (5) 入込観光客数の推移

(単位 千人)

年 度	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)
延観光客数	4,650	4,514	4,538	5,943	6,115	6,182
宿泊客数	248	235	226	198	265	304
日帰り客数	4,402	4,280	4,312	5,746	5,850	5,879

年 度	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
延観光客数	6,248	3,705	5,291	7,265	8,326	8,381
宿泊客数	389	277	311	329	423	—
日帰り客数	5,859	3,428	4,980	6,963	7,903	—

(6) その他（ごみ処理計画）

小田原市のごみ排出量の推移

（人口は各年10月1日現在）

年 度	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)
人 口（人）	196,073	195,125	194,086	193,313	192,407	191,181
排出量（t／年）	73,820	72,283	71,278	70,716	69,579	69,219
1人1日当たり排出量 (g／人・日)	1,031	1,015	1,003	1,002	991	992

年 度	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
人 口（人）	190,109	188,856	188,243	187,347	186,338	185,926
排出量（t／年）	50,794	48,806	47,795	47,806	46,390	45,657
1人1日当たり排出量 (g／人・日)	989	970	945	940	911	898

ごみの排出量の推移（小田原市はトン、全国と県は万トン）

年 度	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)
小田原市	73,820	72,283	71,278	70,716	69,579	69,219
全国	4,487	4,432	4,398	4,317	4,289	4,272
神奈川県	301	297	295	291	287	286

年 度	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
小田原市	50,794	48,806	47,795	47,806	46,390	45,657
全国	4,274	4,167	4,095	4,034	3,897	—
神奈川県	286	282	276	269	260	—

1人1日当たりのごみ排出量の推移(g／人・日)

年 度	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)
小田原市	1,031	1,015	1,003	1,002	991	992
全国	958	947	939	925	920	918
神奈川県	907	894	884	872	859	846

年 度	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
小田原市	989	970	945	940	911	898
全国	918	901	890	880	851	—
神奈川県	848	836	818	799	768	—

家庭ごみ種類別排出量の推移 (t／年)

年 度	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)
燃せるごみ	37,901	36,975	36,086	35,705	34,718	34,203
紙・布類 (資源物)	11,730	11,306	10,953	10,470	9,949	9,536
ペットボトル (資源物)	733	699	691	663	681	718
トレー類・表示のあるもの (資源物)	1,783	1,792	1,875	1,936	1,998	2,058
かん類 (資源物)	623	581	572	527	540	529
びん類 (資源物)	1,435	1,387	1,361	1,328	1,298	1,265
燃せないごみ	2,828	2,643	2,573	2,471	2,452	2,514
スプレー缶など	295	280	287	265	261	251
大型ごみ	334	309	314	352	331	347
直接搬入ごみ	1,522	1,385	1,500	1,575	1,734	2,036
合計	59,184	57,357	56,212	55,292	53,962	53,457
1人1日当たり排出量 (g／人・日)	827	805	791	784	768	766
1人1日当たりの燃せるごみ排出量 (g／人・日)	543	531	521	520	509	509

年 度	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
燃せるごみ	34,276	34,156	32,845	32,475	31,131	30,412
紙・布類 (資源物)	9,137	8,617	8,290	7,997	7,454	7,037
ペットボトル (資源物)	734	762	761	811	892	878
トレー類・表示のあるもの (資源物)	2,102	2,276	2,266	2,243	2,208	2,201
かん類 (資源物)	541	566	543	533	547	570
びん類 (資源物)	1,238	1,272	1,311	1,188	1,144	1,178
燃せないごみ	2,563	2,819	2,486	2,282	2,143	2,089
スプレー缶など	261	280	242	235	216	201
大型ごみ	378	386	342	282	303	280
直接搬入ごみ	2,079	2,294	2,008	1,955	1,870	1,913
合計	53,309	53,428	51,094	50,001	47,908	46,759
1人1日当たり排出量 (g／人・日)	766	775	744	731	702	689
1人1日当たりの燃せるごみ排出量 (g／人・日)	510	516	496	493	474	466

※家庭ごみ種類別排出量…家庭から排出された種類ごとにおけるそれぞれの数量

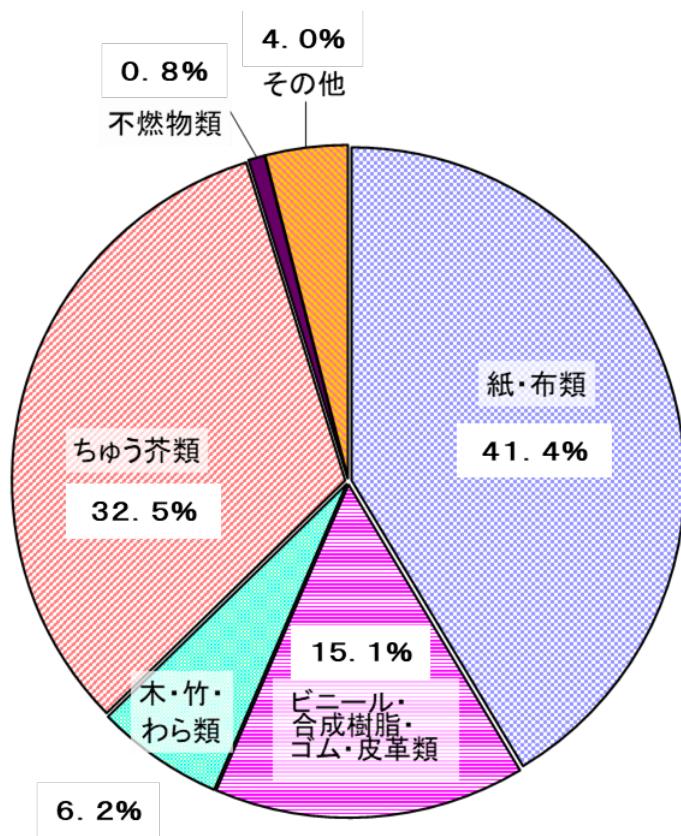
※1人1日当たりの燃せるごみ排出量は、表の「燃せるごみ」と「直接搬入ごみ」のうちの燃せるごみの合計から算出

1人1日当たりの家庭ごみ排出量の推移 (g／人・日)

年 度	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)
小田原市	827	805	791	784	768	766
全国	678	668	660	646	641	638
神奈川県	695	681	672	660	648	637

年 度	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
小田原市	766	775	744	731	702	689
全国	638	649	636	620	592	—
神奈川県	638	653	631	610	584	—

令和6年度（2024年度） 燃せるごみ分析調査結果（湿重量）

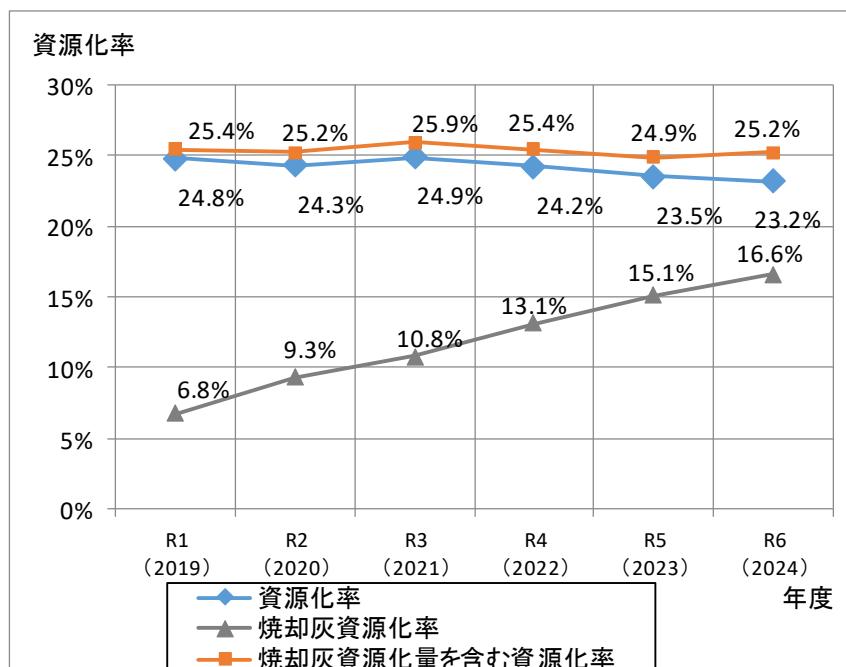


### 事業ごみの排出量の推移 (t／年)

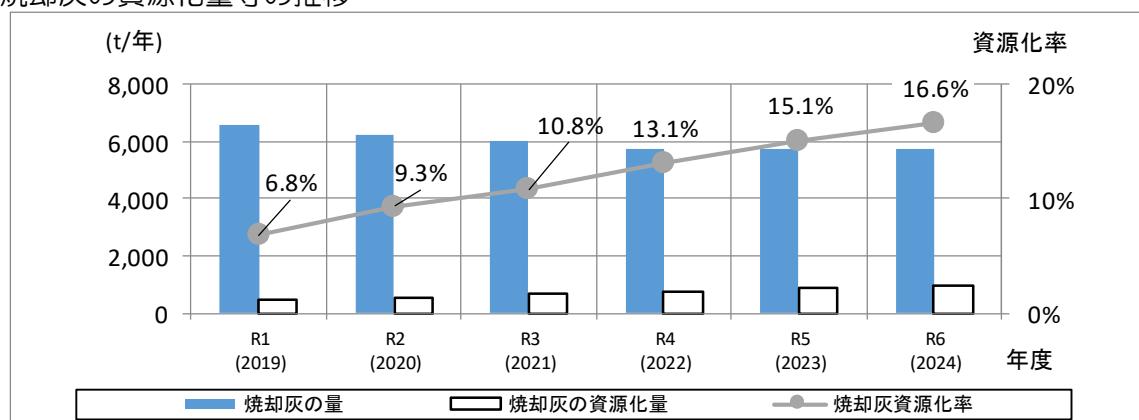
年 度	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)
直接搬入ごみ	14,257	14,563	14,714	15,082	15,171	15,338
特定ごみ	379	363	352	342	446	424
事業ごみの排出量	14,636	14,926	15,066	15,424	15,617	15,762

年 度	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
直接搬入ごみ	15,088	13,038	13,513	13,890	13,784	13,792
特定ごみ	415	395	322	382	444	380
事業ごみの排出量	15,503	13,433	13,835	14,272	14,228	14,172

### 小田原市の資源化率の推移



### 焼却灰の資源化量等の推移



(7) その他（生活排水処理計画）

市内の主な河川のBODと<sup>\*</sup>公共下水道接続率の推移 (BODの単位=mg/l)

河川名	測定地点	基準値	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)
森戸川	親木橋	5 以下	1.8	1.9	1.5	1.5	1.5	1.6
酒匂川(甲)	飯泉取水堰(上)	2 以下	1.2	1.1	0.8	1.0	0.9	0.9
酒匂川(乙)	酒匂橋	3 以下	1.2	1.2	1.1	1.2	1.0	1.0
山王川	山王橋	3 以下	1.2	1.0	1.1	1.4	1.1	1.0
早川	早川橋	2 以下	0.9	1.0	1.0	1.1	0.8	1.1
公共下水道接続率 (%)			92.5	92.9	93.1	93.3	93.3	93.6

河川名	測定地点	基準値	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
森戸川	親木橋	5 以下	1.3	1.9	1.7	1.3	1.4	1.5
酒匂川(甲)	飯泉取水堰(上)	2 以下	1.0	1.0	0.9	0.7	0.8	1.1
酒匂川(乙)	酒匂橋	3 以下	1.2	1.0	1.0	0.8	1.0	0.9
山王川	山王橋	3 以下	1.1	1.2	1.1	0.8	0.9	1.0
早川	早川橋	2 以下	1.0	1.1	1.0	0.8	0.7	1.0
公共下水道接続率 (%)			93.8	93.9	94.0	94.3	94.4	94.6

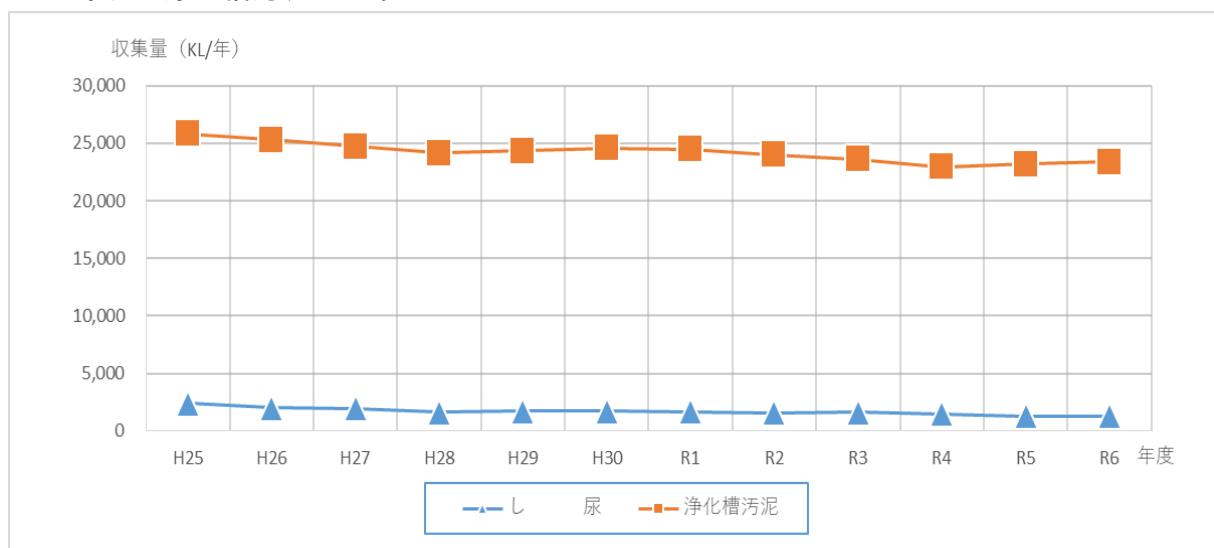
※公共下水道接続率=下水道接続戸数÷下水道処理区域内戸数

### し尿及び浄化槽汚泥の収集量の推移（単位：kL／年）

年 度	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)
し 尿	2,420	1,999	1,945	1,632	1,725	1,714
浄化槽汚泥	25,802	25,303	24,729	24,146	24,315	24,583
合 計	28,222	27,302	26,674	25,778	26,040	26,297

年 度	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
し 尿	1,702	1,602	1,639	1,465	1,305	1,292
浄化槽汚泥	24,466	23,978	23,596	22,966	23,195	23,391
合 計	26,168	25,580	25,235	24,431	24,500	24,683

### し尿及び浄化槽汚泥の収集量



### きょう雜物の推移

年 度	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)
きょう雜物 (t /年)	42	50	37	35	32	26

年 度	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
きょう雜物 (t /年)	27	22	23	24	22	21

公共下水道人口普及率の推移

年 度	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)
公共下水道人口普及率	82.0%	82.3%	82.5%	82.6%	82.7%	82.8%

年 度	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
公共下水道人口普及率	83.0%	83.1%	83.3%	83.5%	83.6%	83.9%

※公共下水道人口普及率（%）＝処理区域内人口÷行政人口

## 4 小田原市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例

[平成 5 年 9 月 30 日 条例第 23 号]

### 目 次

- 第 1 章 総則（第 1 条～第 5 条）
- 第 2 章 一般廃棄物処理計画（第 6 条）
- 第 3 章 減量化及び資源化の推進（第 7 条～第 11 条）
- 第 4 章 廃棄物の適正処理（第 12 条～第 18 条）
- 第 5 章 多量排出事業者（第 19 条・第 20 条）
- 第 6 章 処理手数料等（第 21 条～第 23 条）
- 第 7 章 雜則（第 24 条～第 27 条）
- 第 8 章 罰則（第 28 条・第 29 条）
- 附則

#### 第 1 章 総則

（目的）

**第 1 条** この条例は、廃棄物の排出の抑制、有効利用及び適正な処理に関し、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、これらに関する施策の推進に必要な事項を定めることにより、良好な生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって快適な都市環境の形成に寄与することを目的とする。

（定義）

**第 2 条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 減量化 廃棄物の排出を抑制することをいう。
- (2) 資源化 廃棄物を原材料、熱源等として利用することをいう。
- (3) 事業系一般廃棄物 事業活動に伴って生じた一般廃棄物をいう。

2 前項に定めるもののほか、この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）及び浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）の例による。

（市の責務）

**第 3 条** 市は、あらゆる施策を通じて、減量化、資源化及び廃棄物の適正な処理を図らなければならない。

2 市は、前項の施策を実施するに当たっては、計画の策定、施設の整備、市民及び事業者の協力体制の確立等適切な措置を講じなければならない。

3 市は、減量化、資源化及び廃棄物の適正な処理に関し、市民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならない。

（市民及び事業者の責務）

**第 4 条** 市民及び事業者は、それぞれの立場から、減量化、資源化及び廃棄物の適正な処理に努めるとともに、これらに関する市の施策に積極的に協力しなければならない。

（相互協力）

**第 5 条** 市、市民及び事業者は、減量化、資源化及び廃棄物の適正な処理を推進するに当たっては、相互に協力し、及び連携しなければならない。

### 第 2 章 一般廃棄物処理計画

（一般廃棄物処理計画）

**第 6 条** 市長は、法第 6 条第 1 項の規定により一般廃棄物処理計画を定めたときは、告示するものとする。一般廃棄物処理計画を変更したときも、同様とする。

### 第 3 章 減量化及び資源化の推進

（市による減量化及び資源化）

**第 7 条** 市は、減量化及び資源化に関する市民及び事業者の自主的な活動の促進を図るとともに、自ら減量化及び資源化に必要な措置を講じなければならない。

（資源回収事業者への支援等）

**第 8 条** 市は、資源化を促進するため、資源回収事業者（専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの収集、運搬又は処分を業として行う者をいう。）に対し、必要な協力を求めるとともに、その活動を支援するよう努めるものとする。

（市民による減量化及び資源化）

**第 9 条** 市民は、容器等の反復使用、不要品の交換等により減量化に努めるとともに、廃棄物の分別排出、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）第 2 条第 4 項に規定する再生資源をいう。）を用いた製品の使用等により資源化に努めなければならない。

一部改正〔平成 12 年条例 64 号〕

（事業者による減量化及び資源化）

**第 10 条** 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、長期的に使用可能な製品の開発、製品の修理体制の確保等により、減量化に努めなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再生資源の利用、再生利用の容易な製品の開発、当該製品の再生利用の促進に必要な情報提供等を行うことにより、資源化に努めなければならない。

（適正包装等）

**第 11 条** 事業者は、事業活動に際して、包装材、容器等（以下「包装材等」という。）の使用基準を定め、包装材等が過剰にならないように努めなければならない。

2 事業者は、事業活動に際して、再生利用できる包装材等を使用するとともに、購入者等から使用後の当該包装材等の受け取りを求められたときは、これを回収し、再生利用に努めなければならない。

### 第 4 章 廃棄物の適正処理

（市による処理）

**第 12 条** 市は、一般廃棄物処理計画に基づき、生活環境の保全上支障が生じないうちに、一般廃棄物を収集し、運搬し、及び処分しなければならない。

（市民による処理）

**第13条** 市民は、生活環境の保全上支障のない方法により容易に処分することができる一般廃棄物を、自ら処分するよう努めなければならない。

2 市民は、前項の規定による処分ができない一般廃棄物については、一般廃棄物処理計画に基づき、分別して排出しなければならない。

(事業者による処理)

**第14条** 事業者は、事業系一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに、自らの責任において運搬し、及び処分しなければならない。

2 事業者は、前項の規定により自ら事業系一般廃棄物を運搬し、及び処分するときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第3条又は第4条の2に定める基準に準じて行わなければならない。

3 市長は、市の設置する一般廃棄物処理施設（以下「市の処理施設」という。）に事業系一般廃棄物を運搬する事業者に対し、あらかじめ運搬の方法、日時等を指定し、又は運搬する前に焼却、破碎、圧縮その他必要な措置を講ずるよう指示することができる。

4 事業者は、市長がやむを得ない事情があると認めるとき限り、事業系一般廃棄物を一般廃棄物処理計画に基づき、排出することができる。ただし、第19条の多量排出事業者にあっては、この限りでない。

5 前項の場合において、市長は、事業者に対し、排出する事業系一般廃棄物の予測量の届出その他必要な措置を講ずるよう指示することができる。

(製品等の適正処理の確保)

**第15条** 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、廃棄物となった場合に適正な処理の容易な製品等の開発、製品等に係る廃棄物の適正な処理方法についての情報提供等を行うことにより、製品等が廃棄物となった場合にその適正な処理が困難になることがないようにしなければならない。

(適正処理困難物の指定等)

**第16条** 市長は、製品等のうち廃棄物となった場合に市の処理施設では適正な処理が困難になると認められるものを適正処理困難物として指定し、当該適正処理困難物に係る廃棄物について、一般廃棄物処理計画に基づく市の収集又は市の処理施設への受入れを拒否することができる。

2 市長は、前項の規定による指定をしたときは、速やかにその旨を告示するとともに、当該適正処理困難物の製造、加工、販売等を行った事業者に対し、当該適正処理困難物に係る廃棄物の回収その他必要な措置を講ずるよう要請することができる。

(排出等禁止物)

**第17条** 市民及び事業者は、次に掲げる一般廃棄物を一般廃棄物処理計画に基づく市の収集の際に排出し、又は市の処理施設に運搬してはならない。

- (1) 有害性物質を含む物
- (2) 著しく悪臭を発する物

(3) 危険性を有する物

(4) 容量又は重量が著しく大きい物

(5) 前各号に定める物のほか、市の行う処理に著しい支障を及ぼす物

2 市民及び事業者は、前項各号に掲げる一般廃棄物を処理する際、市長の指示に従わなければならない。

(収集又は運搬の禁止等)

**第17条の2** 市、市の委託を受けて一般廃棄物の収集又は運搬を業として行う者その他市長が指定する者以外の者は、資源化を目的として収集する廃棄物として市長が定めるものを当該廃棄物を排出する場所として一般廃棄物処理計画で定める場所から収集し、又は運搬してはならない。

2 市長は前項の規定に違反する行為をした者に対し、当該行為を行わないよう命ずることができる。

追加〔平成16年条例28号〕

(市が処理する産業廃棄物)

**第18条** 法第11条第2項の規定により市が処理する産業廃棄物は、市長が定めて告示するものとする。

一部改正〔平成15年条例34号〕

## 第5章 多量排出事業者

(計画書の提出等)

**第19条** 事業系一般廃棄物の多量排出が見込まれる規則で定める事業者（以下「多量排出事業者」という。）は、減量化、資源化及び廃棄物の適正な処理についての業務を行わせるため、廃棄物管理責任者を選任するとともに、規則で定めるところにより、事業系一般廃棄物の処理に関する実績、減量化及び資源化についての方策等を記載した計画書（以下「計画書」という。）を作成し、市長に提出しなければならない。

2 多量排出事業者は、廃棄物管理責任者又は前項の規定により提出した計画書に記載した事項に変更があったときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

3 市長は、多量排出事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該多量排出事業者に対し、改善その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(1) 第1項の規定に違反して計画書を提出しない場合

(2) 前項の規定に違反して計画書の変更の届出をしない場合

(3) 計画書に記載された減量化及び資源化についての方策が不十分であると認められる場合

(4) 計画書に記載された減量化及び資源化についての方策が十分実施されていないと認められる場合

4 市長は、前項の規定による勧告を受けた多量排出事業者が当該勧告に従わなかったときは、当該多量排出事業者に係る事業系一般廃棄物について市の処理施設への受入れを拒否することができる。

(一般廃棄物管理票)

**第20条** 多量排出事業者は、事業系一般廃棄物を自ら市の処

理施設に運搬する場合には、規則で定めるところにより、事業系一般廃棄物の種類、排出場所その他の必要事項を記載した一般廃棄物管理票（以下「管理票」という。）を市長に提出しなければならない。

- 2 多量排出事業者は、他人に委託して事業系一般廃棄物を市の処理施設に運搬する場合には、その委託を受けた者（以下「受託者」という。）に管理票を交付しなければならない。
- 3 受託者は、事業系一般廃棄物を市の処理施設に運搬する際、前項の規定により多量排出事業者から交付された管理票を市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、多量排出事業者が第1項の規定に違反し、若しくは受託者が前項の規定に違反して管理票を提出しないときは又は提出された管理票に虚偽の記載があると認められるときは、その事業系一般廃棄物について市の処理施設への受入れを拒否することができる。
- 5 前各号に定めるもののほか、管理票に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第6章 処理手数料等

（一般廃棄物の処理手数料）

- 第21条** 市は、市が行う別表第1に掲げる一般廃棄物の収集及び運搬並びに処分に関し、同表に定める処理手数料を徴収する。
- 2 前項の処理手数料の額の算定の基礎となる数量及び人員は、市長の認定するところによる。
  - 3 市長は、天災その他特別の理由があると認めるときは、第1項の処理手数料を減額し、又は免除することができる。
  - 4 前3項に定めるもののほか、処理手数料の徴収に関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成11年条例36号〕

（産業廃棄物処分費用）

- 第22条** 法第13条第2項の規定により徴収する産業廃棄物の処分に要する費用の額は、別表第2に定めるとおりとする。  
（一般廃棄物収集運搬業の許可申請手数料等）

- 第23条** 法第7条第1項の規定により一般廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者、同条第6項の規定により一般廃棄物処分業の許可を受けようとする者、法第7条の2第1項の規定により一般廃棄物収集運搬業若しくは一般廃棄物処分業の事業範囲の変更の許可を受けようとする者、浄化槽法第35条第1項の規定により浄化槽清掃業の許可を受けようとする者又はこれらの許可を受けた者で許可証の再交付を受けようとするものは、申請の際、次に掲げる手数料を納付しなければならない。

- (1) 一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料  
1件につき 10,000円
- (2) 一般廃棄物処分業許可申請手数料  
1件につき 10,000円
- (3) 一般廃棄物収集運搬業変更許可申請手数料  
1件につき 10,000円

(4) 一般廃棄物処分業変更許可申請手数料	1件につき	10,000円
(5) 浄化槽清掃業許可申請手数料	1件につき	10,000円
(6) 一般廃棄物収集運搬業許可証再交付申請手数料	1件につき	5,000円
(7) 一般廃棄物処分業許可証再交付申請手数料	1件につき	5,000円
(8) 浄化槽清掃業許可証再交付申請手数料	1件につき	5,000円

2 既納の手数料は、還付しない。

一部改正〔平成8年条例26号・12年64号・15年34号〕

## 第7章 雜則

（報告の徴収等）

**第24条** 市長は、法第18条第1項に定める場合を除くほか、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、事業系一般廃棄物の処理等に関し必要な報告を求め、又は指示をすることができる。

（立入調査）

**第25条** 市長は、法第19条第1項に定める場合を除くほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、事業者の事業所のある土地又は建物に立ち入り、事業系一般廃棄物の処理等に関し必要な調査をさせることができる。

- 2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（清掃指導員）

**第26条** 減量化、資源化及び廃棄物の適正な処理に関する指導の職務を担当させるため、規則で定めるところにより、清掃指導員を置く。

（委任）

**第27条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第8章 罰則

追加〔平成16年条例28号〕

（罰則）

**第28条** 第17条の2第2項の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。

追加〔平成16年条例28号〕

（両罰規定）

**第29条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して本条の罰金刑を科する。

追加〔平成16年条例28号〕

※ 附則については省略する。

別表第1（第21条関係）

種 別	取 扱 区 分		手 数 料
し 尿	(1) 一般家庭及びこれに準ずるものから排出される場合で、世帯、人員及び処理回数によるとき。	定 額 料 金	一世帯につき 月額 120円 1人につき 月額 260円 処理回数については、別に定める規定回数以内であること。
	(2) 前号の場合であって規定の回数を超えて処理を行うとき。	超 過 料 金	1回につき 680円
	(3) 第1号に規定する算出基準により難いとき（月の中途中で処理を開始したとき、人員が不定で排出量が一定しないとき等をいう。）。	従 量 料 金	36リットルにつき 一般家庭及びこれに準ずるもの 310円 上記以外のもの 360円
	(4) 净化槽の清掃を行うとき。	净 化 槽 清 掃 料 金	36リットルにつき 一般家庭及びこれに準ずるもの 320円 上記以外のもの 370円
動物の死体 (畜産農業に係るもの を除く。以下同じ。)	(1) 市の処理施設に持ち込まれたものを処分するとき。		1個につき 1,700円
	(2) 市が収集し、運搬し、及び処分するとき。		1個につき 3,400円
その他の一般廃棄物	(1) 第14条第4項の規定により排出される事業系一般廃棄物を、市が定期的に収集し、運搬し、及び処分するとき。	特 定 料 金	1キログラムにつき 40円 1立方メートルにつき 6,800円
	(2) 一般廃棄物処理計画に基づく収集以外に、市が臨時に収集し、運搬し、及び処分するとき。	特 別 料 金	
	(3) 一般家庭及びこれに準ずるものから排出される大型ごみ（特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第2条第4項に規定する特定家庭用機器（以下「特定家庭用機器」という。）を除く。）を、市が個別に収集し、運搬し、及び処分するとき。	大 型 料 金	1個につき 2,000円を超えない範囲内で規則で定める額
	(4) 一般家庭から排出される特定家庭用機器を、市が個別に収集し、及び特定家庭用機器再商品化法第17条に規定する指定引取場所まで運搬するとき。	大 型 料 金	1個につき 3,000円を超えない範囲内で規則で定める額
	(5) 市の処理施設に持ち込まれたものを処理するとき（特定家庭用機器を市が特定家庭用機器再商品化法第17条に規定する指定引取場所まで運搬するときを含む。）。	持 込 料 金	1キログラムにつき 25円 (廃木材については、30円) 1立方メートルにつき 3,600円

## 備 考

- 月の中途中で処理を廃止したときのし尿の処理手数料の定額料金及び月の中途中で一般廃棄物の排出を廃止したときの一般廃棄物の処理手数料の特定料金は、徴収しない。
- し尿の処理手数料の定額料金については、月の中途中で世帯人員に異動を生じても、その月分は変更しない。
- し尿の処理手数料の従量料金及び浄化槽清掃料金を算出する基礎となる数量が36リットル未満のとき又はその数量に36リットル未満の端数があるときは、その数量又は端数の数量を36リットルとして計算する。
- 一般廃棄物（し尿及び動物の死体を除く。以下同じ。）の処理手数料は、重量によるものとし、重量によることが実情に即さないときに限り、容量による。
- 一般廃棄物の処理手数料を算出する基礎となる数量が1キログラム若しくは1立方メートル未満のとき又はその数量に1キログラム若しくは1立方メートル未満の端数があるときは、その数量又は端数の数量を1キログラム又は1立方メートルとして計算する。

一部改正〔平成8年条例26号・12年64号〕

**別表第2** (第22条関係)

取扱区分	手数料
第18条の規定により市長が定めた産業廃棄物	1キログラムにつき 50円 1立方メートルにつき 8,700円

## 備考

- 1 産業廃棄物の処分費用は重量によるものとし、重量によることが実情に即さないときに限り、容量による。  
 2 産業廃棄物の処分費用を算出する基礎となる数量が1キログラム若しくは1立方メートル未満のとき又はその数量に1キログラム若しくは1立方メートル未満の端数があるときは、その数量又は端数の数量を1キログラム又は1立方メートルとして計算する。

一部改正 [平成8年条例26号・12年64号]

## 5 小田原市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例施行規則

[平成5年12月1日 規則第41号]

## 目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）  
 第2章 一般廃棄物の処理等（第3条～第5条）  
 第3章 多量排出事業者（第6条～第12条）  
 第4章 処理手数料（第13条～第16条）  
 第5章 業の許可等（第17条～第27条）  
 第6章 雜則（第28条～第31条）  
 附則

### 第1章 総則

## (趣旨)

**第1条** この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）及び浄化槽法（昭和58年法律第43号）並びに小田原市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（平成5年小田原市条例第23号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

**第2条** この規則における用語の意義は、条例の例による。

### 第2章 一般廃棄物の処理等

## (し尿処理等)

**第3条** し尿の処理又は浄化槽の清掃を受けようとする者は、一般廃棄物処理申出・変更届書（様式第1号）により、市長に申し出なければならない。  
 2 市長は、し尿の処理又は浄化槽の清掃を行ったときは、清掃確認伝票（様式第2号）により、当該し尿の処理又は浄化槽の清掃を受けた者の確認を求めるものとする。

## (特定料金に係る平均排出量の認定)

**第4条** 条例第14条第4項の規定により一般廃棄物処理計画に基づき事業系一般廃棄物を排出しようとする事業者は、一般廃棄物処理申出・変更届書により、市長に申し出るとともに、一般廃棄物（特定）平均排出量認定承諾票（様式第3号）により、1月当たりの平均排出量について市長の認定を受けなければならない。

## (一般廃棄物排出の中止等の届出)

**第5条** 次の各号に規定する者は、当該各号に定めるところにより、速やかに一般廃棄物処理申出・変更届書により、市長に届け出なければならない。

- (1) し尿の処理を受けている者は、次のいずれかに該当するとき。  
 ア 住所又は世帯及び人員に変更があったとき。  
 イ し尿の処理に係る手数料の取扱区分の変更（定額料金及び従量料金相互間の変更をいう。）をすべき事由が生じたとき。  
 ウ し尿の処理を中止し、又は廃止するとき。

(2) 条例第14条第4項の規定により一般廃棄物処理計画に基づき事業系一般廃棄物を排出している事業者は、次のいずれかに該当するとき。

- ア 排出を中止し、又は廃止するとき。  
 イ 1月当たりの平均排出量に変更が生じたとき。  
 (収集又は運搬の禁止命令)

**第5条の2** 条例第17条の2第1項の規定に違反する行為を禁止する等の指導を行う者は、当該指導を行う場合は、その身分を示す証明書（様式第3号の2）を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

2 条例第17条の2第2項に規定する命令は、命令書（様式第3号の3）により行うものとする。

追加 [平成17年規則33号]

### 第3章 多量排出事業者

## (多量排出事業者)

**第6条** 条例第19条第1項の規則で定める事業者（以下「多量排出事業者」という。）は、市の処理施設に事業系一般廃棄物を運搬する事業者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項に規定する大規模小売店舗の所有者、占有者又は管理者  
 (2) 事業の用に供する建物（学校等の公共施設を除く。）で、床面積の合計が3,000平方メートル以上（同一敷地内に2以上の建物がある場合にあっては、それぞれの建物の床面積の合計が3,000平方メートル以上）のものの所有者、占有者又は管理者

一部改正 [平成15年規則57号]

## (減量化及び資源化計画書)

**第7条** 条例第19条第1項の計画書は、減量化及び資源化計画書（様式第4号）によるものとし、多量排出事業者は、毎年作成して市長が別に定める日までに提出しなければならない。（自ら運搬する場合の管理票の提出等）

**第8条** 多量排出事業者は、自ら事業系一般廃棄物を市の処理施設に運搬する場合には、次に掲げる事項を記載した管理票（様式第5号）を2部作成し、市長に提出しなければならない。

- (1) 多量排出事業者の氏名又は名称及び事業所の所在地  
 (2) 作成年月日及び廃棄物管理責任者の氏名  
 (3) 事業系一般廃棄物の排出場所  
 (4) 事業系一般廃棄物の種類、形状及び数量  
 (5) 運搬車の種類、車両番号及び運転者の氏名  
 (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項  
 2 市長は、前項の規定により多量排出事業者から管理票の提

出を受けたときは、運搬された事業系一般廃棄物の種類、形状及び数量が管理票に記載された事項と相違ないことを確認の上、当該管理票に提出の日時を記入するとともに、その1部を自ら保管し、他の1部を当該多量排出事業者に回付するものとする。

(運搬を委託する場合の管理票の交付等)

**第9条** 多量排出事業者は、他人に委託して事業系一般廃棄物を市の処理施設に運搬する場合には、前条第1項各号（第5号を除く。）に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載した管理票を4部作成し、受託者に交付しなければならない。

- (1) 受託者の氏名又は名称及び事業所の所在地
- (2) 受託者の一般廃棄物収集運搬業の許可番号
- (3) 交付年月日

2 前項の規定による管理票の交付は、事業系一般廃棄物の引渡しと同時にを行うものとする。

**第10条** 前条第1項の規定により管理票の交付を受けた受託者は、引渡しを受けた事業系一般廃棄物の種類、形状及び数量が当該管理票に記載された事項と相違ないことを確認の上、当該管理票に第8条第1項第5号に規定する事項を記載して、その1部を当該管理票を交付した多量排出事業者に回付するとともに、当該事業系一般廃棄物を市の処理施設に運搬する際、他の3部を市長に提出しなければならない。

2 第8条第2項の規定は、前項の規定により市長が受託者から管理票の提出を受けた場合について準用する。この場合において、同条第2項中「前項」とあるのは「第10条第1項」と、「他の1部」とあるのは「他の2部」と読み替えるものとする。

3 前項の規定により市長から管理票を回付された受託者は、その1部を自ら保管するとともに、速やかに他の1部を当該管理票を交付した多量排出事業者に回付しなければならない。

**第11条** 事業系一般廃棄物の市の処理施設への運搬を委託した多量排出事業者は、前条第1項の規定により回付された管理票と同条第3項の規定により回付された管理票の記載事項を照合し、運搬を委託した事業系一般廃棄物が適正に処理されたことを確認しなければならない。

2 多量排出事業者は、第9条第1項の規定により受託者に管理票を交付した日から30日以内に前条第3項の規定による管理票の回付がないとき又は当該管理票に係る事業系一般廃棄物が適正に処理されなかつたおそれがあると認めるときは、速やかに当該事業系一般廃棄物の処理の状況を把握するとともに、その状況を市長に報告しなければならない。

(一般廃棄物管理票の保存)

**第12条** 多量排出事業者及び受託者は、回付された管理票を5年間保存しなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、多量排出事業者又は受託者に対し、前項の規定により保存している管理票の提出を求めることができる。

#### 第4章 処理手数料

(大型料金の額)

**第13条** 条例別表第1に規定する2,000円を超えない範囲内で規則で定める額は、別表第1に定めるとおりとする。

2 条例別表第1に規定する3,000円を超えない範囲内で規則で定める額は、別表第2のとおりとする。

一部改正〔平成12年規則76号〕

(徴収時期)

**第14条** 一般廃棄物の処理手数料（大型料金に係るもの）の徴収時期は、次の表に定めるとおりとする。

区分	徴収時期	
し尿	定額料金	2月分を一括して、その翌月の末までに徴収する。
	超過料金、従量料金及び淨化槽清掃料金	処理した日の属する月の翌月の末日までに徴収する。
動物の死体		処理した日の属する月の翌月の末日までに徴収する。
その他の一般廃棄物	特定料金	2月分を一括して、その翌月の末日までに徴収する。
	特別料金	収集した日の属する月の翌月の末日までに徴収する。
	持込料金	持込みのあった日の属する月の翌月の末日までに徴収する。

一部改正〔平成9年規則2号〕

(手数料の徴収)

**第15条** 一般廃棄物の処理手数料について使用する納入通知書の様式は、様式第6号のとおりとする。

- 2 一般廃棄物の処理手数料について使用する納付書の様式は、様式第6号の2のとおりとする。
- 3 一般廃棄物の処理手数料について使用する督促状の様式は、様式第6号の3のとおりとする。

一部改正〔平成18年規則31号・26年24号〕

(減免申請)

**第16条** 条例第21条第3項の規定により処理手数料の減額又は免除を受けようとする者は、一般廃棄物処理手数料減額・免除申請書（様式第7号）により、市長に申請しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

#### 第5章 業の許可等

(許可申請)

**第17条** 法第7条第1項の規定により一般廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者又は同条第6項の規定により一般廃棄物処分業の許可を受けようとする者は、一般廃棄物収集運搬・処分業許可申請書（様式第8号）により、市長に申請しなければならない。

- 2 净化槽法第35条第1項の規定により浄化槽清掃業の許可を受けようとする者は、浄化槽清掃業許可申請書（様式第9号）により、市長に申請しなければならない。
- 3 前2項の申請書には、市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

一部改正〔平成15年規則57号〕

(許可基準)

**第18条** 法第7条第1項の規定により一般廃棄物収集運搬業の許可をする場合の基準は、同条第5項各号に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 申請者（特定事由に係る申請者を除く。）が、本市の区域内に事務所又は営業所（個人にあっては、本市の区域内に住所及び事務所又は営業所）を有する者であること。
- (2) 申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第3条に定める基準に従い、自ら事業を的確に遂行するために必要な人員、車両、設備、器材、財政的基礎及び技能を有する者であること。
- (3) 申請者（特定事由に係る申請者を除く。）が市税を完納している者であること。
- 2 法第7条第6項の規定により一般廃棄物処分業の許可をする場合の基準は、同条第10項及び前項各号に掲げるもののほか、次のとおりとする。
  - (1) 事業を遂行するためのごみ処理施設（焼却施設を除く。）

の規模が 1 日当たり 5 トン以上の処理能力を有するものであること。

(2) 専ら事業活動に伴って排出される一般廃棄物で市の処理施設において資源化することが困難なものを自らの処理施設で資源化すること。

3 第 1 項第 1 号及び第 3 号に規定する特定事由とは、次に掲げる事由をいう。

(1) 専ら本市の区域外において収集した特定家庭用機器を本市の区域内に設けられた特定家庭用機器再商品化法（平成 10 年法律第 97 号）第 17 条に規定する指定引取場所まで運搬することのみを目的として一般廃棄物収集運搬業を行おうとする者であること。

(2) 専ら事業活動に伴って排出される一般廃棄物で市の処理施設において処理することが困難なものを収集し、本市の区域外の処理施設に運搬することのみを目的として一般廃棄物収集運搬業を行おうとする者であること。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認める者であること。

4 凈化槽法第 35 条第 1 項の規定により浄化槽清掃業の許可をする場合の基準は、同法第 36 条各号に掲げるもののほか、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 申請者が、第 1 項第 1 号及び第 3 号に該当している者であること。

(2) 申請者が環境省関係浄化槽法施行規則（昭和 59 年厚生省令第 17 号）第 3 条に定める基準に従い、自ら事業を的確に遂行するために必要な人員、車両、設備、器材、財政的基礎及び技能を有する者であること。

一部改正〔平成 9 年規則 2 号・12 年 76 号・15 年 57 号〕  
(許可証の交付)

**第 19 条** 市長は、法第 7 条第 1 項の規定により一般廃棄物収集運搬業の許可をしたとき又は同条第 6 項の規定により一般廃棄物処分業の許可をしたときは、一般廃棄物収集運搬・処分業許可証（様式第 10 号）を交付するものとする。

2 市長は、浄化槽法第 35 条第 1 項の規定により浄化槽清掃業の許可をしたときは、浄化槽清掃業許可証（様式第 11 号）を交付するものとする。

3 前 2 項の許可証（以下「許可証」という。）の交付を受けた者（以下「許可業者」という。）は、許可証を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

4 許可証の有効期限は、一般廃棄物収集運搬・処分業許可証については 2 年、浄化槽清掃業許可証については、許可に付した期限とする。

一部改正〔平成 12 年規則 76 号・15 年 57 号〕

(一般廃棄物収集運搬業等の許可の更新申請)

**第 20 条** 法第 7 条第 2 項の規定により一般廃棄物収集運搬業の許可の更新を受けようとする一般廃棄物収集運搬業者又は同条第 7 項の規定により一般廃棄物処分業の許可の更新を受けようとする一般廃棄物処分業者（以下「一般廃棄物収集運搬業者等」という。）は、一般廃棄物収集運搬・処分業許可更新申請書（様式第 12 号）に一般廃棄物収集運搬・処分業許可証その他市長が必要と認める書類を添付して、市長に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請は、当該許可証の有効期間満了日の 1 ヶ月前から行うことができる。

一部改正〔平成 15 年規則 57 号〕

(事業範囲の変更許可申請)

**第 21 条** 法第 7 条の 2 第 1 項の規定により事業の範囲の変更の許可を受けようとする一般廃棄物収集運搬業者等は、一般廃棄物収集運搬・処分業の事業範囲変更許可申請書（様式第 13 号）に一般廃棄物収集運搬・処分業許可証その他市長が必要

と認める書類を添付して、市長に申請しなければならない。

(準用)

**第 22 条** 第 18 条及び第 19 条の規定は、法第 7 条第 2 項の規定による一般廃棄物収集運搬業の許可の更新、同条第 7 項の規定による一般廃棄物処分業の許可の更新又は法第 7 条の 2 第 1 項の規定による一般廃棄物収集運搬業者等の事業の範囲の変更の許可に係る基準及び許可証の交付について準用する。

一部改正〔平成 15 年規則 57 号〕

(許可証の再交付)

**第 23 条** 許可業者は、許可証を紛失し、破損し、又は汚損したことにより、許可証の再交付を受けようとするときは、許可証再交付申請書（様式第 14 号）により、市長に申請しなければならない。

2 許可証の破損又は汚損により、前項の規定による申請を行う者は、前項の申請書に当該破損し、又は汚損した許可証を添付するものとする。

3 許可証の紛失により許可証の再交付を受けた許可業者が、当該紛失した許可証を発見したときは、直ちに当該許可証を市長に返還しなければならない。

(廃業等の届出)

**第 24 条** 法第 7 条の 2 第 3 項又は浄化槽法第 37 条若しくは第 38 条の規定による廃業等の届出は、許可申請事項変更届書（様式第 15 号）によるものとする。

2 前項の届書には、許可証を添付しなければならない。

(許可の取消し等)

**第 25 条** 市長は、法第 7 条の 3、法第 7 条の 4 又は浄化槽法第 41 条第 2 項に定める場合のほか、許可業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は 6 月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。

(2) 第 18 条の基準に適合しなくなったとき。

(3) 条例又はこの規則の規定に違反したとき。

2 前項の規定により、一般廃棄物収集運搬業、一般廃棄物処分業若しくは浄化槽清掃業の許可を取り消し、又は事業の全部若しくは一部の停止を命ずるときは、許可取消書（様式第 16 号）又は事業停止命令書（様式第 17 号）により行うものとする。

一部改正〔平成 15 年規則 57 号・16 年規則 33 号〕

(許可証の返還)

**第 26 条** 許可業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに許可証を市長に返還しなければならない。

(1) 業を廃止したとき。

(2) 許可証の有効期間が満了したとき。

(3) 許可を取り消されたとき。

(4) 業の全部の停止を命ぜられ、又は休止したとき。

(実績報告書)

**第 27 条** 許可業者は、毎月 20 日までに、当該許可に係る事業に関する前月の実績を、一般廃棄物収集運搬・処分事業実績報告書（様式第 18 号）又は浄化槽清掃事業実績報告書（様式第 19 号）により市長に報告しなければならない。

## 第 6 章 雜則

(立入調査員証)

**第 28 条** 条例第 25 条第 2 項の身分を示す証明書は、立入調査員証（様式第 20 号）とする。

(清掃指導員)

**第 29 条** 条例第 26 条の清掃指導員は、市職員のうちから、市長が任命する。

2 清掃指導員は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 廃棄物の処理及び施設の維持管理に関する指導
- (2) 廃棄物の減量及び再利用に関する指導
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項  
(清掃指導員の証票)

**第 30 条** 清掃指導員の身分を示す証明書は、清掃指導員証（様式第 21 号）とする。

2 清掃指導員は、職務の執行に当たり、常に清掃指導員証を

## 6 小田原市きれいなまちと良好な生活環境をつくる条例

### 目 次

- 第 1 章 総則（第 1 条～第 7 条）
- 第 2 章 禁止行為等（第 8 条～第 11 条）
- 第 3 章 環境美化促進重点地区及び深夜花火禁止区域（第 12 条・第 12 条の 2）
- 第 4 章 周辺環境美化対策施設（第 13 条～第 15 条）
- 第 5 章 自動販売機の届出及び回収容器の設置等（第 16 条～第 22 条）
- 第 6 章 雜則（第 23 条～第 25 条）
- 第 7 章 罰則（第 26 条～第 29 条）

### 附則

#### 第 1 章 総則

##### （目的）

**第 1 条** この条例は、小田原市美しく住み良い環境づくり基本条例（平成 6 年小田原市条例第 17 号。以下「基本条例」という。）の本旨を達成するため、空き缶等、吸い殻等その他の廃棄物の散乱を防止し、並びに深夜における花火、落書き及び歩行中の喫煙その他の屋外の公共の場所における喫煙を規制することに関し、市、市民等、事業者及び所有者等の責務を明らかにするとともに、これらに関する施策の推進に必要な事項を定めることにより、地域の環境美化の促進、美観の保護及び良好な生活環境の確保を図り、もって良好な環境の保全及び創造に寄与することを目的とする。

一部改正〔平成 21 年条例 16 号〕

##### （定義）

**第 2 条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き缶等 飲料を収納していた缶、瓶その他の容器をいう。
  - (2) 吸い殻等 たばこの吸い殻及びチューインガムのかみかすをいう。
  - (3) 市民等 市民及び旅行者その他の滞在者をいう。
  - (4) 事業者 容器に収納する飲料を製造する者及び容器に収納した飲料を販売する者並びにたばこ又はチューインガムを製造し、又は販売する者をいう。
  - (5) 所有者等 土地の所有者、占有者及び管理者をいう。
  - (6) 回収容器 空き缶等を回収するための容器をいう。
  - (7) 深夜 午後 10 時から翌日の午前 6 時までの時間
  - をいう。
  - (8) 花火 火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号）第 2 条第 2 項に規定するがん具煙火の爆発又は燃焼をいう。
  - (9) 落書き 道路、河川、公園その他の公共施設又は他人が所有し、占有し、若しくは管理する建物若しくは工作物に、その所有者又は管理者の承諾を得ないで塗料、墨等によりみだりに文字、図形又は絵画を書くことをいう。
- 2 前項に定めるもののほか、この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）の例による。

一部改正〔平成 13 年条例 16 号・21 年 16 号〕

携帯し、関係人からその提示を求められたときは、これに応じなければならない。

##### （実施細目）

**第 31 条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

※ 附則、別表、様式については省略する。

[平成 6 年 9 月 30 日 条例第 19 号]

題名改正〔平成 21 年条例 16 号〕

##### （市の責務）

**第 3 条** 市は、基本条例第 2 条に定める環境の保全等に関する政策の理念にのっとり、空き缶等、吸い殻等その他の廃棄物の散乱の防止並びに深夜における花火、落書き及び歩行中の喫煙その他の屋外の公共の場所における喫煙の規制に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

2 市は、地域の環境美化の促進、美観の保護及び良好な生活環境の確保に関し、市民等、事業者及び所有者等の意識を啓発するよう努めるものとする。

一部改正〔平成 21 年条例 16 号〕

##### （市民等の責務）

**第 4 条** 市民等は、空き缶等、吸い殻等その他の廃棄物の散乱を防止するため、家庭の外で自ら生じさせた空き缶等、吸い殻等その他の廃棄物を持ち帰り、又は回収容器に収容すること等により、自らの責任において適正に処分するよう努めるものとする。

2 市民等は、道路、河川、公園その他の公共施設の美化に協力するとともに、落書き等の行為によって他人が所有し、占有し、又は管理する建物又は工作物の美観を損なわないよう努めなければならない。

3 市民等は、花火をするときは、花火の燃えかす等の廃棄物の散乱の防止に努めるとともに、近隣住民に迷惑を及ぼすことがないようにしなければならない。

4 市民等は、歩行中又は自転車の運転中には喫煙をしないようにし、喫煙をするには携帯用灰皿を携帯し又は灰皿が設置されている場所でするとともに、他人に迷惑を及ぼすことがないようにしなければならない。

5 市民等は、前条第 1 項の規定により市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

一部改正〔平成 21 年条例 16 号〕

##### （事業者の責務）

**第 5 条** 事業者は、空き缶等及び吸い殻等の散乱を防止するため、消費者の意識を啓発するよう努めるとともに、市が実施する施策に協力するものとする。

##### （所有者の責務）

**第 6 条** 所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地における空き缶等、吸い殻等その他の廃棄物の散乱を防止するため必要な措置を講ずることにより、当該土地の環境美化に努めるとともに、市が実施する施策に協力するものとする。

##### （財産権の尊重）

**第 7 条** 市は、この条例の運用に当たっては、関係者の所有権その他の権利を尊重するよう留意しなければならない。

## 第 2 章 禁止行為等

### （空き地の管理）

**第 8 条** 市長は、空き地（現に人が使用していない土地（現に人が使用している土地であっても、相当の空閑地を有することにより人が使用していない土地と同様の状態にあるものを

含む。)をいう。)が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該空き地の所有者等に対し、雑草(枯れ草又はこれに類するかん木類を含む。)の除去その他必要な措置を講ずるよう要請することができる。

- (1) 廃棄物の投棄を招くおそれがあるとき。
- (2) 周囲の美観を著しく損なうとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、地域の環境美化を害するおそれがあるとき。
- (清潔の保持)

**第9条** 小田原市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例(平成5年小田原市条例第23号)第6条の規定による一般廃棄物処理計画に基づき指定された集積場所に廃棄物を排出する者は、当該一般廃棄物処理計画に従わない方法又は当該集積場所の清潔若しくは市の収集作業を阻害するような方法若しくは形態によって廃棄物を排出してはならない。

(禁止行為等)

**第10条** 何人も、道路、河川、公園その他の公共施設及び他人が所有し、占有し、又は管理する場所に廃棄物をみだりに投棄してはならない。

2 市民等は、犬又はねこを飼養し、又は保管するときは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) ふん尿等の汚物を適正に処理し、悪臭、衛生害虫等の発生を防止すること。
- (2) 道路、河川、公園その他の公共施設及び他人が所有し、占有し、又は管理する土地、建物等をふん尿等の汚物で汚さないこと。

3 市民等は、海岸、道路、公園、広場、河川その他市民等が自由に入り出しができる場所において、深夜に花火をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 法令による許認可を受けた場合
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に支障がないものと認めて承認した場合

4 市民等は、落書きをしてはならない。

5 市民等は、第12条第1項の環境美化促進重点地区内において、灰皿が設置されている喫煙場所以外で喫煙(火のついたたばこを所持する行為を含む。)をしてはならない。

一部改正〔平成21年条例16号〕

(勧告及び命令)

**第10条の2** 市長は、前条第4項若しくは第5項の規定に違反した者又は第12条の2第1項の深夜花火禁止区域内において深夜に花火をした者に対し、行為の中止、原状回復その他必要な措置をとるべきことを勧告し、又は当該勧告に従わない者に対し、当該勧告に従うよう命ずることができる。

追加〔平成21年条例16号〕

(代執行)

**第11条** 市長は、第10条第1項の規定に違反して道路、河川、公園その他の公共施設に廃棄物をみだりに投棄した者(次項において「不法投棄者」という。)に対し、当該公共施設の美観の保護に支障があると認めるときは、相当の期限を定めて、当該廃棄物の回収その他の必要な措置を講すべき旨を命ずることができる。

2 市長は、前項の措置命令を受けた不法投棄者がこれを履行しないときは、行政代執行法(昭和23年法律第43号)の定めるところにより、自ら当該不法投棄者のなすべき行為を行い、又は第三者にこれを任せ、その費用を当該不法投棄者から徴収することができる。

一部改正〔平成21年条例16号〕

### 第3章 環境美化促進重点地区及び深夜花火禁止区域

一部改正〔平成21年条例16号〕

(美化重点地区的指定等)

**第12条** 市長は、特に環境美化の促進、美観の保護及び良好な生活環境の確保を図るために、空き缶等、吸い殻等その他の廃棄物の散乱の防止及び屋外の公共の場所における喫煙の規制を積極的に推進することが必要であると認める地区を、環境美化促進重点地区(以下「美化重点地区」という。)として指定することができる。

2 市長は、前項の規定により美化重点地区を指定しようとするときは、あらかじめ、小田原市環境審議会(以下「審議会」という。)及び当該指定しようとする地区内の住民の意見を聴かなければならない。

3 市長は、美化重点地区を指定したときは、速やかにその旨及びその区域を告示するとともに、当該美化重点地区にその旨を掲示しなければならない。

4 前2項の規定は、美化重点地区の指定の解除及びその区域の変更について準用する。

一部改正〔平成21年条例16号〕

(深夜花火禁止区域の指定等)

**第12条の2** 市長は、海岸、道路、公園、広場、河川その他市民等が自由に入り出しができる場所における深夜の花火が生活環境の保全上著しく支障を来すおそれがあると認める区域を、深夜花火禁止区域として指定することができる。

2 前条第2項から第4項までの規定は、深夜花火禁止区域について準用する。

追加〔平成21年条例16号〕

### 第4章 周辺環境美化対策施設

(美化対策施設の指定等)

**第13条** 市長は、特に周辺地域に対して当該施設の運営に起因する廃棄物の散乱の防止を積極的に推進することが必要であると認める施設を、周辺環境美化対策施設(以下「美化対策施設」という。)として指定することができる。

2 市長は、前項の規定により美化対策施設を指定しようとするときは、あらかじめ、審議会及び当該施設の所有者、占有者又は管理者の意見を聴かなければならない。

3 市長は、美化対策施設を指定したときは、速やかにその旨及びその施設の名称その他規則で定める事項を告示しなければならない。

4 前2項の規定は、美化対策施設の指定の解除について準用する。

(散乱防止の対策等)

**第14条** 前条第1項の規定により美化対策施設として指定された施設の所有者、占有者又は管理者(以下「美化対策施設の所有者等」という。)は、自らの責任において当該美化対策施設の周辺地域について、当該美化対策施設の運営に起因する廃棄物の散乱を防止するための対策を講じなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、美化対策施設の所有者等に対し、前項の規定による廃棄物の散乱を防止するための対策についての資料の提出を求めることができる。

(勧告及び報告)

**第15条** 市長は、美化対策施設の所有者等が前条第1項の規定による廃棄物の散乱を防止するための対策を講じていないと認めるときは、当該美化対策施設の所有者等に対し、相当の期限を定めて、廃棄物の散乱を防止するための対策を講ずるよう勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告をした場合において、必要があると認めるときは、当該勧告を受けた美化対策施設の所有者等に対し、当該勧告に基づいて講じた措置について報告を求めることができる。

### 第5章 自動販売機の届出及び回収容器の設置等

(自動販売機の届出)

**第16条** 自動販売機（規則で定める自動販売機を除く。以下同じ。）により容器に収納した飲料（以下「容器飲料」という。）を販売しようとする者は、当該自動販売機ごとに、あらかじめ、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 自動販売機の型式及び番号
- (3) 自動販売機の設置場所
- (4) 回収容器の設置場所及び管理方法
- (5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

(変更等の届出)

**第17条** 前条の規定による届出をした者（以下「届出者」という。）は、当該届出に係る事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 届出者は、当該届出に係る自動販売機による容器飲料の販売を廃止したときは、その日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(承継)

**第18条** 届出者から第16条の規定による届出に係る自動販売機を譲り受け、又は借り受けた者は、当該自動販売機に係る届出者の地位を承継する。

2 届出者について相続、合併又は分割（当該届出に係る自動販売機による容器飲料の販売に係る権利を承継させるものに限る。）があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該自動販売機による容器飲料の販売に係る権利を承継した法人は、当該届出者の地位を承継する。

3 前2項の規定により届出者の地位を承継した者は、その日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

一部改正〔平成13年条例16号〕

(届出済証)

**第19条** 市長は、第16条、第17条第1項又は前条第3項の規定による届出があったときは、当該届出をした者に対して届出済証を交付するものとする。

2 前項の規定により届出済証の交付を受けた者は、当該届出に係る自動販売機の見やすい箇所に、当該届出済証をちょう付しておかなければならない。

3 第1項の規定により届出済証の交付を受けた者は、当該届出済証を亡失し、汚損し、又はき損したときは、その事實を知った日から15日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

4 市長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出をした者に対し、届出済証を再交付するものとする。

5 第2項の規定は、前項の規定により届出済証の再交付を受けた者について準用する。

(回収容器の設置及び管理)

**第20条** 自動販売機により容器飲料を販売する者（以下「自動販売業者」という。）は、規則で定めるところにより、当該自動販売機について、空き缶等の散乱を防止するため回収容器を設置し、及びこれを適正に管理しなければならない。

(勧告及び報告)

**第21条** 市長は、自動販売業者が前条の規定に違反しているときは、当該自動販売業者に対し、相当の期限を定めて、回収容器を設置し、又はこれを適正に管理するよう勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告をした場合において、必要があると認めるときは、当該勧告を受けた自動販売業者に対し、当該勧告に基づいて講じた措置について報告を求めることができる。

(命令及び公表)

**第22条** 市長は、前条第1項の規定による勧告を受けた自動販売業者が当該勧告に従わないときは、相当の期限を定めて、当該勧告に従うべき旨を命ずることができる。

2 市長は、前項の規定により命令しようとする場合において必要があると認めるときは、審議会の意見を聴くことができる。

3 市長は、第1項の規定による命令を受けた自動販売業者が当該命令に従わないときは、その旨及び当該命令の内容を公表することができる。

一部改正〔平成9年条例25号〕

**第6章 雜則**

(立入調査)

**第23条** 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、空き缶等及び吸い殻等その他の廃棄物が散乱している土地又は自動販売機が設置されている土地若しくは建物に立ち入り、必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(環境美化推進員)

**第24条** 市長は、地域の環境美化の促進及び美観の保護に資する自主的奉仕活動を推進するため、規則で定めるところにより、環境美化推進員を選任する。

(委任)

**第25条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

**第7章 罰則**

(罰則)

**第26条** 第22条第1項の規定による命令に違反した者は、5万円以下の罰金に処する。

**第27条** 第16条、第17条第1項又は第18条第3項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、3万円以下の罰金に処する。

**第28条** 次の各号のいずれかに該当する者は、2万円以下の罰金に処する。

- (1) 美化重点地区内において、空き缶等又は吸い殻等をみだりに投棄した者
- (2) 第10条の2の規定による命令（第10条第5項の規定に違反した者に対するものに限る。）に違反した者
- (3) 第17条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (4) 第19条第2項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定による届出済証のちょう付をしなかつた者
- (5) 第19条第3項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (6) 第23条第1項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者

一部改正〔平成21年条例16号〕

(両罰規定)

**第29条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用者その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

※ 附則については省略する。

# 用語解説

(ア行)

## おだわら環境メールニュース

小田原市が発行するメールマガジンの1つ。環境イベントや環境に関する種々の情報を登録者に配信するサービス。

(カ行)

## 拡大生産者責任

生産者が製品の生産・使用段階だけでなく、廃棄・リサイクル段階まで責任を負うという考え方。具体的には、生産者が使用済み製品を回収、リサイクルまたは廃棄し、その費用も負担すること。OECD（経済協力開発機構）が提唱した。循環型社会形成推進基本法にも、この考え方を取り入れられている。循環型社会形成推進基本法は、事業者の責務として廃棄物の減量化、適正処理に加えて、製品や容器がリサイクル利用されやすいように、リサイクルの仕組みが整備されれば製品や容器を引き取り、リサイクルすることを規定し、拡大生産者責任の考え方を導入している。

## 合併処理浄化槽

生活排水のうち、し尿（トイレ汚水）と雑排水（台所やお風呂などからの排水）を併せて処理することができる浄化槽をいう。これに対して、し尿のみを処理する浄化槽を単独処理浄化槽という。浄化槽法の改正等によって、単独浄化槽の新設は実質的に禁止されている。

## 家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）

家庭で不要となったテレビ、エアコン、洗濯機、冷蔵庫の家電4品目について、家電メーカーに回収とリサイクルを、消費者にその費用負担を義務付けた法律。対象となる使用済み廃家電の排出者は、廃家電を小売業者に引き渡し、収集・運搬費用とリサイクル費用を支払う。小売業者は、これを引き取り製造業者へ引き渡し、製造業者は、引き取った廃家電を定められた率以上にリサイクル（原料としての利用または熱回収）する。資源の有効利用と廃棄物減量のために制定された。

## 環境基準

環境基本法に基づいて、政府が定める環境保全行政上の目標。人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準。政府は、公害の防止に関する施策を総合的かつ有効適切に講ずることにより、環境基準の確保に務めなければならないとされている。これに基づき、大気汚染、水質汚濁、土壤汚染、騒音などに関する環境基準を定めている。

## 環境美化推進員

「小田原市きれいなまちと良好な生活環境をつくる条例」に基づき、地域の環境美化の促進と美観を保護するため、地域の自主的奉仕活動の状況調査及び奉仕活動団体との連絡調整、市が実施する空き缶等、吸い殻等その他の廃棄物の散乱防止に関する施策への協力をうものとされている。

## 環境美化促進重点地区

「小田原市きれいなまちと良好な生活環境をつくる条例」に基づき、小田原駅周辺を環境美化促進重点地区に指定し、空き缶や吸い殻などをみだりに投棄した者に対して2万円以下の罰金を課すこととしている。

**建設リサイクル法（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律）**

資源の有効利用や廃棄物の適正処理を推進するため、建設廃棄物の分別・リサイクルなどを定めた法律。一定規模以上の建築物の解体・新築工事を請け負う事業者に、対象となる建設資材の分別・リサイクルを義務付けた。対象となる建設資材は、コンクリート、アスファルト、木材。

工事の発注者や施工者には、工事の時期や工程、建設資材の種類や量などを事前に都道府県知事に届け出ることが義務付けられた。

**小型家電リサイクル法（使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律）**

平成25年4月から施行。使用済小型家電（デジタルカメラ、携帯電話等）の再資源化を促進するための環境整備が目的。

この法律では、市町村が主体となって小型家電を回収し、それを国が認定した事業者に引き渡すことが制度の根幹となっている。

## ゴミダス

小田原市が発行するごみ問題や環境問題を考えていくための啓発情報誌。ごみの分別方法やごみのリサイクルをはじめ、に関する情報を提供し、意識啓発を図る。

(サ行)

## 最終処分場

廃棄物の最終処分（埋め立て処分）を行う場所。廃棄物は、リサイクル・リユース（再使用）される場合を除き、最終的には埋め立てか海洋投棄される。最終処分は埋め立てが原則とされている。最終処分場については、構造基準と維持管理基準が定められている。

**資源有効利用促進法（資源の有効な利用の促進に関する法律）**

資源の有効利用を促進するため、リサイクルの強化や廃棄物の発生抑制、再使用を定めた法律。リサイクルしやすい設計を行うべき製品、使用済み製品を回収・リサイクルすべき製品、生産工程から出る廃棄物を減らしたり、リサイクルすべき業種、リサイクル材料を使用したり、部品などを再使用すべき業種など7項目について、業種や製品を具体的に指定している。

## 循環型社会

20世紀の後半に、地球環境保全、廃棄物リサイクルの気運の高まりの中で、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済のあり方に代わる資源・エネルギーの循環的な利用がなされる社会をイメージした言葉として使われるようになった。平成12年に日本は循環型社会をめざす「循環型社会形成推進基本法」を制定した。同法は、循環型社会を「天然資源の消費量を減らして、環境負荷をできるだけ少なくした社会」と定義した。同法は、循環型社会を構築する方法として、(1)ごみを出さない(2)出たごみはできるだけ利用する(3)どうしても利用できないごみはきちんと処分するの3つを提示している。

小田原市としても、市民一人一人が地球温暖化などの地球規模の環境問題から身近な廃棄物問題を自分自身のこととしてとらえ、ライフスタイルを見直すとともに、市民、事業者、行政が連携・協働して5つのR(Refuse・Reduce・Reuse・Repair・Recycle)の取り組みを推進し、省資源・循環型社会の構築を目指している。

## 循環型社会形成推進基本法

廃棄物処理やリサイクルを推進するための基本方針を定めた法律として平成12年制定。資源消費や環境負荷の少ない「循環型社会」の構築を促すことが目的で以下の特徴を持つ。(1)循環型社会の定義を明らかにした(2)廃棄物や生産活動で排出される不要物などのうち、売れるか売れないかに関わらず、再び利用できるものを「循環資源」と定義し、循環資源の再使用やリサイクル推進を定めた(3)廃棄物処理やリサイクル推進における「排出者責任」と「拡大生産者責任」を明確にした(4)廃棄物処理やリサイクルの優先順位を、発生抑制→再使用→再生利用→熱回収(サーマルリサイクル)→適正処分と定めた。同法は基本法であり、政策の基本的方向を示すものである。

## 焼成処理

ごみ焼却灰を約1,000°Cで焼き固めて、無害化する処理方法。生成された人工砂は、路盤材や雑草抑制資材などにリサイクルされる。

## 食品リサイクル法（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律）

食品製造工程から出る材料くずや売れ残った食品、食べ残しなどの食品廃棄物を減らし、リサイクルを進めるため、生産者や販売者などに食品廃棄物の減量・リサイクルを義務付けた法律。平成19年度に改正され、食品廃棄物等の発生量が年間100トン以上の食品関連事業者は、毎年度、食品廃棄物等の発生量及び食品循環資源の再生利用等の状況を報告することが義務付けられた。

## 清掃指導員

「小田原市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」に規定されており、ごみ集積場所の維持管理や廃棄物の分別に関する指導などを行うものとされている。

## その他紙

ひもで縛ることが難しい小さな紙で、菓子箱、メモ紙、レシートなどをいう。平成17年度から新しく分別品目に追加した。

## (タ行)

### 多量排出事業者

(1)大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する大規模小売店舗の所有者、占有者または管理者であること(2)事業の用に供する建物で、床面積の合計が3,000平方メートル以上のものの所有者、占有者または管理者であることのどちらかに該当するものをいう。

多量排出事業者には、「減量化及び資源化計画書」の提出が義務付けられている。

## 段ボールコンポスト事業

本市の特徴的な施策の一つ。生ごみ堆肥化検討委員会での報告に基づいた各家庭で段ボールを利用した生ごみ堆肥化の取組。市民団体の生ごみクラブとともに活動中。

## ちゅう芥類

家庭の台所やレストランの厨房から出される野菜くず、魚や肉などの調理くず、残飯くずなどで生ごみともよばれる。

## 中間処理

人為的に管理された環境の下で、物理・化学的または生

物学的な手段によって、廃棄物の形態、外観、内容、特性等を変え、生活環境の保全や人の健康に支障が生じないようすること。

最終処分（埋め立ておよび海洋投入）に至るまでに行われるさまざまな無害化ないし安定化・減容化処理をいう。

不用物を処分しても自然界に悪影響を与えないように、あらかじめ、人為的に汚濁物質や有害物質を除去・無害化したり、減容・安定化したりする操作の全てを含み、脱水、乾燥、焼却、破碎、解体、溶融、ガス化、中和、改質、分解、醸酵などが主要な方法。分別もまた広い意味での中間処理の概念に包括される。

## 特定ごみ

「小田原市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」に基づき、市が定期的に収集運搬し、処分する事業系一般廃棄物をいう。ただし、1ヶ月当たりの排出量が300kg以下としている。

## (ナ行)

### 農業集落排水処理施設

農業集落からの屎尿、生活雑排水または雨水を処理する施設。農地や農業用排水路に汚れた水が流れ込むのを防ぎ、生活環境を向上させるとともに、窒素、りん等を除去し、公共用水域の水質保全および農業用排水施設の機能維持または農村の生活環境の改善を図るものである。

## (ハ行)

### 焙焼処理

ごみ焼却灰を溶融直前の温度(1,050°C程度)で焙焼し、無害化したものを軟弱地盤固化材、セメント骨材などにリサイクルすること。

## BOD(生物化学的酸素要求量)

河川水や海水中の汚染物質(有機物)が微生物によって無機化あるいはガス化されるときに必要とされる酸素量のこと、単位は一般にmg/lで表す。

この数値が大きくなれば、その河川などの水中には汚染物(有機物)が多く、水質が汚濁していることを意味する。

## ピックアップ

燃せないごみとして回収されたものは、環境事業センター内のリサイクルセンターに集められる。集められたものの中から、市指定の小型家電に該当するものを抜き取ること。

## (マ行)

### 3つのガイドライン

廃棄物処理法第5条の2第1項の規定に基づく基本方針(平成25年3月改正)における市町村の役割を支援するため、平成19年6月に国が策定した。

- ① 一般廃棄物処理事業におけるコスト分析、情報提供を行い、分析結果をさまざまな角度から検討すること等により、社会経済的に効率的な事業となるよう努めること。
- ② 経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制・再生利用等を進めるため、一般廃棄物処理の有料化を推進すること。
- ③ 一般廃棄物処理システムの変更等の際には、その必要性と環境負荷面、経済面等に係る利点を、住民や事業者に明確に説明すること。

(ヤ行)

容器包装リサイクル法（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律）

容器包装ごみのリサイクルを製造者や販売者に義務付けた法律。平成7年制定。経済産業省・環境省所管。消費者は容器包装ごみの分別排出、市町村は分別収集の責任を負い、製造者をあわせた3者の役割分担により容器包装のリサイクルを促進することが目的。平成9年度にガラス容器とペットボトルを対象に施行された。平成12年度には全面施行され、飲料用以外の紙製容器包装とプラスチック製で飲料、醤油充てんのペット容器以外が対象に加わった。

法の対象となる容器包装を使っている食品などのメーカーや容器包装を作っているメーカーには、市町村が回収した容器包装の使用量に応じたリサイクルが義務付けられる。一般廃棄物のうち容器包装ごみは、容積で6割、重量で2割を占める。

#### 溶融処理

ごみ焼却灰をおおむね1,200°C以上の高温で液状に溶かした後、冷却してガラス質の固化物（溶融スラグ）を得ること。溶融処理によって焼却灰に含有する金属類のうち、低沸点の重金属類（水銀、鉛、カドミウム、亜鉛など）は揮発してガス化し、残存する重金属類はガラス質の主成分であるシリカの網目構造中に閉じ込められるため、溶融固化物中の重金属類の含有量は低減され、溶出防止にも高い性状を持つ。

また、溶融固化物は路盤材やコンクリート用骨材などの土木・建築資材に利用できることから、資源リサイクルと最終処分場の延命効果が期待されている。

## 第4次小田原市一般廃棄物処理基本計画

令和2年3月発行

令和8年〇月〇〇

小田原市 環境部 環境政策課

〒250-8555 神奈川県小田原市荻窪300番地

T E L 0465-33-1471 F A X 0465-33-1487

小田原市ホームページ <http://www.city.odawara.kanagawa.jp/>

Eメール [kansei@city.odawara.kanagawa.jp](mailto:kansei@city.odawara.kanagawa.jp)

## 参考資料6－2

### 第4次一般廃棄物処理基本計画 最終目標に対する中間目標等の実績報告書（中間評価）抜粋

様式1-1

		評価対象年度		令和2年度（2020年度）～令和5年度（2023年度）					
		ごみの減量化・資源化の数値目標							
	基準値	実績					中間目標値	最終目標値	中間目標値 に対する 進捗割合
	平成30 (2018)	(参考) 令和元 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和11 (2029)	
①家庭ごみにおける 1人1日当たりの 燃せるごみ排出量	509g	510g	515g	496g	493g	474g	484g	459g	100%
(家庭の燃せるごみ量)	35,517t	35,501t	35,538t	34,105t	33,697t	32,311t	32,195t	29,216t	-
(人口)	191,181人	190,109人	188,856人	188,243人	187,347人	186,338人	182,243人	174,385人	-
②事業ごみ排出量	15,762t	15,503t	13,433t	13,835t	14,272t	14,228t	15,907t	15,762t	100%
③資源化率 (ごみ排出量に占める 資源化量の割合)	24.6%	24.8%	24.3%	24.9%	24.2%	24.0%	24.9%	25.3%	0%
(資源化量)	17,031t	17,048t	16,263t	16,146t	15,567t	14,981t	16,223t	15,544t	-
(ごみ排出量)	69,219t	68,812t	66,861t	64,929t	64,273t	62,516t	65,197t	61,336t	-
④焼却灰の資源化率 (焼却灰の量に占める 焼却灰資源化量の割合)	6.2%	6.8%	9.3%	10.8%	13.1%	15.1%	16.1%	26.4%	90%
(焼却灰の資源化量)	400t	445t	578t	652t	752t	867t	950t	1,450t	-
(焼却灰発生量)	6,404t	6,544t	6,220t	6,029t	5,742t	5,746t	5,887t	5,502t	-

様式2-1

		評価対象年度 令和2年度（2020年度）～令和5年度（2023年度）						
		生活排水処理率の数値目標						
		実績値					中間目標値	最終目標値
		平成28 (2016)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和7 (2025)	令和12 (2030)
生活排水処理率		87.6%	88.2%	88.3%	88.4%	89.5%	94.3%	100%

※生活排水処理率（%）＝（合併処理浄化槽人口＋下水道処理区域内人口）÷行政人口

## 小田原市気候変動対策推進計画の改定について

### 1 概 要

小田原市気候変動対策推進計画（計画期間：令和4年度（2022年度）～令和12年度（2030年度））の着実な推進を図るため、令和6年度（2024年度）に実施した中間評価の結果及び社会情勢の変化等を踏まえ、本計画の見直しを行う。

### 2 見直しの要点

#### (1) 新たな視点の追加

- ア 再エネ設備拡大に伴う自然・生活環境等への配慮（第1章 計画の背景 15頁）
- イ 太陽光パネルの適正廃棄への留意（第3章 施策1 再生可能エネルギーの導入促進 37頁）

#### (2) 新たな取組の追加

- ア 営農型太陽光発電の促進（第3章 施策1 再生可能エネルギーの導入促進 39頁）
- イ 電力地産地消プラットフォームの構築・運営（第3章 施策1 再生可能エネルギーの導入促進 40頁）
- ウ 脱炭素先行地域の実現（第3章 施策3 脱炭素のまちづくり 49～50頁）

#### (3) 取組内容の見直し

- ア 再エネ導入支援の拡充（第3章 施策1 再生可能エネルギーの導入促進 36～45頁）
- イ 省エネ行動の具体化（第3章 施策2 省エネルギー等の環境配慮行動の促進 45～48頁）
- ウ 公共施設における再エネ導入、省エネ化に向けた取組の具体化（第4章 施策1～2 59～62頁）

#### (4) 進捗状況や新たな取組を踏まえた指標の見直し

- ア 取組の進捗状況を踏まえた新たな指標の追加（第3章 施策2～5 45頁、48頁、51頁、53頁）

### 3 見直しの経緯と今後のスケジュール

令和7年8月6日	第1回環境審議会（諮問）
令和7年11月4日	第2回環境審議会
令和7年12月15日 ～令和8年1月13日	パブリックコメント実施
令和8年1月～2月	庁内会議
令和8年2月～3月	第3回環境審議会（答申）
令和8年3月	改定計画の策定

## 参考資料7－1

# 小田原市気候変動対策推進計画 改定案

見直し箇所は赤字で記載

## 目次

<b>第1章 計画の背景</b>	1
<b>1 気候変動を取り巻く状況</b>	1
(1) 地球温暖化と気候変動	1
(2) 国際的な動向	2
(3) 国内の動向	3
(4) 神奈川県の動向	4
<b>2 計画策定の経緯とこれまでの取組</b>	5
(1) 「小田原市地球温暖化対策推進計画」の策定・運用と取組	5
(2) 「小田原市エネルギー計画」の策定・運用と取組	6
(3) 2つの計画の統合	7
(4) 「小田原市気候変動対策推進計画」策定後のこれまでの取組	7
<b>3 小田原市の特性</b>	8
(1) 自然環境	8
(2) 人口・世帯数	9
(3) 住宅	10
(4) 都市構造	11
(5) 産業構造	12
(6) 自動車	13
(7) 廃棄物	13
(8) 再生可能エネルギー導入ポテンシャル	14
(9) 市民の意識	16
<b>第2章 計画の基本的事項</b>	19
<b>1 役割と位置づけ</b>	19
(1) 根拠法令等	19
(2) 計画期間	19
(3) 目標年度及び二酸化炭素排出量に係る基準年度	19
(4) 計画における対象分野	20
(5) 法令や他計画等との関係	20
<b>2 小田原市域のエネルギー使用及び二酸化炭素排出の状況</b>	24
(1) 小田原市域のエネルギー使用の状況	24
(2) 小田原市域の二酸化炭素排出の状況	26
<b>3 計画の目標</b>	28
(1) 全体目標	28
(2) 基本方針	30
<b>4 計画の体系</b>	32

<b>第3章 市域における脱炭素化施策【緩和策】</b>	34
<b>1 基本的考え方</b>	34
<b>2 市域の脱炭素化目標</b>	35
<b>3 具体的な施策</b>	36
施策1 再生可能エネルギーの導入促進	36
<地域脱炭素化促進事業の促進>	42
施策2 省エネルギー等の環境配慮行動の促進	45
施策3 脱炭素型のまちづくり	48
施策4 省資源・循環型社会に向けた脱炭素化の推進	51
施策5 吸收源対策	53
施策6 情報提供や意識啓発の実施（全施策共通）	54
<b>第4章 市役所としての脱炭素化施策【緩和策】</b>	56
<b>1 基本的考え方</b>	56
<b>2 公共施設における温室効果ガス排出量の状況</b>	57
<b>3 市役所の脱炭素化目標</b>	58
<b>4 具体的な施策</b>	59
施策1 公共施設への再生可能エネルギーの導入拡大	59
施策2 公共施設の省エネルギーの推進	61
施策3 公用車の電動化	62
施策4 事務・事業における環境に配慮した取組	63
<b>第5章 気候変動適応策</b>	65
<b>1 基本的考え方</b>	65
<b>2 小田原市の状況と影響評価</b>	66
(1) 市民の意識	66
(2) 気候変動の影響	68
<b>3 気候変動適応策の目標</b>	70
<b>4 具体的な取組</b>	70
分野1 農林水産業	70
分野2 水環境・水資源	71
分野3 自然生態系	71
分野4 自然災害	72
分野5 健康	72
分野6 まちづくり	73
分野7 生活・文化	73
<b>5 今後の取組に向けて</b>	74
<b>第6章 推進体制と進行管理</b>	75

1 推進体制 .....	75
2 進行管理の方法 .....	76

【本計画における図表等について】

参考 参考資料を基に本市が作成したもの

出典 参考資料から引用した図表を表記したもの

特段の記載のないものは小田原市作成

# 第1章 計画の背景

## 1 気候変動を取り巻く状況

### (1) 地球温暖化と気候変動

地球は太陽からのエネルギーで温められ、地表から宇宙空間に赤外線として熱エネルギーが放射されますが、その一部は大気中の二酸化炭素や水蒸気などに吸収されて大気を温めます。これを温室効果と呼び、二酸化炭素などの熱エネルギーを吸収する気体を温室効果ガスと呼びます。地表から放出された熱エネルギーがそのまま全部宇宙に出ていってしまうと地球の気温はとても低くなりますが、この温室効果が適切に働くことで、地球は平均して 15°C ぐらいという、生物が生存するのにちょうどよい気温に保たれています。



出典：環境省ホームページ『地球温暖化のメカニズム』

しかし、人類は産業革命以降、石油や石炭などの化石燃料を大量に使用することで温室効果ガスの排出量を急速に増加させました。その結果、地球環境が自然に吸収できる量を大幅に上回る温室効果ガスが排出され、大気中の温室効果が増大し、地球の平均気温の上昇が生じています。これを「地球温暖化」と呼びます。また、地球温暖化に伴い、これに起因する長期的に様々な気候状態の変化を「気候変動」と呼びます。

個々の気象現象と地球温暖化との関係を解明することは容易ではありませんが、

今後、地球温暖化の進行に伴い、猛暑や豪雨のリスクを伴う気候変動が更に高まることが予測されています。また、気候変動は、生物多様性の損失要因の1つであり、自然に依存した産業のみならず、生態系サービス<sup>1</sup>を受けている人々の生活全般に大きな影響を与えます。

これらのことから、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出を抑制し、気候変動を防止するための対策である「緩和策」と、既に現れている、あるいは、中長期的に避けられない気候変動の影響に対して、被害を最小限に食い止めたり、逆に気候の変化を利用したりする対策である「適応策」の両側面から取り組むことが重要です。

## （2）国際的な動向

平成27(2015)年11月から12月にかけて、フランス・パリで開催されたCOP<sup>21</sup>において、京都議定書以来18年ぶりに新たな法的拘束力のある国際的な合意文書「パリ協定」が採択され、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2°Cより十分低く保つとともに、1.5°Cに抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げました。

また、平成30(2018)年に公表されたIPCC<sup>3</sup>「1.5°C特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、2°Cを十分下回り、1.5°Cの水準に抑えるためには、二酸化炭素排出量を2050年頃に正味ゼロとする必要としています。

更に、IPCC第6次評価報告書の統合報告書(令和5(2023)年3月20日)では、「人間活動が主に温室効果ガスの排出を通して地球温暖化を引き起こしてきたことには疑う余地がなく、1850～1900年を基準とした世界平均気温は2011～2020年に1.1°Cの温暖化に達した。」と断言し、「大気、海洋、雪氷圏、及び生物圏に広範かつ急速な変化が起こっている。人為的な気候変動は、既に世界中の全ての地域において多くの気象と気候の極端現象に影響を及ぼしている。このことは、自然と人々に対し広範な悪影響、及び関連する損失と損害をもたらしている(確信度が高い)。」としています。令和5(2023)年7月には、アントニオ・グテーレス国連事務総長がこうした現状を踏まえ、「現在は気候危機にあり、地球温暖化の時代は終わり、地球沸騰化の時代が始まっている。」と発言するなど、もはや気候変動に猶予はありません。

---

<sup>1</sup> 生態系サービス：我々が生活をする上で、食料や水の供給、気候の安定など、生物多様性を基盤とする生態系から得られる恩恵のこと。

<sup>2</sup> COP：国連気候変動枠組条約締約国会議（Conference of the Parties）の略。

<sup>3</sup> IPCC：気候変動に関する政府間パネル（Intergovernmental Panel on Climate Change）の略。

世界各国は、2050 年までの温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラル<sup>4</sup>を政策目標として掲げ、その実現に向けた対策を推進しています。

令和 3（2021）年 10 月、イギリス・グラスゴーにおいて開催された COP26 では、最新の科学的知見に依拠しつつ、今世紀半ばでの温室効果ガス実質排出ゼロ及びその経過点である 2030 年に向けて野心的な緩和策及び更なる適応策を締約国に求める内容が議論され、特にこの 10 年における行動を加速させる必要があることを強調しています。令和 5（2023）年 11 月にアラブ首長国連邦・ドバイにおいて開催された COP28 では、パリ協定<sup>5</sup>で掲げられた目標達成に向けて世界全体の進捗状況を評価する「グローバル・ストックテイク」が初めて実施され、その成果として採択された決定文書では、目標達成までは隔たりがあり一層の行動と支援が必要であると明記されています。

### （3）国内の動向

国は、令和 2（2020）年 10 月に 2050 年までに温室効果ガスの排出量を全体としてゼロにするカーボンニュートラルを目指すことを宣言し、翌年には、令和 12（2030）年度の温室効果ガスの削減目標を平成 25（2013）年度比 46% 削減し、更に、50 % 削減の高みに向けて挑戦を続けていく旨を公表しました。

これを受け、令和 4（2022）年 4 月に施行された「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」において、2050 年までの脱炭素社会<sup>6</sup>の実現を基本理念として位置づけています。

令和 3（2021）年 6 月、国・地方脱炭素実現会議において「地域脱炭素ロードマップ」が決定され、その中で、5 年の間に政策を総動員し、人材・技術・情報・資金を積極的に支援することが示され、現在、地方公共団体では、脱炭素を成長の機会と捉えた、地域の成長戦略である「地域脱炭素」の取組が加速しています。

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号。以下「温対法」という。）に基づいて策定された「地球温暖化対策計画」では、令和 3（2021）年 10 月の改定で 2050 年度・2030 年度目標とその実現に向けた施策が位置付けられ、令和 7（2025）年 2 月の改定で、令和 17（2035）年度に 65% 削減、令和 22（2040）年度に 79% 削減という目標（いずれも 2013 年度比）が位置付けられました。また政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措

---

<sup>4</sup> カーボンニュートラル：二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること。

<sup>5</sup>

<sup>6</sup> 脱炭素社会：地球温暖化を防止するため、二酸化炭素排出量を全体としてゼロとするカーボンニュートラルを目指す社会のこと。

置について定める「政府実行計画」でも、令和 7（2025）年 2 月の改定で、政府保有施設について同目標が位置付けられました。

令和 7（2025）年 2 月に閣議決定されたエネルギー基本計画では、2040 年度に電源構成比率の 4～5 割程度を再生可能エネルギー<sup>7</sup>（以下「再エネ」という。）が占める見通しが示され、再エネの主力電源化の徹底等が掲げられました。

また、脱炭素、エネルギー安定供給、経済成長を同時に実現する GX（グリーントランスフォーメーション）<sup>8</sup>の旗印の下、令和 7（2025）年 2 月に「GX2040 ビジョン」が閣議決定され、令和 7（2025）年 6 月に、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律の一部を改正する法律による改正後の脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和 5 年法律第 32 号。以下「改正 GX 推進法」という。）が成立しています。

これらの動きと連動し、気候変動対策が経済に与える影響も加速度的に変化しています。改正 GX 推進法では、企業ごとに排出できる二酸化炭素量に上限を設けるとともに、排出枠を市場での取引を可能とする排出量取引制度を令和 8（2026）年度より開始することが定めされました。また、平成 29（2017）年 6 月に TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）<sup>9</sup>が公表した報告書並びに令和 3（2021）年 6 月に ISSB（国際サステナビリティ基準審議会）が公表した「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項」及び「気候関連開示」に基づき、国内では、令和 6（2024）年 3 月に SSBJ（サステナビリティ基準委員会）が「サステナビリティ開示基準の適用」及び「気候関連開示基準」を公開しました。有価証券報告書への基準適用は、東証プライム上場企業から順次義務化される予定となっており、気候関連財務情報開示及びサステナブルファイナンスに関するルールの整備が進んでいます。

#### （4）神奈川県の動向

神奈川県は、県域における地球温暖化対策の強化を図るため、平成 21（2009）年に「神奈川県地球温暖化対策推進条例」を制定し、神奈川県・事業者・県民等の責務を明らかにしました。翌年には、同条例に基づいた「神奈川県地球温暖化対策計画」の策定や、「事業活動温暖化対策計画書制度」の運用が始まりました。

---

<sup>7</sup> 再生可能エネルギー：太陽光、太陽熱、風力、地熱、バイオマスなど枯渇することのない自然エネルギーのこと。

<sup>8</sup> GX（グリーントランスフォーメーション）：産業革命以来の化石燃料中心の経済・社会、産業構造をクリーンエネルギー中心に移行させ、経済社会システム全体を変革すべく、エネルギーの安定供給・経済成長・温室効果ガス排出削減の同時実現を目指すこと。

<sup>9</sup> TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）：G20 の要請を受け、気候関連の情報開示及び金融機関の対応をどのように行うかを検討するため、金融安定理事会（FSB）により設立された組織。

平成 23 (2011) 年には「かながわスマートエネルギー構想」を提唱し、原子力に過度に依存しない・環境に配慮する・地産地消を推進するという 3 原則によりエネルギー政策を推進することとしました。

平成 25 (2013) 年には「神奈川県再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例」を制定し、翌年に策定した「かながわスマートエネルギー計画」により、分散型エネルギーシステム<sup>10</sup>の構築を進めています。

平成 31 (2020) 年 4 月には、「神奈川県地球温暖化対策計画」を「気候変動適応法（平成 30 年法律第 50 号）」に基づく「地域気候変動適応計画」として、神奈川県環境科学センターを同法に基づく「地域気候変動適応センター」として、それぞれ位置付けました。

令和 4 (2022) 年 3 月には、「神奈川県地球温暖化対策計画」を改定し、長期目標として 2050 年脱炭素社会の実現、中期目標として令和 12 (2030) 年度の温室効果ガス排出量を平成 25 (2013) 年度比で 46% 削減することを設定しました（令和 6 (2024) 年 3 月においても改定実施）。

一方、令和 3 (2021) 年 11 月には、脱炭素社会の実現に向けた将来像や今からできる行動の選択肢を示すため、神奈川県と公益財団法人地球環境戦略研究機関 (IGES) が「かながわ脱炭素ビジョン 2050」を共同作成しました。このビジョンでは、徹底した省エネルギー（以下「省エネ」という。）を前提として、使用するエネルギーを可能な限り電化し、そのエネルギー源を再エネとすることや、デジタルを活用して作業等の自動化・効率化を進めることが重要であるとしています。

## 2 計画策定の経緯とこれまでの取組

### （1）「小田原市地球温暖化対策推進計画」の策定・運用と取組

本市は、平成 10 (1998) 年に「小田原市環境基本計画」と「小田原市低公害車普及促進計画」を策定し、低公害車の普及促進等にいち早く取り組みました。平成 11 (1999) 年には、環境負荷を低減する主体的な取組を進めるために、「小田原市環境行動指針（環境行動計画）」を定め、平成 19 (2007) 年に「小田原市地球温暖化対策地域推進計画」を策定し、市民・事業者・行政のそれぞれの役割や取組を具体的に示しました。

平成 20 (2008) 年に改正された温対法等に位置づく計画として、これまでの取組を踏まえて平成 23 (2011) 年度に「小田原市地球温暖化対策推進計画」を策定

---

<sup>10</sup> 分散型エネルギーシステム：地域において多様な分散型電源（太陽光等の再エネ発電設備、ガスコーディネーション、熱電併給型の燃料電池等）を導入し地域における安定的な電源の確保を図るシステムのこと。

し、令和2（2020）年度において平成2（1990）年度比25%の温室効果ガスを削減する目標を掲げ、低炭素社会実現のための事業者向け、家庭向け等の各種取組を推進しました。

その後の社会的な流れや本市の各種施策の動向等を汲みながら、平成29（2017）年度から平成30（2018）年度にかけて計画の中間見直しを行い、温室効果ガス排出量の最新値の反映や適応策の追加等を行った改訂版を策定しました。

令和3（2021）年度には、改訂版の計画期間が満了となる令和4（2022）年度に向け、「環境・エネルギー」を重点施策に位置付けた「第6次小田原市総合計画」の策定作業と連動して見直し作業を前倒しして実施し、新たな計画の策定作業に着手しました。検討に当たっては、温対法の内容や現行計画の成果を踏まえるとともに、脱炭素社会の実現に向けて地域で取り組む気候変動対策を示すことを目的に策定を進めました。

## （2）「小田原市エネルギー計画」の策定・運用と取組

本市は、平成23（2011）年の東日本大震災以降、エネルギーの地域自給による持続可能なまちの実現に向けてエネルギー政策の推進に関する専門部署を立ち上げるとともに、持続可能なまちづくりに不可欠な地域の資源である再エネの活用を推進するため、平成26（2014）年4月に「小田原市再生可能エネルギーの利用等の促進に関する条例」を施行し、平成27（2015）年度に「小田原市エネルギー計画」を策定しました。

この計画に基づき、市民出資の手法を取り入れたメガソーラー<sup>11</sup>事業の創出、地域新電力との連携、蓄電池を組み合わせたエネルギー・マネジメント<sup>12</sup>の高度化など、公民連携による事業に段階的に取り組みました。

また、電気自動車を動く蓄電池と見立てたエネルギー・マネジメント事業や、地域マイクログリッド<sup>13</sup>構築事業など、最新の技術を取り入れた新たな公民連携事業にも着手しました。

これらのエネルギー分野における先行的な取組により、二酸化炭素排出量の削減に加え、今後取り組むべき再エネの大量導入に向けた公民連携の継続的かつ段階的な拡大の基盤となる成果があげられたと考えられます。

令和元（2019）年11月に「2050年までの二酸化炭素排出量実質ゼロ（以下、ゼロカーボンシティ）」を表明し、これまでの取組を踏まえつつ、社会のあり様を大

---

<sup>11</sup> メガソーラー：太陽光発電で出力（発電規模）が1MW(1000kW)を超える大規模なもの。

<sup>12</sup> エネルギー・マネジメント：建物や住宅などにおいてエネルギーを合理的に利用するため管理すること。

<sup>13</sup> 地域マイクログリッド：通常は既設の送配電ネットワークを活用して電気を調達し、非常時にはネットワークから切り離して電気を自給自足するシステムのこと。

きく変えるイノベーション<sup>14</sup>の実現に向け、令和2（2020）年に計画の一部見直しを行い、新たな視点として「先進技術の活用とイノベーションの創出」を加えて目指すべき方向性を明確化しました。

令和4（2022）年には、脱炭素社会の構築に向けてエネルギー政策と気候変動対策を統合的に所管し、2050年の中長期目標の実現に向けた取組とその普及啓発等を強力に推進するための部署として、ゼロカーボン推進課を設置しています。

### （3）2つの計画の統合

小田原市環境審議会において、地球温暖化対策推進計画・エネルギー計画策定検討部会を設置し、2つの計画において求められる役割等について審議しました。その結果、エネルギー使用に由来する二酸化炭素の排出は温室効果ガスの大部分を占めており、2つの計画に位置付けるべき対策・施策は相互に密接に関係することや、現行計画においても重複する目標や施策が多く、効率的な運用・評価をしていく必要があることが確認されました。これを考慮し、「小田原市地球温暖化対策推進計画」と「小田原市エネルギー計画」を統合して1つの計画として策定することが、気候変動への対策を総合的に取り組むために最も効果的であると結論を得ました。

また策定する計画は、区域全体及び本市の事務事業から排出される温室効果ガスの削減・脱炭素を目的とした緩和策に取り組むため、温対法に基づく「地方公共団体実行計画（事務事業編）」、「地方公共団体実行計画（区域施策編）」として位置付けるとともに、既に生じている影響に対処する適応策にも同時に取り組むため、「気候変動適応法」に基づく地域気候変動適応計画としても位置付けることとしました。

これを踏まえ、令和4（2022）年10月に「小田原市気候変動対策推進計画」を策定しています。

### （4）「小田原市気候変動対策推進計画」策定後のこれまでの取組

本市は、地域資源を最大限に活用し、暮らしと営みを支えるために必要な要素や仕組みを整え、その恩恵を地域の中で分かち合うという「地域自給圏」の考えに基づいたまちづくりに取り組んでおり、エネルギーは、いのちを支えるために必要な要素の1つとして位置付けられています。環境省が提供する地域経済循環分析ツールによれば、令和2（2020）年度時点で年間約110億円がエネルギー利用に伴い、市外に流出しています。この抑制のため、本市は、温室効果ガス排出削減による気候変動の緩和のみならず、エネルギー自給率の増加による地域経済の好循環の観点からも、太陽光発電等の地産の再エネの増加とエネルギー・マネジメントを含む地域

---

<sup>14</sup> イノベーション：モノや仕組み、サービス、組織、ビジネスモデルなどに新たな考え方や技術を取り入れて新たな価値を生み出し、社会にインパクトのある革新や変革をもたらすこと。

での効率的な地消に向けた取組を、本計画に則り進めてきました。

令和4（2022）年5月には「重点対策加速化事業<sup>15</sup>」、同年11月には「脱炭素先行地域づくり事業<sup>16</sup>」にそれぞれ環境省から選定されており、国の「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」を最大限活用し、太陽光発電設備、省エネ設備等の導入及び地産の再エネを地域内で最大限活用するためのエリアエネルギー・マネジメントシステムの構築に取り組んでいます。

### 3 小田原市の特性

気候変動対策は、地球規模の課題に対する国を挙げての対策であることから、国や神奈川県による対策との協調を図るとともに、地域に適した対策を講じる必要があります。

全国的・全県的に国・神奈川県の対策・施策が実施されることで、本市を含めて自然的・社会的条件が平均的な地域では目標達成に向けてその効果が表れると考えられますが、それに加え、本市の特性に応じた対策を講じることで、より効果的に気候変動対策を推進するため、全国の平均的な状況と本市の状況を比較し、その特性を捉えます。

#### （1）自然環境

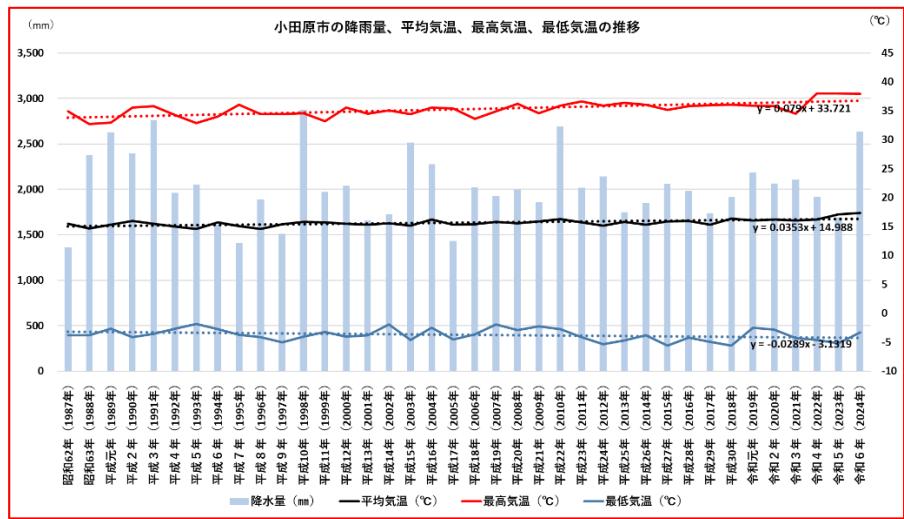
本市は、相模湾に面し、沖を流れる黒潮の影響を受けて温暖な気候条件を有しています。年平均気温は16°C程度で、夏は東京よりも涼しく、冬は東京よりも暖かい傾向にあるため、比較的冷暖房に頼らなくとも過ごしやすい地域です。背後に箱根外輪山などの高い山々をひかえているため、南からの湿った大気が上昇気流となり、年間2,000mm程度の降水量があります。降雨量、平均気温、最高気温、最低気温の過去約40年間の推移を見ると、平均気温と最高気温は概ね安定していますが、上昇傾向にあります。

首都圏でありながら森・里・川・海・街がそろった豊かな自然環境とその恵みが受け継がれ、人々の生活・文化・なりわいが成り立っています。

---

<sup>15</sup> 重点対策加速化事業：地域のニーズ・創意工夫を踏まえて、全国津々浦々で取り組むことが望ましい「重点対策」を複合的に組み合わせた複数年にわたる意欲的な計画を加速的に実施する地方公共団体の取組に対して支援を行う事業。

<sup>16</sup> 脱炭素先行地域づくり事業：2050年カーボンニュートラルに向けて、2030年までに民生部門（家庭部門及び業務その他部門）の電力消費に伴う二酸化炭素排出の実質ゼロを実現するとともに、運輸部門や熱利用などの温室効果ガス排出削減についても、地域特性に応じて実現する地域を支援する事業。



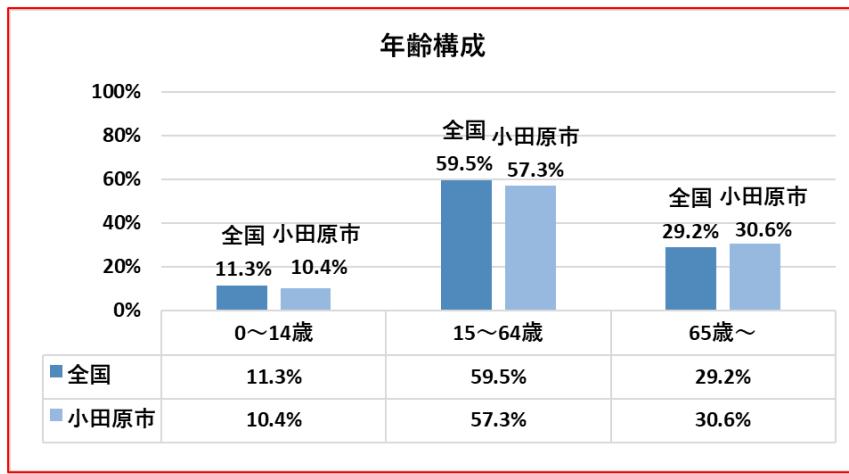
参考：気象庁ホームページ 過去の気象データ

## (2) 人口・世帯数

令和7（2025）年1月1日現在の本市の人口は185,750人、世帯数は85,792世帯です。平成25（2013）年4月1日の人口は196,274人、世帯数は79,219世帯であり、平成11（1999）年の人口200,695人をピークに減少が続いている。

国立社会保障・人口問題研究所による日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）によると、令和12（2030）年には176,703人、令和27（2045）年には154,947人になると推計しています。

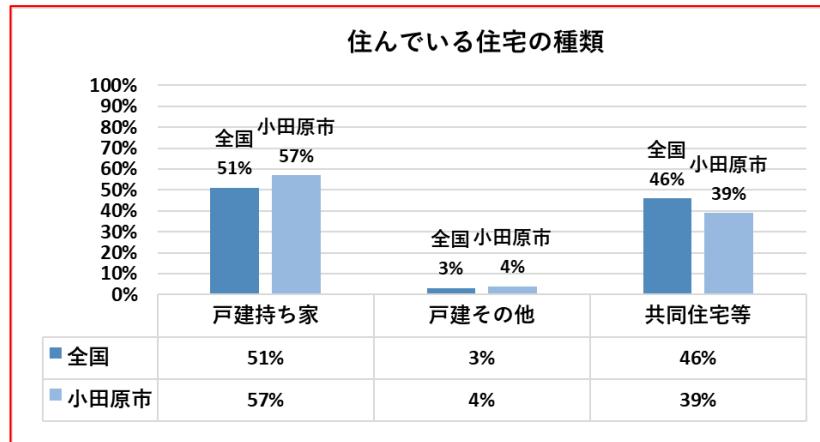
年齢構成を見ると、0～14歳、15～64歳、65歳以上の各区分において概ね全国平均と同様の比率となっています。



参考：総務省統計局 人口推計 2024年（令和6年）6月報（2024年（令和6年）1月1日現在）  
神奈川県年齢別人口統計調査結果 令和6年（1月1日現在）

### (3) 住宅

本市の住宅の状況は、全国平均と比較すると戸建に住んでいる方が多く、共同住宅等に住む方は少なくなっています。家庭向けの気候変動対策に取り組む際は、戸建て住宅を重点的に取り組むことが有効です。

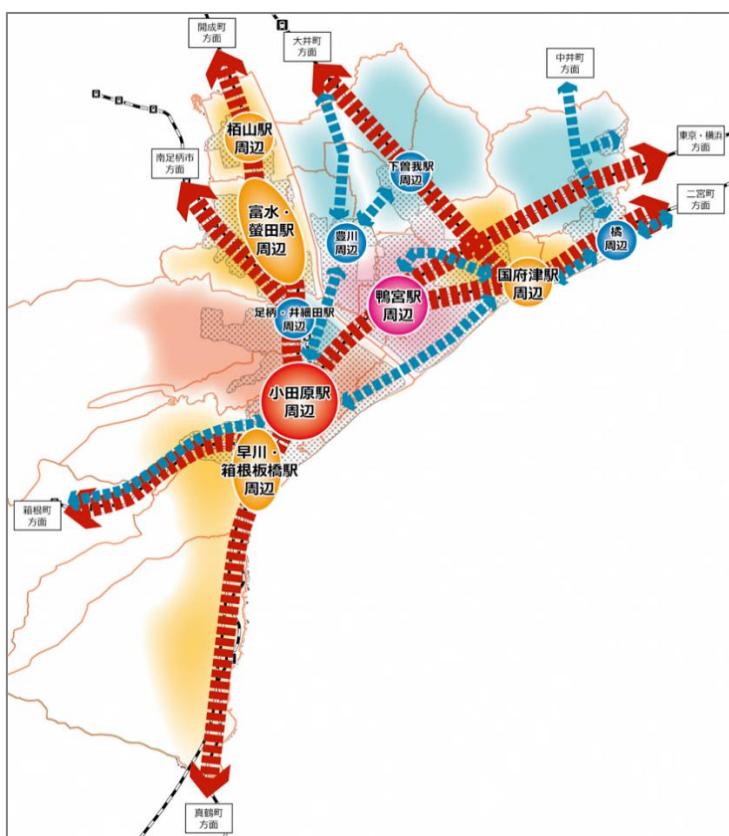


参考：令和2（2020）年国勢調査

#### (4) 都市構造

交通の状況は、東西方向に西湘バイパス、小田原厚木道路などがあり、幹線道路は小田原駅を中心に、国道1号、国道255号、県道711号、県道717号など放射環状型の道路網を形成しています。鉄道は6路線18駅を有し、市街化区域面積の約55%が駅の徒歩圏(800m)に、約95%が駅又はバス停の徒歩圏(300m)に含まれ、公共交通の利便性が高いことが特徴です。

将来の都市構造としては、人口減少・少子高齢化が進む社会状況を踏まえ、高齢者や子育て世代をはじめ市民にとって、快適な生活環境を確保し、持続的な都市経営を推進するため、鉄道駅周辺などの交通の利便性の高い地域におけるまちの魅力を高め、都市機能の集約による居住の誘導を図るとともに、地域間を結ぶ交通軸を維持・確保することにより、小田原らしさを生かした、にぎわいのある多極ネットワーク型コンパクトシティ<sup>17</sup>の形成を目指しています。



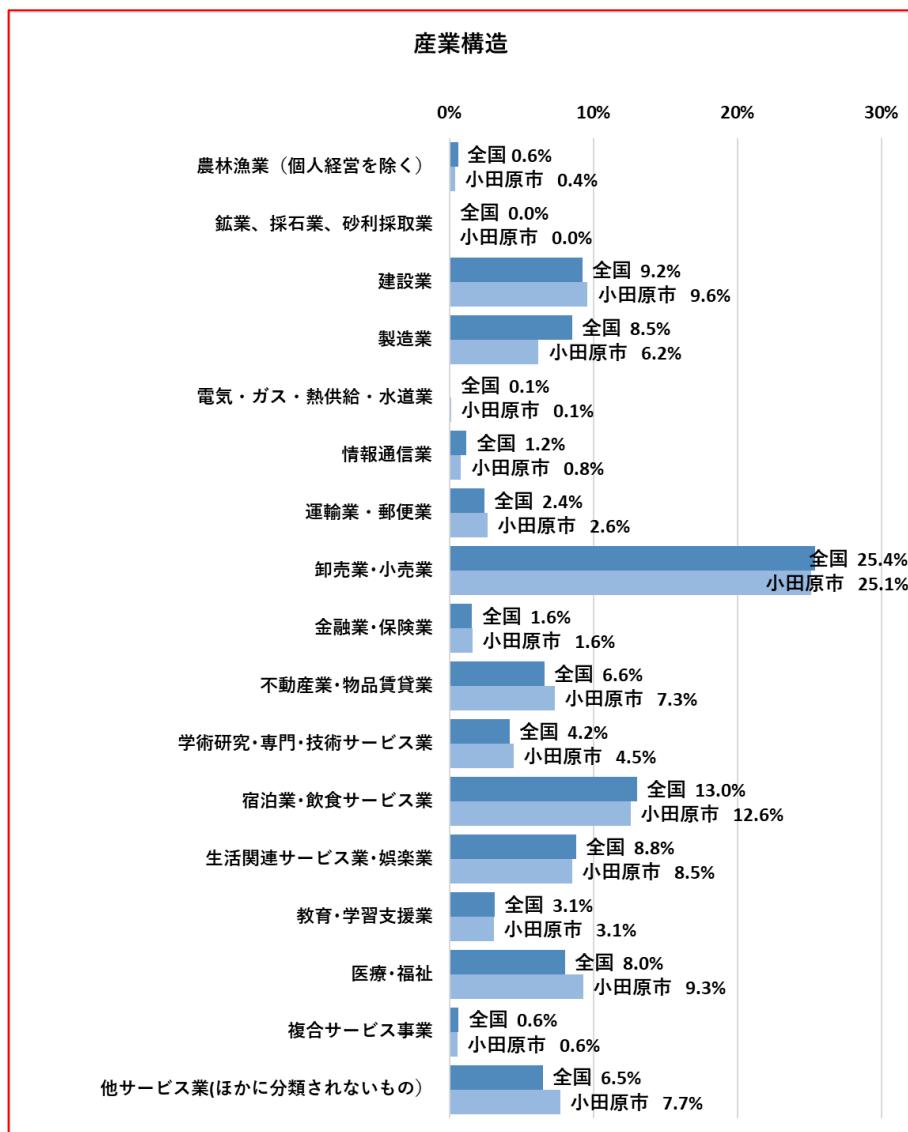
出典：「小田原市立地適正化計画」(平成31(2019)年3月策定)

<sup>17</sup> 多極ネットワーク型コンパクトシティ：中心市街地、生活圏を支える各拠点が公共交通により相互に結ばれ、それぞれが特色を持つメリハリある市街地を形成することで、多極かつ多様性のある都市構造を持つまちのこと。

## (5) 産業構造

本市の産業構造を業種別に全国平均と比較すると、事業所数では「卸売業、小売業」がやや多く、「製造業」がやや少ない状況です。

そのため、全体的に比較的割合が多い業務部門に向けた施策を優先的に取り組むことがより有効です。

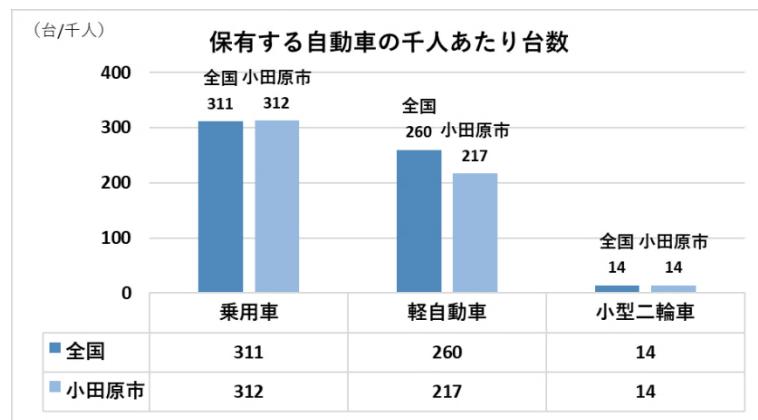


参考：令和3年 経済センサス-活動調査

## (6) 自動車

本市の乗用車と軽自動車の千人当たりの保有台数を見ると、乗用車は全国平均とほぼ同等で、軽自動車はわずかに少ない状況です。

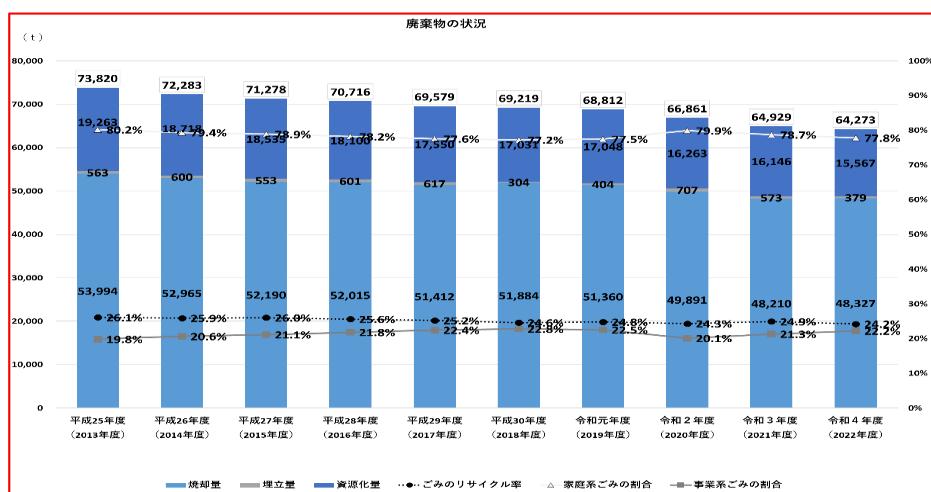
保有台数が極端に多いということではないため、自動車の保有台数を減らすことではなく、保有している自動車を電動化して太陽光発電と組み合わせて使うことで温室効果ガスを削減していくことが有効です。



参考：自動車輸送統計年報（令和元年度分）、県勢要覧 2019（令和元年度版）、  
総務省統計局 人口推計－2019年（令和元年）10月報、令和2年版小田原市統計要覧

## (7) 廃棄物

ごみの総排出量は、近年減少が続いている。令和2（2020）年度は新型コロナウイルス感染症の影響等により、家庭から排出されるごみが微増しましたが、事業ごみについては事業活動が停滞したこともあり大きく減少し、総排出量は前年に比べ約2,000t減少しており、以降も減少を続けています。また、リサイクル率は、資源化品目のうちで多くを占める古紙の回収量が減っていることが影響して微減しています。

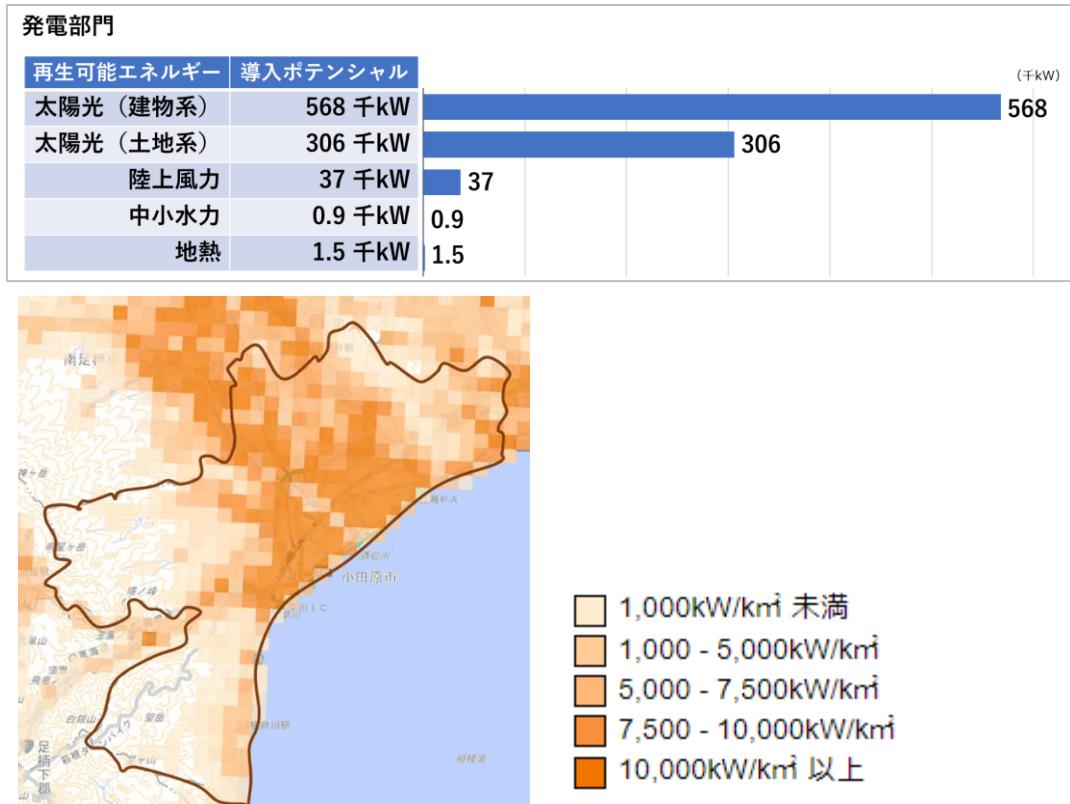


参考：小田原市環境基本計画・小田原市地球温暖化対策推進計画 令和3年度年次報告書（令和2年度実績）  
及び総括評価報告書、令和5年度版小田原市統計要覧

## (8) 再生可能エネルギー導入ポテンシャル

再エネには、太陽、風力、水力、地熱、バイオマス、雪氷熱、温度差熱などがあります。環境省が提供する「再生可能エネルギー情報提供システム【REPOS（リーポス）】（令和4（2022）年4月1日）」で推計された太陽光発電、陸上風力発電、中小水力発電、地熱発電、太陽熱利用、地中熱利用の各再エネについて、本市における導入ポテンシャル<sup>18</sup>は次のとおりです。

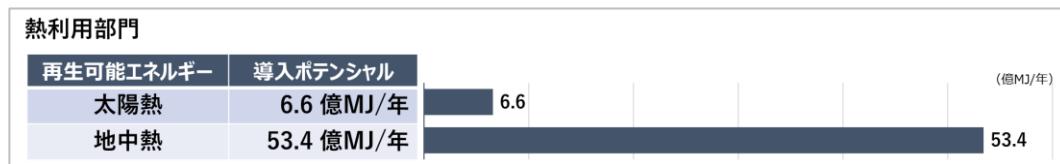
発電部門については、太陽光のポテンシャルが最も高くなっています。太陽光の内訳を見ると、住宅や建物などの建物系は、空き地などの土地系の2倍近くの導入ポテンシャルとなっており、ポテンシャルマップにおいても本市の比較的平野部の住宅街等が広がるエリアにおけるポテンシャルが高いことが見て取れます。太陽光による発電は日照時間や日射量などの気象条件の影響を受けますが、本市は一年を通じて安定した日照時間を得られ、日射量も十分あり、導入コストや設置に要する期間等を勘案すると、市民や事業者にとって比較的導入しやすい設備です。そのため、公共施設への率先導入をはじめ、住宅や事業所等への導入が見込まれます。



<sup>18</sup> 導入ポテンシャル：エネルギーの採取・利用に関する種々の制約要因による設置の可否を考慮したエネルギー資源量のこと。Wは発電する力の単位で、kW/km<sup>2</sup>は1平方キロメートル当たりどの程度発電する力（W）があるかを表し、Jはエネルギーの大きさの単位で、億MJ/年は一年間当たりどの程度熱量を生み出す力（J）があるかを表す。

熱利用部門については、地中熱のポテンシャルが高いことが分かります。地中熱は、地盤の浅い部分に存在する低温のエネルギーで、年間を通して温度の変化が少なく、夏場は外気温度より地中温度が低く、冬場は外気温度より地中温度が高いといった温度差を利用して効率的な冷暖房等を行うことができます。

しかしながら、地中熱利用に関する認知度が低いことや、熱交換機器設置のための掘削など初期費用が高額でコスト回収に時間を有すること、地下水等の周辺への影響を確認する必要があることなど、導入に向けたハードルが高く、今後の低コスト化や高性能化などといった技術の進歩が望されます。



参考：「再生可能エネルギー情報提供システム【REPOS（リーポス）】（令和4（2022）年4月1日）」

多くのエネルギーを要する熱利用において、中長期的には太陽熱や地中熱を活用し、電力以外の脱炭素化を図っていくことも考えられますが、ポテンシャルや技術開発の状況等を踏まえると、現状の経済性や前述の導入ポтенシャルの観点からも、再エネ導入拡大において優先的に取り入れることが望ましいエネルギー源は太陽光です。

令和元（2019）年度時点での本市の再エネ導入量は約34千kWであり、太陽光（建物系）568千kWと太陽光（土地系）306千kWの合計874千kWのポテンシャルに対し約4%の導入となっています。このポテンシャルを最大限活用し、太陽光発電設備の導入を進めていくことが必要です。

一方で、これまで国内で導入された太陽光発電設備では、自然環境・生活環境等の配慮不足を要因とした事故やトラブルの発生事例も存在しています。太陽光発電設備の導入を進めるにあたっては、法規適合性の確認に加え、災害発生リスクや自然環境保護等の観点にも十分留意しながら推進することが重要です。

## (9) 市民の意識

脱炭素社会実現への取組や計画策定の基礎資料とするため、地球温暖化対策や脱炭素についての認識・関心等を把握することを目的に、「地球温暖化対策等に関するアンケート」を実施しました。

なお、本アンケートにおいて把握した気候変動適応に関する内容については、第5章 気候変動適応策において記載します。

### 【概要】

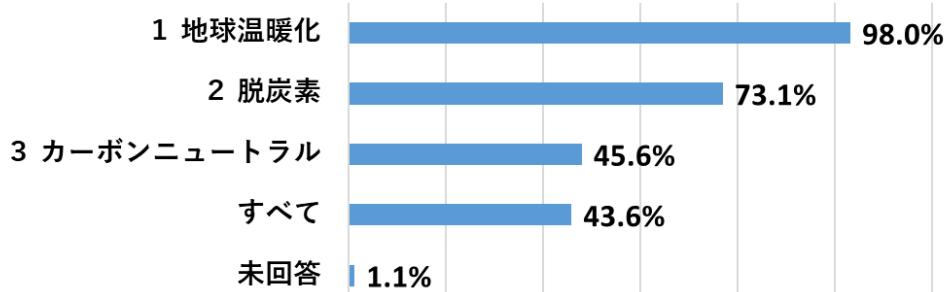
調査対象	①市内在住の 15 歳以上の個人（一世帯につき一人）1,250 人 ②おだわら環境メールニュース登録者 3,908 人
調査期間	令和 3（2021）年 12 月から令和 4（2022）年 1 月まで
調査方法	①自治会を通じて配布 ②おだわら環境メールニュースへの掲載（12/10、12/27 の全 2 回分）
回 収 数	①1,038 件（紙回答 904、ウェブ回答 134）回収率 83% ②15 件 回答率 0.38% 合計 1,053 件

### 【結果】

#### 言葉の認知度

「地球温暖化という言葉を知っている」と回答した人は 98% と、ほとんどの人に認知されています。「脱炭素」は 73.1%、「カーボンニュートラル」は 45.6% と認知度はやや下がりますが、「すべて知っている」人は 43.6% と半数近くの人が認知しており、昨今の報道等により言葉を見聞きした人が一定数いることが分かります。

#### 意味を知っている言葉はどれですか。【複数回答可】



## 「ゼロカーボンアクション30」の取組状況

国と地方の協働・共創による地域における2050年脱炭素社会の実現に向けて設置された国・地方脱炭素実現会議で取りまとめられた「地域脱炭素ロードマップ」において、衣食住・移動・買い物など日常生活における脱炭素行動と暮らしにおけるメリットとなる30項目の行動を「ゼロカーボンアクション30」として整理されています。



出典：環境省ホームページ

それらの30の行動それぞれについて、「既に実践している」「今後やりたい」「どちらでもない（実践の意志がない）」かを尋ねました。

結果として、大多数が既に取り組んでいる行動がある一方、それと同程度かやや多く実践の意思がない行動もあることが分かりました。

「既に実践している」取組については、節電や節水などの節約につながる行動やごみを減らす行動が比較的上位になっており、既にその行動自体が日常生活に根付いていることが推測され、継続していくことが望まれます。

「今後やりたい」取組の上位については、「既に実践している」行動と比較して、省エネ家電の導入や電気の切り替えなど、意識して選択や実践する必要がある行動が多く、実際に行動を起こす後押しとなる情報提供や支援等を講じていくことが重要であると考えられます。

「どちらでもない（実践の意志がない）」取組の上位については、住宅に関す

る項目が多くなっています。引っ越しや建替えといった限定的なタイミングにおける行動や費用負担が発生する行動は実践の意思が低い傾向にあります。それらの行動は設備導入や大幅な省エネを実施する有効な機会でもあるため、それぞれの機会を的確にとらえ、情報提供や支援等を講じていくことが必要です。

なお、「今後やりたい」と答えた人はどの項目にもおり、具体的な脱炭素行動に対する共感・関心を広げ、自らの行動につなげるきっかけを提供することにより、実践割合を高めていくことが脱炭素社会の実現につながります。

## 第2章 計画の基本的事項

### 1 役割と位置づけ

#### (1) 根拠法令等

本計画の第3章から第5章までは、以下の法令に基づく計画としてそれぞれ位置付けます。

##### ①第3章 市域における脱炭素化施策【緩和策】

- … 地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第3項の  
地方公共団体実行計画（区域施策編）として位置付け
- … 小田原市再生可能エネルギーの利用等の促進に関する条例第7条の  
再生可能エネルギーの利用等の促進に関する基本的な計画  
として位置付け

##### ②第4章 市役所としての脱炭素化施策【緩和策】

- … 地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第1項の  
地方公共団体実行計画（事務事業編）として位置付け
- … 小田原市再生可能エネルギーの利用等の促進に関する条例第7条の  
再生可能エネルギーの利用等の促進に関する基本的な計画  
として位置付け

##### ③第5章 気候変動適応策

- … 気候変動適応法第12条の地域気候変動適応計画として位置付け

#### (2) 計画期間

令和4（2022）年度～令和12（2030）年度 ※令和7（2025）年度見直し  
(毎年、取組の進行管理を行うとともに、社会経済の動向等を踏まえ必要に応じて計画の見直しを実施。)

#### (3) 目標年度及び二酸化炭素排出量に係る基準年度

長期目標年度 令和32（2050）年度

中期目標年度 令和12（2030）年度

二酸化炭素排出量に係る基準年度 平成25（2013）年度

#### (4) 計画における対象分野

本計画は、気候変動対策の脱炭素化（緩和策）と適応策を対象とします。



出典：「地方公共団体における気候変動適応計画策定ガイドライン  
(平成 28 年 (2016 年) 8 月)」環境省

#### (5) 法令や他計画等との関係

本計画は、前述の根拠法令等に基づく計画として策定するとともに、「第 7 次小田原市総合計画」や「第 3 次小田原市環境基本計画」におけるまちづくりの大きな方針と整合性を図り、気候変動対策分野の個別計画として位置付けます。

また、本市は「SDGs 未来都市」及び「自治体 SDGs モデル事業」に選定され、SDGs<sup>19</sup>の理念を踏まえた持続可能な地域社会の実現に向けて各分野における取組を推進しています。このことを踏まえ、本計画において施策体系を示す第 3 章から第 5 章では、SDGs の 17 目標のうち、該当する目標の番号を記載します。

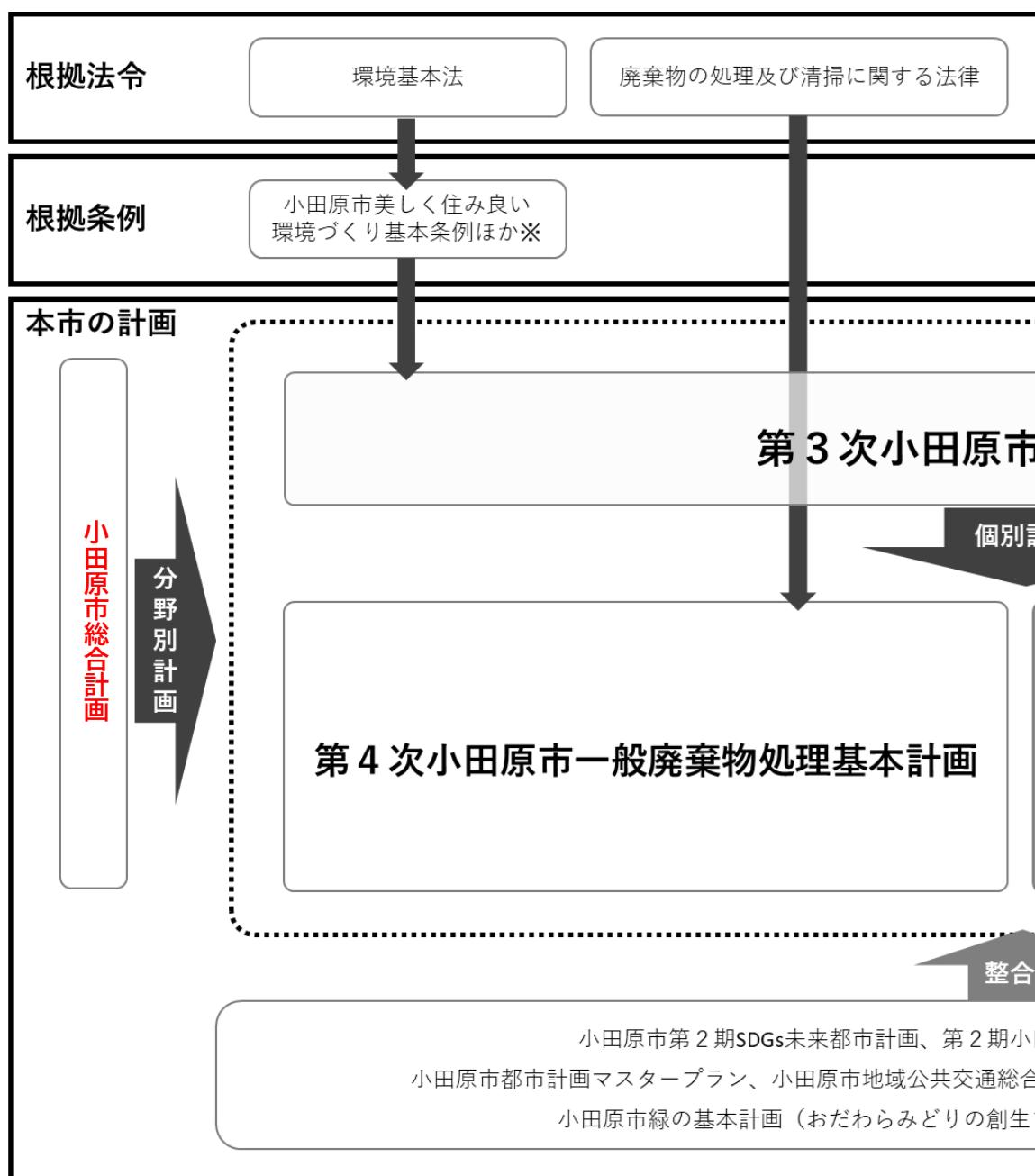
区域における気候変動対策の実効性・効果を強化していくため、温室効果ガス排出の削減等に關係のあるまちづくりや交通施策等の各行政計画と施策や目的の調和を図り、連携して気候変動対策に取り組みます。

更に、国や神奈川県の各種計画とも整合性を図るとともに、近隣市町村や関係団体等とも連携・協調して気候変動対策を推進します。

<sup>19</sup> SDGs : Sustainable Development Goals の略。持続可能な開発目標。国連に加盟する 193 の全ての国が賛同して採択された、世界共通の開発目標で、「誰一人取り残さない持続可能な社会」の実現のため 17 の目標を定め、2030 年までの達成を目指している。



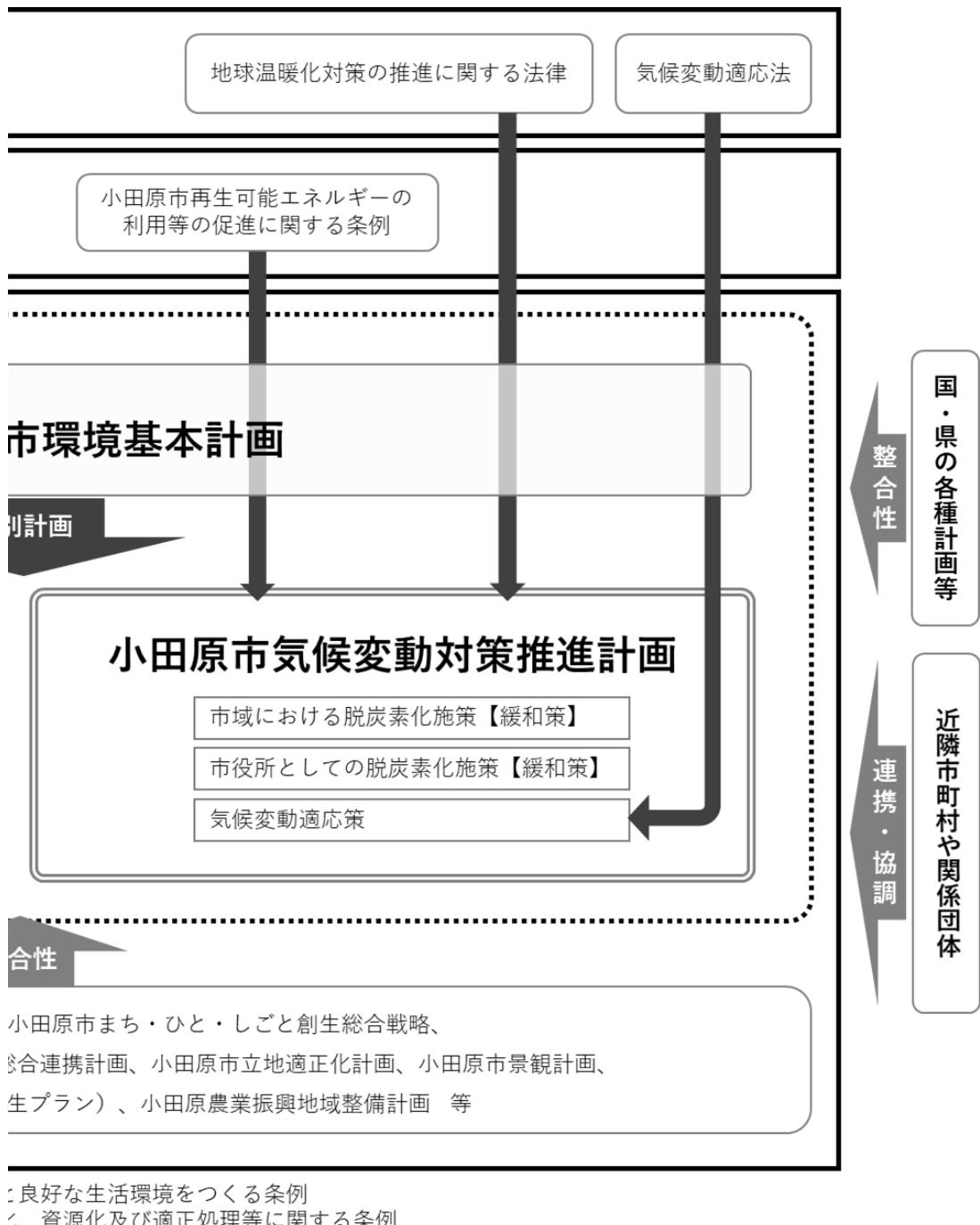
## 法令や他計画との関係



※その他の条例

- ・小田原市緑と生き物を守り育てる条例
- ・小田原市豊かな地下水を守る条例
- ・小田原市廃棄物処理施設の設置等に関する条例

- ・小田原市きれいなまちと良好な環境づくり条例
- ・小田原市廃棄物の減量化、資源化、リサイクル促進条例



## 2 小田原市域のエネルギー使用及び二酸化炭素排出の状況

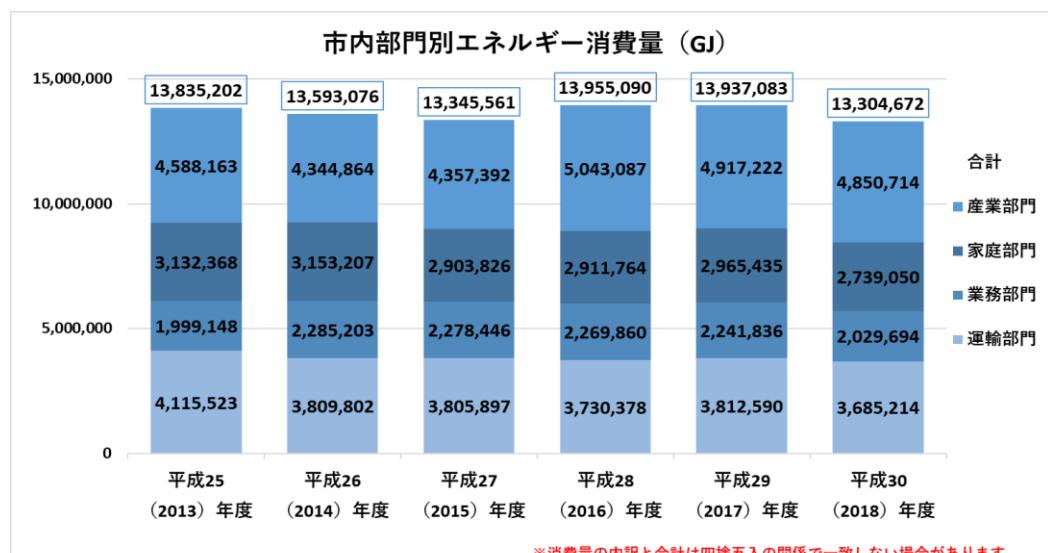
### (1) 小田原市域のエネルギー使用の状況

#### ①エネルギー消費量

生活や事業活動において消費される燃料の燃焼や供給された電気・熱の使用に伴って排出されるエネルギー起源の二酸化炭素は、排出量全体の大部分を占めます。市内のエネルギーの消費状況を部門別に見ると、直近のエネルギー消費量では、産業部門が最も多く、全体の4割近くを占めています。

主要な産業、業務、家庭部門のエネルギー消費量の推移を見ると、エネルギー消費量はほぼ横ばいですが、平成30（2018）年度の家庭部門におけるエネルギー消費量は2,739,050GJで、基準年である平成25（2013）年度の3,132,368GJと比較して約12.5%減少しており近年では最も少なくなっています。

核家族化が進む現在において世帯数は増加傾向にあり、一般的にはエネルギー消費の増加要因となるものの、省エネ技術の普及や、市民の行動変容・ライフスタイルの転換がエネルギー消費を抑え、家庭部門の削減につながっていることが考えられます。



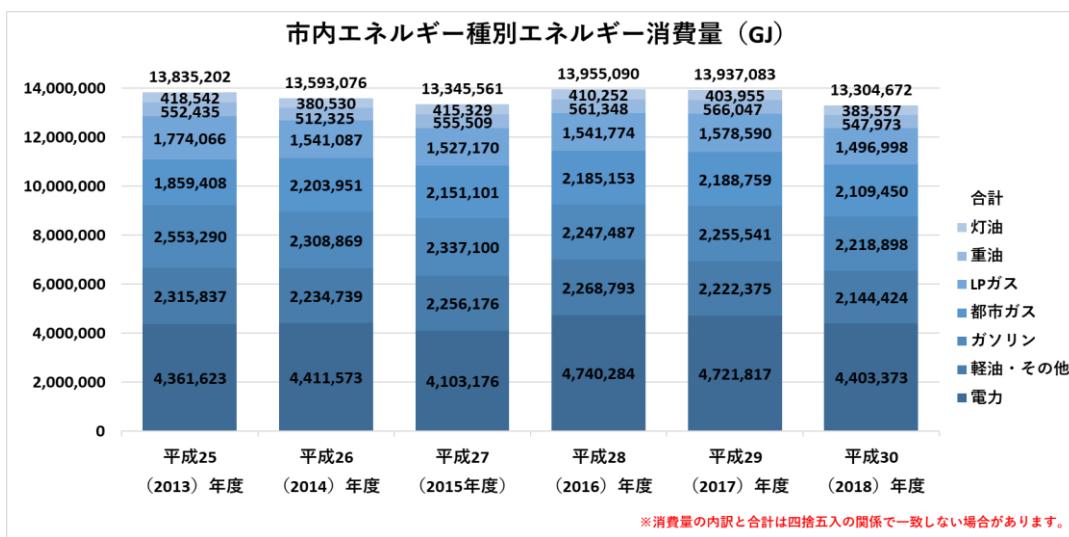
※消費量の内訳と合計は四捨五入の関係で一致しない場合があります。

※産業部門は農林水産業などの第1次産業、製造業や建設業などの第2次産業を含む。

※業務部門は事務所ビル、スーパーマーケット、卸小売店、飲食店、学校、病院、公的機関を含む。

(産業・業務・家庭部門は、「小田原市環境基本計画・小田原市地球温暖化対策推進計画 令和3年度年次報告書<令和2年度実績>及び総括評価報告書」における二酸化炭素排出量の推計値から算出。運輸部門は国土交通省 自動車燃料消費量調査、(一財)自動車検査登録情報協会自動車保有台数(過去の自動車保有台数)、小田原市統計要覧から算出)

消費されているエネルギーを種類ごとに見ると、平成30（2018）年度のエネルギー消費量は、多い順に電力、軽油、ガソリン、都市ガス、LPガス、重油、灯油となり、比率は基準年からほぼ変わらず推移しています。



※産業部門は農林水産業などの第1次産業、製造業や建設業などの第2次産業を含む。

※業務部門は事務所ビル、スーパーマーケット、卸小売店、飲食店、学校、病院、公的機関を含む。

(産業・業務・家庭部門は、「小田原市環境基本計画・小田原市地球温暖化対策推進計画 令和3年度年次報告書<令和2年度実績>及び総括評価報告書」における二酸化炭素排出量の推計値から算出。運輸部門は国土交通省 自動車燃料消費量調査、(一財)自動車検査登録情報協会自動車保有台数(過去の自動車保有台数)、小田原市統計要覧から算出)

## ②電力消費の状況

エネルギー消費量の最も大きな割合を占めるのが電力で、平成30(2018)年度は全体のエネルギー消費量13,304,673GJに対して電力は4,403,373GJと、約33%を占めています。部門別では、最も大きな割合を占めるのが産業部門で40%強、次いで家庭部門が30%強、業務部門が25%前後となっており、全体の電力消費量が増減した場合もこの比率はほぼ変わらず推移しています。



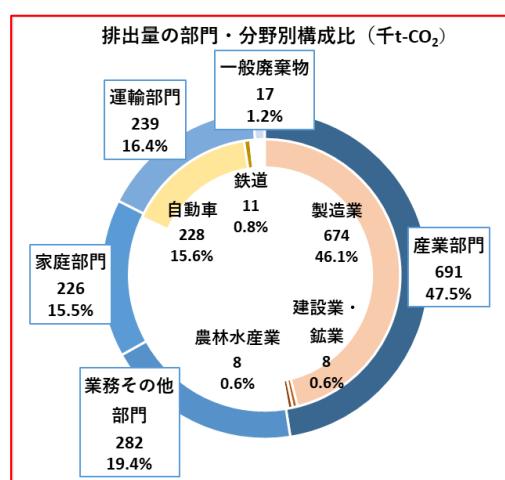
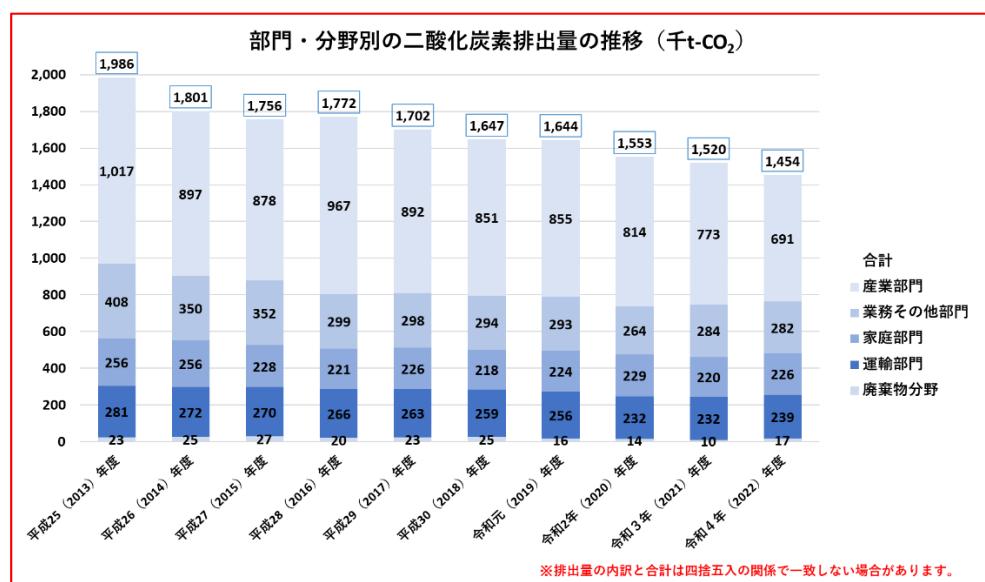
(「小田原市環境基本計画・小田原市地球温暖化対策推進計画 令和3年度年次報告書<令和2年度実績>及び総括評価報告書」における二酸化炭素排出量の推計値から算出。)

## (2) 小田原市域の二酸化炭素排出の状況

本市のエネルギーの使用や廃棄物の焼却から発生する二酸化炭素の排出量の状況は、全体的な省エネ行動の定着化、電力の低炭素化に伴う電力由来の二酸化炭素排出量の減少や、人口減少などによって減少傾向にあります。

部門・分野別の二酸化炭素排出量（令和4年度実績）の構成比を見ると、本市の場合は産業部門が47.5%と約半分を占めています。次いで、業務その他部門19.4%、運輸部門16.4%、家庭部門15.5%となっており、廃棄物部門は1.2%と最も低い割合となっています。

また、排出量の部門・分野別構成比を見ると、産業部門のほとんどを製造業が占めており、運輸部門のほとんどは自動車となっています。



参考：環境省ホームページ『自治体排出量カルテ』（令和6年度時点情報取得）

（「地方公共団体実行計画（区域施策編）算定・実施マニュアル（算定手法編）」における標準的手法（全国や都道府県の炭素排出量を部門別活動量で按分する方法）による算出数値について、環境省が市区町村別に公表するもの）

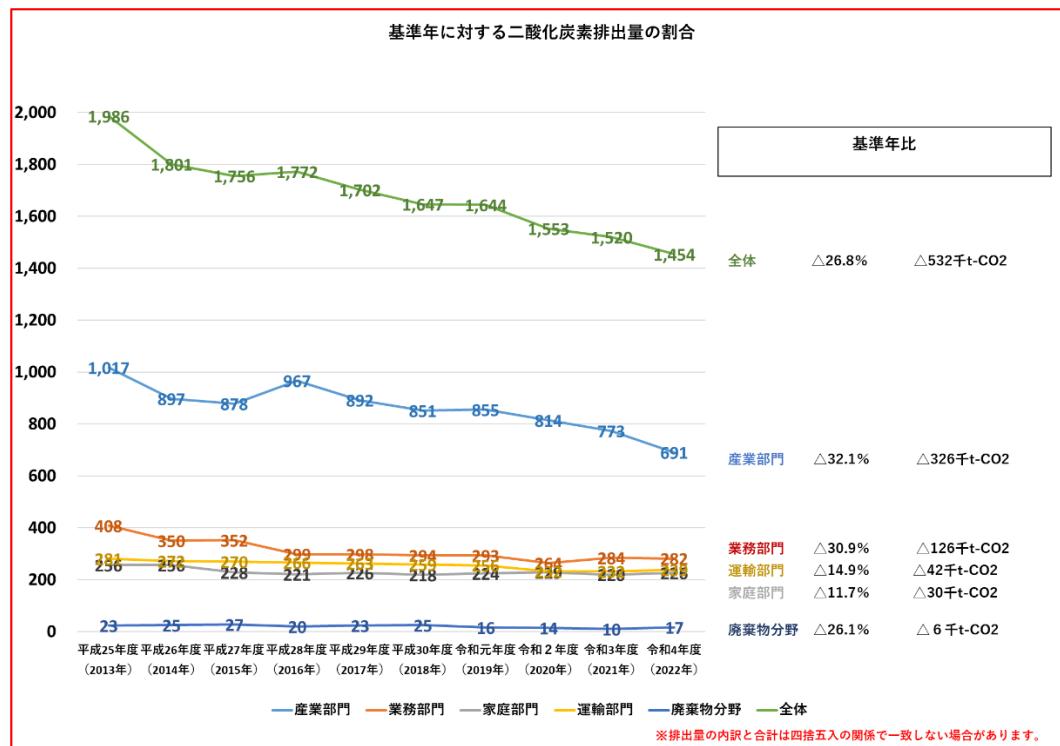
全体の二酸化炭素排出量は基準年である平成 25（2013）年度の 1,986 千 t に対し、令和 4（2022）年度の全体の排出量は 1,454 千 t- CO<sub>2</sub> と、532 千 t- CO<sub>2</sub> 削減され、26.8% の削減率となっています。

最も削減量が多いのは産業部門の 326 千 t- CO<sub>2</sub> で削減率は 32.1% です。排出量全体に占める割合が最も高い部門であるため、削減量の貢献も大きくなっています。

その他の削減量としては、業務部門で 126 千 t- CO<sub>2</sub> ・ 削減率 30.9% 、運輸部門で 42 千 t- CO<sub>2</sub> ・ 削減率 14.9% 、家庭部門で 30 千 t- CO<sub>2</sub> ・ 削減率 11.7% 、廃棄物部門で 6 千 t- CO<sub>2</sub> ・ 削減率 26.1% となっています。

排出量全体に占める家庭部門の削減割合は低いですが、市民の行動変容やライフスタイルの転換はその他の分野への波及効果が高いと考えられるため、引き続き取組が重要です。

市域から発生する廃棄物起源の二酸化炭素は、市役所の廃棄物処理に伴う事務・事業における二酸化炭素排出量としても算入され、大きな割合を占めます。廃棄物起源の二酸化炭素は燃せるごみに混入したプラスチック類を焼却することによって発生するため、市民・事業者と協働して燃せるごみの排出抑制と分別を徹底していく必要があります。



### 3 計画の目標

#### (1) 全体目標

##### 長期目標

##### 2050 年度の目標

2050 年度までに、二酸化炭素排出量実質ゼロの脱炭素社会を実現し、  
気候変動に対応した持続可能なまちをつくります。

本市では、ゼロカーボンシティを表明したこと、国の 2050 年カーボンニュートラル宣言、「地域脱炭素ロードマップ」に掲げられた今後 5 年間の集中的な脱炭素化への取組、神奈川県の「かながわ脱炭素ビジョン」に掲げられた脱炭素社会実現のための目指すべき姿等を踏まえ、長期目標として、2050 年度の目標をこのとおり掲げます。また、長期目標に向かう過程においては、地球温暖化対策計画（令和 7（2025）年 2 月閣議決定）に位置付けられた 2035 年度目標 60% 減及び 2040 年度目標 73% 減（いずれも 2013 年度比）の目標達成を本市でも目指します。

目指すべき 2050 年の長期目標の達成のため、バックキャスティング<sup>20</sup>の考え方をもとに取組を進めることとし、次の 3 つの中期目標を設定します。これらの目標達成に向けた取組を着実に進めるとともに、社会的な動向や技術革新、気候変動対策に資する他分野の取組の進展などを見込み、中期目標の達成を目指します。

##### 中期目標

##### 2030 年度の目標

##### 【脱炭素化】

2030 年度に、二酸化炭素排出量を 2013 年度比 50% 削減

##### 【再生可能エネルギー導入】

2030 年度に、市内の再生可能エネルギー導入量を 2019 年度の約 5 倍

##### 【気候変動適応策】

2030 年度に、気候変動適応の認知度を 70% に向上

<sup>20</sup> バックキャスティング：目標を実現するための道筋を目標時点から現在に遡って描く手法のこと。

### **【脱炭素化】**

国の「地球温暖化対策計画」において掲げられた目標（「2050年目標と整合的で野心的な目標として令和12（2030）年度に温室効果ガスを平成25（2013）年度から46%削減することを目指し、更に、50%の高みに向けて挑戦を続けていく。」）や、本市の二酸化炭素排出量の実績（平成30（2018）年度時点で基準年である平成25（2013）年比約17.5%削減）、更に、本市の産業構造や気候等といった自然的・社会的条件を踏まえ、令和12（2030）年度の目標を「二酸化炭素排出量を平成25（2013）年度比50%削減」とします。

### **【再生可能エネルギー導入】**

これまで本市が全国に先駆けて取り組んできた公民連携によるエネルギー・マネジメント事業の進展、地域の特性を生かして取り組む対策・施策の成果等を見据えるとともに、更なる再エネ導入の促進施策等の実施を見込み、令和12（2030）年度の目標を「2030年度に、市内の再エネ導入量を2019年度（34千kW）の約5倍（150千kW）」とします。

### **【気候変動適応策】**

気候変動への適応は、その緊急性や重要性を理解すること、それを常日頃から意識し、自らの生命や財産を守るために行動につなげていくことがまずは重要です。

既に各分野において取り組まれている市民の健康や安全、快適なまちづくりに資する事業等を着実に継続することで適応策としての効果を得ることとし、本計画ではそれらを適応策の視点に立って周知・意識啓発を行い、その認知度を高めることを目指します。

## （2）基本方針

長期目標及び中期目標を達成するための基本方針を次のとおり定めます。

### 基本方針

**地球温暖化と社会課題の同時解決に向けて、  
公民連携により脱炭素化に取り組みます。**

地球温暖化の状況はもはや猶予のない段階に来ています。持続可能な社会の構築を目指すにあたり、地球温暖化は地域の活性化や人口減少といった地域の様々な社会課題の1つであり、脱炭素化はそれらを同時解決するための有効な手段です。

ゼロカーボンシティの達成や、令和2（2020）年10月の「小田原・箱根気候変動ワンチーム宣言」<sup>21</sup>による取組などを一層加速させ、地域全体が地球温暖化問題に関心を持ち、行動に移し、一丸となって脱炭素社会の構築に取り組むことが不可欠です。

更に、今後、加速度的に再エネの導入が進む社会を見据え、地域全体でエネルギー需給を制御することで面的な全体最適化を行う新たな地域エネルギー・マネジメントシステムを構築し、真にエネルギーの地産地消を実現することを目指して取り組みます。これに伴い使用の急増が見込まれる再エネ設備については、製造・使用・廃棄といったライフサイクル全体でカーボンニュートラルを実現することが重要であり、関係法令等に基づいて適切な環境配慮が講じられるよう周知等に努めます。

また、市内の二酸化炭素排出量の実状に基づき、具体的な削減対策を提示する「エネルギー・アクション・プラン（仮称）」を公民連携によって策定し、需要家による排出量削減に繋がるよう努めます。

2050年 の二酸化炭素排出量実質ゼロに向けて、脱炭素化を地域の活性化や成長戦略の1つと捉え、公民連携のもと、取り得る限りの緩和策や適応策を実施します。

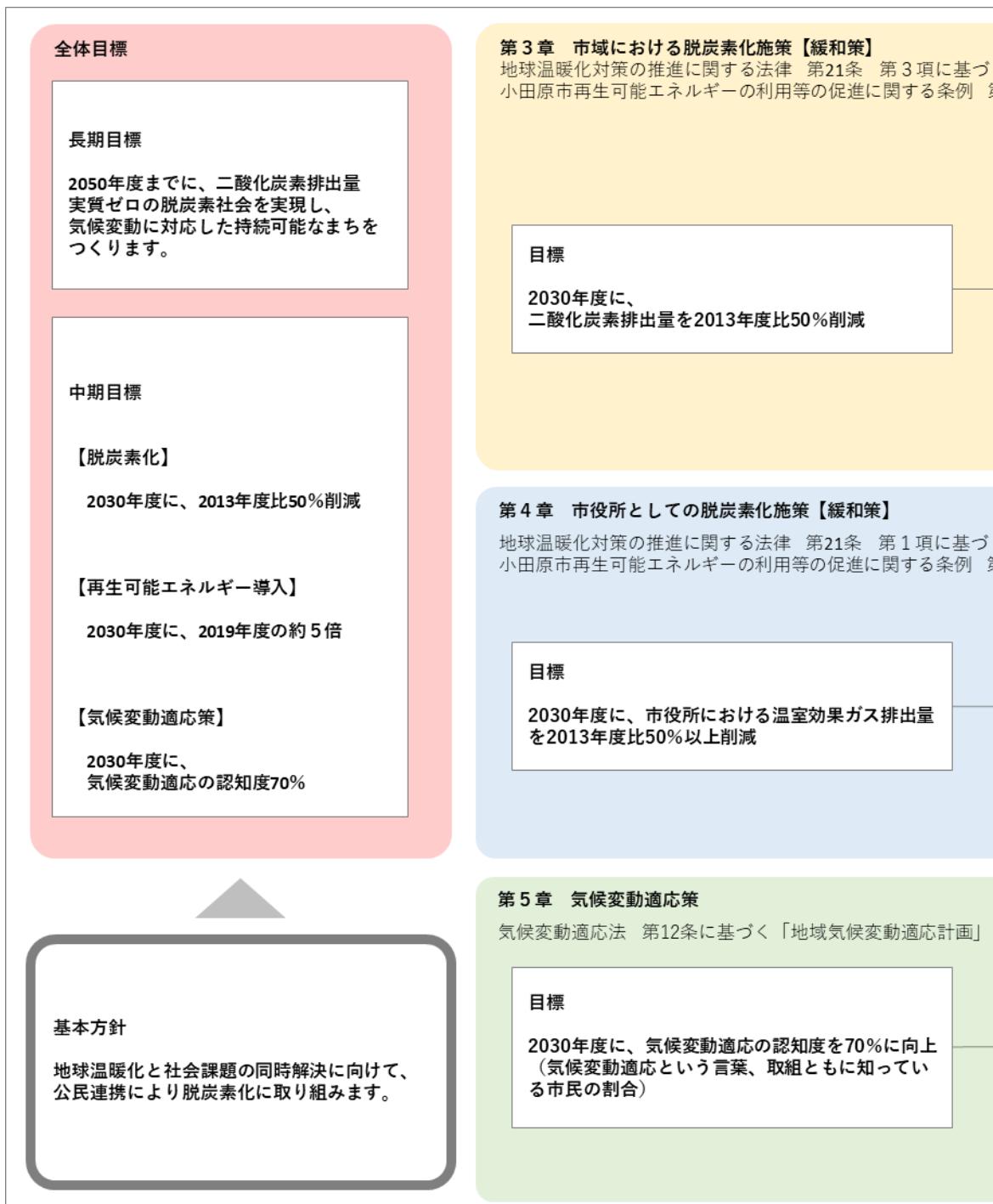
---

<sup>21</sup> 「小田原・箱根気候変動ワンチーム宣言」：令和2（2020）年10月27日に、小田原市、箱根町の両首長、両議会議長、両自治会組織、小田原箱根商工会議所の7団体が共同で宣言。本市は、平時から災害時を見据えた取組や再生可能エネルギーを活用した持続可能な地域社会の実現、企業や次世代に向けたSDGsの普及啓発などを実施しており、公民連携をさらに加速させ、経済と環境の好循環をつくりだしていくこととしている。

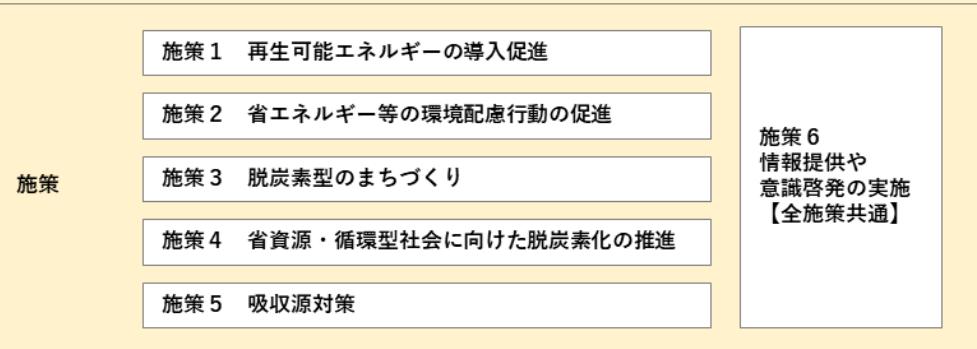


## 4 計画の体系

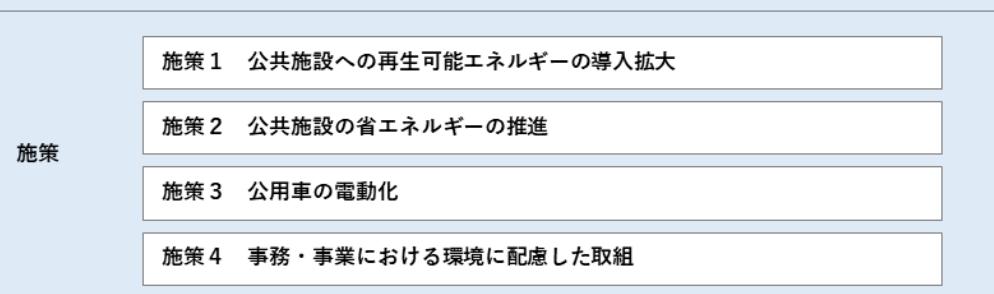
本計画の目標や基本方針、根拠法令に即して、本計画の内容を次のとおりの体系に取りまとめました。



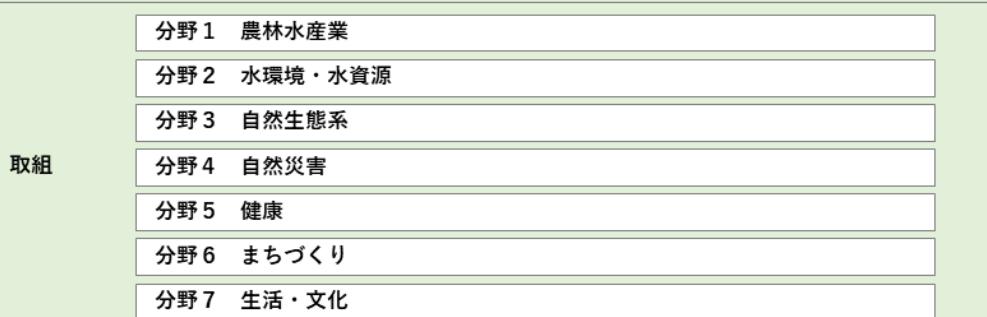
づく「地方公共団体実行計画（区域施策編）」  
第7条に基づく「小田原市エネルギー計画」



づく「地方公共団体実行計画（事務事業編）」  
第7条に基づく「小田原市エネルギー計画」



」



## 第3章 市域における脱炭素化施策【緩和策】



### 1 基本的考え方

本章は、温対法第21条第3項に基づく地方公共団体実行計画（区域施策編）及び「小田原市再生可能エネルギーの利用等の促進に関する条例」第7条に基づく「再生可能エネルギーの利用等の促進に関する基本的な計画」として位置付けます。

地球温暖化の問題は社会経済活動や国民生活全般に深く関わっているため、地域におけるすべての主体が参加・連携して取り組むことが必要となります。

国の「[第6次環境基本計画](#)」で示される「地域循環共生圏の構築」は、地域における環境・経済・社会に関する様々な課題の統合的な解決を目指すもので、気候変動対策においてもこの考え方を踏まえ、複数の課題の同時解決を図る統合的アプローチとして取り組み、コベネフィット<sup>22</sup>の追求をしていくことが重要です。コベネフィットの追求には地域内外の様々な分野のステークホルダー<sup>23</sup>が連携していく必要があります。例えば、再エネの導入といった地域の脱炭素化に資する事業の開発から運用のそれぞれのフェーズにおいて、資金及び事業面での地域内外のステークホルダーによる参画が必要であり、その中で地域への経済的・社会的便益を生むためには、外部からの資金や技術を巻き込みつつも、地域主体で開発・運営を行うことが重要です。その際、直接効果・間接効果が地域に還元されることにより、地域の社会課題との同時解決につなげます。

また、温対法第21条第3項第5号において、施策の実施に関する目標を新たに定めるものとされました。これは、市域において緩和策を計画的に促進するため、義務的記載事項として追加されたものです。この趣旨に基づき、施策ごとに目標を設定しました。

なお、本章における対策の対象は次のとおりです。

#### 【対象とする範囲】

本市の地理的な境界内における人の活動に伴って発生する温室効果ガスを大気中に排出し、放出し若しくは漏出させ、又は他人から供給された電気若しくは熱（燃料又は電気を熱源とするものに限る。）を使用することによる排出行動を対象とします。

また、区域外への貢献という観点から、地理的な行政区域外の温室効果ガス排出量についても考慮し、製品・サービスのライフサイクル全体の二酸化炭素削減や、区域

<sup>22</sup> コベネフィット：1つの政策、戦略、又は行動計画の成果から生まれる、複数の利益のこと。

<sup>23</sup> ステークホルダー：行政・企業・NPO等の利害と行動に直接・間接的な利害関係を有する者を指す。

内外に対して有効であると考えられる気候変動対策への連携、脱炭素化に寄与する様々な制度等の普及啓発等を実施することも重要であるとします。

#### 【対策及び算定の対象とする温室効果ガス】

原則としてエネルギー起源の二酸化炭素及び廃棄物起源の二酸化炭素とします。

二酸化炭素以外の温室効果ガスについては、対策の対象から除外するものではないものの、排出の要因となる活動が限定的であること、公的な統計等が整備されておらず独自の推計手法も確立されていないこと、その影響の程度等から、活動の状況や統計等の基礎資料の整備や、気候変動対策の推進と併せて推計の必要性を検討していきます。

## 2 市域の脱炭素化目標

### 2030 年度に、二酸化炭素排出量を 2013 年度比 50%削減

基準： 2013 年度 1,986 千 t-CO<sub>2</sub> (100.0%)

実績： 2022 年度 1,454 千 t-CO<sub>2</sub> (△26.8%)

目標： 2030 年度 993 千 t-CO<sub>2</sub> (△50%)

市域における脱炭素化の目標は、二酸化炭素排出量の削減率の達成を位置付けます。最新の二酸化炭素排出量の実績値は令和 4 (2022) 年度において 1,454 千 t-CO<sub>2</sub> で、基準年である平成 25 (2013) 年度の 1,986 千 t-CO<sub>2</sub> と比べて、532 千 t-CO<sub>2</sub> が削減されています。9 年間で約 26.8% の削減を達成しており、この削減ペースの維持に努めることで目標の達成を見込みます。

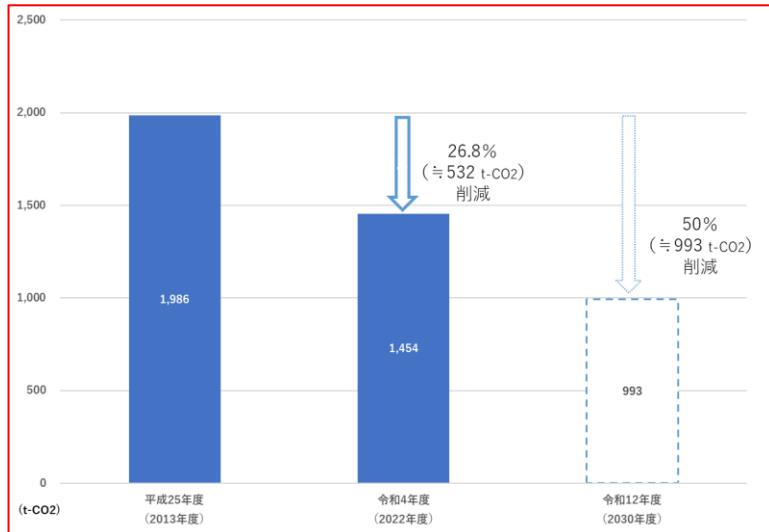
更に、本市の産業構造は、二酸化炭素排出量の削減が難しいとされている産業部門に類する事業者が少なく、本市の特性を見ても他の地域と比較して特別な対策を講じなければならないということはないという自然的・社会的条件を踏まえ、国や神奈川県における令和 12 (2030) 年度の目標やそれを目指す施策の実施と、本市独自に上乗せして実施する施策の実施等を見込み、令和 12 (2030) 年度の目標を「二酸化炭素排出量を平成 25 (2013) 年度比 50% 削減」とします。

なお、二酸化炭素排出量は、環境省が毎年度公表する「自治体排出量カルテ」(「地方公共団体実行計画（区域施策編）算定・実施マニュアル（算定手法編）」における標準的手法（全国や都道府県の炭素排出量を部門別活動量で按分する方法）)により把握し、削減率等を算出します。

## 【温室効果ガスの削減状況】

令和4（2022）年度までの、本市における温室効果ガス削減実績を見ると、目標に対し順調な減少傾向（オントラック）を継続できています。

一方で、2030年度カーボンハーフ及び2050年度カーボンニュートラルの実現に向けては、再エネ・省エネ設備の導入等の一層の推進が必要であり、これまで以上の全市的な取組が求められます。



参考：環境省ホームページ『自治体排出量カルテ』（令和7年度時点情報取得）

### 3 具体的な施策

本市の特性や地域の自然的・社会的条件を踏まえ、温室効果ガス排出量の削減が特に期待される施策を実施します。

施策については、温対法における温室効果ガスの排出の削減等を行うための施策に関する事項に沿うものとし、5つの分野ごとに実施します。加えて、各分野の施策を進めるに当たって、基盤となる情報提供や意識啓発等を施策6 情報提供や意識啓発の実施（全施策共通）と位置づけます。

#### 施策1 再生可能エネルギーの導入促進

##### 【目標】

2030年度に、市内の再生可能エネルギー導入量※を2019年度の約5倍

基準： 2019年度 34千kW

実績： 2024年度 45千kW

目標： 2030年度 150千kW（約5倍）

※市補助金実績、市有施設発電能力及び市内FIT導入量（資源エネルギー庁公表資料）による

## 【取組方針】

「第7次小田原市総合計画」に掲げる環境・エネルギー分野の目標を達成するため、市内建物のうち設置可能な屋根のおおよそ3分の1程度に太陽光発電設備の導入を目指します。

また、温対法に位置づけられた地域脱炭素化促進事業等の制度や、ペロブスカイト太陽光電池等の新技術も活用し、目標に向けて加速度的に太陽光発電設備の導入を促します。

なお、平成24（2012）年の固定価格買取制度（FIT）<sup>24</sup>導入以降、加速度的に増加した太陽光発電設備の寿命は2040年頃にピークを迎えることが予想されていますが、その際に大量に排出される廃パネルが適正に処理されるよう、国における法制度整備及び再資源化事業者の動向を注視し、遅滞なく対応します。

再エネの導入促進に当たっては、3つの視点をもって公民連携によるエネルギー マネジメントに取り組みます。

### ①公民連携による脱炭素型ビジネスの創出・促進

再エネの加速度的な拡大には、地域内外の様々な主体による自立的な取組を地域に実装していくことが不可欠であるため、公民連携を強化し、脱炭素社会に適合した、脱炭素型のビジネス創出と促進を図ります。

### ②地域資源の最大活用と全体最適エネルギー マネジメントによる好循環創出

再エネや蓄電池等の量的拡大による個別拠点での脱炭素化に加え、地域に点在する再エネ等を東ねることで、地域全体で効果的に地域資源を最大限活用する全体最適のエネルギー マネジメントの仕組みを構築し、「ヒト・モノ・カネ・情報」の好循環創出を図ります。

### ③エネルギー の地産地消と平時・非常時のレジリエンス強化

エネルギー の地産地消の促進は、持続可能なまちづくりに向けた手段のひとつであるため、再エネの導入拡大とともに効率的な地産地消を進めるために不可欠な蓄電池、電気自動車等が非常時のレジリエンス<sup>25</sup>強化にも貢献するよう、有効活用を図ります。

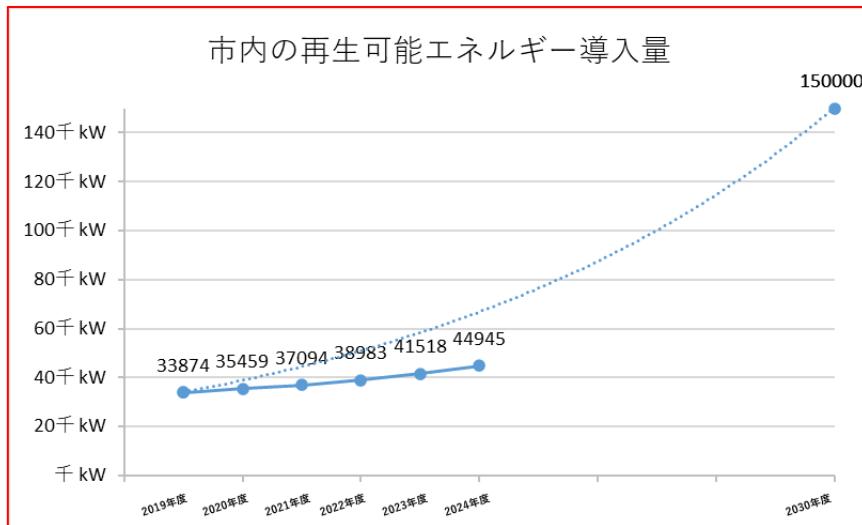
## 【再生可能エネルギー の導入状況】

本市における再エネの導入状況（令和6（2024）年度実績）は、合計44,945kWhとなっており、目標として掲げる150,000kWhに対して低調です。

<sup>24</sup> 固定価格買取制度（FIT）：再生可能エネルギーで発電した電気を、電力会社が一定価格で一定期間買い取ることを国が保証する制度であり、電力会社が買い取る費用の一部を再エネ賦課金として電気利用者から徴収し、再生可能エネルギーの導入を支えることを目的としている。

<sup>25</sup> レジリエンス：強靭さや回復力を意味し、災害などの困難な状況から立ち上がる力のこと。

そのため、目標の達成に向けて、再エネの導入促進施策をこれまで以上に強化していく必要があります。



※資源エネルギー庁による「再生可能エネルギー発電事業計画の認定情報」及び  
公共施設自家消費分、市補助実績等により作成

## 【取組】

### 〔再エネ導入への支援〕

#### ■相談相手の見える化

小田原市太陽光発電設備販売・施工事業者登録制度により、市内で太陽光発電設備を販売・施工できる事業者を一覧化し、紹介します。

#### ■簡易シミュレーションの提示

太陽光発電を設置した場合の収支、二酸化炭素排出量削減等の効果を簡易にシミュレーションできるよう支援します。

#### ■地域共生型再エネ事業<sup>26</sup>・地域裨益型再エネ事業<sup>27</sup>の推進

小田原市地域脱炭素化促進事業等により、再エネ発電設備設置者が地域との円滑な合意形成を図り、適正に環境に配慮することに加え、地域のメリットにもつながる再エネ事業を推進します。

#### ■設備導入に対する資金支援

国の交付金も活用した補助金及び「小田原市再生可能エネルギーの利用等の促進に関する条例」に基づく奨励金の交付により、市民や民間事業者の設備導入を支援します。

<sup>26</sup> 地域共生型再エネ事業：地域との合意形成が図られ、環境に適正に配慮し、地域に貢献する再生可能エネルギー導入事業のこと。

<sup>27</sup> 地域裨益型再エネ事業：稼働で得られた収益が地域に還元され、存在が地域の利益となる再生可能エネルギー導入事業のこと。

## 〔再エネの導入場所別の取組〕

### ■住宅

住宅新築時における屋根置き型の太陽光発電設備等の再エネ導入検討の機会を捉え、関係部署と連携・協力して窓口での資料提供や情報発信などを行ふほか、新築・増築等においては建築主に対し環境的・経済的メリットとともに再エネ導入について建築士が説明を行うよう促します。また、既存住宅等への屋根置き型の太陽光発電設備等の設置促進については、国や神奈川県と連携して相談を受け付ける機会を設けます。

建築士や販売・施工事業者等への普及啓発については、建築分野の関連部局や事業者と連携し、屋根置き型の太陽光発電設備等の設置技術や知識の習得を促すことや、パネルの設置のほか、処分の相談など各事業者が対応可能な情報を登録する市独自の販売・施工事業者登録制度を設けることにより、住宅や建物の供給側からの再エネ導入を促すほか、リフォーム助成制度や災害時のレジリエンス向上などの取組と連携した周知を実施します。

なお、再エネ設備の設置に当たっては、土地や建物が持つポテンシャルに対して最大限設置することに加え、自家消費率の向上と、電力地産地消プラットフォームを介した余剰電力の市内需要家への供給、非常時の緊急電源としての供給ができるよう、導入支援を行います。

### ■事業所

新築建築物については、建設の際に再エネや省エネの取組の検討を促すため、開発許可申請の機会を捉え、関係部署と連携・協力して窓口での資料提供や情報発信などを行ふほか、新築・増築等においては建築主に対し環境的・経済的メリットとともに再エネ導入について建築士が説明を行うよう促します。

既築建築物については、中小企業を含む市内の事業所に対し、再エネや省エネの取組を周知します。また、地域の工場等に導入される産業用蓄電池を活用したエネルギー・マネジメント事業に取り組みます。

### ■農地

農業の持続可能性及び多面的価値（耕作放棄地の活用、周辺環境・生物多様性への配慮等）を重視した営農型太陽光発電（ソーラーシェアリング）を促進することとし、手続き面・資金面での支援を行うとともに、ソーラーシェアリングの必要性、事例等の市内周知を行います。

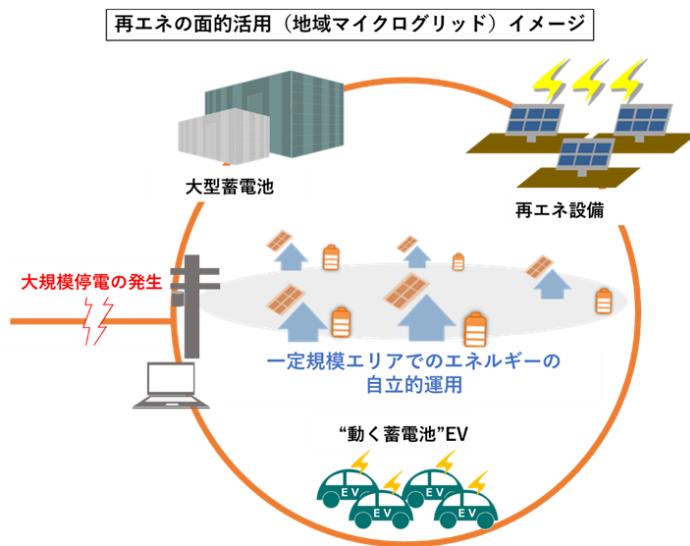
### ■その他の利用可能な場所

住宅や建築物、農地に限らず、空き地、駐車場その他の利用可能な土地や空間にも地域への適切な配慮がなされながら再エネが導入されるよう促します。

## [エネルギー・マネジメント]

### ■地域マイクログリッド

一定規模のエリアで面的にエネルギーを活用することを前提とした再エネ設備や蓄電池、電気自動車等の導入により、災害等において当該エリアでの自立的運用を行うエネルギーシステムである地域マイクログリッドを維持・運営します。



### ■電力地産地消プラットフォーム

エネルギー地産地消の必要性を共有する関係事業者との公民連携により、小田原市内で発生する余剰電力を取引するとともに市内に設置されている蓄電池等を活用して電力の需要と供給を調整する機能を有する電力地産地消プラットフォームを構築・運営します。



〔公民連携〕

■事業者への周知拡大

地域新電力、商工会議所、地域金融機関等と連携して、再エネ導入の必要性、事例、支援制度等の周知を拡大します。

■環境価値の創出

住宅等で発電された太陽光発電由来の電気が使われた際の環境価値を有効活用するため、価値の創出と循環の仕組みを構築し、二酸化炭素排出量の見える化と同時に地産の環境価値で脱炭素化を図ります。

■太陽光以外の再生可能エネルギー設備の導入に向けた検討

太陽光以外の風力、水力、地熱、バイオマスといった再エネによる発電や、地中熱利用などについても可能性を検討します。

## <地域脱炭素化促進事業の促進>

### ① 地域脱炭素化促進事業とは

温対法では、地域の地球温暖化対策に係る計画の策定において、区域の自然的・社会的条件に応じて温室効果ガスの排出量の削減等を行うための施策に関する事項を定める際に、地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項を定めるよう努めることができ盛り込まれました。

地域脱炭素化促進事業は、円滑な合意形成を図り、適正に環境に配慮し、地域のメリットにもつながる、地域と共生する再エネ事業の導入を促進するものです。

地域脱炭素促進事業の促進に当たっては、地域の再エネポテンシャルを最大限活用するような意欲的な再エネ導入目標を設定した上で、環境保全に係るルールに則って、促進区域等を設定します。その際、市町村が定める基準に適合する事業を認定することで利用可能となる特例も設けられています。

### ② 基本方針

本市では、「小田原市再生可能エネルギーの利用等の促進に関する条例」に基づき、市内で実施される再エネ導入事業であって、

- ・広く市民が参加して実施される
- ・地域の防災対策の推進に資する
- ・地域の経済の活性化に資する
- ・継続することができる見込みがある

といった要件を満たす事業を「市民参加型再生可能エネルギー事業」として認定・奨励してきたことを引き継ぎ、本制度においても当該条例の趣旨に則った事業を促進します。

促進に当たっては、本計画における再エネ導入の目標である「2030 年度に約 5 倍」や「市内建物のうち設置可能な屋根のおおよそ 3 分の 1 程度に太陽光発電設備を導入」などを踏まえ、対象となる区域を原則として市街化区域とし、導入を促進する再エネの種類及び規模を「太陽光発電」であって、個別の事業ごとに「神奈川県環境影響評価条例」の対象要件を下回る 8,000kW 未満とします。

これらの本市にとって望ましい再エネ導入の在り方を提示し積極的に周知することで、認定を前提とした地域脱炭素化促進事業や促進区域内の事業に限らず、幅広い地域共生型の再エネ導入事業が展開されることを期待します。

### ③ 地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項

本市において地域脱炭素化促進事業を促進するために必要な事項を次のとおり定めます。各項目の詳細や補足資料については資料編に掲載します。

1 地域脱炭素化促進事業の目標
市内の再生可能エネルギー導入量 基準：2019 年度 34 千 kW 目標：2030 年度 150 千 kW（約 5 倍）
2 地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（促進区域）
本市の特徴である森里川海がひとつになりとなった自然環境は保全・活用していくものであることや、再エネ導入の施策において市内建物のうち設置可能な屋根のおよそ 3 分の 1 程度に太陽光発電設備の導入を目指すことを踏まえ、原則として、市街化区域を促進区域とします。 ただし、以下を除くこととします。 <ul style="list-style-type: none"><li>・砂防指定地</li><li>・急傾斜地崩壊危険区域</li><li>・土砂災害特別警戒区域</li><li>・風致地区</li><li>・生産緑地地区（営農を営むために必要とするもの（「生産緑地法（昭和 49 年法律第 68 号）」第 8 条第 1 項の規定により許可した施設に使用する場合）を除く。）</li></ul> なお、促進区域外であっても、事業提案型で促進区域の提案が行われた場合には、個別に区域として設定することを検討することとします。
3 促進区域において整備する地域脱炭素化促進施設の種類及び規模
種類：太陽光発電 規模：個別の事業ごとに、8,000kW 未満
4 地域脱炭素化促進施設の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組に関する事項
① 市が主導するエネルギー・マネジメントの取組に協力すること ② ①を通じ、地域脱炭素化促進施設から得られた電気を市内の住民・事業者に供給すること
5 地域の環境の保全のための取組
【屋根設置の場合】 <ul style="list-style-type: none"><li>○反射光対策</li><li>○日影規制の遵守</li><li>○文化財への設置は避けること</li><li>○「小田原市景観計画」を踏まえた配慮</li><li>○里地里山保全等地域への措置</li></ul>

### 【地上設置の場合】

- 騒音への措置
- 土地の安定性への影響に対する措置
  - 土砂災害警戒区域、自然斜面に設置する場合の適切な対処
  - 宅地造成工事規制区域において、切土・盛土を行う場合の適切な対処
- 反射光対策
- 生態系への影響に対する措置
  - 植生自然度の高い地区、特定植物群落、巨樹・巨木林、「小田原市緑と生き物を守り育てる条例」に基づく保存樹及び保存樹林、保安林、鳥獣保護区、里地里山保全等地域、市が行う自然環境調査等の結果に基づく重要な地点
- 埋蔵文化財等への配慮

### 6 事業における地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組

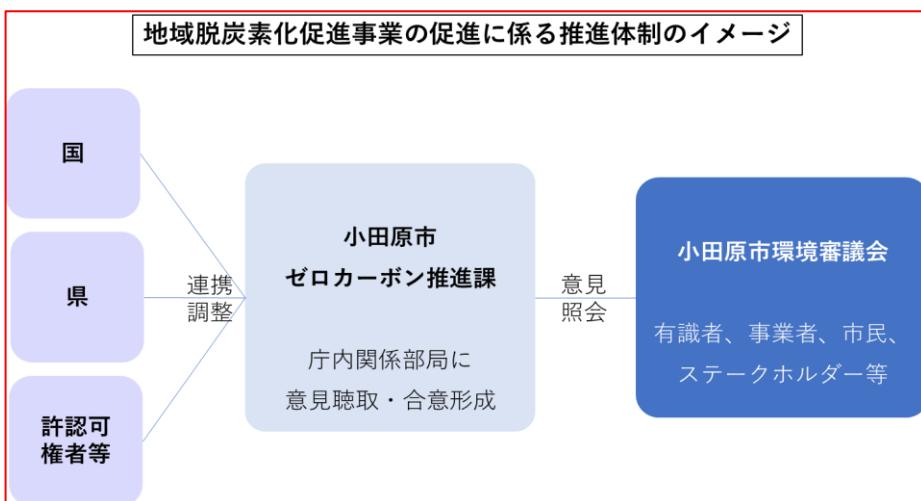
「小田原市再生可能エネルギーの利用等の促進に関する条例」を踏まえ、以下のいずれかの取組を実施すること。

- 広く市民が参加して実施されること
- 地域の防災対策の推進に資すること
- 地域の経済の活性化に資すること

#### ④ 推進体制

地域脱炭素化促進事業の促進にあたっては、ゼロカーボン推進課が府内関係部局に対して地域脱炭素化促進事業に関する意見聴取や合意形成等を図るとともに、国や神奈川県、必要な許認可権者等との連携・調整を行います。

また事業の認定に際しては、小田原市環境審議会において、温対法における地方公共団体実行計画協議会に準じて協議します。



## ⑤ 「小田原市地域脱炭素化促進事業ガイドライン」に則った事業認定

基本方針及び推進体制に基づく地域脱炭素化促進事業の申請・認定に係る詳細な手続きについては、「小田原市地域脱炭素化促進事業ガイドライン」に則って行うものとします。

ガイドラインは国のマニュアルや温対法の改定等に合わせ、適宜改定を加えるものとします。

## 施策 2 省エネルギー等の環境配慮行動の促進

### 【目標】

#### 【家庭】

**2030 年度までに、長期優良住宅等認定数※の累計を 2,800 件に増加**

基準： -

実績：2024 年度 755 件

目標：2030 年度 2,800 件

※令和 4 年度以降に認定された長期優良住宅、低炭素住宅、省エネ性能向上計画の累計認定数

#### 【事業所】

**2030 年度までに、小田原市再エネ電力使用事業所登録制度における達成事業所を 200 以上創出**

基準： -

実績：2024 年度 0 事業所

### 【取組方針】

事業活動や日常生活のあらゆる機会において環境に配慮した行動の選択を促します。

住宅や事業所については ZEH・ZEB<sup>28</sup>化を促進し、新築時や改修時といった適切な機会を捉えた意識啓発等のため、関係部署との連携を強化するとともに、需要と供給の両面からアプローチを図ります。

また省エネ対策のほか、使用する電力は再エネ由来の電力とすることを原則として、その実践を促進します。

<sup>28</sup> ZEH・ZEB：ZEH は Net Zero Energy House（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の略称。ZEB は Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略称。年間の一次エネルギー消費量が正味ゼロ又はマイナスの住宅や建築物のこと。

## 【取組】

### 〔市民向けの取組〕

#### ■省エネ性能に優れた家電等の導入促進

各家庭で一般的に使用される家電のうち、エアコンであれば古い機器から高効率機器へ、照明であれば白熱電灯や蛍光灯等から LED への交換や自動調光制御機能によって、エネルギー利用量・二酸化炭素排出量の削減が期待できます。

このような日常生活におけるエネルギー削減のため、省エネ性能の高い家電等への買い替えなどを促進します。

#### ■ZEH をはじめとした戸建て住宅の省エネ化

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の改正に伴い、令和 7 (2025) 年 4 月からはすべての新築住宅に対し、省エネ基準への適合が義務化されており、2030 年までには最低水準が ZEH 水準にまで引き上げられる見込みです。

このような国の制度改定も踏まえ、断熱や高効率設備によるエネルギー利用量・二酸化炭素排出量削減と、住環境の快適性向上の両立が期待できる、住宅の ZEH 化を推進します。既存住宅においても、壁材や窓の断熱改修を推進します。

#### ■ライフスタイルの転換を促すための普及啓発

地球温暖化防止の意識を行動に転換するための情報提供として、市公式サイトや広報ツールを活用し、各ライフステージに訴求する普及啓発を実施します。

家庭における温室効果ガスの削減に資する対策について、周知・促進し、「ゼロカーボンアクション 30」や「デコ活」などの実践につなげるための普及啓発を実施します。

### 〔事業者向けの取組〕

#### ■省エネ設備の導入に対する支援

事業で使用する設備はエネルギー消費が大きく、従来の設備から更新することで、エネルギー利用量・二酸化炭素排出量の削減ひいては労働環境の改善に繋がることが期待されます。そのため市内の事業者が環境に配慮した取組の一環として実施する、省エネ設備の導入等を促進します。

#### ■ZEB をはじめとした事業所の省エネ化

住宅以外の建築物においても、遅くとも 2030 年度までには、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律における最低水準が ZEB 水準にまで引き上げられる見込みであるなどの動向を注視しつつ、事業所の ZEB 化を推進します。

#### ■省エネ診断の受診の促進

専門家がコスト削減や設備機器の更新、活用可能な補助金などについて提案する省エネ診断の受診を促進し、事業者毎に最適な省エネ化の取組を促します。

## ■電力使用に伴う二酸化炭素排出量削減の推進

事業者が再エネ電力調達又はグリーン電力証書やJ-クレジット<sup>29</sup>を活用し、電力使用に伴う二酸化炭素排出量を削減する取組を、小田原市再エネ電力使用事業所登録制度により推進し、環境価値を重視する事業者を支援します。

## ■より環境負荷の低い熱の使用の促進

事業活動では、大規模な空調、給湯等の設備により熱利用が行われ、結果多くのエネルギー消費と二酸化炭素排出量に繋がっているケースも存在します。そのため二酸化炭素排出係数がより低い熱源に転換等することで、環境負荷の低減に資するよう促します。

## ■地域における温室効果ガス削減対策との協調

市や市民団体等が実施している温室効果ガス削減対策に資する活動と協調し、商品やサービスの提供方法の見直しや地球温暖化防止に配慮した事業活動が経済的・社会的なインセンティブとなるよう、仕組みづくりを進めます。

## ■「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」に基づくエネルギー使用量の削減対策の促進

大規模事業者については、「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(昭和54年法律第49号)」に基づく削減対策を通じて、事業者の特性・状況に応じた自主的かつ計画的な取組を促します。

中小規模事業者については、省エネ対策の事例や国・神奈川県等の助成制度の紹介等を通じて、対策の実施を促します。

## ■「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に基づく取組の促進

「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)」に基づき、新築等において、エネルギー消費性能基準への適合義務及び適合性判定義務が課されたことを通じて省エネへの措置について取組が進められることから、こうした取組の周知などにより社会的なインセンティブ<sup>30</sup>となるように努めます。

## ■「神奈川県地球温暖化対策推進条例」に基づく計画書制度の実施（任意含む。）

本制度と協調して、地域における温室効果ガスの削減等への貢献を促します。

---

<sup>29</sup> J-クレジット：省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの利用による二酸化炭素等の排出削減量や、適切な森林管理による二酸化炭素の吸収量を「クレジット」として国が認証する制度のこと。

<sup>30</sup> インセンティブ：動機付けや報酬を意味し、意欲を引き出す刺激のこと。

## 〔公民連携〕

### ■市内に供給される都市ガスの脱炭素化

第7次エネルギー基本計画に位置付けられた2030年度までのガスの5%カーボンフリー化目標を、市内の都市ガス事業者と連携し、本市に供給される都市ガスにおいても実現するための取組を促進します。

### ■エネルギーアクションプラン（仮称）の策定

市内業務用施設、家庭からの二酸化炭素排出量削減に向けた具体的な対策を提示することを目的にエネルギーアクションプラン（仮称）を策定します。

#### エネルギーアクションプラン（仮称）の構成案

1. 市内のCO<sub>2</sub>排出及びエネルギー消費の現状把握
2. 市内のCO<sub>2</sub>排出及びエネルギー消費の傾向分析
3. 市内のCO<sub>2</sub>排出量及びエネルギー消費量の削減ポテンシャルと効果的な対策の提示

## 施策3 脱炭素型のまちづくり

### 【目標】

#### 2030年度に、市内登録乗用自動車台数の約10%を電気自動車に代替

基準：2020年度 291台（0.33%）

実績：2023年度 611台（0.68%）

目標：2030年度 約9,000台※（10%）

県及び市の自動車登録台数より、本市に登録されている電気自動車の台数を把握

※2030年度における乗用車の予想台数（90,000台）の10%

### 【取組方針】

都市・地域構造や交通システムは、交通量や業務床面積の増減等を通じて、中長期的に温室効果ガス排出量に影響を与え続けます。

今後の人口減少・少子高齢化に対応する「コンパクト・プラス・ネットワーク<sup>31</sup>」の考えを基本としたまちづくりとともに、エネルギーマネジメントや非常時の電源としても活用可能な電気自動車をはじめとする、環境負荷の低い電動車<sup>32</sup>の普及や公共交通機関の利用促進、緑化の促進等といった温室効果ガスの削減に関する他分野の施策とも調和を図りながら、行政、住民、民間事業者が一体となって取り組みます。

<sup>31</sup> コンパクト・プラス・ネットワーク：人口減少・高齢化が進む中、特に地方都市においては、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを進めること。

<sup>32</sup> 電動車：電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車を指す。

## 【取組】

### 〔電気自動車の普及〕

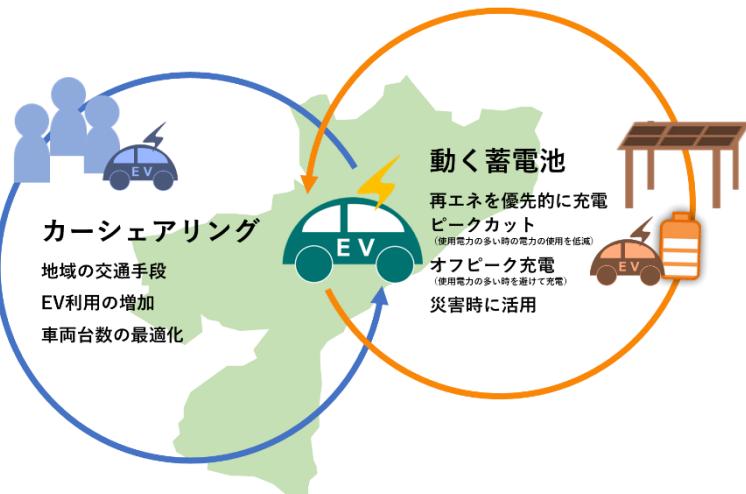
#### ■電気自動車の導入に対する支援

電気自動車の普及の基盤を構築するため、電気自動車や充放電設備（V2H<sup>33</sup>）の導入に対する補助制度を設置します。

#### ■カーシェアリング事業の促進

電気自動車を動く蓄電池と見立てたエネルギー・マネジメント事業によるカーシェアリング<sup>34</sup>を推進します。

地域エネルギー・マネジメントモデル事業によるカーシェアリングのイメージ



#### ■「EV宿場町」の実現に向けた取組

電気自動車が市内を日常的に走行する「EV宿場町」の実現を目指し、2023年8月に小田原市及び関係事業者で立ち上げた「EV宿場町コンソーシアム」において、電気自動車・充電設備の導入（ハード）のみならず、電力需給状況に応じた電気自動車の充放電及び、充電をトリガーとした立寄観光を促進する仕組み作り（ソフト）に取り組みます。

### 〔脱炭素先行地域の実現〕

脱炭素を起点とした中心市街地の価値向上と地域経済の好循環の創出をテーマに、地産再エネや電気自動車などの地域資源を最大限活用し、配電網レベルでの需給バランスの確保と電力の地産地消の促進に取り組むことで、2030年度までに次の2つのエリアで脱炭素先行地域を実現します。また実施過程を含めて得られた知

<sup>33</sup> V2H：“Vehicle to Home”的略称であり、電気自動車等に搭載された電池から家庭に電力を供給できる機能を持った充放電設備のこと。

<sup>34</sup> カーシェアリング：複数の会員が共同で自動車を利用する自動車の利用形態のこと。

見を他の自治体等に共有し、脱炭素ドミノの実現に貢献します。

#### ■ゼロカーボン商店街の実現

複数の商店街が存在する小田原駅東口エリアにおいて、国の交付金を活用し、省エネ診断、省エネ改修、再エネ電力使用等を促進し、2030年度までの電力消費に伴う二酸化炭素排出の実質ゼロを目指します。これにより、対象施設の電気料金を削減すると同時に、ゼロカーボンを商店街の新たなブランドとして、消費者・顧客・働き手の獲得や更なる活性化につなげます。

#### ■大型施設の脱炭素化

久野地区生活拠点エリアにおいて、脱炭素に向けた行動変容を促す地域のショールームとして、大型施設の2030年度までの電力消費に伴う二酸化炭素排出の実質ゼロを目指します。



#### 〔その他脱炭素型のまちづくり〕

##### ■「小田原市地域公共交通計画」に基づく地域公共交通の利用促進等

路線バス等、既存の公共交通の維持・確保を基本とし、公共交通不便地域における移動支援にAIや自動運転など新たな技術も活用しながら取り組むことで、将来にわたって誰もが暮らしやすく、安心して移動が可能な、まちを繋ぐ地域公共交通ネットワークの構築を目指します。

この取組により、公共交通の利用促進を図り、自家用車の移動に係る温室効果ガスの削減にも寄与していきます。

##### ■「小田原市立地適正化計画」におけるコンパクトシティの推進

「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考え方で居住と居住に関わる医療、福祉、商業等の生活利便施設がまとまって立地するよう、時間をかけながら緩やかな誘導を図り、公共交通と連携したコンパクトなまちづくりにより、移動や施設等におけるエネルギー利用の効率化を推進します。

## ■小田原市緑の基本計画「おだわらみどりの創生プラン」による緑化に関する施策の実施

緑地の保全・緑化の推進・都市公園の整備の方針などに則り、樹木や草花、水辺や海辺といった「みどり」を適切に整備することで、二酸化炭素の吸収や大気の浄化などとともにヒートアイランド現象<sup>35</sup>の緩和などの都市機能を維持・改善していきます。

## 施策4 省資源・循環型社会に向けた脱炭素化の推進

### 【目標】

2030年度に、家庭ごみ1人1日当たりの燃せるごみ排出量を433gに減少

基準：2018年度 509g

実績：2024年度 466g

目標：2030年度 433g

※「第4次小田原市一般廃棄物処理基本計画」から引用

### 【取組方針】

市民・事業者・行政が協力し、廃棄物の発生抑制や再使用、再生利用などを推進するとともに、限りある資源を長く保全・維持し廃棄物の発生を最小限にすることで、廃棄物起源の二酸化炭素を削減し、脱炭素社会の実現を目指します。

「第4次小田原市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、「発生抑制・再使用に重点を置いたごみの減量化の推進」「ごみの分別と資源化の更なる推進」「安定的・継続的なごみの適正処理の推進」「きれいなまちづくりの推進」を施策の柱に取り組み、廃棄物処理業務に伴う二酸化炭素の排出を抑制します。

### 【取組】

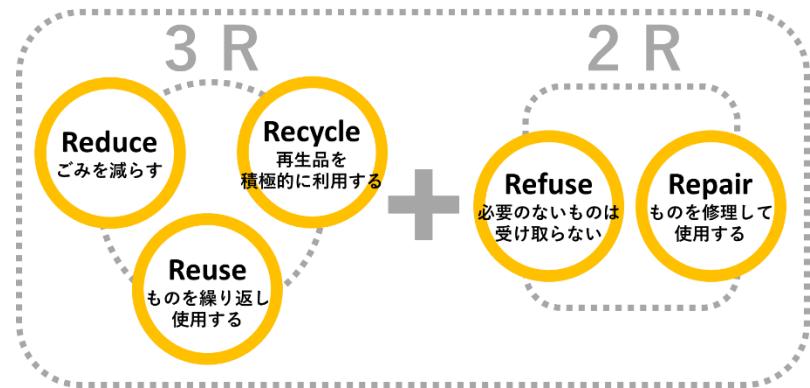
#### 〔発生抑制・再使用〕

##### ■廃棄物の発生抑制と再使用

市民・事業者・行政が協働して、3R（ごみを減らす Reduce・ものを繰り返し使用する Reuse・再生品を積極的に利用する Recycle）に「必要のないものは受け取らない Refuse」・「ものを修理して使用する Repair」の2つを加えた5Rを推進します。

<sup>35</sup> ヒートアイランド現象：都市の気温が周囲よりも高くなる現象のこと。

廃棄物の発生抑制と再使用を推奨するキーワード「5R」



[分別と資源化]

■生ごみの削減

市民や団体と連携して、生ごみのたい肥化や食品ロスの削減等を推進します。

■燃せるごみに混入するプラスチックごみの削減

廃棄物起源の二酸化炭素は、燃せるごみにおけるプラスチック類の含有量から算定されるため、プラスチック製品の使用抑制、分別の徹底、容器包装プラスチック及び製品プラスチックの資源化に努めます。また、市域の排出量としてだけでなく市役所の事務・事業における排出量としても計上されることや、海洋汚染問題の要因になり得ることから、令和4（2022）年2月の「県西地域2市8町プラスチックゼロ共同宣言」に基づき、広域的な連携のもと、意識啓発に向けた情報発信やクリーン活動、共同での環境教室開催などに取り組みます。

■剪定枝類の資源化と紙布類の分別徹底

事業者や家庭などから燃せるごみとして排出されている剪定枝類の資源化及び紙布類の分別の徹底を推進します。

[安定的・継続的なごみの適正処理]

■廃棄物処理業務の効率化

収集ルートの効率化や業務のデジタル化等を検討し、廃棄物処理業務に係るエネルギーの削減を図ります。

[市民向けの取組]

ライフスタイルの転換を促すための普及啓発《再掲》

[事業者向けの取組]

地域における温室効果ガス削減対策との協調《再掲》

## 施策 5 吸収源対策

### 【目標】

2030 年度に、小田原市森林整備面積を **33ha** に拡大

基準：2020 年度 28ha

実績：2024 年度 39ha

目標：2030 年度 33ha

※「第 3 次小田原市環境基本計画」（令和 4 （2022）年 7 月策定）から引用

<参考>

小田原市における森林吸収量 約 34,445 t- CO<sub>2</sub>

※対象森林面積：約 4,014ha (GIS 情報が整備されている森林面積のうち非森林・竹林を除く。)

※二酸化炭素吸収源単位（森林の区画（小班）ごとの成長量に、樹種（スギ、ヒノキ、マツ、その他針葉樹、その他広葉樹）ごとの係数）を乗じることで成長量を二酸化炭素吸収量に換算

※上記の森林吸収量は、本市の二酸化炭素排出量のオフセットには使用していない。

（平成 29（2017）年度～令和元（2019）年度・小田原市自然環境調査）

### 【取組方針】

森林を適切に管理・維持することは、二酸化炭素の吸収源としての機能保持につながるため、適切な森林施業（更新、保育、間伐、主伐等）の基礎となる森林データの整備や、維持管理のための施策を講じます。

市町村へ譲与される森林環境譲与税を活用して、公益的機能（水源かん養、土砂流出防止等）の維持を図り、吸収源対策として一体的に森林管理を講じることを検討します。

木材は大気中の二酸化炭素を大量に固定していることから、例えば建材として中長期にわたって利用することで、都市・地域の中で二酸化炭素を固定することができます。したがって、地域で生産された木材を積極活用し、建築物の ZEH・ZEB 化の取組とあわせて一体的に建築部門の取組を講じることも検討していきます。

### 【取組】

#### ■ 「おだわら森林ビジョン」に基づく施策の実施

市域の約 4 割の面積を占める森林は、水源かん養、土砂災害や洪水などの災害防止、動植物の生息環境の提供、地球温暖化の緩和などの多面的機能を有しております。その機能が高度に発揮されるよう、森林を適切に整備、利用していきます。

## ■ J-クレジットの創出

市域の森林が有する二酸化炭素吸収量をクレジットとして市場価値化します。水稻中干し、バイオ炭<sup>36</sup>、ブルーカーボン<sup>37</sup>等についても、先進的な事例を研究し、市内における市場価値化を検討します。また、創出されたクレジットは、市域内で環境価値を必要とする事業者に販売するなどして環境価値の域内循環を構築することを検討します。

□小田原市緑の基本計画「おだわらみどりの創生プラン」による緑化に関する施策の実施《再掲》

## 施策 6 情報提供や意識啓発の実施（全施策共通）

### 【目標】

**2030 年度に、50%以上の人人が取り組んでいる「ゼロカーボンアクション 30」の項目数を 15 項目に増加**

基準：2021 年度 10 項目

実績：2024 年度 9 項目

目標：2030 年度 15 項目

### 【取組方針】

国の「地球温暖化対策計画」では、二酸化炭素排出量の削減目標を達成するための国、地方公共団体、事業者、国民といった各主体が担うべき役割が示されており、相互に連携して対策を推進することにより相乗的な効果を発揮することが期待されています。

各主体の意識啓発や行動変容を促すため、必要な情報提供や連携の機会等を提供し、脱炭素社会の実現に向けた基盤を整備します。

### 【取組】

#### ■気候変動対策等に関する情報発信等（市民向け）

一人ひとりの行動が温室効果ガスの排出を左右することを認識し、社会やライ

<sup>36</sup> バイオ炭：燃焼しない水準に管理された酸素濃度の下、350°C超の温度でバイオマスを加熱して作られる固体物のこと。地中に埋めることで、長期間炭素のまま地中に留めることができるとされている。

<sup>37</sup> ブルーカーボン：沿岸・海洋生態系が光合成により CO<sub>2</sub>を取り込み、その後海底や深海に蓄積される炭素のこと。主要な吸収源として、藻場（海草・海藻）などがあげられる。

フスタイルのあり方を変革していくために必要な情報提供や意識啓発に係る取組を実施します。

また、市民がエネルギー政策に参加できる広く開かれた場として、市民エネルギー会議（仮称）を立ち上げ、市民によるゼロカーボンアクションが自発的・伝搬的に広がるよう、講演会やワークショップ、見学会等の活動を実施します。

■国・神奈川県等の助成制度の情報提供（市民向け・事業者向け）

国や神奈川県の助成制度などについての情報提供を充実します。

■市民団体や業界団体等との連携（事業者向け）

さまざまな気候変動対策等に取り組む市民団体や、商工会議所等との公民連携により、市民・事業者の意識の向上や知識の普及を図ります。

■優良事例等の情報提供（事業者向け）

優良事例や先行事例、類似事例など取組の参考になるよう情報提供を行います。

■中小規模事業者でも導入しやすい対策等の情報提供（事業者向け）

中小規模事業者が導入しやすい対策や環境マネジメントシステム、再エネ導入のインセンティブ付与等についての情報提供を充実します。

## 第4章 市役所としての脱炭素化施策【緩和策】



### 1 基本的考え方

本章は、温対法第21条第1項に基づく地方公共団体実行計画（事務事業編）及び「小田原市再生可能エネルギーの利用等の促進に関する条例」第7条に基づく「再生可能エネルギーの利用等の促進に関する基本的な計画」として位置付けます。

本市が地方公共団体として実施する事務・事業について、温室効果ガスの排出量の削減と温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化に取り組む内容を示すものです。温室効果ガスの排出量の削減には、庁舎をはじめとする公共施設での省エネ対策、再エネ導入、公共サービスを維持しながら効率化を図ることなどが必要です。温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化のための取組としては、森林吸収源対策として公有林における間伐等などが挙げられます。

これらの施策を実施することにより、事務経費の削減や施設・設備の計画的な更新と長寿命化等を図り、地域全体にとっての温室効果ガスの削減等につなげます。

また、地域の民間事業者及び地域住民に具体的で模範的な取組を率先して行うことと、地域全体における温室効果ガス排出量の削減への気運を高めることにつなげます。

なお、本章における対策の対象は次のとおりです。

#### 【対象とする範囲】

地方公共団体としての小田原市が行う事務・事業を対象とします。

#### 【対策及び算定の対象とする温室効果ガス】

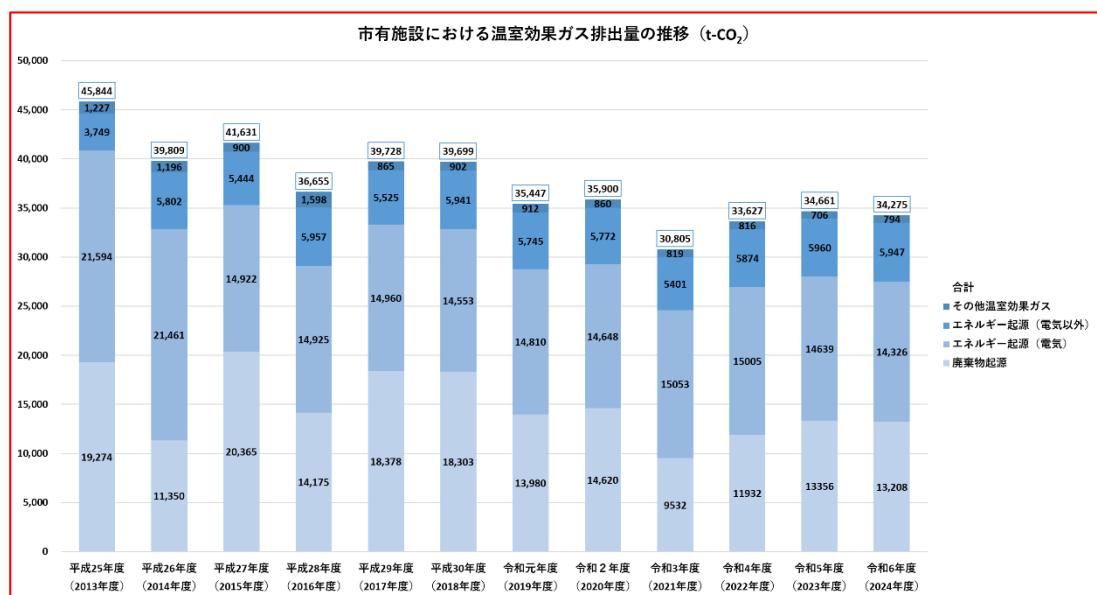
対策の対象とする温室効果ガスは、温対法第2条第3項に掲載されている以下の7種類のガスです。

- ・二酸化炭素
- ・メタン
- ・一酸化二窒素
- ・ハイドロフルオロカーボンのうち政令で定めるもの
- ・パーフルオロカーボンのうち政令で定めるもの
- ・六ふつ化硫黄
- ・三ふつ化窒素

このうち、事務事業編で「温室効果ガス総排出量」の算定対象とする温室効果ガスは、温対法施行令第3条第1項に基づき三ふつ化窒素を除く6種類のガスとします。

## 2 公共施設における温室効果ガス排出量の状況

本市の事務・事業による温室効果ガス排出量は、増減を繰り返しながらも減少傾向にあります。「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」に定められた大規模事業者（特定事業者）である本市は、関係法令に基づき、中長期的に1年につき1%のエネルギー原単位の削減義務に取り組み、また、神奈川県の計画書制度に沿って、対策を推進してきました。

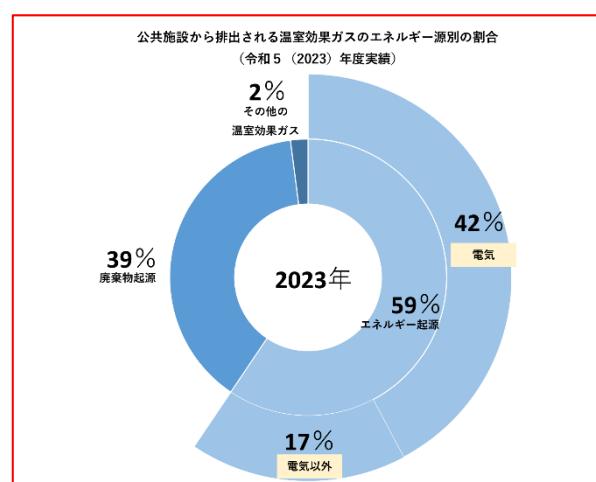


(廃棄物起源以外の排出量については、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」及び「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づいて指定されている特定事業者（小田原市）として把握している、各施設におけるエネルギー使用量の調査を基に算出しています。廃棄物起源については、毎年度市で実施する一般廃棄物の組成分析調査結果を基に算出しています。)

事務・事業における温室効果ガス排出量の半分以上がエネルギー起源である一方、市域から発生する廃棄物起源の温室効果ガスも約4割含まれています。

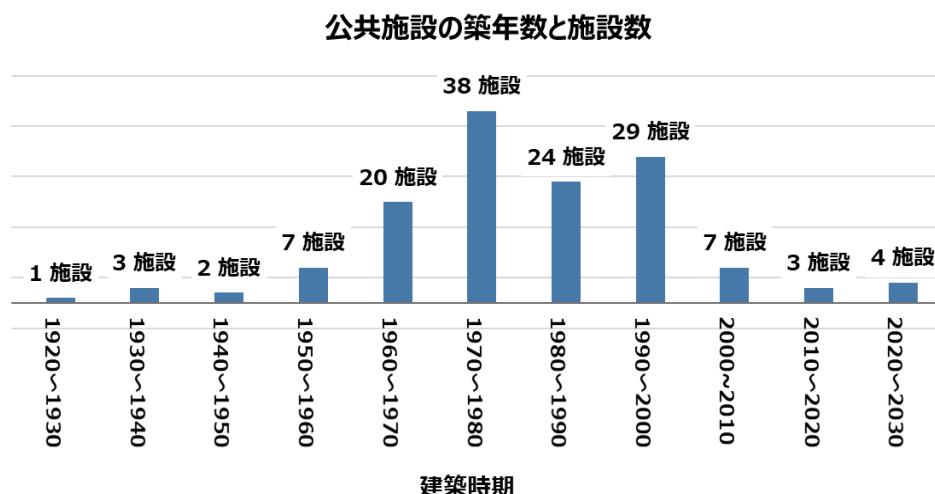
廃棄物起源の温室効果ガスは、燃せるごみに混入したプラスチック類を焼却することによって発生するため、家庭における一層のごみ削減や、ごみの分別の徹底、使い捨てプラスチックの使用抑制を強化することが重要です。

また、エネルギー起源の温室効果ガスのうち約4割は電気の使用によるもので、公



共施設における再エネ由来の電力の導入や事務・事業の運用改善等による効率化について検討する必要があります。

本市の公共施設は、老朽化が進行し、今後多くの施設が建替え等の時期を迎える一方、人口減少や少子高齢化に伴う税収の減少や扶助費の増加等により、建替え費等の財源不足が見込まれている状況です。施設の安全・安心な利用、持続可能な行政サービスの提供を実現するために、複合化や統廃合を含めた施設の機能・配置の適正化及び総量縮減を図るための「小田原市公共施設再編基本計画」に基づいて更新等を進めしており、それに合わせて再エネ導入や省エネ化等の検討を行っていく必要があります。



### 3 市役所の脱炭素化目標

2030 年度に、市役所における温室効果ガス排出量を  
2013 年度比 50%以上削減

基準： 2013 年度 45,844t-CO<sub>2</sub> (100%)

実績： 2024 年度 34,275t-CO<sub>2</sub> (△25.2%)

目標： 2030 年度 22,922t-CO<sub>2</sub> (△50%)

市役所の脱炭素化目標は、二酸化炭素排出量の削減率の達成の一部として位置付けます。

市域における目標「2030 年度に、二酸化炭素排出量を 2013 年度比 50%削減」を市が率先して達成することを目指します。

国の「政府実行計画」に準じた各種の取組を着実に実施し、本市の特性を生かした取組やこれまでの公民連携事業の進展などにより、国の目標である「令和 12 (2030)

年度に、温室効果ガス排出量を平成 25（2013）年度比 50%削減」を上回る削減の達成を目指します。

対策を実施する公共施設は、築年数等の状況に応じた改修等の機会を捉え、施設所管部局と環境部が連携して導入可能性を検討します。導入検討にあたっては、電力契約の切り替えによる電気単価の削減や、省エネ機器への入れ替えによる電力使用量の削減と併せて、太陽光発電や電気自動車の導入を行っていきます。

事業実施にあたっては、国の交付金等を最大限活用し、市の財政負担を可能な限り抑制しながら先進的な取組を積極的に実施します。

令和 6（2024）年度までの進捗状況を踏まえ、再エネの最大限導入、既存設備の省エネ化、電力の再エネ切り替えなどの取組を、目標の達成に向け着実に実施する必要があります。

#### 4 具体的な施策

##### 施策 1 公共施設への再生可能エネルギーの導入拡大

###### 【目標】

2030 年度までに、設置可能な公共施設※の 3 分の 2 に  
太陽光発電等の再エネ設備を導入

基準： -

実績： 2024 年度 21 施設

目標： 2030 年度 22 施設

※現時点において商用化され導入実績のある設備を、屋根形状や築年数等を考慮したうえで  
設置可能と判断できる 32 施設。

###### 【取組】

###### ■新築施設

公共施設の新築にあたっては、太陽光発電設備を原則導入します。

###### ■改修等が必要な築年数の既存施設

改修・契約更新等の機会を捉えて太陽光発電設備の設置を検討し、施設の構造等を勘案しつつ、積極的な導入を図ります。

検討にあたっては、築年数や耐久性、屋根の形状や屋上設置物、再編計画等の状況を踏まえて設置可能な公共施設を選定し、需要側のニーズの有無等による優先順位をつけて、関係課室との協議の上で実施することとします。

###### ■築年数が浅い既存施設

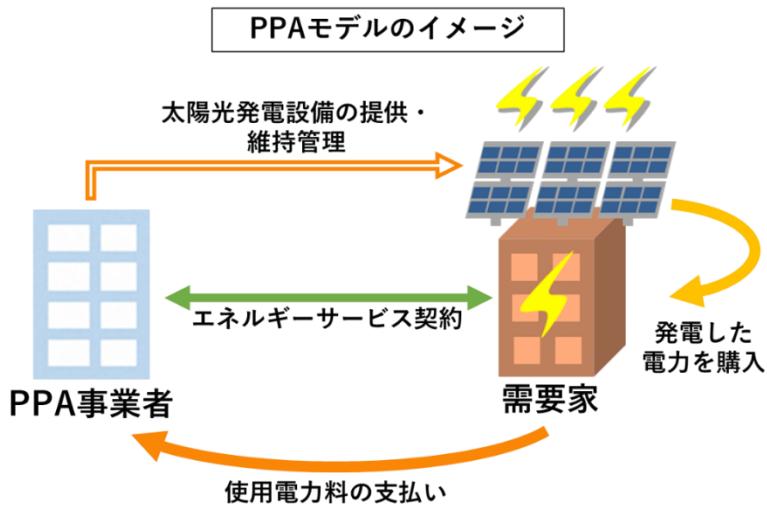
築年数が浅い既存施設については、その性質上適さない場合を除き、太陽光発

電設備を検討します。

導入の検討にあたっては、避難施設など災害時等におけるより優先度の高い施設を選定し実施することとします。

### ■PPA モデル活用

太陽光発電設備を設置する際は、必要に応じ、PPA<sup>38</sup>モデルの活用も検討します。



### ■新技術の率先導入

ペロブスカイト太陽電池<sup>39</sup>等、新技術を活用した太陽光発電設備を積極的に導入し、導入を検討している市民・事業者に対するモデルケースを創出します。

### ■蓄電池の導入

蓄電池の導入を検討し、エネルギー・マネジメントに活用することで、災害時の利用や電気料金の削減、太陽光発電による電力を地域において無駄なく利用する取組について、更に拡大を図ります。

### ■電力の調達

二酸化炭素排出実質ゼロの再エネ電力を、原則として 2030 年度までに指定管理施設等を除く全ての公共施設で調達します。

調達にあたっては、電気料金削減のほか、エネルギー代金域外流出の防止、地産電源の活用及び追加性等の観点を総合的に検討した上で、「小田原市電力の調達に係る環境配慮要領（令和 5（2023）年）」に基づき実施していきます。

<sup>38</sup> PPA : Power Purchase Agreement の略で、電力購入契約のこと。PPA 事業者が設置・維持管理する太陽光発電設備で発電した電力を特定の需要家等に供給する契約方式。太陽光発電設備の設置に要する初期費用がゼロとなる場合もあるなど、需要家の負担軽減の観点でメリットがある。

<sup>39</sup> ペロブスカイト太陽電池：ペロブスカイト結晶構造を持つ化合物を発電層として用いた太陽電池のこと。軽量・柔軟などの特徴を持ち、従来の太陽電池が設置困難であった場所にも設置可能であるため、再エネ導入拡大と地域共生を両立するものとして期待されている。

## 施策 2 公共施設の省エネルギーの推進

### 【目標】

2030 年度までに、LED 照明の導入割合※100%

基準： -

実績：2024 年度 89 施設 (50.2%)

目標：2030 年度 177 施設 (100%)

※施設白書に掲載された施設のうち、照明設備の全て又は概ねが LED 照明である施設数の割合

### 【取組】

#### ■部局横断的な推進体制

「市有施設の管理運営に係る基本方針（令和 4（2022）年改訂）」に基づき、一元化された情報を共有することで、個別の施設所管がそれぞれ独立して設備更新を行うのではなく、部局横断的な視点でより効果的かつ野心的な二酸化炭素排出量の削減を図るなど、目標達成に向けた取組の推進を図ります。

#### ■新築建築物等における ZEB Ready 化相当以上の検討

新築・建替え時には、原則として ZEB Ready<sup>40</sup>化相当以上とすることを検討します。また、太陽光発電設備を設置可能な設備においては、より多くのエネルギー消費量の削減が見込まれるため、Nearly ZEB<sup>41</sup>化相当以上とすることを目指します。

#### ■地域産木材による木質化

小学校をはじめとした公共施設において、積極的に地域産木材の利用を推進します。

#### ■省エネルギー対策

公共施設においては、運用面におけるエネルギー使用の削減や、施設の高気密・高断熱化、電力需給バランスの安定に寄与するディマンド・リスポンス<sup>42</sup>などに

<sup>40</sup> ZEB Ready：ZEB は、年間の一次エネルギー消費量が正味ゼロ又はマイナスの建築物のことを言い、ZEB Ready は、外皮の高性能化及び高効率な省エネルギー設備に加えて更なる省エネルギーの実現に向けた措置を講じ、正味エネルギー排出を 50%以上削減した建築物のこと。

<sup>41</sup> Nearly ZEB：正味エネルギー排出を 75%以上削減した建築物のこと。

<sup>42</sup> ディマンド・リスポンス：電力の需要と供給のバランスを保つために、需要家が電力使用量を制御し、電力需要パターンを変化させること。

より、ピークカット<sup>43</sup>などの効率良いエネルギー消費を実施するほか、既存設備のエネルギー効率や経済性を鑑み、高効率かつ省エネとなる機器へ更新することを検討します。また、避難施設など災害時等におけるより優先度の高い施設を優先して実施します。

築年数の古い施設においては、従来の空調や照明などを継続して利用している場合も考えられるため、現状を適切に把握のうえ、国の交付金等も積極的に活用して更新を進めていきます。

特に LED 照明の導入については、水銀に関する水俣条約において蛍光灯（蛍光ランプ）の製造・輸出入が 2027 年度には禁止となることも踏まえ、可能な限り早期に実施します。

### 施策 3 公用車の電動化

#### 【目標】

2030 年度までに、新規導入・更新における代替可能な公用車※の全てを電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車にする

基準： -

実績：2024 年度 18 台

目標：2030 年度 105 台

※代替車種が存在しないものや、電気自動車では使用目的を満たせないものを除いた公用車

#### 【取組】

##### ■乗用車

乗用車の更新・新規導入の際には、代替可能な車種において電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車とすることを検討します。

##### ■特殊公用車

ごみ収集車・消防車等の特殊公用車については、技術開発動向を踏まえ、コストや運用面等の課題を勘案し、より二酸化炭素排出量の少ない車両の導入の検討を行います。

##### ■使用の適正化

公用車の効率的な利用等による必要台数の見直しや小型化、近距離における自転車利用を促進します。

<sup>43</sup> ピークカット：1 日のうちで最も電力使用量が多い時間の消費電力を抑え、1 カ月の最大需要電力を下げるのこと。

### ■「動く蓄電池」としての活用

電気自動車を“動く蓄電池”として捉え、エネルギー・マネジメントに活用することで、電気料金の削減や太陽光発電による電力を地域において無駄なく利用する取組について、更に拡大を図ります。

### ■EV カーシェアリングの活用

電気自動車を活用したカーシェアリングを公用車として活用します。

## 施策4 事務・事業における環境に配慮した取組

### 【目標】

2030 年度までに、グリーン購入対象品目のうち  
基準を満たしていないもの 0 件

基準： -

実績：2024 年度 2 件

目標：2030 年度 0 件

### 【取組】

#### ■環境に配慮した物品等の調達

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）（グリーン購入法）」や「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成 19 年法律第 56 号）（環境配慮契約法）」を踏まえ、環境に配慮した物品等の調達に積極的に取り組みます。特に、重点的に推進すべき品目（グリーン購入対象品目）については、判断基準を定め、グリーン購入を率先して実施します。

#### ■廃棄物の抑制・処理

事務・事業におけるごみの発生抑制を推進し、廃棄する際は分別と資源化を徹底します。

また、安定的・継続的なごみの適正処理のため、廃棄物処理業務に係るエネルギーの削減に努めます。

市域で発生した一般廃棄物から排出される二酸化炭素は燃せるごみにおけるプラスチック類の含有量から算定され、その処理を担う市役所の事務・事業における排出量としても計上されることを踏まえて市域における対策を推進します。

#### ■事務・事業のデジタル化

行政手続きのオンライン化、文書・電子決裁システムの導入、テレワークの推

進、ウェブ会議システムの活用等、行政サービスのデジタル化を推進し、利用する市民、事業者のエネルギーの効率化と行政内部のエネルギー効率化を図ることで、社会全体のエネルギー効率の向上を図る取組を進めます。

#### ■効率的な勤務体制

計画的な定時退庁の実施による超過勤務の削減、休暇の取得促進、デコ活<sup>44</sup>の推進等、温室効果ガスの排出削減にもつながる効率的な勤務体制の推進に努めます。

#### ■公共工事や業務委託等の環境配慮

プロポーザル方式<sup>44</sup>等（インセンティブ発注、総合評価）により実施する本市発注の工事等において、環境配慮導入促進に係る評価項目の採用に向けて検討を進めます。

#### ■環境負荷の低減

環境に負荷を与える可能性がある事務事業については、環境への負荷を回避若しくは最小限にとどめるよう努めます。

---

<sup>44</sup> プロポーザル方式：複数の事業者から企画提案を提出させ、提案内容を審査し、企画内容や業務遂行能力が最も優れた者を候補者として選定する手法のこと。

## 第5章 気候変動適応策



### 1 基本的考え方

本章は、「気候変動適応法」第12条における地域気候変動適応計画として位置付けます。

近年、気温の上昇、大雨の頻度の増加、それに伴う農作物の品質低下や熱中症リスクの増加など、地球温暖化を要因とした気候変動による影響が全国各地で生じておらず、長期にわたり拡大するおそれがあると考えられています。

そのため、地球温暖化の要因である温室効果ガスの排出を削減する対策（緩和策）に加え、気候変動の影響による被害の回避・軽減対策（適応策）に取り組んでいく必要があります。

平成27（2015）年12月に気候変動枠組み条約の下で採択されたパリ協定では、気候変動の悪影響に適応する能力及び強靭性を高めるという「適応」も含め、気候変動の脅威への対応を世界全体で強化することを目的としています。国内においても、気候変動適応の法的位置づけを明確にした「気候変動適応法（平成30年法律第50号）」が施行され、関係者が一丸となって一層強力に推進していくこととされました。

同法の改正（令和6年（2024年）4月）により創設された、熱中症特別警戒情報や指定暑熱避難施設（クーリングシェルター<sup>45</sup>）の指定制度において、市町村の役割等が措置されるなど、適応策への取組は重要性を増しています。



出典：環境省「地方公共団体における気候変動適応計画策定ガイドライン」

平成28年（2016年）8月

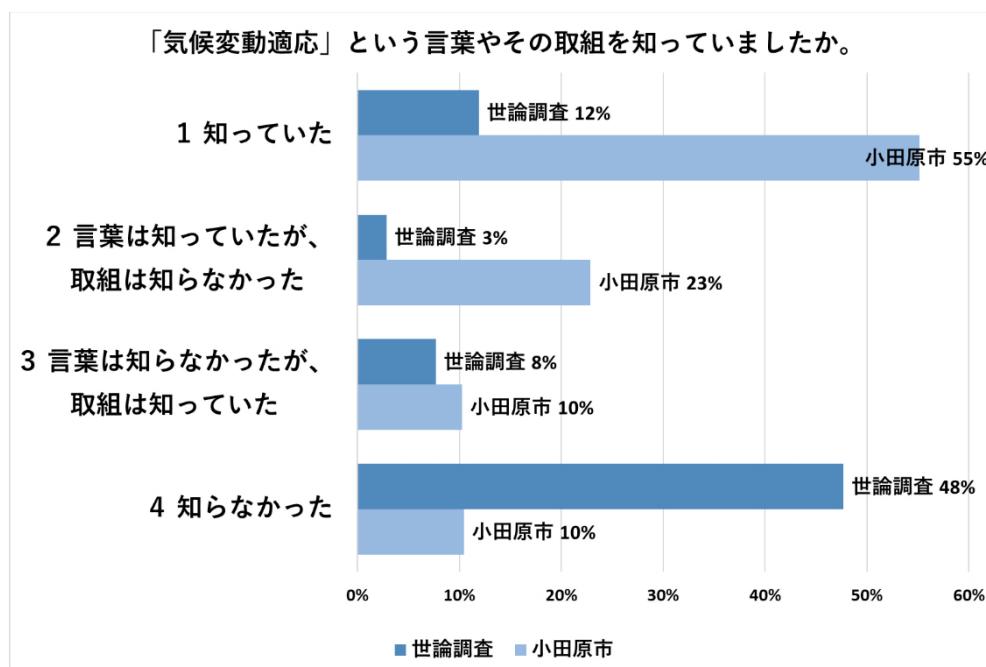
<sup>45</sup> クーリングシェルター：気候変動適応法（平成30年法律第50号）第21条第1項の規定に基づき、暑熱による健康被害を予防することを目的として、原則として熱中症特別警戒アラートが発表された際に市民に開放される、市が指定した施設。

## 2 小田原市の状況と影響評価

### (1) 市民の意識

「第1章 3 小田原市の特性 (9) 市民の意識」に記載の「地球温暖化対策等に関するアンケート」において、気候変動適応への認知度等について把握しました。本アンケートの設問は、国の「気候変動適応計画」の策定にあたって実施された内閣府による「気候変動に関する世論調査（令和2（2020）年11月実施）」に則った設問とし、全国的な状況と本市の状況とを比較します。なお、結果には調査方法の違いによる偏りが含まれるおそれがあります。

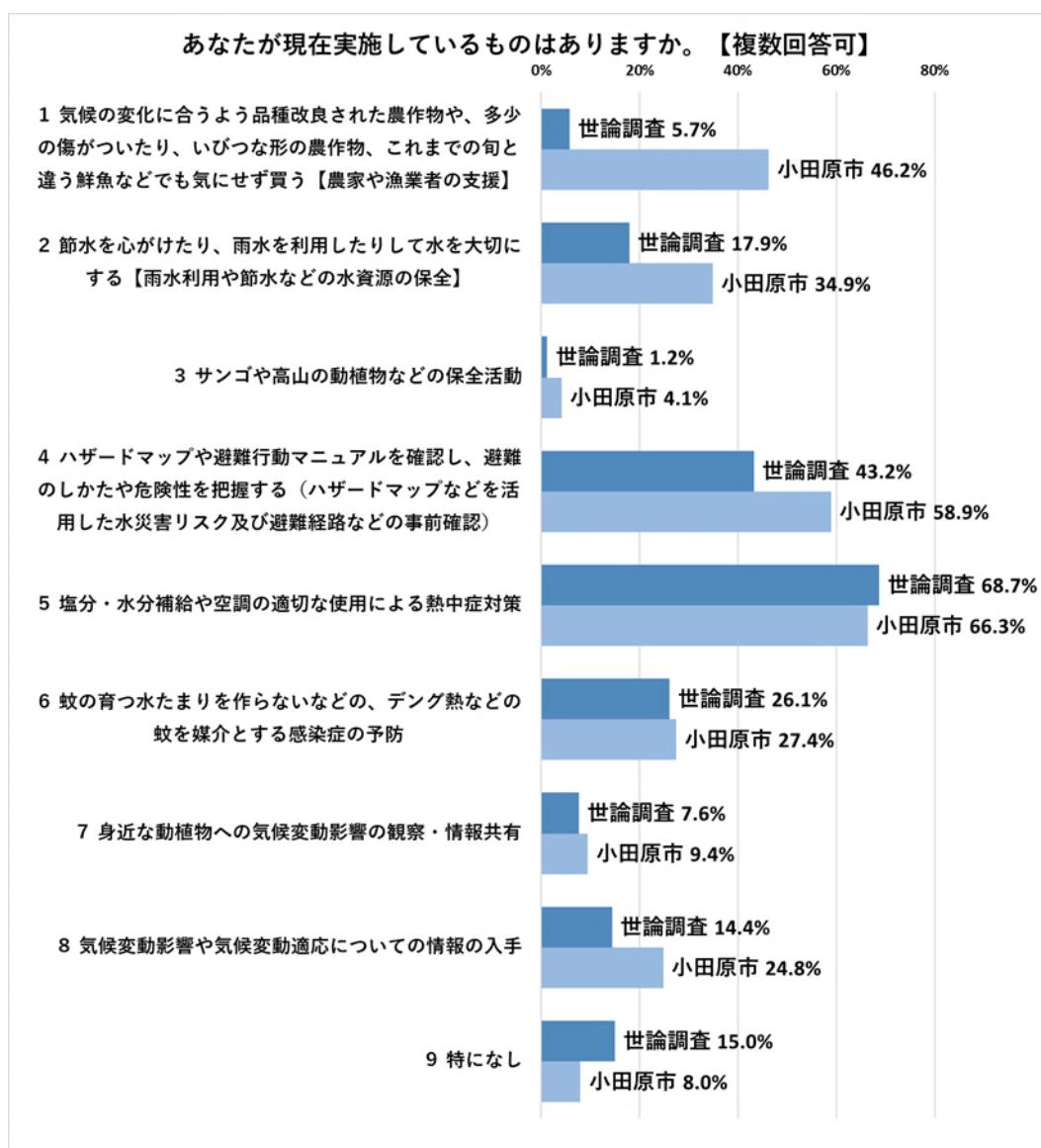
「気候変動適応」という言葉や取組をどちらも知っていると答えた人は、世論調査では12%に対し、本市では55%と非常に高く、半数以上の方が認識している状況でした。また、言葉又は取組のどちらかを知っている人の数についてもいずれも世論調査より高い結果となっており、意識の高さがうかがえます。



また、現在実施している気候変動適応の各取組について取り組んでいるものを尋ねた設問では、ほとんどの項目で世論調査よりも本市の方が高い結果となっており、意識しているだけでなく、実際に行動している人が多いと言えます。

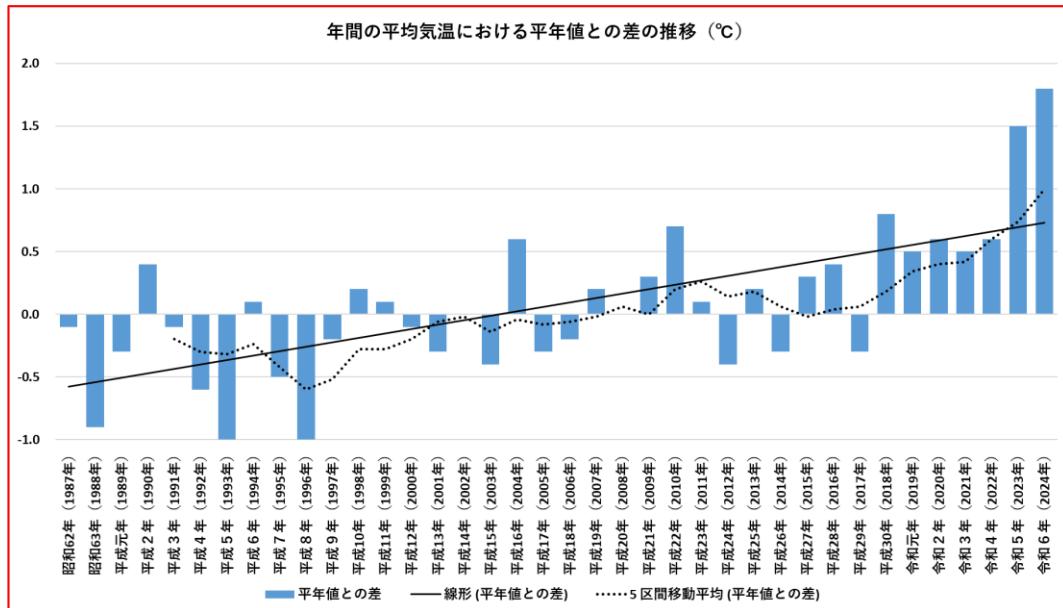
唯一、熱中症対策の実施状況については本市が下回る結果となりましたが、これは本市が比較的温暖で過ごしやすい気候であることから特別な対策の必要性が低いためであると推測できます。

今回把握した実践の状況については、本章の具体的な取組における指標として活用します。



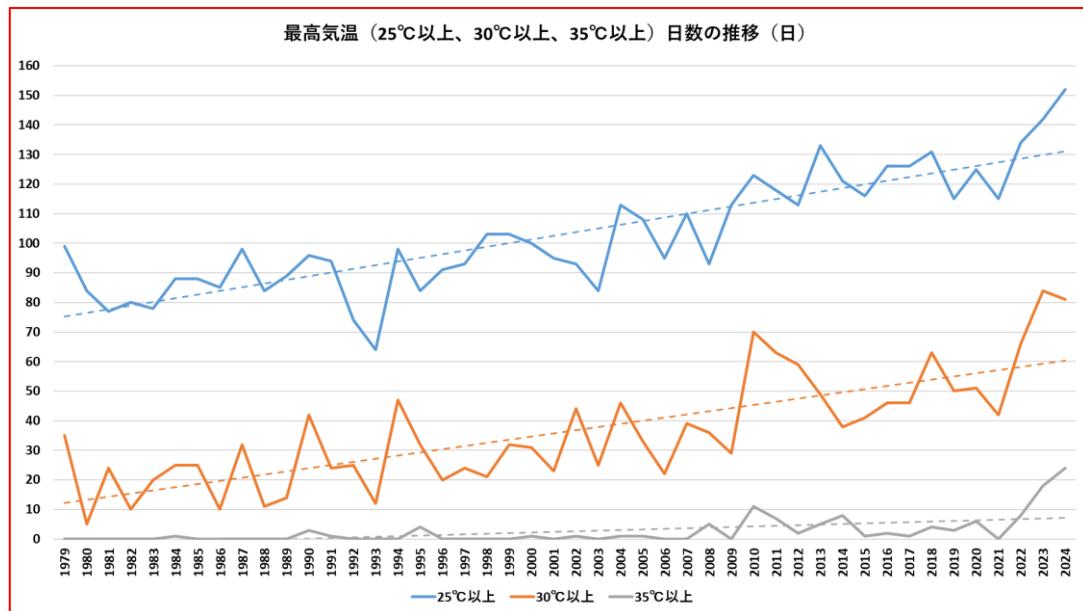
## (2) 気候変動の影響

本市における気候の状況について、気象庁の観測データによると、年間の平均気温における平年値（平成3（1991）年～令和6（2024）年の平均値）との差の推移は上昇傾向にあります。



参考：気象庁ホームページ 観測データ

また、最高気温が 25°C以上の夏日、30°C以上の真夏日、35°C以上の猛暑日の日数も明らかな増加傾向が見て取れることなどから、地球温暖化による気温の影響が表れているものと考えられます。令和7（2025）年8月6日には、観測史上最高気温である 39.2°Cを記録し、その影響はますます大きなものとなっています。



参考：気象庁ホームページ 観測データ

そこで、本市の地域特性を踏まえて現在及び将来の様々な気候変動による影響を把握し対処する必要があるため、環境省による「気候変動影響評価報告書」（令和2（2020）年12月）をもとに、神奈川県気候変動適応センター（環境科学センター）が取りまとめた神奈川県内における影響評価を準用し、本市における気候変動の影響について整理しました。

大項目・小項目について、本市に関係する項目を選定し、各項目で既に現れている影響や将来予測される影響について、本市にも起こり得る可能性があるものを代表して抜粋しました。

選定した項目は次のとおりです。各項目における影響評価については資料編に掲載します。

小田原市の取組分野	大項目	小項目	小田原市の取組分野	大項目	小項目
分野1 農林水産業	農業	水稻	河川	洪水	
		野菜等		内水	
		果樹		海面水位の上昇	
		麦、大豆、飼料作物等		高潮・高波	
		畜産		海岸侵食	
		病害虫・雑草等		土石流・地すべり等	
		農業生産基盤		自然災害その他	強風等
	林業	木材生産（人工林等）	暑熱	冬季の温暖化	冬期死亡率等
		特用林産物（きのこ類等）			死亡リスク等
		回遊性魚介類（魚類等の生態）			熱中症等
分野2 水環境・水資源	水産業	増養殖業	感染症		水系・食品媒介性感染症
		沿岸域・内水面漁場環境等			節足動物媒介感染症
		河川			その他の感染症
		沿岸域及び閉鎖性海域			温暖化と大気汚染の複合影響
	水環境	水供給（地表水）	健康その他		脆弱性が高い集団への影響（高齢者・小児・基礎疾患有病者等）
		水供給（地下水）			その他の健康影響
		水需要			国民生活・都市生活その他
分野3 自然生態系	陸域生態系	自然林・二次林	分野6 まちづくり		暑熱による生活への影響
		里地・里山生態系			都市インフラ、ライフライン等
		人工林			水道、交通等
		野生鳥獣による影響	分野7 生活・文化		
		物質収支			文化・歴史などを感じる暮らし
		淡水生態系			生物季節
		河川			伝統行事・地場産業等
	沿岸生態系	温帯・亜寒帯	その他 各主体が取り組む分野		
		海洋生態系			製造業・食品製造業
		生物季節			食品製造業
	自然生態系	分布・個体群の変動			エネルギー
		在来生物			エネルギー需給
		外来生物			商業
	その他	生態系サービス			小売業
		生態系サービス			金融・保険
					レジャー
					自然資源を活用したレジャー業
					建設業
					医療

### 3 気候変動適応策の目標

**2030 年度に、気候変動適応の認知度を 70% に向上**

(気候変動適応という言葉、取組ともに知っている市民の割合)

基準：2021 年度 55%

**実績：2024 年度 55%**

目標：2030 年度 70%

本章における目標は、全体目標として掲げた気候変動の認知度向上の達成を位置付けます。

気候変動への適応は、その緊急性や重要性を理解すること、それを常日頃から意識し、自らの生命や財産を守るために行動につなげていくことがまずは重要です。

既に各分野において取り組まれている市民の健康や安全、快適なまちづくりに資する事業等を着実に継続することで適応策としての効果を得ることとし、本計画ではそれらを適応策の視点に立って周知・意識啓発を行い、その認知度を高めることを目指し、令和 12 (2030) 年度の目標を「2030 年度に、気候変動適応の認知度を 70% に向上」することとします。

### 4 具体的な取組

本市の地域特性を考慮して気候変動への適応策を進めていくに当たって、前述の影響評価を参考に、気候変動によると考えられる影響が既に生じている、あるいは地域特性を踏まえて重要と考えられる分野・項目において取り組む内容を検討しました。

具体的には、7つの分野において既に取り組まれている気候変動への適応に資する事業内容を適応策として位置づけた上で、継続的・発展的に取り組みます。

#### 分野 1 農林水産業

##### 【指標】

農家や漁業者の支援を意識して農作物等を購入する市民の割合

基準：2020 年度 46% (内閣府世論調査 5.7%)

**実績：2024 年度 46%**

目標：2030 年度 50%

##### 【取組】

気候変動による気温や海水温の上昇に伴う高温障害等を軽減するため、神奈川県農業技術センターや神奈川県水産技術センター等から、気候変動によって受けける影響や農産物の品種改良、収穫時期や漁獲高の変化等に係る情報を把握します。

また、豊かな漁場の維持などの水産資源の環境保護に努め、森里川海がひとつ

らなりの環境を守り育て、その機能を維持することにより、気候変動による水産物への影響を最小限にとどめます。

- ・農林水産品への影響の把握（情報収集等）
- ・水産資源の保護事業

## 分野2 水環境・水資源

### 【指標】

雨水利用や節水などに取り組む市民の割合

基準：2020年度 35%（内閣府世論調査 17.9%）

実績：**2024年度 40%**

目標：2030年度 40%

### 【取組】

気候変動による水温の上昇や渇水の発生等を軽減するため、田畠や森林の保全を通じ、雨水からきれいな地下水をつくり出す機能を保持するとともに、河川、海域の水質調査や生活排水対策、地下水に関する調査等を実施し、将来に向けて良好な水環境・水資源を保全します。

- ・水質保全事業
- ・地下水・土壤保全事業

## 分野3 自然生態系

### 【指標】

自然環境モニタリング調査において確認できた生物の種数割合

（市実施の自然環境調査における「小田原の森里川海街で広く確認され各環境を指標する種（80種）」のうち、モニタリング調査における当該調査地点において確認された種数割合を算出する）

基準：2019年度 100%

実績：**2024年度 100%**

目標：2030年度 100%

### 【取組】

気候変動による気温の上昇等の影響により、動植物の分布の変化や生息状況を把握することにより、健全な生態系の保全等に生かします。

また、多自然型の水路整備や、里地里山の保全などを通して、豊かな自然環境を維持し、生態系の保全を図ります。

- ・自然環境調査による生物の生息・生育状況等の把握
- ・多自然水路整備
- ・里地里山再生事業
- ・外来生物等対策事業

## 分野4 自然災害

### 【指標】

避難行動を事前に確認している市民の割合

基準：2020 年度 59% (内閣府世論調査 43.2%)

実績：2024 年度 50%

目標：2030 年度 90%

### 【取組】

気候変動の影響により近年激化・多発化している大雨等の自然災害に備えるため、防災マップや洪水・土砂災害ハザードマップ等を作成し、各家庭へ配布することにより、日頃からの防災意識の向上を図ります。また、防災アプリを整備し、避難情報や避難所等の開設状況を迅速かつ確実に伝達し、避難行動を誘導します。

田・農業用水路・森林等が持つ水のかん養機能を保持することにより、自然環境が持つ防災機能を維持するほか、台風や集中豪雨等による浸水被害を軽減する河川改修、市街地における雨水渠整備を推進することにより、可能な限り被害を予防し、気候変動による影響の最小化に努めます。また、企業や家庭における太陽光発電等の設備の設置普及を図ることにより、非常時におけるエネルギー確保につなげます。

更に、国・神奈川県をはじめ、関係機関との連携・協力体制を構築することにより、地域防災力を強化し、被害を軽減します。

- ・防災に関する意識啓発
- ・ハザードマップの整備
- ・防災アプリ等による災害情報伝達の整備
- ・河川や道路、雨水渠の適切な整備
- ・農地・森林の多面的機能の維持

## 分野5 健康

### 【指標】

熱中症対策をしている市民の割合

基準：2020 年度 66% (内閣府世論調査 68.7%)

実績：2024 年度 77%

目標：2030 年度 85%

### 【取組】

気候変動による気温の上昇に伴う熱中症の救急搬送者数の変化を把握とともに、定期的な水分補給や室内外の気温の把握など、熱中症予防の普及啓発に取り組むことにより、気候変動の影響による健康被害を最小限にとどめます。

- ・「熱中症アラート」等の活用による注意喚起
- ・熱中症の予防に関する知識等の普及啓発
- ・施設内の温度管理における対策の推進
- ・クーリングシェルターの指定・周知

## 分野6 まちづくり

### 【指標】

再整備した街区公園数

基準：2020 年度 なし

実績：2024 年度 2 公園

目標：2030 年度 2 公園

まちなか緑化助成事業で緑化された延長

基準： -

実績：2024 年度 0.9km

目標：2030 年度 1.4km

### 【取組】

気候変動による気温の上昇、大雨、台風、渇水等といったインフラ等への影響を軽減するため、街路樹の植樹、民有地等の緑化支援により、公共空間や生活空間における緑陰の形成を図ります。

また、歩道の整備に合わせた透水性舗装の使用や、市街地における農地を適切に維持管理することで、新鮮な農作物を供給するだけでなく、防災空間や緑地空間など都市農業の有する多様な機能を保全することにより、保水機能を維持するとともに、気温上昇の影響を最小限にとどめます。

- ・まちなかの緑化
- ・都市農地の維持

## 分野7 生活・文化

### 【指標】

環境に関するイベントに参加している人の割合

基準：2021 年度 12.6%

実績：2024 年度 13.3%

目標：2030 年度 25.2%

環境に関するイベントに参加している人数

基準： -

実績：2024 年度 13,378 人

目標：2030 年度 15,000 人

### 【取組】

気候変動の影響について認知度を高め、市民生活への影響に適切に対処していくため、市民の環境意識の向上を目指した木育や環境学習などの取組を企業や関係団体と協業しながら小田原の豊かな自然環境の魅力や環境保全への取組を広く伝え、森里川海を守り育てていくための体制づくりを進めます。

また、地域団体による里地里山の保全活動を通して、田・畠・樹園地等を保全することにより、豊かな自然環境を基に成り立つ文化を継承する意識を高め、気候変動の影響の最小化につなげます。

更に、年間を通して行われている各種イベントなどの市内外の多くの人が集う場で、「**デコ活**」を普及啓発するなど、イベント等の運営時に気候変動対策に配慮した視点を取り入れることにより、一人ひとりが気候変動によるさまざまな影響を理解し、行動する意識を高めます。

- ・市民による環境学習・活躍推進
- ・農地の多面的機能の維持
- ・木育推進事業
- ・里地里山再生事業
- ・観光イベント等における熱中症対策等

## 5 今後の取組に向けて

今回、初めて実施したアンケート調査により、気候変動適応に資する行動を既に実施している人が全国平均よりも多いという良好な結果が得られましたが、実際には気候変動適応に資する取組だと意識せずに取り組んでいる場合も多くあると推測されるため、今後の意識啓発に力を入れ、1つの行動が多くの意味を持ち、それらが積み重なり、継続することで気候変動適応や地球温暖化防止に資する行動変容につながるということをより明確に普及させていく必要があります。

気候変動への適応は、気候条件、地理的条件、社会経済条件等といった地域の特徴に応じた取組が求められますが、網羅すべき分野や事象は広範にわたるため、情報収集及び対策・施策の実施のためには、国・神奈川県・近隣市町村・専門機関や団体等と協力するとともに、地域気候変動適応センターや気候変動適応広域協議会との連携体制を構築することが不可欠です。

また、気候変動や地球温暖化の変化していく状況を捉え、柔軟に新たな対策・施策を取り入れていく必要があります、そのための知見の蓄積や庁内の連携強化が重要となります。

## 第6章 推進体制と進行管理

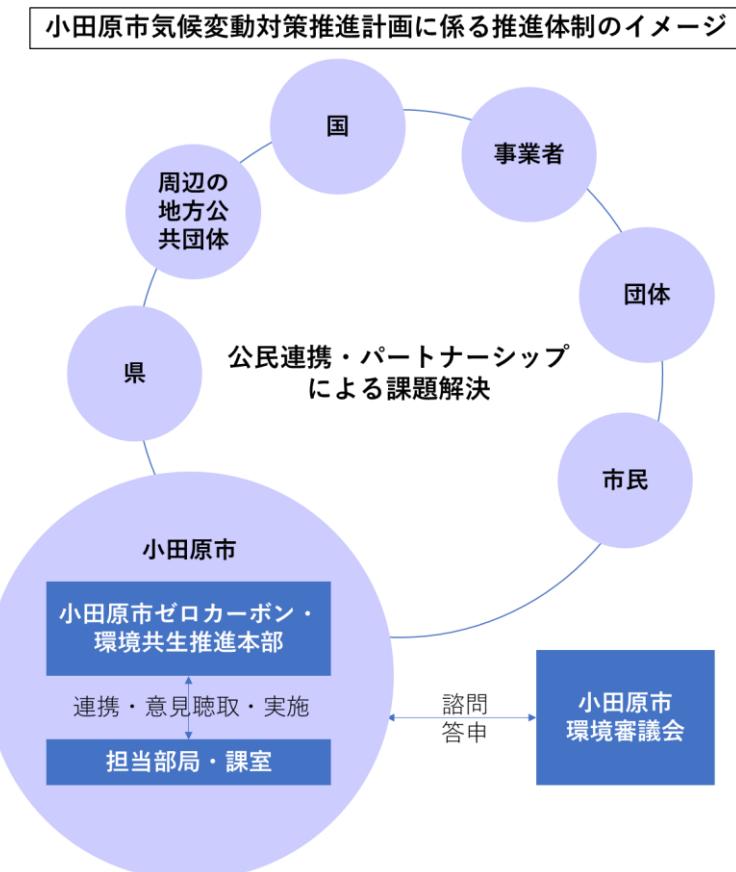
### 1 推進体制

地球温暖化の問題は、社会経済活動、地域社会、国民生活全般に深く関わり、また、将来世代にも大きな影響を及ぼすことから、国、神奈川県、地方公共団体、事業者、市民、団体等の全ての主体が参加・連携して取り組むことが必要です。

そのため、府内の関係部局や府外のステークホルダーとの適切な連携の下に、相互にパートナーシップを組んで、それぞれの分野で持続可能な活動ができるよう、気候変動対策に取り組む体制を敷いておくことが重要です。

本計画の推進のための進行管理や見直しは、上位計画である「第3次小田原市環境基本計画」と同様に、小田原市環境審議会において行います。

また、行政分野全体に横断的に関わることから、計画の推進に当たっては、小田原市環境基本計画推進本部を引き継ぎ、新たに令和4（2022）年度に設置した「小田原市ゼロカーボン・環境共生推進本部」において実施し、関係各課などの意見を聴取して、府内の合意形成を図りながら、推進します。



## **2 進行管理の方法**

本計画の進行管理は、計画の全体目標及び各施策における目標や指標の状況を評価・分析することで行い、計画の着実な推進を図るため、毎年、年次報告書を作成します。

年次報告書において、毎年、取組の進行管理を行うとともに、社会経済の動向等を踏まえ必要に応じて計画の見直しを行います。

また、年次報告書については、小田原市環境審議会へ報告するとともに、市民・事業者・団体等へ、市公共施設窓口やH Pなど、様々な広報媒体を通じて広く公表することとし、公表にあたっては、環境の取組など分かりやすく記載していくこととします。

なお、全体目標に位置付いている二酸化炭素排出量については、その推計に各種統計資料を用いて計算するため、把握できる排出量の情報は約2年遅れのものとなります。そのため、直近の状況については、計画に位置づけた主要な施策の進捗状況を把握することにより行います。

**気候変動対策推進計画  
各章ごとの目標に対する達成状況の評価(中間評価)抜粋**

第3章 市域における脱炭素化施策【緩和策】					
目標（章）					
2030年度に、二酸化炭素排出量を2013年度比50%削減					
基準値	目標値	実績値		進捗割合	
平成25年度 (2013年度)	令和12年度 (2030年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	48.4%	
100.0% 1,986千t-CO <sub>2</sub>	50.0% 993千t-CO <sub>2</sub>	21.9% 1,552千t-CO <sub>2</sub>	24.2% 1,506千t-CO <sub>2</sub>		
環境省公表データにより把握（平成25（2013）年度比） ※数値は2年遅れて算出					

第4章 市役所としての脱炭素化施策【緩和策】					
目標（章）					
2030年度に、市役所における温室効果ガス排出量を2013年度比50%以上削減					
基準値	目標値	実績値		進捗割合	
平成25年度 (2013年度)	令和12年度 (2030年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	48.8%	
100% 45,844t-CO <sub>2</sub>	50%以上 22,922t-CO <sub>2</sub>	26.7% 33,627t-CO <sub>2</sub>	24.4% 34,660t-CO <sub>2</sub>		
市役所事務事業にかかるエネルギー使用量調査、一般廃棄物焼却実績及び分析結果により把握					

第5章 気候変動適応策					
目標（章）					
2030年度に、気候変動適応の認知度を70%に向上					
基準値	目標値	実績値（3年ごとにアンケート実施予定）		進捗割合	
令和3年度 (2021年度)	令和12年度 (2030年度)	令和6年度 (2024年度)	0%		
55%	70%	55%			
3年ごとに実施する「地球温暖化対策等に関するアンケート」により把握					

# 資料8

## 小田原市消防団再整備計画の策定について

### 1 背景

小田原市消防団は、持続可能な消防団体制を構築するため、現状の課題等を分析し、将来の消防団のあり方及び方向性について検討を重ね、令和5年2月に「持続可能な消防団体制のあり方に関する提言書」（以下、「提言書」という。）として取りまとめ消防団長から小田原市長に提出された。

この提言書に基づき、今後の消防団の方向性を定めるとともに、総合的かつ計画的に持続可能な消防団体制の構築を推進するため、小田原市消防団再整備計画（以下、「再整備計画」という。）を策定したものである。

### 2 再整備計画の位置付けと期間

「小田原市消防計画」と整合を図り、消防団の中長期的な計画として位置付けていくものとする。

なお、計画の期間は、令和7年度から令和14年度までの8年間とし、社会情勢等の変化に対応するため、概ね3年ごとに見直しを行うものとする。

### 3 再整備計画の概要

再整備計画は、将来の消防団のあるべき姿を提言書に基づき、3つの項目に分け策定したものである。

(1) 消防団員の確保について

小田原市学生消防団活動認証制度を推進し、若年層の消防団員を増やしていくほか、消防団協力事業所表示制度により消防団に対し協力する事業所を増やし消防団員が活動しやすい環境をつくる。

また、消防団員の事情や能力に応じた機能別消防団員制度や育児や介護が必要な消防団員へ休団制度を設けるなどの検討を行う。

(2) 消防団の活動について

消防団活動は、災害現場での活動以外にも広報活動、運営事務等、多岐にわたる役割があるため提言書に基づき 4 つの項目とした。

ア 災害活動について

イ 広報活動について

ウ 女性消防団員の活動について

エ 消防団運営事務について（消防団DXの活用）

(3) 消防団の施設及び装備・資機材について

建物、車両、資機材装備など、個別に計画が必要となるため提言書に基づき 3 つの項目とした。

ア 消防団待機宿舎について

イ 小型動力ポンプ専用積載車について

ウ 消防団資機材・装備について

**4 再整備計画の運用開始**

令和 7 年（2025 年）10 月から運用開始

# 小田原市消防団再整備計画

( 令和7年度 ~ 令和 14 年度 )

小田原市消防本部

令和7年(2025年)10月策定

目次

<b>第1章 総則</b>	1
1 再整備計画策定の背景	1
2 再整備計画策定の目的	1
3 再整備計画の位置付けと計画期間	1
4 再整備計画の対象等	1
<b>第2章 実施計画</b>	2
1 消防団員の確保について	2
(1) 現状と課題	2
(2) 消防団の方針	2
(3) 消防団からの提言	2
(4) 実施計画	2
(5) 主な取組内容	3
2 消防団の活動について	3
(1) 現状と課題	3
(2) 消防団の方針	4
(3) 消防団からの提言	4
(4) 実施計画	4
(5) 主な取組内容	5
3 消防団の施設及び装備・資機材について	6
(1) 現状と課題	6
(2) 消防団の方針	6
(3) 消防団からの提言	7
(4) 実施計画	7
(5) 主な取組内容	8
<b>第3章 推進体制</b>	9
推進体制について	9
<b>別紙 用語の解説</b>	10

※ 本文中「\*印」がある用語については、別紙「用語の解説」を参照

# 第1章 総則

---

## 1 再整備計画策定の背景

消防団は、地域の安全と安心を守る地域防災組織の要として、火災活動や地域の防災活動等に重要な役割を担っている。特に、東日本大震災以降、防災意識の高まりに加え、消防団に寄せられる期待も大きくなっており、一層の有事即応性や組織の充実強化が求められているところである。

こうした中、消防団員確保が困難となってきているほか、近年における就業構造や産業構造の変化等から、消防団員を占める被雇用者の割合が増加し、昼夜の地域防災力に差異が生じている等、全市的な観点から消防団の組織力向上に努める必要がある。

また、「消防団を中心とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成25年法律第110号）」において、消防団員は、「将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在」と定義され、地域防災における消防団員の重要性と充実強化のための施策が示されている。

小田原市消防団（以下、「消防団」という。）では、持続可能な消防団体制を構築するため、現状の課題等を分析し、将来の消防団のあり方及び方向性について検討を重ね、令和5年2月に「持続可能な消防団体制のあり方に関する提言書」（以下、「提言書」という。）として取りまとめ、消防団長から小田原市長へ直接に手渡されたところである。

このため消防本部としては、提言書に基づき、消防団と協力しながら「小田原市消防団再整備計画」（以下、「再整備計画」という。）を策定することとした。

## 2 再整備計画策定の目的

提言書に基づき、地域における消防防災の中核としての重要な役割を果たす今後の消防団の方向性を定めるとともに、総合的かつ計画的に持続可能な消防団体制の構築を推進するため、再整備計画を策定する。

## 3 再整備計画の位置付けと計画期間

再整備計画は、「消防団を中心とした地域防災力の充実強化に関する法律」の目的及び理念を反映し、「第7次小田原市総合計画」及び「小田原市消防計画」と整合を図り策定するものであり、消防団についての中長期的な計画として位置付けていくものとする。

計画期間は、各計画と同様に令和7年度から令和14年度までの8年間とし、概ね3年ごとに修正等を行うものとする。

なお、社会状況の変化などにより見直しが必要となった場合には、計画を適切に見直すこととする。

## 4 再整備計画の対象等

再整備計画では、「消防団員の確保」、「消防団の活動」、及び「消防団の施設及び装備・資機材」について、実施計画に定めることとする。

## 第2章 実施計画

### 1 消防団員の確保について

#### (1) 現状と課題

全国的に消防団員数が年々減少する中、本市消防団においても若年層の流出や地域活動に対する意識の希薄化等により、全ての分団において消防団員確保に苦慮している状況となっている。特に団員1人あたりの受持人口の差に大きく開きがあるなど分団ごとに差異が生じている。

また、全ての分団（班）で消防団員の確保が困難になっているほか、「被雇用者」の割合が増加していることから、平日昼間の活動団員確保が課題となっている。

さらに、若年層の新入団員が少なくなっているため、団員の年齢層が次第に高くなっている。

#### (2) 消防団の方針

地勢や地域特性等を考慮しつつ分団及び班体制に係る一定の配置基準を設けるとともに消防団待機宿舎の拠点化と併せて、班の再編成や分団の受持ち範囲等の変更等について検討するなど、消防団員が活動しやすい環境を計画的に整えていく。

また、消防団員数については、消防団全体として小田原市の人口減少、少子高齢化の進行状況に合わせて、適正な消防団員数を配置し、段階的に班を再編整理していく、受持人口や地域特性等を考慮しながら必要な分団員数を検討していく。

さらに、機能別消防団員制度<sup>\*1</sup>の活用等を検討するなど、消防団員数の効果的かつ効率的な見直しを検討する。

#### (3) 消防団からの提言

将来的な人口変動等を想定した中で、消防団の条例定数については、適正化（人口に見合った消防団員数）の検討が必要である。

ただし、相対的に消防力の低下を招かないよう、団員個人の着実な技術向上や意識改革、組織としての指揮統率の徹底が重要となる。

また、消防団員数を削減する場合は、団員1人当たりの負担が増加することがないよう研修や訓練の効率化等が必要である。

さらに、各分団の消防力や、地域の状況を十分に考慮した上で、機能別消防団員や小田原市災害時消防団支援隊<sup>\*2</sup>の活動範囲の拡大などについて制度化すべきである。

#### (4) 実施計画

「小田原市学生消防団活動認証制度<sup>\*3</sup>」を推進し、若年層の消防団員を増やしていくほか、「消防団協力事業所表示制度<sup>\*4</sup>」により消防団活動に積極的に協力する事業所を増やし、企業等で就労する消防団員が活動しやすい環境をつくる。

また、消防団員の事情や能力に応じて特定の活動を行うことができる体制（機能別消防団員制度）を検討し、団員を確保することが困難な分団の負担を軽減できるようにしていくとともに、育児や介護などで十分に活動ができない消防団員には、休団制度を設けるなどの体制を検討していく。

消防団員の確保は地域社会全体の課題であるが、近未来を見据えての消防団員の充実については、上記記載のとおり、一つの方法だけではなく多方面からアプローチすること

で、団員数の確保につながるよう研究し、本市の特性に合った取り組みを検討していく。

### (5) 主な取組内容

年度	施策・事業内容
令和 7 年度	<ul style="list-style-type: none"><li>・消防団組織体制の研究</li><li>・消防団員が活動しやすい環境整備の研究</li><li>・機能別消防団員制度の研究</li></ul>
令和 8 年度	<ul style="list-style-type: none"><li>・消防団活動に対する応援・協力体制の研究</li><li>・消防団員の待遇改善等の研究</li></ul>
令和 9 年度	
令和 10 年度	<ul style="list-style-type: none"><li>・小田原市消防団再整備計画見直し検討・作業</li></ul>

## 2 消防団の活動について

### (1) 現状と課題

#### ア 災害活動について

消防団は消火活動のみならず、地震や風水害等多数の動員を必要とする大規模災害時の救助救出活動、避難誘導、災害防ぎよ活動など非常に重要な役割を担っている。

また、平常時においても、住民への防火指導、巡回広報、特別警戒、応急手当指導など、地域に密着した活動を行っており、地域防災の中核的な存在となっている。

このように、消防団の役割が多様化している中で、迅速かつ適切な災害活動が求められているが、災害種別に応じた訓練の機会や訓練場所がないなどの課題がある。

#### イ 広報活動について

消防団としての広報計画が定まっていないため、十分な広報活動を行えていない状況である。

#### ウ 女性消防団員の活動について

女性消防団員は、地域の分団に所属する団員（以下「地域の女性団員」という。）と消防団本部付で女性分団に所属する団員（以下「女性分団」という。）がいる。

地域の女性団員は、男性団員と同様に消火活動、平常時には住民への防火指導、巡回広報、特別警戒、応急手当指導などの活動を行っているが、課題として消防団待機宿舎に女性更衣室や女性トイレ等の施設が設けられていないところが多く、地域の女性団員を受け入れる環境を整える必要がある。

また、女性分団にあっては、女性だけで組織された分団で、主に広報活動を行っているが、広報に特化した具体的な計画が定まっておらず、活動の場が少なくなっているなどの課題がある。

#### エ 消防団運営事務について

消防団が行う活動報告書等の作成事務や、出動報酬の団員個人への直接支給に伴う消防団員個々の出動管理や個人情報の管理など、消防団の運営に係る業務量の増加及び煩雑化等の課題を解消するため、消防団DX<sup>5</sup>を導入するに至った。今後は、運用を行いながら課題等を検証していく。

## (2) 消防団の方針

### ア 災害活動について

災害種別に応じた訓練ができるよう、神奈川県消防学校の施設を利用した訓練の実施のほか、小田原消防署成田出張所の放水訓練施設を活用した訓練を計画し、消防団員の教育訓練の充実を図るとともに、災害活動マニュアル等の作成を検討するなど消防団員の安全確保と消防力を最大限に発揮できるようにしていく。

### イ 広報活動について

地域防災力の充実を図るため、消防団の必要性や役割等を市民に広く理解してもらう必要があることから、あらゆる機会をとらえて広報啓発活動を行っていく。

また、消防団として、一貫した広報活動を実施していくため、年間広報計画を立て、各分団が計画に沿って広報活動を行える体制を構築する。

### ウ 女性消防団員の活動について

女性活躍の推進及び消防団員の確保に対する対応策の一つとして、地域の女性団員が幅広く活動できる仕組みを検討するほか、消防団待機宿舎に女性が利用できるスペースを順次確保していくこととし、体制を整備していく。

また、女性分団の見直しを検討し、これまで行ってきた広報活動等については、機能別消防団員の設置や消防団本部付けて「広報部」を設置するなど新たな取り組みを検討していく。

### エ 消防団運営事務について

令和6年度から運用を開始している消防団DXにより、消防団事務の効率化や、災害の発生状況等を共有できているが、さらに消防団員の事務負担を軽減できるようにしていく必要がある。

## (3) 消防団からの提言

実践的な放水訓練が可能な訓練施設の整備等、消防団が訓練できる環境の整備が必要であるほか、市ホームページや広報誌、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等、既存の広報媒体やポスター、チラシ等を活用し、消防出初式等のイベントなどで、消防団の存在意義や役割、やりがいや待遇が伝わるよう積極的な広報活動が必要である。

また、女性消防団員が活動しやすい環境の整備や消防団DXの推進による消防団員の事務負担軽減について、さらなる検証が必要である。

## (4) 実施計画

### ア 災害活動について

大規模な地震や風水害などが発生した場合に、より効果的に活動できるようにしていくため、消防署施設での消火訓練、資機材取扱い訓練などを実施できるように計画するとともに、今後、整備していく拠点化施設（待機宿舎）において、自主的に訓練ができるようにしていく。

### イ 広報活動について

地域の防災力を高めるため、消防団の必要性、活動内容をより多くの人に知つてもらう情報発信を拡充するとともに、女性分団が主となり年間の広報計画を策定し、あらゆる機会をとらえて広報活動を行っていく。

## ウ 女性消防団員の活動について

地域の女性団員が活動の場を広げていくために、各分団での活動が可能となるよう、待機宿舎の整備として、女性が利用できる更衣室やトイレなどの施設を順次設けるなど、環境を整えていく。

また、女性分団は当面の間、従来どおり広報活動等を主として行っていくが、消防団の広報のあり方については、「機能別消防団員」、「広報部」で対応するなど幅広い観点で検討していく。

## エ 消防団運営事務について

既に運用を開始している消防団DXは、消防団事務の効率化や、災害の発生状況等を瞬時に共有することができ、消防団員の負担軽減等に効果を発揮していることから、消防団の意見を聴きながら改善点等について検証していくとともに、適切な運用を続けていく。

### (5) 主な取組内容

- ・消防団訓練計画について消防団と連携し研究、検討を行う。
- ・消防団広報についての取り組みについて消防団と連携し研究、検討を行う。

年度	施策・事業内容
令和7年度	<ul style="list-style-type: none"><li>・広報活動（女性分団の全国女性消防操法大会出場までの道のり、消防団訓練等の活動、消防出初式での活躍等）</li><li>・SNSを活用した広報活動</li><li>・消防団待機宿舎整備における女性用トイレ、更衣室の設置（第17分団、第18分団）</li><li>・消防団DXの検証（改善点等）及び改修</li></ul>
令和8年度	<ul style="list-style-type: none"><li>・SNSを活用した広報活動</li><li>・女性分団が主となり年間広報計画の策定</li><li>・消防団待機宿舎整備における女性用トイレ、更衣室の設置（第18分団、第22分団）</li><li>・消防団DXの検証（改善点等）及び改修</li></ul>
令和9年度	<ul style="list-style-type: none"><li>・SNSを活用した広報活動</li><li>・女性分団が主となり年間広報計画の策定</li><li>・消防団待機宿舎整備における女性用トイレ、更衣室の設置（第22分団）</li><li>・消防団DXの検証（改善点等）及び改修</li></ul>
令和10年度	<ul style="list-style-type: none"><li>・SNSを活用した広報活動</li><li>・女性分団が主となり年間広報計画の策定</li><li>・消防団待機宿舎整備における女性用トイレ、更衣室の設置（第22分団）</li><li>・消防団DXの検証（改善点等）及び改修</li></ul>

### 3 消防団の施設及び装備・資機材について

#### (1) 現状と課題

##### ア 消防団待機宿舎について

新耐震基準の改正建築基準法施行前に建設された施設が多いほか、トイレや待機室、駐車スペース等が整備されていないなど、機能的に不十分な施設が多く存在している。

また、幹線道路から外れた街路に面していない施設や、敷地から前面道路へのアプローチが狭隘な施設も多く、隣接する待機宿舎との距離に差があるため、消防団部隊の集結には大きな地域差が生じている。

消防団待機宿舎は市内に54施設あるが、用地確保等の課題があり、再整備が十分には進んでいないほか、機能維持のための改修（外壁、屋根防水、建具改修等）ができるない。

##### イ 小型動力ポンプ専用積載車について

小型動力ポンプ専用積載車（以下「積載車」という。）のベースとなる車両の環境性能への適合や安全機能の充実等により、同じ規格の車両を使用した積載車の更新ができなくなっている。

また、狭隘な道が多い地域や、土砂崩れや洪水、津波等の影響により孤立する可能性がある地域等には、地域特性に見合った車両等の配備が必要となっているが、ベース車両の変更により消防団待機宿舎の駐車スペースに積載車が収まらないことや、必要な資機材が積載できないなどの課題がある。

##### ウ 消防団資機材・装備について

近年の豪雨災害時の活動も踏まえ、消防団員の安全確保を図る上でも、さらなる充実が必要となっている。

消防団資機材及び装備については、装備品の統一及び消防団員の安全確保を図るため、消防庁告示「消防団の装備の基準<sup>6</sup>」に従い、安全帽、防火衣等について配備が整っているが、手袋やライトなどの個人装備については、十分に整備されていない。

#### (2) 消防団の方針

##### ア 消防団待機宿舎について

大規模地震等の災害時に地域の防災拠点となるよう、地勢や地域特性を考慮しつつ、原則として各分団に拠点待機宿舎を1施設整備していく方針とする。

消防団待機宿舎の拠点化に伴い、現在の消防団待機宿舎については、廃止または統合を進めるが、地域の実情に合わせて消防団器具置場として活用するなど整備手法について検討することとし、事業用地の条件等により拠点施設の整備が困難な場合や、地勢や地域特性により拠点化にそぐわない場合などは、その都度対応を検討する。

##### イ 小型動力ポンプ専用積載車・小型動力ポンプについて

各分団が行っている災害対応及び地域特性を踏まえたうえで、地域の活動に即した積載車の配置を検討していく。

また、消防団待機宿舎の拠点化の検討と併せて、地域特性等を考慮しながら、必要な積載車や小型動力ポンプの規格及び機能、台数について分団毎に検討していく。

##### ウ 消防団資機材・装備について

多発化、激甚化している災害に備えるため、消防庁が定める「消防団の装備の基準」に

準じた「安全装備品」を計画的に整備するとともに、団員の士気向上及び安全確保に資する観点から、機能性及びデザイン性の向上を図った個人装備の充実を図っていく。

### (3) 消防団からの提言

#### ア 消防団待機宿舎について

消防団待機宿舎の整備に必要な事業用地等を確保するため、小田原市関係部局の協力が必要である。

また、消防団待機宿舎については、年に1施設以上整備できるよう、計画的に整備を進めていく必要があるほか、消防団待機宿舎の再整備に必要な財源（補助金等）の確保が必要である。

#### イ 小型動力ポンプ専用積載車・小型動力ポンプについて

積載車及び小型動力ポンプについては、消防団待機宿舎の拠点化に合わせて、計画的に整備を進めていく必要がある。

#### ウ 消防団資機材・装備について

消防団資機材及び装備の整備については、消防庁が定める「消防団の装備の基準」に準じた装備を計画的に整備していく必要がある。

### (4) 実施計画

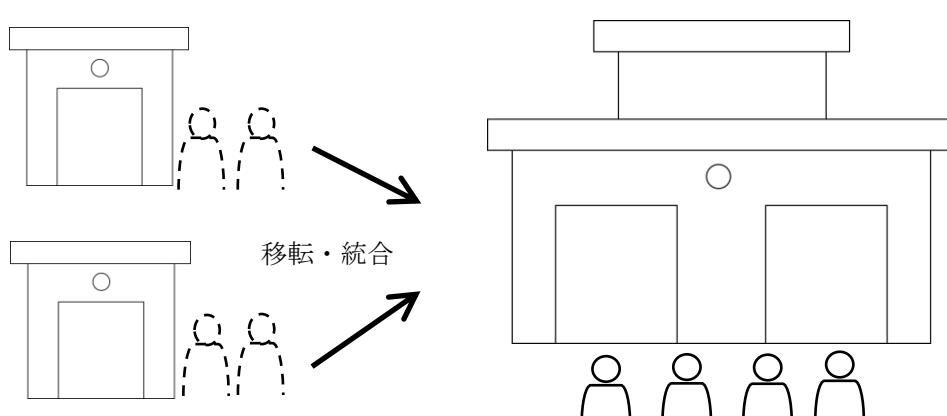
#### ア 消防団待機宿舎について

大規模地震等の災害時に地域の防災拠点となるよう、地勢や地域特性を考慮しつつ、原則として各分団に待機宿舎拠点施設を整備していく。

拠点施設として統合する待機宿舎については、消防団の意見を聴くとともに、「班」の再編成等を検討しながら、計画的に整備を進めていき、特に有効な土地が確保できた場合などは、自治会等の地元住民に理解が得られるよう努め、優先順位を見直していく。

なお、待機宿舎拠点施設の整備に係る計画は別に定める。

#### ○消防団待機宿舎 拠点化施設標準的モデル



老朽化した消防団待機宿舎

拠点となる消防団待機宿舎

## ○消防団待機宿舎拠点化施設の標準機能

- ・構造…耐震性を有していること。（重量鉄骨造、鉄筋コンクリート造等）
- ・立地…周辺に、危険を及ぼす恐れのある建築物・工作物などがないこと  
迅速な出動ができる道路に面していること。
- ・階別概要
  - 【1階】 \*車庫については、管轄区域の地域特性に対応できる車両の駐車スペース  
\*資機材倉庫については、備蓄品や資機材等を収納できること。
  - 【2階】 \*待機室については、団員数に応じたスペースを確保すること。  
\*更衣室については、男女別とし必要に応じた面積とする。  
※1階、2階にトイレを設置することで、男女別とする。
- ・付帯施設…ホース洗い場、ホース乾燥タワー、駐車スペース、非常電源設備等  
※「消防団拠点施設及び地域防災の拠点施設について（平成26年3月28日付け 消防災第122号 国民保護・防災部防災課長通知）」

### イ 小型動力ポンプ専用積載車・小型動力ポンプについて

積載車については、登録年度からの経過年数、地区別及び分団毎の地域特性や車両配備状況等を勘案し更新を行っていく。

なお、待機宿舎拠点施設が整備され班の再編、統合が実現された場合は、更新する積載車の車種及び台数について更なる検討、見直しを行うものとする。

小型動力ポンプについては、経過年数等を考慮し更新をしていくが、原則、積載車と一緒に整備していくこととする。

なお、積載車、小型動力ポンプの整備に係る計画は別に定める。

また、待機宿舎拠点施設が整備され班の再編、統合が実現された場合は、小型動力ポンプの台数について更なる検討、見直しを行うものとする。

### ウ 消防団資機材・装備について

消防団の消防用ホースについては、消防用ホースの耐用年数（10年）を考慮しつつ、各分団の配備状況を確認しながら計画を見直し必要数を確保していくものとする。

その他の装備・資機材については、「消防団の装備の基準」の改正により追加された装備・資機材について「持続可能な消防団体制のあり方に関する提言書」を受けて実施した消防団との意見交換を踏まえ、消防団資機材・装備の整備計画を別に定める。

## （5） 主な取組内容

年度	施策・事業内容
令和7年度	<ul style="list-style-type: none"><li>・待機宿舎整備事業予算計上</li><li>・待機宿舎整備事業（拠点化、優先順位調整、予算計上等の検討）</li><li>・第17分団待機宿舎整備事業</li><li>・第18分団待機宿舎整備事業</li></ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防団装備・資機材の整備計画の作成</li> <li>・資機材・装備更新事業</li> <li>・活動衣更新事業</li> </ul>
令和 8 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・待機宿舎整備事業予算計上</li> <li>・待機宿舎整備事業（拠点化、優先順位調整、予算計上等の検討）</li> <li>・第 18 分団待機宿舎整備事業</li> <li>・第 22 分団待機宿舎整備事業</li> <li>・資機材・装備更新事業</li> </ul>
令和 9 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・待機宿舎整備事業予算計上</li> <li>・第 22 分団待機宿舎整備事業</li> <li>・待機宿舎整備事業（拠点化、優先順位調整、予算計上等の検討）</li> <li>・資機材・装備更新事業</li> </ul>
令和 10 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・待機宿舎整備事業予算計上</li> <li>・第 22 分団待機宿舎整備事業</li> <li>・待機宿舎整備事業（拠点化、優先順位調整、予算計上等の検討）</li> <li>・資機材・装備更新事業</li> </ul>

## **第3章 推進体制**

### **推進体制について**

本再整備計画で定める実施計画は、市と消防団、地域、事業者、関係団体及び関係機関等が協力・連携しながら推進するものとする。

消防本部は、それらの団体や機関、関係者との調整や環境整備、事業費（予算）の確保等が役割となるため、消防団の意見を尊重するとともに、地域との合意形成を得るよう努めていくこととする。

## 用語の解説

### \* 1 機能別消防団員制度

- ・機能別消防団員とは、能力や事情に応じて特定の活動にのみ参加する消防団員。時間帯を限定した活動や特定の災害種別にのみ活動し、消防団の活動を補完する役割を期待されている。通常の消防団員との区別を図るため、通常の消防団員は基本団員、機能別消防団員は機能別団員などと通称される。

### \* 2 小田原市災害時消防団支援隊

- ・小田原市災害時消防団支援隊とは、消防団員退団者が大規模災害の発生時において市民の被害軽減に寄与するため、消防団の行う消防活動をボランティアとして支援する。

### \* 3 小田原市学生消防団活動認証制度

- ・「学生消防団活動認証制度」は、消防団員として活動した学生に対し、市長が「学生消防団活動認証証明書」を交付するもの。この証明書は、就職活動の自己PRなどで活用できる。

### \* 4 消防団協力事業所表示制度

- ・小田原市消防団に積極的に協力している事業所に対して、「消防団協力事業所表示証」を交付し、ホームページ等にあわせて掲載し、その社会貢献性や協力体制を公表する制度。協力事業所が地域への社会貢献及び社会責任を果たしていることを評価することにより、事業所の信頼性の向上につながる。また、本市消防団と事業所との協力体制が構築され、地域及び事業所における防災体制が一層充実し、強化することを目的としている。

### \* 5 消防団DX

- ・消防団DXとは、デジタル技術を活用して消防団の活動をより効果的にするための取り組みであり、本市としては、消防団員が持つスマートフォンで災害情報等の共有及び車両報告や出動報告、活動内容等の情報を集約するシステムを導入している。

### \* 6 消防団の装備の基準

- ・消防団員が着用・使用する装備の基準は、「消防団の装備の基準（昭和63年 消防庁告示第3号）」と「消防団員服制基準（昭和25年 国家公安委員会告示第1号）」で定められている。